

## 平成28年旭市議会第2回定例会会議録目次

### 第1号（6月8日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開 会	4
人事の紹介	4
永年勤続表彰伝達並びに記念品の贈呈	5
議長報告事項	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	7
議案上程	7
議案第 1号 平成28年度旭市一般会計補正予算の議決について	
議案第 2号 旭市議会議員及び旭市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 3号 旭市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 4号 財産の取得について（消防ポンプ自動車（CD-1型） 1台）	
議案第 5号 財産の取得について（はしご付消防自動車 1台）	
議案第 6号 財産の取得について（高規格救急自動車 1台）	
議案第 7号 工事請負契約の締結について（旭市立第一中学校校舎大規模改造工事）	
議案第 8号 旭市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて	
議案第 9号 旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
議案第10号 専決処分の承認について（旭市税条例等の一部を改正する条例）	
議案第11号 専決処分の承認について（旭市都市計画税条例の一部を改正する条例）	
議案第12号 専決処分の承認について（旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	

報告第 1 号 平成 27 年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書について	
報告第 2 号 平成 27 年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書について	
報告第 3 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）	
報告第 4 号 専決処分の報告について（金銭債権に係る訴えの提起及び和解）	
提案理由の説明並びに政務報告	8
議案の補足説明及び報告の説明	16
散 会	28

## 第 2 号 （6月10日）

議事日程	29
本日の会議に付した事件	29
出席議員	29
欠席議員	30
説明のため出席した者	30
事務局職員出席者	30
開 議	31
議案質疑	31
議案第 8 号、議案第 9 号直接審議（先議）	35
常任委員会議案付託	36
常任委員会請願付託	36
常任委員会陳情付託	37
散 会	37

## 第 3 号 （6月14日）

議事日程	39
本日の会議に付した事件	39
出席議員	39
欠席議員	39
説明のため出席した者	39
事務局職員出席者	40

開 議	4 1
一般質問	4 1
1 番 林 晴 道	4 1
1 7 番 滑 川 公 英	6 4
6 番 磯 本 繁	8 0
2 番 高 橋 秀 典	8 8
散 会	1 0 5

#### 第 4 号 (6月15日)

議事日程	1 0 7
本日の会議に付した事件	1 0 7
出席議員	1 0 7
欠席議員	1 0 7
説明のため出席した者	1 0 7
事務局職員出席者	1 0 8
開 議	1 0 9
一般質問	1 0 9
1 3 番 伊 藤 房 代	1 0 9
1 8 番 木 内 欽 市	1 1 5
2 1 番 高 橋 利 彦	1 3 6
7 番 飯 嶋 正 利	1 6 2
散 会	1 7 8

#### 第 5 号 (6月16日)

議事日程	1 7 9
本日の会議に付した事件	1 7 9
出席議員	1 7 9
欠席議員	1 7 9
説明のため出席した者	1 7 9
事務局職員出席者	1 8 0

開 議	1 8 1
一般質問	1 8 1
4 番 有 田 惠 子	1 8 1
9 番 太 田 將 範	1 9 7
1 0 番 伊 藤 保	2 1 6
散 会	2 2 8

第 6 号 (6月23日)

議事日程	2 2 9
本日の会議に付した事件	2 2 9
出席議員	2 2 9
欠席議員	2 3 0
説明のため出席した者	2 3 0
事務局職員出席者	2 3 1
開 議	2 3 2
常任委員長報告	2 3 2
質疑、討論、採決	2 3 5
常任委員長請願報告	2 3 7
質疑、討論、採決	2 3 8
常任委員長陳情報告	2 3 9
質疑、討論、採決	2 4 0
発議案上程	2 4 2
発議第 1 号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について	
発議第 2 号 国における平成 2 9 年度教育予算拡充に関する意見書の提出について	
発議第 3 号 難病・疾病対策の充実を求める意見書の提出について	
提案理由の説明	2 4 2
質疑、討論、採決	2 4 6
議員派遣の件	2 4 7
事務報告	2 4 7
閉 会	2 4 8

## 平成28年旭市議会第2回定例会会議録

### 議事日程（第1号）

平成28年6月8日（水曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
  - 第 2 人事の紹介
  - 第 3 永年勤続表彰伝達並びに記念品の贈呈
  - 第 4 議長報告事項
  - 第 5 会議録署名議員の指名
  - 第 6 会期の決定
  - 第 7 議案上程
  - 第 8 提案理由の説明並びに政務報告
  - 第 9 議案の補足説明及び報告の説明
- 

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
  - 日程第 2 人事の紹介
  - 日程第 3 永年勤続表彰伝達並びに記念品の贈呈
  - 日程第 4 議長報告事項
  - 日程第 5 会議録署名議員の指名
  - 日程第 6 会期の決定
  - 日程第 7 議案上程
  - 日程第 8 提案理由の説明並びに政務報告
  - 日程第 9 議案の補足説明及び報告の説明
- 

### 出席議員（22名）

- |     |         |     |         |         |
|-----|---------|-----|---------|---------|
| 1 番 | 林       | 晴 道 | 2 番     | 高 橋 秀 典 |
| 3 番 | 米 本 弥一郎 | 4 番 | 有 田 惠 子 |         |
| 5 番 | 宮 内 保   | 6 番 | 磯 本 繁   |         |

7番	飯嶋正利	8番	宮澤芳雄
9番	太田將範	10番	伊藤保
11番	島田和雄	12番	平野忠作
13番	伊藤房代	14番	林七巳
15番	向後悦世	16番	景山岩三郎
17番	滑川公英	18番	木内欽市
19番	佐久間茂樹	20番	林俊介
21番	高橋利彦	22番	林正一郎

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

市長	明智忠直	副市長	加瀬寿一
教育長	刃田哲雄	秘書広報課長	飯島茂
行政改革 推進課長	浪川昭	総務課長	加瀬正彦
企画政策課長	横山秀喜	財政課長	伊藤憲治
税務課長	渡邊満	市民生活課長	大木廣巳
環境課長	井上保巳	保険年金課長	高木松夫
健康管理課長	浪川勝子	社会福祉課長	岩井正和
子育て 支援課長	大矢淳	高齢者 福祉課長	宮内隆
商工観光課長	向後嘉弘	農水産課長	宮負賢治
建設課長	加瀬喜弘	都市整備課長	川口裕司
下水道課長	高野和彦	会計管理者	島田知子
消防長	品村順一	水道課長	加瀬宏之
庶務課長	角田和夫	学校教育課長	石見孝男
生涯学習課長	高木昭治	体育振興課長	加瀬英志
監査委員 事務局長	高安一範	農業委員会 事務局長	相澤薫

---

事務局職員出席者

事務局長 阿曾博通

事務局次長 花澤義広

---

開会 午前10時 0分

○議長（平野忠作） おはようございます。

ここで、会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いします。

市の広報及び報道関係の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了承を願いたいと思います。

---

### ◎日程第1 開 会

○議長（平野忠作） ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより平成28年旭市議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

### ◎日程第2 人事の紹介

○議長（平野忠作） 日程第2、人事の紹介。

4月1日付の異動による、人事の紹介をいたします。

伊藤憲治財政課長。

渡邊満税務課長。

浪川昭行政改革推進課長。

岩井正和社会福祉課長。

高木松夫保険年金課長。

浪川勝子健康管理課長。

宮負賢治農水産課長。

加瀬喜弘建設課長。

井上保巳環境課長。

加瀬宏之水道課長。



相澤薫農業委員会事務局長。

島田知子会計管理者。

高安一範監査委員事務局長。

なお、そのほかの異動並びに昇格につきましては、過日お配りいたしました人事異動の文書により、ご了承願います。

---

### ◎日程第3 永年勤続表彰伝達並びに記念品の贈呈

○議長（平野忠作） 日程第3、永年勤続表彰伝達並びに記念品の贈呈。

これより、永年勤続表彰伝達並びに記念品の贈呈を行います。

過日開催されました、全国市議会議長会の定期総会におきまして、市議会議員として20年以上在職し、市政の振興に努められました功績により表彰の栄に浴されました、林正一郎議員に、表彰状の伝達と記念品の贈呈を行います。

林正一郎議員、前のほうにお進み願います。

（議長より表彰状伝達並びに記念品贈呈、拍手）

○議長（平野忠作） ここで、しばらく休憩いたします。

そのまま自席でお待ち下さい。

休憩 午前10時 5分

再開 午前10時 6分

○副議長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長にかわって議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

引き続き、永年勤続表彰伝達並びに記念品の贈呈を行います。

過日開催されました全国市議会議長会の定期総会におきまして、市議会議員として10年以上在職し、市政の振興に努められた功績により表彰の栄に浴されました、平野忠作議員に表彰状の伝達と記念品の贈呈を行います。

平野忠作議員、前のほうにお進み願います。

(副議長より表彰状伝達並びに記念品贈呈、拍手)

○副議長(島田和雄) ここで、しばらく休憩いたします。

そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 8分

再開 午前10時 9分

○議長(平野忠作) 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、永年勤続表彰伝達並びに記念品の贈呈を行います。

過日開催されました、全国市議会議長会の定期総会におきまして、市議会議員として10年以上在職し、市政の振興に努められました功績により表彰の栄に浴されました、島田和雄議員に表彰状の伝達と記念品の贈呈を行います。

島田和雄議員、前のほうにお進み願います。

(議長より表彰状伝達並びに記念品贈呈、拍手)

---

#### ◎日程第4 議長報告事項

○議長(平野忠作) 日程第4、議長報告事項。

議長報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物により、ご了承いただきたいと思います。

---

#### ◎日程第5 会議録署名議員の指名

○議長(平野忠作) 日程第5、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

5番、宮内保議員、7番、飯嶋正利議員、以上の2名の議員を指名いたします。

---

◎日程第6 会期の決定

○議長（平野忠作） 日程第6、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。本定例会の会期は、本日から6月23日までの16日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平野忠作） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月23日までの16日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

---

○議長（平野忠作） 市長より送付を受けております議案は、議案第1号から議案第12号までの12議案と報告第1号から報告第4号までの報告4件であります。

配付漏れは、ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平野忠作） 配付漏れないものと認めます。

議案等説明のため、市長、副市長、教育長ほか、関係課長等の出席を求めました。

---

◎日程第7 議案上程

○議長（平野忠作） 日程第7、議案上程。

議案第1号から議案第12号までの12議案と報告第1号から報告第4号までの報告4件を一括上程いたします。

議案第 1号 平成28年度旭市一般会計補正予算の議決について

- 議案第 2号 旭市議会議員及び旭市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3号 旭市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4号 財産の取得について（消防ポンプ自動車（CD-1型） 1台）
- 議案第 5号 財産の取得について（はしご付消防自動車 1台）
- 議案第 6号 財産の取得について（高規格救急自動車 1台）
- 議案第 7号 工事請負契約の締結について（旭市立第一中学校校舎大規模改造工事）
- 議案第 8号 旭市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第 9号 旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第10号 専決処分の承認について（旭市税条例等の一部を改正する条例）
- 議案第11号 専決処分の承認について（旭市都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 議案第12号 専決処分の承認について（旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 報告第 1号 平成27年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 2号 平成27年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 報告第 3号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）
- 報告第 4号 専決処分の報告について（金銭債権に係る訴えの提起及び和解）

---

#### ◎日程第8 提案理由の説明並びに政務報告

○議長（平野忠作） 日程第8、提案理由の説明並びに政務報告。

提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） おはようございます。

本日、ここに平成28年旭市議会第2回定例会を招集し、平成28年度旭市一般会計補正予算のほか、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

初めに、本議会に提案いたしました各議案の提案理由を申し上げます。

議案第1号は、平成28年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出

予算の総額に歳入歳出それぞれ9億200万円を追加し、予算の総額を291億7,200万円とするものであります。

議案第2号は、旭市議会議員及び旭市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、公職選挙法施行令の一部改正に伴い所要の改正を行うものであります。

議案第3号は、旭市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、旭市医師会と匝瑳医師会が合併し、旭匝瑳医師会が発足したことにより所要の改正を行うものであります。

議案第4号から議案第6号までは、財産の取得についてでありまして、議案第4号は、消防ポンプ自動車（CD-1型）1台の購入について、議案第5号は、はしご付消防自動車1台の購入について、議案第6号は、高規格救急自動車1台の購入について、それぞれ議会の議決を求めるものであります。

議案第7号は、工事請負契約の締結についてでありまして、旭市立第一中学校校舎大規模改造工事について、議会の議決を求めるものであります。

議案第8号は、旭市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてでありまして、現評価員の辞職に伴い、後任の評価員を選任するにあたり議会の同意を求めるものであります。私は、渡邊満氏が適任であると考え、提案するものであります。

議案第9号は、旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでありまして、現委員のうち1名の任期が8月18日をもって満了となるため、後任の委員を任命するにあたり、あらかじめ議会の同意を求めるものであります。私は、鏑木俊一氏が適任と考え、提案するものであります。

議案第10号から議案第12号までは、専決処分の承認についてでありまして、議案第10号は、旭市税条例等の一部を改正する条例の制定、議案第11号は、旭市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定、議案第12号は、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、いずれも地方税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い専決処分を行ったため、承認を求めるものであります。

報告第1号は、平成27年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第2号は、平成27年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書について、報告第3号及び報告第4号は、専決処分の報告についてでありまして、それぞれ報告するものであります。

次に、平成27年度の一般会計並びに各特別会計の執行結果について概要を申し上げます。

平成27年度の一般会計並びに各特別会計は、現在、事務当局において決算作業を進めているところであります。

財政運営にあたっては、税収等の一般財源の確保、交付金や起債等の活用を図るとともに、経費の節減合理化に努めてまいりました。

その結果、平成27年度の一般会計は、概算で歳入総額314億4,600万円、歳出総額286億3,800万円となり、翌年度に繰り越しとなる財源を差し引いた実質収支額は24億6,600万円の黒字と見込まれるものであります。

また、特別会計についてもおおむね順調な決算となる見込みであります。

次に、この機会に市政の近況についてご報告いたします。

初めに、農業について申し上げます。

水田農業については、5月13日に、国、県による飼料用米推進キャラバンが本市を訪れ、取り組みの拡大について要請を受けたところであります。

本市においては、米価下落対策として有効とされる飼料用米の推進、作物の収入減少影響緩和対策いわゆるナラシ対策等について、さらに力を入れ、併せて県が創設した飼料用米・加工用米流通加速化事業を活用し、取り組み農家を支援してまいります。

園芸については、「新輝け！ちばの園芸」や「園芸施設省エネルギー化推進事業」等、県の補助事業を活用し、生産力の強化拡大に必要な施設や管理機械等の整備、経費節減を進める農家を支援し、施設園芸の一大産地としてさらなる発展を目指してまいります。

圃場整備事業については、平成19年度から、整備を進めてまいりました万力Ⅱ期地区面工事の完了の見通しがついたことから、本日午後、干潟公民館において、換地計画を決定するための権利者会議が開催されます。また、飯岡西部地区、春海地区、豊和地区の面工事については、現在、県が施工中であり、今後も事業が円滑に進捗するよう支援してまいります。

T P P対策については、国が創設した補助事業を活用し、農産関係では、農産物の高収益化を図るための「産地パワーアップ事業」により、ちばみどり農業協同組合が行う飯岡支店脇の集出荷施設と貯蔵施設の整備を支援いたします。

畜産・酪農関係では、収益の向上を図るための「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業」により、家畜飼養管理施設等の整備を支援してまいります。

次に、商業の振興について申し上げます。

プレミアム付共通商品券の発行事業については、旭市商業振興連合会を通じて、7月と12月の2回で、併せて1万7,000セット、総額1億8,700万円分の販売を予定しております。商

業を取り巻く環境は、依然、消費低迷により厳しい状況が続いており、この施策により、商店街等の活性化や消費拡大が図られるよう、引き続き支援してまいります。

創業者支援事業については、「創業支援事業計画」を策定し、産業競争力強化法に基づく国の認定を受け、創業支援のワンストップ相談窓口を設置したところであります。

今後、商工会や市内金融機関等と連携し、創業者への支援を行ってまいります。

次に、観光事業について申し上げます。

袋公園桜まつりについては、4月1日から12日まで開催されました。4月9日には満開の桜が咲き誇る中、本市の観光大使であります椎名佐千子さんの歌謡ショーをはじめ、演芸大会やわくわく市場などの催しに1万7,000人余りが訪れ、にぎわいを見せたところであります。

いよいよこれから、夏の観光シーズンが始まります。あさひ砂の彫刻美術展は、旭文化の杜公園ふれあい広場を会場に7月16日から8月7日まで、旭市いいおかYOU・遊フェスティバルは、7月30日、31日に、旭市七夕市民まつりは、8月6日、7日に開催が予定されております。なお、ミス七夕コンテストは7月16日に行われる予定であります。

海水浴場については、7月9日から8月21日までの44日間、矢指ヶ浦海水浴場と飯岡海水浴場を開設する予定であり、市営海浜プールについては、7月16日から8月28日までの44日間開設する予定であります。現在、開設に向けて関係機関のご協力をいただきながら、観光客が安全で楽しく過ごしていただけるよう準備を進めているところであります。

このほか、7月23日には、サマーフェスタ in 矢指ヶ浦が、8月11日には、復興イベントが、矢指ヶ浦海水浴場で開催されます。

それぞれのイベントに、より多くの市民、観光客に参加いただけるよう、PRに努めてまいります。

次に、道の駅季楽里あさひについて申し上げます。

昨年10月17日に開業した道の駅季楽里あさひについては、好評をいただいております。3月末までの半年間の来場者は58万8,000人と計画を上回る実績で、観光や交流の拠点としてのにぎわいを見せております。

今後も「重点道の駅」としての利点を活かしながら、より一層のPRに努めてまいります。

次に、労政について申し上げます。

合同企業説明会については、市が後援する旭市雇用対策協議会主催により、4月26日に初めての開催をいたしました。この事業は、来春卒業予定の近隣高校生に地元企業をPRする

ことにより、人材確保につなげるために行うもので、266名の高校生の参加がありました。

次に、スポーツの振興について申し上げます。

体育施設の月曜開放については、本年も8月の5日間、試験的に行うこととしました。対象となる施設は、飯岡地域の体育館と野球場、庭球場に、干潟地域の野球場と庭球場を合わせた5施設で、広報紙と市のホームページで市民へ周知し、今月から予約を受け付けております。

また、平成9年にオープンした旭市総合体育館の利用者が、今月中には、200万人に達する見込みですので、その際には、記念セレモニーを行う予定であります。

次に、社会福祉について申し上げます。

低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時給付金については、6月2日に2,100件の給付を行ったところであります。

なお、申請受け付けの期限は、8月10日となっておりますので、今後も適正な処理と、申請漏れがないよう広報紙等で周知に努めてまいります。

次に、旭中央病院の地方独立行政法人化について申し上げます。

4月1日に旭中央病院は地方独立行政法人として新たなスタートを切ることができました。

地方独立行政法人としてのメリットを最大限に発揮して、経営基盤のさらなる向上と、地域住民の健康維持、増進に寄与することを期待するとともに、ますます発展させていただきたいと思っております。

今後も、病院の経営状況につきましては、評価委員会の評価結果の報告等により、議員をはじめ市民の皆様へ周知してまいります。

次に、教育行政について申し上げます。

旭市の教育に関する大綱については、第3回総合教育会議において、「～旭に学び、育ち、旭を誇りに思うひとづくり～」を基本理念として策定いたしました。今後は、この大綱を教育の柱として、教育委員会と連携し、教育行政の充実に取り組んでまいります。

小・中学校の再編については、少子化が進む中、避けては通れない問題であるため、教育委員会において「旭市学校のあり方検討委員会」を設置し、小・中学校の適正規模、適正配置等について検討を進めていくことといたしました。

次に、学校教育について申し上げます。

旭市における本年度の学校教育指導の指針については、「人と地域が輝く教育を目指す」～児童生徒一人一人に「生きる力」を～といたしました。



この実現に向けて、特別に支援を要する児童・生徒のための支援や個に応じたきめ細かな指導を行うため教諭補助員を、本年度から1名増員し、全20校に26名を配置いたしました。また、ALTについては、市内中学校5校へ6名を配置、学校図書館司書については、4名を市内全ての小・中学校へ巡回配置し、英語教育や読書活動の充実などの取り組みを進めてまいります。

次に、定住促進について申し上げます。

定住促進奨励金の交付については、平成27年度において、45件、合計2,250万円を支給しました。これによる実転入者は120人でした。

制度を開始した平成25年度からの3年間の累計では、129件、実転入者は、333人となっております。今後も様々な定住促進策を広くPRしていくことにより、移住・定住の促進に努めてまいります。

次に、交流事業について申し上げます。

幽学の里で米づくり交流事業については、5月4日、5日に田植えイベントを開催いたしました。

東京、埼玉、葛南地域などから、125家族、440名の参加者があり、大原幽学先生ゆかりの水田で、田植えを行い、米作りの難しさや楽しさを体験していただきました。また、当日は、大原幽学先生を紹介する紙芝居の上演や性学もちの試食なども行い、都市住民との交流を図ることができました。

旭市・茅野市児童交流事業については、8月2日から4日までの3日間、海上地域の3小学校から児童30名が長野県茅野市を訪問いたします。また、沖縄交流事業については、6月30日から7月2日までの3日間、市内3小学校から児童20名が沖縄県中城村を訪問いたします。中城村からは11月17日から3日間、18名の児童が旭市を訪れる予定となっており、これらの事業を通じてより広い視野を持てる児童が育つことと、相互の風土や歴史文化について理解を深め、良好な友好関係を築き、豊かな人間性や社会性が養われることを期待しております。

次に、義務教育施設の整備について申し上げます。

第一中学校校舎大規模改造工事については、5月26日に建築工事の一般競争入札を行い、契約の相手方が決定したことから仮契約を締結したところであります。

旧飯岡中学校校舎解体工事については、5月末に解体工事を完了したところであり、今後この跡地利用について検討してまいります。

屋内運動場防災機能強化工事については、飯岡小学校と嚶鳴小学校が3月に着工し、8月末の完成に向けて順調に進捗しているところであります。

次に文化振興について申し上げます。

旭市民音楽祭については、8月11日に開催を予定しており、21団体177名の参加申し込みがありました。

「あさひ輝いた人々」編さん委員会については、郷土の発展に尽力された方々を後世に伝えていくための史料として編さんすることを目的として設置し、5月に第1回目の会議を開催いたしました。成人はもちろんのこと、中学生などにも興味を持ってもらえるような内容とし、幅広く活用できるよう編さんしたいと考えております。

次に、旭市イメージアップキャラクター「あさピー」について申し上げます。

旭市の魅力をPRするため「あさピー」は、市内外の各種イベントに積極的に参加しております。

「あさピー」は道の駅で販売される多くの商品に活用され、地元での人気は、徐々に上がっておりますが、今後もデザインを民間へ無償で提供し、様々な場面で活用いただくよう努めてまいります。また、7月22日から10月24日まで、インターネット投票で競われる「ゆるキャラグランプリ2016」にもエントリーいたしました。今後も引き続きPR活動を進めてまいります。

次に、市道の整備について申し上げます。

旭中央病院アクセス道整備事業については、国道126号から東総広域農道までの区間の道路用地を取得するため、用地交渉を行っているところで、今年度は、一部区間について、工事着手する予定であります。

飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業及び南堀之内バイパス整備事業については、一部完成区間において通行を開始しているところでありますが、引き続き用地交渉を進め、早期完成に努めてまいります。

津波避難道路については、飯岡地域の（仮称）横根三川線と旭地域の（仮称）椎名内西足洗線の設計業務が終了いたしました。今後は、関係機関と協議を行い、用地交渉を進め、早期完成に努めてまいります。

次に、下水道事業について申し上げます。

公共下水道については、平成27年度末に最後の区域となるロの新田地区3.8ヘクタールが新たに供用開始区域となり、事業認可区域202ヘクタール全ての面整備事業が完了いたしま

した。今後も水洗化率の向上に向けて、引き続き普及促進に努めてまいります。

次に、生活環境について申し上げます。

きれいな旭をつくる運動については、きれいな旭をつくる会を中心に市民の皆様のご協力をいただきながら、ゴミゼロ運動をはじめ各種事業を実施しているところであります。

5月29日に実施しました春のゴミゼロ運動では、約1万人の市民の皆様のご協力をいただき、14トンの空きかん、空きびん、ペットボトル、散乱ごみなどを回収することができました。

今後もこの運動を継続し、ごみの減量化、発生抑制、再使用、再生利用などを進めてまいります。

次に、ごみ処理広域化推進事業について申し上げます。

ごみ処理の広域化については、東総地区広域市町村圏事務組合において、銚子市野尻町地区を広域ごみ焼却施設の計画地として、また、銚子市森戸町地区を広域最終処分場の候補地として、現在、環境調査等を実施しております。この調査結果を踏まえ、施設計画や環境対策等をまとめ、今年度中に計画地周辺の地元住民の同意が得られるよう取り組んでまいります。

今後も、広域ごみ焼却施設及び広域最終処分場の早期完成を目指し、組合及び構成市と連携を図ってまいります。

次に、防災について申し上げます。

災害時における物資供給に関する協定については、6月2日に、「5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会」及び「一般社団法人日本福祉用具供給協会」との間において締結いたしました。

「5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会」は、大規模災害時に避難所等に畳を贈る活動をしている、449の畳店で組織する全国規模のネットワークでありまして、「一般社団法人日本福祉用具供給協会」は、福祉用具供給事業者に関する唯一の広域社団法人であります。この協定締結により災害時に避難所等のよりよい環境を整えるため、畳や介護ベッド、車いすなど福祉用具の供給を、優先的に受けることが可能となりました。

築山整備事業については、津波避難対策の一環として日の出保育所西側の整備に向け、事業を進めてまいります。

次に、新庁舎建設について申し上げます。

本庁舎建設地については、旭文化の杜公園を建設候補地として、都市計画変更に係る手続

きの早期完了を目指し、県と調整を行い、議会や市民の理解を得ながら関係業務に取り組んでまいります。

以上、このたび提案しました案件の趣旨をご説明し、併せて市政の近況について申しあげました。

詳しくは事務担当者から説明し、また、質問に応じてお答えいたしますので、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平野忠作） 提案理由の説明並びに政務報告は終わりました。

---

### ◎日程第9 議案の補足説明及び報告の説明

○議長（平野忠作） 日程第9、議案の補足説明及び報告の説明。

初めに、議案の補足説明を求めます。

議案第1号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 伊藤憲治 登壇）

○財政課長（伊藤憲治） それでは、議案第1号及び議案第4号から議案第7号について補足説明を申し上げます。

初めに、議案第1号、平成28年度旭市一般会計補正予算の議決について申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9億200万円を追加し、予算の総額を291億7,200万円とするものです。

2ページと3ページは、歳入歳出予算の款項の補正額ですので、説明を省略いたします。また、5ページと6ページは歳入歳出予算事項別明細書の総括ですので、これも説明は省略しまして、7ページの歳入からご説明いたします。

14款2項4目農林水産業費県補助金9億200万円の追加は、説明欄1、飼料用米等流通加速化事業費補助金144万9,000円及び説明欄2、産地パワーアップ事業費補助金3億376万2,000円並びに説明欄3、畜産競争力強化対策整備事業費補助金5億9,678万9,000円を新規に計上するものです。内容につきましては、歳出で説明させていただきます。

それでは、8ページの歳出をお願いいたします。

今回、補正をお願いする事業は、6款1項農業費の3事業で、いずれも新規事業として全額県費で行うものであります。

まず3目農業振興費3億521万1,000円の追加のうち、説明欄1、飼料用米等流通加速化事業144万9,000円は、飼料用米等の流通体制の整備や低コスト化を図るための機械導入費の一部を補助するものであります。

説明欄2の産地パワーアップ事業3億376万2,000円は、高収入な作物及び栽培体系への転換を図るため、ちばみどり農協が行う集出荷施設の再整備費用の一部を補助するものであります。

次に、4目畜産振興費5億9,678万9,000円の追加は、説明欄1、畜産競争力強化対策整備事業で、内容は、畜産農家に対し収益力強化や畜産環境問題への対応に必要な施設整備費の一部を補助するものであります。

以上で、議案第1号の補足説明を終わりました。続いて議案第4号から議案第6号について補足説明を申し上げます。

この3議案は、いずれも財産の取得についてでありまして、まず議案第4号について申し上げます。

恐れ入ります、裏面をご覧くださいませ。

取得する財産は、消防ポンプ自動車（CD-1型）1台で、金額は3,759万4,420円、相手方は、東京都港区西新橋三丁目25番31号、株式会社モリタ東京営業部部长、山北忠司であります。

契約方法につきましては、事後審査方式制限付一般競争入札により執行いたしました。

入札の経過を申し上げます。

平成28年4月25日に公告し、5月16日まで入札書の受け付けを行ったところ、8者から入札書の提出がございました。

5月17日に開札した結果、予定価格に達し、審査したところ、入札参加資格要件を満たしておりましたので、契約の相手方に決定いたしました。

仮契約の締結日は5月24日、納入期限は11月30日であります。

なお、予定価格は3,810万2,400円、落札率は98.67%でありました。

続いて、議案第5号について申し上げます。

やはり裏面をご覧くださいませと思います。

取得する財産は、はしご付消防自動車1台で、金額は1億9,894万7,200円、相手方は、東

京都港区西新橋三丁目25番31号、株式会社モリタ東京営業部部長、山北忠司であります。

契約方法につきましては、事後審査方式制限付一般競争入札により執行いたしました。

入札の経過を申し上げます。

平成28年5月9日に公告し、5月23日まで入札書の受け付けを行ったところ、1者から入札書の提出がありました。

5月24日に開札した結果、予定価格に達し、審査したところ、入札参加資格要件を満たしておりましたので、契約の相手方に決定いたしました。

仮契約の締結日は6月1日、納入期限は12月28日であります。

なお、予定価格は2億109万6,000円、落札率は98.93%でありました。

続いて、議案第6号について申し上げます。

取得する財産は、高規格救急自動車1台で、金額は3,257万6,280円、相手方は、匝瑳市上谷中2211番地22、千葉トヨタ自動車株式会社八日市場店店長、磯野弘幸であります。

契約方法につきましては、事後審査方式制限付一般競争入札により執行いたしました。

入札の経過を申し上げます。

平成28年5月9日に公告し、5月23日まで入札書の受け付けを行ったところ、1者から入札書の提出がありました。

5月24日に開札した結果、予定価格に達し、審査したところ、入札参加資格要件を満たしておりましたので、契約の相手方に決定いたしました。

仮契約の締結日は6月1日、納入期限は平成29年1月31日であります。

なお、予定価格は3,782万1,600円、落札率は86.13%でありました。

以上で、議案第4号から議案第6号についての補足説明を終わらして、次に、議案第7号、工事請負契約の締結について補足説明を申し上げます。

工事の名称は、旭市立第一中学校校舎大規模改造工事であります。

契約の方法は一般競争入札で、契約金額は3億6,072万円、契約の相手方は、旭市ニの1469番地、株式会社伊藤工務店代表取締役、伊藤晃であります。

入札の経過を申し上げます。

平成28年4月14日に入札の公告を行い、5月6日まで入札参加資格申請の受け付けを行ったところ6者から申請があり、全て資格要件を満たしておりましたので、この6者による入札書の受け付けを5月10日から25日まで行いました。

このうち4者から応札があり、5月26日に開札した結果、予定価格の制限の範囲内で最低

の価格で入札した株式会社伊藤工務店を契約の相手方に決定いたしました。

仮契約の締結日は6月1日、工事の期限は平成29年8月31日であります。

なお、予定価格は4億4,992万8,000円、最低制限価格は3億5,994万2,400円、落札率は80.17%でありました。

以上で、議案第7号について説明を終わります。

○議長（平野忠作） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、ここで11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時 5分

○議長（平野忠作） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の補足説明を求めます。

議案第2号、議案第8号、議案第9号について、補足説明を求めます。総務課長、ご登壇ください。

（総務課長 加瀬正彦 登壇）

○総務課長（加瀬正彦） それでは、議案第2号、8号及び9号につきまして補足説明を申し上げます。

最初に、議案第2号でございます。

旭市議会議員及び旭市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

この条例改正の趣旨でございますが、公職選挙法施行令の一部改正によりまして、国会議員の選挙における選挙運動の公費負担の限度額が改められましたことから、条例中で規定する市議会議員及び市長の選挙における公費負担の限度額を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表の1ページをお願いいたします。

改正する部分、下線を引いてございますので、そのところをご覧いただきたいと思っております。

まず第4条になります。4条の改正は、第2号アでは、選挙運動用自動車の運転手の雇用契約をした場合におきまして、運転業務に従事する者に対して支払うべき報酬の限度額、こ

れを1万5,300円から1万5,800円に改めるものでございます。

また、第2号イでは、2ページになります。選挙運動用自動車に供給した燃料代の限度額を7,350円から7,560円に改めるものです。

第6条及び第8条の改正は、選挙運動用ビラ1枚当たりの単価を7円30銭から7円51銭に改めるものでございます。

なお、選挙運動用ビラの頒布は、公職選挙法におきまして市の選挙においては市長選挙のみ認められておりまして、よって選挙運動用ビラの公費負担は、市長選挙における候補者のみに認められた制度となっております。

3ページをお願いいたします。

第9条の改正は、選挙運動用ポスター1枚当たりの作成単価を510円48銭から525円6銭に、基本額を30万1,875円から31万500円に改めるものです。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

続きまして、議案第8号です。

固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて補足説明を申し上げます。

現職の辞職の申し出に伴いまして後任を選任するに当たり、地方税法第404条第2項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

固定資産評価員に選任したい方、旭市関戸795番地16の渡邊満氏、生年月日は昭和33年1月2日でございます。本年4月1日から本市の税務課長の職にあり、固定資産評価員として適任の方です。

なお、渡邊氏は、地方税法に規定する兼職及び請負の禁止並びに欠格条項については、いずれも該当しないことを申し添えたいと思います。

続きまして、議案第9号、旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて補足説明を申し上げます。

現委員1名の任期が本年8月18日に満了となります。後任を任命するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

教育委員に任命したい方は、旭市鎗木2817番地にお住まいの鎗木俊一氏、昭和28年1月2日生まれの方でございます。

なお、鎗木氏は、同法に規定する欠格条項及び兼職の禁止並びに地方自治法に規定する兼



業の禁止のいずれにも該当しないことを申し添えます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（平野忠作） 総務課長の補足説明は終わりました。

議案第3号について、健康管理課長、登壇してください。

（健康管理課長 浪川勝子 登壇）

○健康管理課長（浪川勝子） それでは、議案第3号、旭市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

旭市医師会と匠瑳医師会が平成28年4月1日に合併いたしまして、旭匠瑳医師会が発足したことによりまして、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表の4ページご覧ください。

第3条第2項の改正は委員の委嘱です。（2）の「社団法人旭市医師会長」と（3）の「社団法人旭市医師会から推薦された医師」、これを「一般社団法人旭匠瑳医師会（以下「医師会」という。）の役員のうちから医師会長が推薦した者」、それと「医師会から推薦された医師」に改正するものでございます。

附則は、本条例の施行日を公布の日からとするものでございます。

以上で、議案第3号の補足説明を終わります。

○議長（平野忠作） 健康管理課長の補足説明は終わりました。

議案第10号、議案第11号、議案第12号について、税務課長、登壇してください。

（税務課長 渡邊 満 登壇）

○税務課長（渡邊 満） それでは、議案第10号、第11号、第12号について補足説明申し上げます。

最初に議案第10号、旭市税条例等の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する等の法律が平成28年3月31日に公布され、同年4月1日より施行されることに伴い、緊急に旭市税条例を改正する必要性が生じたので、同年3月31日に旭市税条例等の一部を改正する条例を専決処分したものです。

それでは、お配りしてあります旭市税条例新旧対照表（第1条関係）をお願いします。

5ページをお開きください。

第18条の3、納税証明事項及び第19条、納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金については、地方税法の改正による文言の整理でございます。

次に、6ページをお開きください。

第34条の4、法人税割の税率については、法人税法の改正に伴う法人税割の税率が引き下げにより改正するものです。

次に、7ページをお開きください。

第43条から11ページの第50条までは、地方税法及び法人税法改正に伴い、延滞金の計算の基礎控除期間の新設及び文言の整理であります。

次に、13ページをお開きください。

第56条、15ページの第59条については、地方税法改正により固定資産税の非課税範囲及び適用を受けなくなった場合の規定を追加するものです。

第80条、軽自動車税の納税義務者等から24ページの第91条、原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等については、環境性能割について規定し、軽自動車税を種別割に名称変更を行うものです。

次に、16ページにお戻りください。

第81条、軽自動車税のみなす課税については、みなす課税について規定するものです。

次に、17ページをお開きください。

第81条の2、日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲については、緊急用のものに対しては軽自動車税を課さない。

次に、24ページをお開きください。

附則第6条、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例については、地方税法改正により読み替え適用されるものです。

次に、25ページをお開きください。

附則第10条の2及び26ページの第10条の3については、地方税法の改正に併せて条例で定めるものです。

次に、27ページをお開きください。

附則第15条の2から附則第15条の6については、軽自動車税の環境性能割について新たに加えるものです。

次に、28ページをお開きください。

その下の附則第16条については、軽自動車税の種別割のグリーン化特例（軽課）の延長及び種別割に名称変更するものです。

次に、31ページをお開きください。

附則第6条については、地方税法の改正に併せて種別割に名称変更等の規定を整備するものです。

次に、33ページをお開きください。

附則第5条、市たばこ税に関する経過措置については、市税条例の改正に伴う所要の規定を整備するものです。

続きまして、議案第11号、旭市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

新旧対照表の41ページをご覧ください。

今回の改正は、議案第10号と同様に地方税法等の一部を改正する等の法律が平成28年3月31日に公布され、同年4月1日より施行されることに伴い、専決処分したものです。

改正内容につきましては、地方税法の一部改正に伴い、引用条項の改正を行ったものです。

第2条、納税義務者等については、課税標準となるべき価格に、第34項の規定の適用を新たに加えるものです。

附則第6項として、わがまち特例の割合を定めるものです。

附則第7項から42ページの第10項までは地方税法の一部改正により改正するものです。

次に、43ページをお開きください。

附則第11項から46ページの第17項までは項ずれで生じたものであり、また附則第12項から16項までは、地方税法の一部改正により改正するものです。

続きまして、議案第12号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

議案第10号、議案第11号と同様に地方税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布され、同年4月1日より施行されることに伴い、専決処分したものです。

今回の改正は、低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象世帯を拡大するものがあります。

新旧対照表の47ページをお開きください。

第23条第2号関係は5割軽減の拡大で、軽減対象となる所得基準額を26万円から26万5,000円に引き上げるものです。

次に、下のほうですが、同条第3号関係は2割軽減の拡大で、軽減対象となる所得基準額を47万円から48万円に引き上げるものです。

以上で、議案第10号から議案第12号までの補足説明を終わります。

○議長（平野忠作） 税務課長の補足説明は終わりました。

続いて、報告の説明を求めます。

報告第1号、報告第2号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 伊藤憲治 登壇）

○財政課長（伊藤憲治） それでは、報告第1号及び報告第2号についてご説明申し上げます。

まず報告第1号は、平成27年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書についてでありまして、繰越明許費として、平成27年度一般会計補正予算第3号及び第4号において、設定した事業について翌年度へ繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

繰り越した事業は、全部で15事業ございます。

まず2款1項総務管理費の電算システム運用事業は、マイナンバー制度に伴う情報セキュリティ強化と子ども・子育て支援の電算システム改修業務に関するものです。これは、国の補助金の交付決定が平成28年3月となったことで、業務完了に必要な期間の確保ができなかったため3,748万7,000円を繰り越したもので、事業の完了は平成29年2月を予定しております。

次の3項戸籍住民基本台帳費の住民基本台帳事務費は、マイナンバー制度に伴う通知カード・個人番号カードの発行等関連業務を委任している地方公共団体情報システム機構へ支払う交付金で、これは国の平成27年度補正予算事業であったことから1,610万円を繰り越したもので、事業の完了は平成29年3月を予定しております。

次に、3款1項社会福祉費の臨時福祉給付金給付事業は、所得の低い高齢者を対象にした年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給業務に関するもので、これは国の平成27年度補正予算事業であったことから2億991万7,000円を繰り越したもので、事業の完了は平成29年3月を予定しております。

次の3項児童福祉費の民間教育・保育施設改築等事業は、あさひこひつじ幼稚園認定こども園整備事業に対する補助金で、基礎工事の再設計に不測の日数を要したため1億1,320万3,000円を繰り越したものですが、工事は平成28年5月20日に完了しております。

次の6款1項農業費の畜産競争力強化対策整備事業は、畜産経営の収益性向上などを目的とした牛舎等の整備に対する補助金で、県の事業計画の承認に不測の日数を要したため、3,710万円を繰り越したものですが、工事は平成28年5月31日に完了しております。

次の2項林業費の保安林植栽事業は、関係機関との協議に不測の日数を要し、適正な工期

が確保できないため工事費520万円を繰り越したもので、事業の完了は平成28年7月を予定しております。

次の7款1項商工費の観光資源創出プロモーション事業は、県が実施する高速バス実証運行事業への負担金と旭市への来訪者に対する宿泊費等の一部助成です。これは、国の平成27年度補正予算による地方創生加速化交付金活用事業であったことから304万8,000円を繰り越したもので、事業の完了は平成28年12月を予定しております。

次の8款2項道路橋梁費の道路新設改良事業は、調査・設計委託料で1路線、道路改良工事と道路排水整備工事などで9路線の事業費です。これは、道路の境界確定や関係機関との協議に不測の日数を要したため7,277万7,000円を繰り越したもので、事業の完了は平成29年3月を予定しております。

次の蛇園南地区流末排水整備事業は、既設水道管の移設に不測の日数を要し、年度内での工期の確保が困難となったため2,327万8,000円を繰り越したもので、事業の完了は平成28年7月を予定しております。

次の旭中央病院アクセス道整備事業は、土地と家屋の補償に関するものです。関係機関との協議に不測の日数を要したため7,719万円を繰り越したものですが、平成28年5月31日に完了しております。

次の飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業は、ほかの事業との調整や関係機関との協議に不測の日数を要したため3,687万4,000円を繰り越したもので、事業の完了は平成29年3月を予定しております。

次の橋梁長寿命化修繕事業は、関係機関との協議に不測の日数を要し、年度内での工期の確保が困難となったため5,328万2,000円を繰り越したもので、事業の完了は平成28年8月を予定しております。

次の9款1項消防費の消防庫整備事業は、第4中隊第2分団第2部平松地先と第5中隊第1分団第1部萬歳地先の消防庫の改築工事です。これは、二度にわたる入札不調により年度内での適正な工期が確保できなかったため2,245万8,000円を繰り越したもので、事業の完了は平成28年8月を予定しております。

次の10款2項小学校費小学校大規模改造事業は、国庫補助金が前倒しで採択されたことに伴う飯岡小学校と嚶鳴小学校の屋内運動場防災機能強化工事です。年度内での適正な工期が確保できなかったため1億848万9,000円を繰り越したもので、事業の完了は平成28年8月を予定しております。

次の3項中学校費飯岡中学校改築事業は、校舎の移転後に着手した解体工事で、年度内の適正な工期が確保できなかったため5,400万円を繰り越したものでありますが、工事は平成28年5月31日に完了しております。

続きまして、報告第2号、平成27年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書についてご説明申し上げます。

この計算書は、平成27年度一般会計予算に係る事業のうち、翌年度へ事故繰り越したもののについて、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものであります。

まず8款2項道路橋梁費の一番上になります。道路新設改良事業の調査・設計委託料は、飯岡地区八軒町地先の道路詳細設計・測量業務です。これは、境界査定や関係機関との協議に不測の日数を要したため432万円を繰り越したもので、事業の完了は7月を予定しております。

次の道路新設改良事業の道路改良工事は、岩井地先と三川地先の2路線の道路改良工事です。これは、斜面崩落や排水対策などの対応に不測の日数を要したため2,269万2,360円を繰り越したもので、事業の完了は7月を予定しております。

次の道路新設改良事業の道路排水工事は、岩井地先の道路排水整備工事です。これは、関係機関との協議に不測の日数を要したため2,115万3,960円を繰り越したもので、事業の完了は8月を予定しております。

次の冠水対策排水整備事業は、東町地先の地域排水工事です。湧き水などへの対応に不測の日数を要したため、工事費2,766万960円を繰り越したもので、事業の完了は6月を予定しております。

最後の蛇園南地区流末排水整備事業は、軟弱地盤の影響調査や工法の検討などに不測の日数を要したため、調査・測量委託料111万7,800円を繰り越したもので、事業の完了は6月を予定しております。

以上で、報告第1号及び報告第2号の説明を終わります。

○議長（平野忠作） 財政課長の説明は終わりました。

報告第3号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 加瀬正彦 登壇）

○総務課長（加瀬正彦） 報告第3号、専決処分の報告について補足説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会から委任による専決処分の指定を受けております市の義務に属する損害賠償の額の決定で、100万円以下のものについて専決処分を

しましたので、議会へ報告するものです。

それでは、案件ごとにご説明申し上げます。

案件1でございます。

平成26年3月18日、旭市イ地先における市有自動車の接触による自動車物損事故で、同年4月24日に専決しております。

損害賠償額、相手方及び和解の条件等は記載のとおりでございます。以下同様となります。

案件2は、平成27年7月28日、いいおかふれあいスポーツ公園での草刈り作業中に小石がはね、車両後部座席の窓ガラスが破損した自動車物損事故で、同年8月18日に専決しております。

案件3は、平成27年7月5日、旭市米込地先道路上において、路面の穴に自動車が進出し、タイヤ、ホイールが破損した自動車物損事故で、同年8月25日に専決しております。

案件4は、平成27年7月5日、旭市米込地先道路上において、路面の穴に自動車が進出し、タイヤ、ホイールが破損した自動車物損事故で、同年9月4日に専決しております。

案件5は、平成27年7月2日、旭市琴田地先道路上において、路面の穴に自動車が進出し、ホイール、サスペンションが破損した自動車物損事故で、同年10月1日に専決しております。

案件6は、平成27年8月29日、長生郡一宮町一宮地先における市有自動車の看板への接触による物損事故で、同年11月2日に専決しております。

案件7は、平成27年10月22日、クリーンセンター焼却施設プラットホーム内でのクレーン接触による自動車物損事故で、平成28年2月5日に専決しております。

案件8は、平成27年12月29日、旭市イ地先における市有自動車のブロック塀への接触による物損事故で、平成28年3月17日に専決しております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 総務課長の説明は終わりました。

報告第4号について、行政改革推進課長、登壇してください。

（行政改革推進課長 浪川 昭 登壇）

○行政改革推進課長（浪川 昭） 報告第4号、専決処分の報告について補足説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会から委任による専決処分の指定を受けております市が当事者である1件100万円以下の金銭債権に係る訴えの提起に関すること及び100万円以下の和解に関することについて、平成28年2月及び平成28年3月に専決処分した

ので、議会へ報告するものであります。

本件は、学校給食費と市営住宅家賃の支払い請求に関するものです。

訴え提起の理由としては、相手方の滞納に対し、再三の催告等にもかかわらず支払いがなされなかったため、簡易裁判所に支払い督促の申し立てを行いました。これに対して相手方から督促異議の申し立てがあったものです。

民事訴訟法第395条の規定では、督促異議の申し立てがあった時は訴えの提起があったものとみなすことから、通常の手続きへと移行したものです。

訴えの請求額、相手方及び和解等の内容等は記載のとおりでございます。

○議長（平野忠作） 行政改革推進課長の説明は終わりました。

以上で、議案の補足説明及び報告の説明を終わります。

---

○議長（平野忠作） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は10日、定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午前11時36分



## 平成28年旭市議会第2回定例会会議録

### 議事日程（第2号）

平成28年6月10日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 議案質疑
  - 第 2 常任委員会議案付託
  - 第 3 常任委員会請願付託
  - 第 4 常任委員会陳情付託
- 

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案質疑
  - 追加日程 議案第8号、議案第9号直接審議（先議）
  - 日程第 2 常任委員会議案付託
  - 日程第 3 常任委員会請願付託
  - 日程第 4 常任委員会陳情付託
- 

### 出席議員（22名）

1番	林 晴 道	2番	高 橋 秀 典
3番	米 本 弥一郎	4番	有 田 惠 子
5番	宮 内 保	6番	磯 本 繁
7番	飯 嶋 正 利	8番	宮 澤 芳 雄
9番	太 田 將 範	10番	伊 藤 保
11番	島 田 和 雄	12番	平 野 忠 作
13番	伊 藤 房 代	14番	林 七 巳
15番	向 後 悦 世	16番	景 山 岩三郎
17番	滑 川 公 英	18番	木 内 欽 市
19番	佐久間 茂 樹	20番	林 俊 介
21番	高 橋 利 彦	22番	林 正 一 郎

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

市 長	明智 忠直	副 市 長	加瀬 寿一
教 育 長	笏田 哲雄	秘書広報課長	飯島 茂
行政改革 推進課長	浪川 昭	総務課長	加瀬 正彦
企画政策課長	横山 秀喜	財政課長	伊藤 憲治
税務課長	渡邊 満	市民生活課長	大木 廣巳
環境課長	井上 保巳	保険年金課長	高木 松夫
健康管理課長	浪川 勝子	社会福祉課長	岩井 正和
子育て 支援課長	大矢 淳	高齢者 福祉課長	宮内 隆
商工観光課長	向後 嘉弘	農水産課長	宮負 賢治
建設課長	加瀬 喜弘	都市整備課長	川口 裕司
下水道課長	高野 和彦	会計管理者	島田 知子
消 防 長	品村 順一	水道課長	加瀬 宏之
庶務課長	角田 和夫	学校教育課長	石見 孝男
生涯学習課長	高木 昭治	体育振興課長	加瀬 英志
監査委員 事務局長	高安 一範	農業委員会 事務局長	相澤 薫

---

事務局職員出席者

事務局 長	阿曾 博通	事務局次長	花澤 義広
-------	-------	-------	-------

---

開議 午前10時 0分

○議長（平野忠作） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

---

◎日程第1 議案質疑

○議長（平野忠作） 日程第1、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第1号から議案第12号までの12議案を順次議題といたします。

議案第1号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、議案第1号、平成28年度一般会計補正予算の議決について、質疑を行います。

8ページ、3目農業振興費、説明欄2、産地パワーアップ事業補助金3億376万2,000円と4目畜産振興費、説明欄1、畜産競争力強化対策整備事業補助金5億9,678万9,000円について質問をいたします。

両事業の具体的な内容と事業者について、それから歳出を見ますと補助率2分の1と記載されていることから、対象事業費の2分の1の金額であろうと思いますが、補助対象経費を含めた総事業費をお伺いいたします。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 産地パワーアップ事業と畜産競争力強化対策整備事業につきましては、両方とも国がTPP対策の一環として制度化したもので、補助金は消費税を除いた補助対象事業費の2分の1以内でありまして、市の負担はありませんが、補助金の制度上、市を經由して事業主体へ交付されるものでございます。

具体的な内容につきまして、まず産地パワーアップ事業ですが、この事業につきましては、農作物の生産コストの削減など所得向上につながる取り組みとして導入する施設や機械の経費に対して支援されるもので、今回は、ちばみどり農業協同組合が行う飯岡支店脇の集出荷場の再整備が対象となっております。

整備概要につきましては、鉄骨、平屋建ての集出荷場1棟、延べ床面積が3,644.85平米のほか、附帯設備といたしまして、189平米の保冷設備や真空予冷設備、イチゴこん包機、こん包ライン等が整備されるものでございます。

総事業費につきましては、7億3,930万円で、このうち補助対象事業費は6億9,066万円で

す。

以上です。

○議長（平野忠作） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 今回補正予算で計上されました農林水産業費の補正額は9億200万円で、当初予算額が8億6,000万円でありましたので、当初予算を上回る補正額です。財源は県の補助金とのことでありますが、なぜこの時期に補正予算で計上することになったのか。

また、現在、千葉県議会も開会中で、今月の21日が閉会の日程になっておりますが、県の予算も補正予算において対応しているのか、あわせてお伺いをいたします。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） すみません、先ほど答弁のほうで畜産競争力強化対策整備事業のほうで漏れておりましたので、これを先に説明させていただきます。

畜産競争力強化対策整備事業ですが、この事業につきましては、担い手の高齢化や後継者不足が深刻な畜産を活性化しまして、高収益型の畜産・酪農体制の実現を図るため、経営規模の拡大をはじめ、コスト削減や付加価値の向上等を目指す取り組みのために整備する施設や機械の経費に対して支援されるものでございます。

今回、採択された事業は、酪農関係が1、養豚関係が5、合わせて6で、酪農関係につきましては、飼養と搾乳用牛舎1棟を建設するほか、附帯設備や搾乳装置を整備するものでございます。

養豚関係につきましては、肥育用畜舎や分娩舎を建設するほか、排せつ物の処理施設などを整備するものでございます。

総事業費につきましては、補助対象事業費となりますが、養豚関係のうち1件が来年度事

業分も併せて採択されておりますので、補助対象事業費は、2年分合わせますと28億2,919万3,961円となります。

それから、予算措置の時期の関係なんですが、この産地パワーアップ事業並びに畜産競争力強化対策整備事業は、本年1月に可決された平成27年度の国の補正予算で、T P P 関連対策予算として措置されたものでございます。県のほうでは、これは当初予算というふうに計上してあったというふうに伺っております。そういった中で、おのおのの事業主体が当該事業補助金を活用したいということで実施するために、これまで計画書を作り、そして採択に向けて作業をしてまいりました。

そして産地パワーアップ事業につきましては、事業の要望を本年3月に県に提出し、協議を進めた結果、5月に入り事業実施について通知がありましたので、本定例会において補正予算をお願いするものでございます。

それから畜産競争力強化対策整備事業につきましては、事業要望書の提出が本年2月で、その後、県・国の協議を経まして、4月に入り事業実施について通知がありましたので、本定例会において補正予算をお願いすることとなったものでございます。

○議長（平野忠作） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、交付決定はいつ出るのか伺いまして、最後の質問とさせていただきます。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） まず産地パワーアップ事業についてですが、これは計画書を提出してございまして、6月の下旬に計画の承認をいただく予定でございまして、その後7月上旬に補助金の交付申請をいたしまして、7月下旬に交付決定がされる見通しでございます。

それから畜産競争力強化対策整備事業につきましては、今月中に計画書を提出いたしまして、承認を受けまして、それから補助金の申請をいたしまして、7月に交付決定をいただく見通しでございます。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第1号の質疑を終わります。

議案第2号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

- 議長(平野忠作) 質疑なしと認めます。  
議案第3号について、質疑に入ります。  
質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

- 議長(平野忠作) 質疑なしと認めます。  
議案第4号について、質疑に入ります。  
質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

- 議長(平野忠作) 質疑なしと認めます。  
議案第5号について、質疑に入ります。  
質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

- 議長(平野忠作) 質疑なしと認めます。  
議案第6号について、質疑に入ります。  
質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

- 議長(平野忠作) 質疑なしと認めます。  
議案第7号について、質疑に入ります。  
質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

- 議長(平野忠作) 質疑なしと認めます。  
議案第8号について、質疑に入ります。  
質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

- 議長(平野忠作) 質疑なしと認めます。  
議案第9号について、質疑に入ります。  
質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

- 議長(平野忠作) 質疑なしと認めます。

議案第10号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(平野忠作) 質疑なしと認めます。

議案第11号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(平野忠作) 質疑なしと認めます。

議案第12号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(平野忠作) 質疑なしと認めます。

以上で議案質疑を終わります。

---

◎追加日程 議案第8号、議案第9号直接審議(先議)

○議長(平野忠作) おはかりいたします。議案第8号、議案第9号は人事案件でありますので、委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議したいと思いますが、これに決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平野忠作) ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号、議案第9号は委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議することに決しました。

議案第8号、議案第9号は人事案件でありますので、討論を省略して採決いたします。

議案第8号、旭市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(平野忠作) 全員賛成。

よって、議案第8号は同意することに決しました。

議案第9号、旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(平野忠作) 全員賛成。

よって、議案第9号は同意することに決しました。

---

### ◎日程第2 常任委員会議案付託

○議長(平野忠作) 日程第2、常任委員会議案付託。

これより、常任委員会に議案を付託いたします。

議案第1号から議案第7号までと議案第10号から議案第12号までの10議案を、お手元に配付してあります付託議案等分担表1、議案の部のとおり、所管の委員会に付託いたしました。

付託いたしました議案は、6月21日までに審査を終了されますようお願いいたします。

---

### ◎日程第3 常任委員会請願付託

○議長(平野忠作) 日程第3、常任委員会請願付託。

本定例会までに提出されました請願は、請願第1号、請願第2号の2件であります。

配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平野忠作) 配付漏れないものと認めます。

これより、常任委員会に請願を付託いたします。

請願第1号、請願第2号の2件について、お手元に配付してあります付託議案等分担表2、請願の部のとおり、所管の委員会に付託いたしました。

付託いたしました請願は、6月21日までに審査を終了されますようお願いいたします。

---



◎日程第4 常任委員会陳情付託

○議長（平野忠作） 日程第4、常任委員会陳情付託。

本定例会までに提出されました陳情は、陳情第2号から陳情第5号までの4件であります。  
配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平野忠作） 配付漏れないものと認めます。

これより、常任委員会に陳情を付託いたします。

陳情第2号から陳情第5号までの4件について、お手元に配付してあります付託議案等分  
担表3、陳情の部のとおり、所管の委員会に付託いたしました。

付託いたしました陳情は、6月21日までに審査を終了されますようお願いいたします。

---

○議長（平野忠作） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は6月14日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午前10時17分

## 平成28年旭市議会第2回定例会会議録

### 議事日程（第3号）

平成28年6月14日（火曜日）午前10時開議

#### 第1 一般質問

---

#### 本日の会議に付した事件

##### 日程第1 一般質問

---

#### 出席議員（22名）

1番	林 晴 道	2番	高 橋 秀 典
3番	米 本 弥一郎	4番	有 田 惠 子
5番	宮 内 保	6番	磯 本 繁
7番	飯 嶋 正 利	8番	宮 澤 芳 雄
9番	太 田 將 範	10番	伊 藤 保
11番	島 田 和 雄	12番	平 野 忠 作
13番	伊 藤 房 代	14番	林 七 巳
15番	向 後 悦 世	16番	景 山 岩三郎
17番	滑 川 公 英	18番	木 内 欽 市
19番	佐久間 茂 樹	20番	林 俊 介
21番	高 橋 利 彦	22番	林 正一郎

---

#### 欠席議員（なし）

---

#### 説明のため出席した者

市 長	明 智 忠 直	副 市 長	加 瀬 寿 一
教 育 長	彗 田 哲 雄	秘書広報課長	飯 島 茂
行 政 改 革 推 進 課 長	浪 川 昭	総 務 課 長	加 瀬 正 彦

企画政策課長	横山 秀喜	財政課長	伊藤 憲治
税務課長	渡邊 満	市民生活課長	大木 廣巳
環境課長	井上 保巳	保険年金課長	高木 松夫
健康管理課長	浪川 勝子	社会福祉課長	岩井 正和
子育て支援課長	大矢 淳	高齢者福祉課長	宮内 隆
商工観光課長	向後 嘉弘	農水産課長	宮負 賢治
建設課長	加瀬 喜弘	都市整備課長	川口 裕司
下水道課長	高野 和彦	会計管理者	島田 知子
消防長	品村 順一	水道課長	加瀬 宏之
庶務課長	角田 和夫	学校教育課長	石見 孝男
生涯学習課長	高木 昭治	体育振興課長	加瀬 英志
監査委員局長	高安 一範	農業委員会事務局長	相澤 薫

---

**事務局職員出席者**

事務局長	阿曾 博通	事務局次長	花澤 義広
------	-------	-------	-------

---

開議 午前10時 0分

○議長（平野忠作） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

---

◎日程第1 一般質問

○議長（平野忠作） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

---

◇ 林 晴 道

○議長（平野忠作） 通告順により、林晴道議員、ご登壇願います。

（1番 林 晴道 登壇）

○1番（林 晴道） 皆さん、それからこの中継をご覧の方々、こんにちは。1番議席の林晴道でございます。

今定例会におきまして、平野議長より一般質問の許可がございましたので、皆様の貴重なお時間をいただき、事前通告に従いまして、市民の命と幸せが一番との観点で質問をいたします。

初めに、今定例会冒頭、議長より4月1日付での異動による課長の人事の紹介がありました。皆さんご承知のように、地方の景気も依然低迷する中、本市においては地方交付税が段階的に縮小、減少してまいりますので、財政状況や事業計画をしっかりと見きわめ、守るもの、攻めるもの、我慢するものと、メリハリをもって取り組んでいただきたいと思います。

また、明智市長においては、2期目の8年の任期も余すところ1年有余となり、本年度は総仕上げのときを迎え、ここに卓越した見識と優れた政治手腕に基づき、着々とその成果を上げ、本市発展のために功績を残されつつあることは、不肖この林晴道も当議会の一員とし

て市長の人柄と政治手腕に接し、責任世代の代表といたしまして大変心強く思うもので、ここに深く敬意を表す次第であります。

顧みますれば、道の駅季楽里あさひ総事業費12億5,900万円、飯岡中学校校舎改築工事31億8,799万円、市民体育祭等々主たる事業を賛否はある中、なし遂げられました。僕自身、この旭市に生まれ育ったことに大きな誇りと喜びを持って取り組んでおります。執行の皆さんにおいても、旭市、何より市民お一人おひとりのために一致協力のほどをどうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、1項目、選挙について。

先の第189回通常国会において成立をした公職選挙法の一部を改正する法律がこの6月19日に施行され、次の参議院選挙から適用されます。

そこで、(1)改正法に伴う投票状況について。

この改正により自治体は既存の投票所に加え、駅や商業施設など利便性の高い場所に共通投票所を設置できるようになる点、それと投票時間が午前8時半から午後8時までと定められている期日前投票が各自治体の判断で前後2時間まで拡大できる点、この2点について本市の対応をお伺いいたします。

続いて、2項目、知的財産権について。

平成15年に知的財産基本法が施行され、平成25年には、この政策に関する基本方針が閣議決定をし、世界最先端の国となることを目指し、取り組まれております。先日、2020年東京オリンピックのエンブレム問題等がありました。今後、本市がさまざまなイベント等を行う中で、権利者とトラブルに巻き込まれぬよう適切に管理しつつ、その活用を図っていかねればなりません。

そこで、(1)著作権や商標権などについて。

知的財産権は、地方自治法上、土地、建物などの不動産と同様に公有財産として取り扱うこととされておりますが、本市の保有する知的財産権は、現在何件あり、どのように管理しているのかお伺いをいたします。

続いて、3項目、商工業の振興について。

消費者ニーズの多様化、経済のグローバル化、情報通信技術の進歩などにより、今日の商業及び工業を取り巻く環境は劇的に変化しています。事業者の皆さんの主体的な経済活動を基本としつつ、本市の有する特性や優位性を生かし、中長期的な視点で市内の商工業振興を図ることが必要と考えます。

そこで、（１）企業誘致について。

現在、旭市には鎌数の工業団地とさくら台工業団地の２か所がございますが、その状況と近年の誘致実績、また企業誘致に対する優遇措置はどのようなものがあるのかお伺いをいたします。

続いて、４項目、財政状況について。

今我々が暮らすこの日本は、人類がいまだかつて経験をしたことのない超高齢化社会へと進行をしております。生産年齢人口の減少に伴い、税収等の大幅な増額を望むことは難しく、社会保障費は増額の一途をたどっています。今定例会冒頭の市長政務報告において、平成27年度の決算見込みがございました。

そこで、（１）財政規模について。

平成28年度企業会計を除く一般会計予算と特別会計の予算総額は479億5,800万円です。近隣及び類似団体と比較すると、本市の予算規模をどのように感じているのかお示し願います。

また、平成27年度決算見込み及び平成26年度決算の一般会計ベースでの決算規模は、近隣及び類似団体と比較してどのように考えているのかお伺いをいたします。

（２）財政指標について。

財政状況を判断する指標として、公債費に費やした一般財源の額が標準財政規模に占める割合を示した実質公債費比率と将来負担すべき実質的な負担額が標準財政規模に占める割合を示す将来負担比率について、全国平均と類似団体との比較をお願いいたします。

（３）財政見直しについて。

出納閉鎖に伴い、平成27年度の決算整理が行われ、今後詳細な数値が報告されるものと思いますが、まず平成27年度の一般会計における起債残高、基金残高と起債償還額に対するの交付税算入額をお伺いいたします。

続いて、５項目、行政改革について。

行政改革とは、コスト削減や住民サービスの向上などを目指し、行政機関における組織の統廃合や事務の効率化などを目指して改革を行うものと理解しております。現在、本市においては行政改革推進課があり、ここに大いに期待するところでございます。

そこで、（１）改革の推進と今後について。

まず、行政改革の意義についてお示し願います。また、進捗状況と補助金、負担金の見直し及び指定管理者並びに契約内容の見直しについてはどのような改革を進めているのか、お伺いいたします。

(2) 事務事業評価について。

これは、市が行う事務事業について、事業の必要性や目的を明確化し、活動に対して得られる成果などを客観的な数値を用いながら分析、評価を行い、事務改善や事務事業の編成整理に反映させるために行うものであると思われませんが、これまで行った評価実績事業数と評価結果についてお伺いをいたします。

(3) 公共施設等総合管理計画について。

国において平成25年11月、インフラ長寿命化推進計画が取りまとめられ、それに基づく行動計画として公共施設等総合管理計画の策定要請を平成26年4月に総務省が通達しています。これは建物だけでなく、道路や橋梁、上下水道等のインフラに関する施設も含まれ、本市においても計画策定に向けてさまざまな取り組みが進められているものと思います。そこで、これまでの進捗状況と今後の進め方についてお伺いをいたします。

以上、5項目9点の質問を、この旭市に育てていただいた恩返しのお気持ちを込めていたします。これからの担い手である若者から長年社会の進展に寄与いただいたお年寄りまでに優しい発言に心がけてまいりましたので、答弁者にもご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） それでは、総務課におきまして選挙管理委員会の事務局を兼ねております。でありますので、私のほうから1番の選挙につきましてお答え申し上げます。

初めに、期日前投票の時間延長、これが前後2時間できるようになったということがございます。これは、確かに今回の改正法で認められるようになったということでもあります。これは、大型商業施設の営業時間、それから駅を利用する有権者の通勤時間に合わせて開設することが可能となるということであって、旭市の場合なんですけれども、まだ時間延長を行う予定はございません。県内では、船橋市と流山市が実際には商業施設で行うということを知っております。

それと、共通投票所、これは選管指定の投票所のほかに市内に住所を有する全ての方が投票できる投票所の設置ということ、これを可能にするということでもあります。

この共通投票所を設置する場合、投票当日のことをちょっと思い描いていただきたいんですけども、実際には二重投票を防がなければいけないということ、それから共通投票所、それから全投票所をそうするとオンラインでつなげる必要があるということになります。選

管と投票所ごとにパソコンを使いまして有権者の情報を管理するというのは、非常にその場面場面では難しいところが現実にあります。現在は、紙ベースの選挙人名簿によって名簿対照を行って投票受け付けをしているのが現状でありますので、現時点では、この新たなシステムの整備等にも多額の費用が発生することが予想されますので、今回の選挙に当たりましては、共通投票所の設置を市としては考えておりません。ちなみに共通投票所につきましては、県内全ての団体、今回の参議院選挙において設置する予定はないということで聞いております。

総務課からは以上です。

○議長（平野忠作） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） それでは、私からは大きな2番の知的財産権と4番の財政についての3項目についてお答えを申し上げます。

初めに、大きな2番の知的財産権についてでございます。

ご質問は、知的財産権、本市で何件あってどのように管理しているかということでございますが、知的財産権につきましては、先ほどご質問の中にもありました知的財産基本法におきまして、特許権、実用新案権、意匠権、著作権、商標権などを総称して知的財産権と呼んでおりまして、これも質問にございましたとおり、地方自治法の中では自治体が保有するこれらの権利というのは、公有財産に当たるとされておりますが、現在旭市におきましては、実際に商標権などの登録ですとか申請をしているものはございません。しかし、著作権につきましては、登録や申請の必要がございませんで、著作物を創作した時点で権利が発生いたしますので、具体的には市が作成した冊子や写真、画像、市章ですとか「あさピー」などのデザインが著作物として挙げられると考えております。なお、著作権の管理につきましてでございますが、作成したそれぞれの所管課が行うこととなっております。

次に、大きな4番の財政についての（1）財政規模についてでございます。

近隣ですとか類似団体と比較して予算の規模、あるいは決算の規模でしたでしょうか、どのように感じているかというご質問でございました。予算ですが、手元で数字ございませんし、近隣との交換を行っておりませんので、また27年度の決算につきましてはまだ出ておりませんので、ここでちょっと26年度の決算の数字でお答えしながらお話をしたいと思います。

その中でも、まず本市と同じ類似団体Ⅱ―1という分類でございますが、それに属します県内の合併市の26年度の決算に基づきます市民1人当たりに使われたお金、これを見てまいりますと、旭市が42万円でございます。これに対しまして印西市は35万2,000円、香取市は



39万円、山武市が41万4,000円ということで、これはみんな合併した市でございますが、旭市が一番多くなっております。それと、近隣ということで幾つか申し上げますと、匝瑳市が40万6,000円、銚子市が36万4,000円、ちょっと遠くなりますけれども、東金市が31万6,000円と26年度決算でなっております、これらの数値よりも旭市の数値は多い数値ということがうかがえます。

どう感じているかということでございますが、いささか金額は大きいのかなと感じております。これにつきましては現在、合併関連事業も行っておりますし、あるいは災害復旧・復興関連事業を進めているところでございますので、こういったことが規模を大きくしている要因なのかなと感じておりますけれども、いずれにしましても、そういった中でも健全な財政運営に努めているというふうには言えるのではないかと感じているところでございます。

次に、(2)の実質公債費比率と将来負担比率についてでございます。

全国平均と県内の数字ということでございました。これも26年度決算で申し上げますと、旭市の実質公債費比率につきましては、26年度決算で9.9%でございます。これに対して、全国平均の数字は8%、県内の類似団体だけの平均は7.6%となっております。

将来負担比率でございますが、平成26年度決算で旭市は41.1%でございます。これに対して、全国平均は45.8%、県内の類似団体の平均としましては52.5%となっております。

次に、(3)の財政見通しという中のご質問で、27年度末の起債の残高と交付税の算入額ということでございました。

一般会計におけます27年度末の起債の残高は278億7,500万円で、この残高に対します交付税の算入見込額は約235億9,700万円、実質の市の負担は差し引き約42億7,800万円となっております。起債の残高につきましては、約137億3,100万円でございます。

私からは以上でございます。

○議長（平野忠作） 商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは、私のほうからは、3項目めの商業の振興について、(1)の企業誘致について、工業団地の企業誘致の状況と優遇措置の状況についてお答えいたします。

直近の企業立地の状況でございますが、さくら台工業団地については、平成23年度に分譲が全て終わっております。鎌数のあさひ新産業パークにつきましては、平成25年に中部自動車販売株式会社ほか3社の太陽光発電の企業立地、また千葉県食肉公社の施設拡張がございました。平成26年には、株式会社ゼンショーホールディングスの進出と株式会社ホンダカー

ズ東総の施設拡張がございました。平成27年には、株式会社ゼンショーホールディングスと千葉県食肉公社の施設拡張がございました。また、本年1月には、バイオ燃料を製造するモイル株式会社の進出がございました。これによりまして、あさひ新産業パークにつきましても、分譲が全て終了してございます。

続きまして、優遇措置の状況でございますが、企業の立地及び事業拡張により増加しました固定資産税に対しまして、5年間課税免除をするものでございます。

直近3年間についてお答えいたします。平成25年度は29件で4,691万1,998円、26年度も29件で5,906万6,807円、平成27年度も29件で5,428万669円の固定資産税の課税免除を行っております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（浪川 昭） それでは、5項目め、行政改革についてお答えをさせていただきます。

初めに、行政改革の意義ということと、それから補助金、負担金等の見直しの関係、それから指定管理者の関係ということでお答えをさせていただきます。

意義でございますが、これは、将来にわたりまして健全な財政運営の持続と質の高い住民サービスを提供していかなければならないという、これが一番重要であろうかと考えております。このため、市では昨年3月に第3次行政改革アクションプランを作成いたしまして、その中で、できる限り具体的な取り組み内容や数値目標を設定しまして、全庁を挙げて行政改革に取り組んでいるというところでございます。

また、補助金等の関係でございますが、こちらは歳出全般の抑制を進めるため、各種団体等への補助金と交付金等について、制度の運用や補助の効果等の見直しにつきましても事業の必要性と効果を検証し、経費の節減、合理化に取り組んでいるところでございます。

平成27年度の実績ということでは、整理統合による削減効果がございましたが、政策的な補助金の見直しによりまして、前年度と比較しまして若干の増額となっております。

また、指定管理者の契約内容の見直しにつきましては、市民サービスの向上及びコスト削減が適切に図られているか、指定期間の最終年度に検証を行い、管理運営方法等の見直しを進めることとしております。

続きまして、(2)の事務事業評価についてということで、評価事業数と結果ということでございます。こちらにつきましては、平成27年度に評価した事業は、平成26年度一般会計

予算で執行した380事業の中から、原則1課1事務事業以上の評価を実施することとし、これまでに評価を実施していない事業を中心に選定を行い、主要事業をはじめ、ソフト事業や施設の維持管理・運営事業など、さまざまな分野から75事業を実施したところでございます。

それと、評価結果ということでございますが、こちらにつきましては、効果額が1,315万円ということでありまして、その額が平成28年度予算に反映されているというところでございます。

続きまして、(3)の公共施設等総合管理計画についてということで、これまでの進捗状況、それから、これからの進め方ということでございますが、これは国の指針によりまして、市が保有する全ての公共施設とインフラ施設の老朽化の状況や利用状況の把握、それから今後の人口の見通し、公共施設等の維持管理、修繕、更新等に係る中長期的な経費見込みの推計と公共施設の現状を調査分析し、施設類型ごとの管理に関する方針を記載した計画の素案をまとめているところでございます。

策定に当たりましては、庁内会議としまして公共施設等管理統括会議を、外部組織といたしまして公共施設等総合管理計画策定市民委員会を設置し、これまでにそれぞれ4回と3回の会議を開催し、議論を進めてまいったところでございます。現在は、それぞれの会議での意見を踏まえまして、素案の修正作業を行っているところであります。

それから、今後の方針と進め方ということでございますが、素案ができ上がりましたら、議会へ報告をさせていただきます。その後パブリックコメントの実施を予定しております。その後、策定市民委員会へはかり、最終的な案として取りまとめた後、本年9月末の策定を予定しているところであります。策定後は、将来の公共施設整備の方向性、基本方針について市民理解が得られるよう、さまざまな機会を捉えまして周知を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、1項目の選挙について、(1)改正法に伴う投票状況についてから再質問に移らせていただきます。

有権者の投票環境を向上させるこの制度変更に対し、本市は特に何ら対応をとらないとの答弁であります。近年の投票状況をどのように捉えているのか、それから、今課長がおっしゃった多額の費用とは幾らぐらいが多額であるのか、お伺いをいたします。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 近年の投票の状況ということでございます。

近年、直近25年の参議院選挙、これは53.64%でございました。その後実施いたしました市議選、これが56.8%、26年12月の衆議院選が50.55%ということで、50%台のちょっと超えたぐらいで近年推移していると。この投票状況で決してよいとは思っているところではありません。もう少し上げていく必要があるだろうと、そのように考えているところであります。

それと、先ほど多額の費用ということでありましたが、現実には、その当日の有権者を確定させた中で、それぞれ各区の名簿を管理する、それを全部一括で管理できるようにするためのソフトの改編、それから場所によってはインターネット環境を整備する必要があるということで、その場所によって若干金額は変わるとは思うんですけども、ちょっと見込みでは1,000万円単位でお金が、ソフトの改編等もあるとそのぐらいの金額はかかってしまうということでもちょっと聞いています。

○議長（平野忠作） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） この公職選挙法の一部改正では、投票年齢が18歳以上へ引き下げられ、次の参議院選挙から適用されます。加えて本市では、次の参議院選から現在36か所ある投票所を19か所に再編されますが、この投票環境を向上させる制度は活用しないで、今後の投票率に対するお考え、どのようなものなのかお示しを願いたいと思います。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 市におきましては、選挙につきましては常時啓発、これを実施しているところでありますけれども、特に18歳以上という新たに選挙年齢が引き下げられたこと、これに対しましては希望する学校等に投票箱、記載台、それから選挙備品の貸し出しを行いまして投票ができること、それをどのようにしていくのか、その辺の意義を呼びかけているところであります。ちなみに、本年5月には市内の高校3年生約150人に対しまして、選挙制度に関する出前授業、それから模擬投票を実施したところであります。こういったところでも選挙啓発をしていると。

あと、投票所が再編されたことについて、これらにつきましては、投票所の間違いないように全ての方に個別の郵送で投票所が変わったことをお知らせしながら、選挙の棄権がないように通知をして周知を図っている、そのような状況でございます。当然、啓発物資の頒

布等を行いながら、選挙期日の周知、それから棄権防止の呼びかけを随時行っていって、投票率のアップにつなげたいと、そのように考えています。

○議長（平野忠作） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 投票率の向上に対し、本市の取り組みや努力、これはよく分かりました。しかしながら、その成果が来月の投開票の選挙において、数字としてははっきりと出されますが、仮に前回は大きく下回るようなことがあった場合には、この新制度を活用するのか、投票率が低くとも、先ほど述べられたとおり何ら対応をとらないのか、お伺いをいたします。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 具体的にどのぐらい低くなったらということもあるのかもしれませんが。ただ、それぞれの選挙に関しましては、その時の盛り上がり方というのも現実にあります。それによって投票率は若干違ってくるんだろうと、そのように思います。

当然、次の選挙の時に、他市の状況を見ながら考えていかなければいけないことではありますけれども、共通投票所の設置というのは、非常に技術的に難しいところがあります。本当に受付のところで紙ベースでやっているものを全て電算にして、そのところでそれぞれ二重投票がないかどうかをチェックする、そうすると、その投票所で相当の混雑等が発生することが予想されます。そういったところの検証もしていく。全国で、今回4か所、その共通投票所を実施するというのでありますので、そういったところの経緯を見ながら検討していきたいなど、そのように考えております。

○議長（平野忠作） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） では、続いて、2項目、知的財産権について、（1）著作権や商標権などについて再質問に移ります。

それら知的財産権の内容は多岐にわたり、専門性が高く、不動産などの財産権とは違って、解釈や判断が大変難しい分野であります。そのため、知らずに第三者の権利を侵害したり、本市の持っている権利を加工され引用されるなどのことが考えられますので、職員の専門性や意識というものを高めていく必要があると考えますが、お伺いいたします。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 職員の意識を高めることが必要ではないかということでございますが、正直なところ、これまであまり職員の意識が高いとは言えない状況でございました。議

員おっしゃられるとおり、今後は第三者の権利を侵害しないですとか、あるいは旭市の持っている権利を侵害されないように知的財産の重要性というものを職員が意識することも必要だと考えております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 第三者の著作物などを本市が刊行物に引用するなど、著作権を侵害する危険性を予防するためには、今後弁護士や弁理士といったレベルでの管理をしていく時代に入ってきたものと考えていますが、まずは職員の意識向上と育成、それから専門職員の配置が必要と考えますが、お伺いをいたします。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 専門職員の配置というご質問でございますが、正直なところ、専門職員の配置というところまでは現在考えておりません。適正に管理するために必要があれば、顧問弁護士ですとか、そのほかの専門家に相談するなどして対応していきたいと考えております。

ただ、これからもその知的財産の重要性というのは、先ほども申し上げましたとおり、職員が意識を持って業務に取り組んでいけるように、何らかの形で考えていかなければならないと思っております。

以上です。

○議長（平野忠作） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、3項目、商工業の振興について、（1）企業誘致について再質問に移ります。

本市に2か所ある工業団地は、おおむね事業者で埋まっているとのことですが、工業団地の空きがない中で、今後本市としてどのように企業誘致を考え、また行っていくのかお伺いをいたします。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） 今後の企業誘致につきましては、先ほど言いましたように二つの工業団地が全て埋まっております、大規模な企業誘致は難しい状況でございます。このようなことから今年度は、千葉県で行いますIT、ベンチャー企業を市町村にあっせんする

事業へ参加し、PR活動に努めていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 今答弁ありましたベンチャー企業というのは、具体的にどのぐらいの数が近隣でもあるのか、それから全国規模を考えているのかお伺いをいたしたいと思います。

それと、各企業が新たに旭市で事業を行っていただくためには近隣を上回る利点や優遇措置、またそのアピール、それが必要であると思いますが、お尋ねをいたします。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） IT、ベンチャー企業につきましては、今回千葉県のほうで初めて取り組む事業でございます、何社が参加するか、私のほうではちょっと分かっておりません。

それと、企業誘致をする場合の優遇措置でございますが、近隣の状況でございますが、銚子市や山武市につきましては、企業誘致による優遇措置は持っておりません。

旭市の状況でございますが、旭市におきましては、優遇措置条件としまして投下固定資産総額が3,000万円以上につきまして、固定資産税を5年間免除することとなっております。また、排水処理施設や緑化事業に対しまして、1,000万円を限度として助成を行っております。

また、成田市、東金市につきましては5億円、香取市では5,000万円以上の投下固定資産となっております、旭市の優遇措置が他の市町村と比べても有利ではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、4項目、財政状況について、（1）財政規模についての再質問に移ります。

先ほど課長答弁あられたように、僕自身も今の本市の予算規模は非常に大きいものと感じています。昨年度の当初予算と比較しますと、一般会計では8億9,000万円の増額となっておりますが、今年度から交付税が激変緩和措置に伴い、減額されている状況です。今後本市にとって適正な予算規模をどのように考えているのか、お伺いをいたします。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○**財政課長（伊藤憲治）** 適正な予算規模をどう考えているかということでございますが、非常に答えに窮するような質問でございます。現在、旭市の予算が大きくなっておりまして、先ほども申し上げましたとおり、合併の関連事業ですとか、災害復旧の事業、あるいは復興の関連事業というものをやっているから大きくなっているというものでございまして、先ほどもまた申し上げました合併団体と比較しても、1人当たりの数字が大きいのというのがうかがえるわけでございますが、こういった数字が大きいのというのは、財源として有利なものを活用しているからということも言えるわけございまして、そんな意味で、何をもって1人当たりの金額が適正なのか、全体の規模というのは幾らが適正なのかというのは、なかなか比較するのは難しいかなと考えております。

ただ一つ言えるのは、今ほど質問の中にもございましたとおり、合併による交付税の算定替の数値が今後減ってまいります。28年度から減ってまいります。これは一般財源が減るわけでございますので、それにきちんと対応していかなければならないわけでございます。そのためには、経常経費の見直しですとか、事務事業の選択と集中、言葉をかりるとすれば、先ほどありました張り切りでございますかね。そういった財政運営を図ることによりまして、継続できるような財政運営を進めていければと思っております。

以上です。

○**議長（平野忠作）** 林晴道議員。

○**1番（林 晴道）** 合併関連事業と震災復興の事業において予算規模が膨らんでいると、そのことは説明をいただき、よく分かりました。近隣及び類似団体と比較して、予算規模が大きいう一つの僕が感じる要因として、投資的経費の建設工事などの事業量が大きく、しかも箱物を整備すると、その後の維持管理費がかかります。将来のことを十分に考え、人口に見合った予算編成、これを行うべきと思いますが、お尋ねをいたします。

○**議長（平野忠作）** 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○**財政課長（伊藤憲治）** 人口に見合った予算規模を考えるべきというご質問でございます。

ありがたい質問だと思っております。と申しますのも、人口減は避けて通れないものでございますし、何度も申し上げているとおり、地方交付税がこれから減っていくわけでございます。その中でも今、合併特例債、有利な起債を活用する中で、将来に備えたインフラの整備を進めているところでございまして、それができることによって、その後維持管理費が増えていくのも事実でございます。したがって、今後維持管理ということに経費のシフト



が進んでいくのではないかというふうにも思われます。それをきちんと維持管理して、将来に負担を残さないためにも、今市で進めております公共施設等総合管理計画によって、施設を少し統廃合するということを考えるですとか、そういったことも必要なのかなと考えております。

以上です。

○議長（平野忠作） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 本市も人口の減少が予想されておりますが、急に予算の規模を縮小することはできないはずで。行財政改革を進め、市民に不安を与えない財政運営、これをお願いしたいというふうに思います。

（2）の財政指標について再質問に移ります。

健全化判断比率の実質公債費比率と将来負担比率についてご答弁いただきましたが、ともに財政指数においては全く問題がないものと思います。しかしながら、新聞等で報道された財政の悪い市町村、近隣某市も問題がない指数の範疇にあるわけです。では、どのような数値等で財政状況を判断すべきか、お伺いをいたします。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） どんな数値で財政というものの健全化を判断するかというご質問でございますが、非常にやはりこれも難しゅうございます。そもそも、先ほど答えました実質公債費比率ですとか将来負担比率というのが、北海道の夕張市に端を発した財政破綻というのでもあって導入された指標でございますので、やはりこの指標を使って判断するという事になってまいります。隣の某市という例も出ましたけれども、隣の某市、確かにこの比率が黄色信号かといったら、そういった数字ではございません。ただ、感じているところとしては、かなり厳しいんだろうなという感じは持っております。そういった中で、一つ今思いますのは、健全化判断比率の中で、実質公債費比率や将来負担比率のほかに、実質赤字比率というのがあったと記憶しております。これは、現在持っている現金が足りなくなったときに数値としてあらわれるものでございまして、全国ではほとんどないというふうに理解しております。もちろん旭市も赤字ではなくて黒字でございますが、隣の某市が今どうなっているか、数字は持ち合わせておりませんが、現金が本当に少なくなった時点では、この実質赤字比率というところに数値としてあらわれてくるのではないかと、あるいは実質赤字比率について全部の会計を串刺しした連結実質赤字比率というのでもございまして、そんなところであ

らわれてくるのかなと思っております。

以上です。

○議長（平野忠作） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） なかなかこの数値で財政状況を判断するというのは難しい、そんな中で、いろんな角度から丁寧にご答弁いただいたんですけども、もう一つの角度で平成に合併をした類似団体と比較して、健全な財政運営及び行政サービスの水準は適正であるのか、本市は健全な財政運営であり、将来に不安を与えない数値を得られているのか、お伺いをいたします。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） これもなかなかお答えに困る質問でございますが、類似団体と比較して行政サービスの水準が適正かというご質問がまずございました。

行政サービスにつきましては、それぞれの団体でいろんな状況があろうかと思えます。置かれている状況があろうかと思えます。旭市は農業に力を入れていたり、子育て施策ですとか、そのほかもろもろの部分についても力を入れている部分がございますが、団体によっては、また別の施策に力を入れているというところもございますので、一概に比較というのは難しいのではないのかなと思っておりますが、ただそんな中でも、旭市が人口がそんなに減っていないということを考えれば、旭市の行政サービスというのは、周りと比べても決して遜色のないものかなとは考えております。

それと、指標の話がございましたでしょうか。これからも健全財政を運営していくのにどうかということでもございましょうけれども、何度も繰り返しておりますとおり、有利な財源、こういったものを使うことによりまして、これからも健全財政に努めまして、指標の数値が悪化しないように努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、この財政健全化判断指数以外に、健全な財政運営を判断する方法を検討して、市民にお知らせいただきたいと思えますが、お尋ねをいたします。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） これもまたなかなかお答えしにくい部分でございますが、健全化を

判断するための指標として、国がこの四つの指標、実質公債費比率ですとか将来負担比率などを例として示しているわけでございますので、まずはこれを使って市民に、これまでもお示ししてきましたし、今後も示していきたいと思っております。

それに加えて、市の財政状況を示すのに基金の残高ですとか、起債の残高に対するの交付税の算入割合ですとか、そういったものも、これまでも示して市民の皆様旭市の財政状況は健全だよということを理解していただいておりますので、そんなところを今後も継続したいと思っております。

質問の中では、健全化の指標以外にということでしたが、ちょっと今なかなか思い当たるものが出てまいりませんので、何かありましたら、逆にご提言いただければありがたいと思っております。

以上です。

○議長（平野忠作） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） ありがとうございます。

続いて、（3）の財政見通しの再質問に移ります。

交付税に算入される割合の高い有利な起債を起こしている良識の高さが確認できました。しかし、国の出口ベースで見る地方交付税は増額されていないのが現状で、有利な地方債を活用できても、ほかの算入費用が減額されていないのか、この部分についてお伺いをいたします。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 有利な起債を使って交付税に算入されているけれども、ほかの経費が減ってはしないかというご質問だと思います。

確かに議員おっしゃられるとおり、国の交付税の出口ベースの数字というのは、平成23年以降でしたでしょうか、ほとんど横ばいというような状況でございます。それは、国全体の数字でございますので、その中で、これまで起債を借りて起こした事業に対する借金の返済について交付税で面倒を見てくれる経費が入っているわけでございますが、一方、旭市単体で見えてまいりますと、合併特例債などの有利な起債についての返済額は、確実に交付税に算入されております。上乘せをされております。では、全体が国の出口ベースが同じだからほかが減っているんじゃないかということに戻りますけれども、ほかの経費というのは、旭市独特のものではなくて、全国一律のものでございます。それは人口ですとか面積などで計算

される単位費用から計算されるものでございますが、旭市が仮にそれが減っているとすれば、ほかの団体も同じように減ると、単位費用が旭市が増えていけばほかの団体も減るというもので、そのベースとなる単位費用の部分に2段階の構成として、もう一つ合併特例債などの償還に充てられる起債の償還というのは上乘せされているというふうに考えておりますので、旭市としてはきちんと交付税は増えているというふうに理解をしております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 合併特例期間が終わりに近づいていると、地方の景気も低迷する中、国からの普通交付税縮減幅、これ緩和が最も望ましいものと思いますが、そのあたりの総務省の見解と状況、また本市が合併後に抱える行政課題に対して一本査定の底上げの検討などはあるのか、お伺いをいたします。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 合併自治体に対する交付税の漸減といいたまいますか、そういった措置が当初から決まっていたわけでありまして、そういった部分では、緩和措置といいたまいますか、9、7、5、3、1というような状況で5年間というようなことが、当初そういった想定であったわけでありまして、そのことについては、自治体、市長会をはじめ、いろんな部分で国に要望して、そういった従来どおりの縮減ではなくて、もう少し緩和をしていただきたい、そんなような要望は随時、県の市長会、あるいは国へ行った際の要望事項として挙げておりますので、そういった部分では、はっきりまだそういった状況がつけられてはいないわけでありまして、恐らく国にも要望が、各全国の合併の自治体から入っていると思いますので、そういった方向で進むのではないかなと期待をしているところでありますので、よろしくお願ひします。

○議長（平野忠作） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 本市の現状として、基金額は多くなっておりますが、起債額は減少傾向にはなく、交付税もここまで伺ったところ、大幅な増額は見込めないようであります。そのため、今後起債の発行に当たっては、中長期的な視点に立ち、標準財政規模や将来負担比率など勘案して、適正な発行額に努めていただきたいと思いますが、限度額に対し、適当な起債額の考えと今後の地方債発行に対するお考えをお伺いいたします。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 適正な起債の発行はというご質問でございます。

なかなか答弁しにくいところでございますが、起債につきましては、必要な事業に対して現在の世代だけではなくて、将来の世代にも負担をいただくということで、公平さを求めるという一面がございますので、必ずしも起債がいけないものだというふうには考えておりません。そういった中で、枠としてというお話もございましたけれども、合併特例債についてだけ申し上げますと、全体の発行可能枠の中の、現在半分ちょっとぐらいを消化したところでございますが、残っている大きな事業としては、庁舎が大きなものとして残っておりますが、起債枠目いっぱいにお使いという形での計画は今持っておりません。

そのほかの事業に対する起債につきましても、交付税の算入のあるものを選んで起こしていきたいと思っておりますし、起こす額につきましても、あまり過大にならないような形で起こしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 一般質問は途中ですが、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議長（平野忠作） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、林晴道議員の一般質問を行います。

林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、5項目、行政改革について、（1）改革の推進と今後についてから再質問に移ります。始めさせていただきます。

昨年度の行政改革推進課の経費と削減した金額について、また、行政改革推進課がなければ削減できなかった事業や金額等の実績についてお伺いをいたします。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（浪川 昭） それでは、行政改革推進課の昨年度の経費と削減額、それと課がなければ削減ができなかった事業や実績というお尋ねでございます。

まず、経費等の関係でございますが、行政改革の効果ということにつきましては、行政改革アクションプランに掲げました取り組み事項の目標達成におきまして、毎年度進行管理を行っております。この中で、削減の効果額で挙げられるものは、人件費の削減であるとか、事務事業の再編、公共施設等の統廃合が考えられるところでありまして、また、歳入の確保としまして、未利用資産の売却の推進等がございます。

昨年度の実績の中では、まだ決算が取りまとめ中でございますので、平成26年度の実績ということでお答えをさせていただきますと、経費節減の効果額と歳入の確保の合計は、10項目で約1億1,000万円となっているところでございます。これに対しまして、行政改革推進課の経費、こちらのほうは人件費と推進費ということで、約5,500万円ということになります。

お尋ねがありました、課がなければ削減できなかった事業や実績ということでございますが、この辺につきましては、ただいまの平成26年度の実績がそれに当たるのかなと、そういうふうにと考えるとございまして。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 行政改革、効率的に改革を行うには、経費の削減と自主財源の確保が大切であります。自主財源の根幹をなす市民税の確保が必要でありますので、徴収率を上げる取り組みについてお尋ねをいたします。

また、未申告者の人数及び未申告者への対応についてお伺いをいたします。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（渡邊 満） それでは、収納率の向上を目指しての主な対策ということで、市広報紙等に税の特記事項を掲載し、納期内納付を推進しております。また、納期内に納付がなされていないときは、督促状、催告書等により滞納処分の注意喚起を行いますが、それでも納付意思に欠ける方には、滞納処分等を実施しております。これに加えて口座振替納付の推進をはじめ、休日・夜間納付窓口の開設を実施しております。

また、未申告者についてでございますが、未申告者の数ですが、平成25年度614人、26年度613人、平成27年度、これ、まだ結果は出ておりませんが、見込みとして512人というような状況でございます。この方に関してはどのように指導しているかということで、当初課税処理後に扶養者確認を実施し、その後、未申告者に対して収入状況申告を行うよう文書

で催告を実施しております。また、広報で申告書の提出の記事を掲載するなど行っております。このほかに、この後、9月から10月の間、文書催告に応じなかった者のいる世帯へ戸別訪問調査を実施し、直接申告指導を行う等実施しております。

以上です。

○議長（平野忠作） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 未申告者600人、500人という数字、ちょっと驚いたんですが、日本国憲法第30条に納税の義務が記され、国民は法律の定めるところにより納税の義務を負うと規定されています。そこで、納税の公平・公正を期すために、どのような今後取り組みができるのか、考えているのか、お示しをお願いします。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（渡邊 満） 議員ご指摘のとおり、未申告者があってはならない、納税の義務が必要かと思っております。先ほど申しましたように、未申告者に対しては、所得がないからということで、収入がないからということで申告しない方もおりますけれども、そういう方でもさまざまなほかで軽減等の措置がございますので、それを周知していきたいと考えております。

また、滞納に関しては、担税力があるのに滞納しているという方には、給与、それと保険、預貯金等の財産調査を実施し、納めていただくという方針でございます。

以上です。

○議長（平野忠作） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 続いて、（2）です。事務事業評価についての再質問に移ります。

全体の何割の事業を評価し、一般会計全体額の何割の削減となっているのか、お伺いをいたします。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（浪川 昭） それでは、何割の事業を評価して、削減の予算に対する割合ということでございますが、こちらにつきましては、27年度の一般会計の予算では約380事業ございまして、その中で、その13%程度を評価しているということになります。

それで、28年度当初予算額282億7,000万円に対しての割合でございますが、こちらでは予算額が大きいというところもありますけれども、0.05%ということになります。

ただ、これの事業費ベースで計算しますと、事業費の合計が13億4,000万円程度でございますので、約1%程度は削減になっているというふうに理解をしております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 事務事業評価を実施した事業と、その他の事業というものはあるわけですが、いかなる分け方をしているのか、また、法令等により実施が義務づけられており、本市に事業量削減の裁量がないものが何割程度あるのかお伺いをいたします。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（浪川 昭） それでは、市に裁量がないという、国の法令等によるものというところがございますが、こちらにつきましては、扶助費、統計調査費、選挙費、戸籍、年金、被災者支援などを考えておまして、約50の事業ということで、そのほかに基金の積み立てであるとか、特別会計の拠出金、負担金などを除くということで、こちらが20事業ということであります。

以上です。

○議長（平野忠作） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） では、市長にお伺いしたいんですが、僕は責任世代といたしまして、次世代に高負担を強いることなく、将来に持続可能な財政運営と公共サービスを行うためには、この激変する社会環境に耐え得る進化した体制の構築、これが必要であると考えます。評価結果に基づき、再編・整理を迅速かつ大胆に行うべきと考えますが、明智市長の見解をお示し願います。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） この3年くらい事務事業評価をやっているわけでありましてけれども、ただ一つ気になる、私が気になっていることは、政策的な部分も事務事業評価に入れられるということは、多少抵抗があるということもありますけれども、新しい政策でも二、三年たった部分は、きちっと事務事業評価もやっているということでありまして、こういった事務事業評価というものは、これからの財政を考えた場合、全職員にも意識をしてもらうという意味からも非常に大事なことではないのかなと、そのように思っていて取り組んでいるところでありまして、これからも無駄のない行政運営ということの中で、きちっと事務事業評価をしな



がら、仮にどれだけ削減できるかという部分というよりは、先ほど申し上げましたように、職員そしてまた市民全員にも理解をもらうということが大事なのかなと、そのように思って、これからもしっかりと継続していきたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願い致します。

○議長（平野忠作） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 続いて、（3）の公共施設等総合管理計画について再質問に移ります。

この事業は、市民生活に広くかかわりのある市の計画ですので、先ほどご答弁ありましたが、パブリックコメントを実施するものと思います。しかしながら、これまで本市の行ってきたパブコメは、本当に市民が提出者であるのか検証は行っていないと聞きます。成り済ましや複数提出が可能なこの状態で、どの程度参考とするお考えなのか。

また、これまで実施した過去の意見数を考えますと、声高な少数意見を参考としているようですが、もの言わぬ大多数への認識はいかがなものか、お示しをお願いします。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（浪川 昭） それでは、ただいまのパブリックコメント、こちらのほうのご質問にお答えをしたいと思います。

こちらにつきましては、市のほうでパブリックコメントの実施要綱というのを定めてございます。その中で、今議員おっしゃいましたように、市民生活に広くかかわりのある計画の策定に当たっては、ちゃんと意見を聞きなさいよという話のように規定をされているところでございますが、今回もこちらの要綱に基づきましてきちっとパブリックコメントを実施しまして、いただいた意見はそれに反映させていただくということで考えているところでございます。

（発言する人あり）

○行政改革推進課長（浪川 昭） これは、意見をいただいた中で、当然反映できるものは、これはしていかなければならないのかなということを考えております。

以上でございます。

（発言する人あり）

○行政改革推進課長（浪川 昭） その辺につきましては、現状では特にその辺の考えというか、まだまとまっていないというか、あくまでもその要綱の中で実施していかなければならないのかなというふうな考えでおります。

以上です。

○議長（平野忠作） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 市民の貴重な財産である公共施設を次の世代にしっかりと引継ぐため、本年9月にこの公共施設等総合管理計画を策定すると、その計画を踏まえて、最適な施設の総量や再編など、統廃合のあり方に対する取り組みについて、これ検討するとありますが、この部分に対してお伺いをいたします。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（浪川 昭） 今後、計画の周知とか、その辺ということで、これは広報にも出させていただいたり、ホームページ等々でも当然掲載するというところでございまして、ただ、それだけではまだ足りない部分とかいろいろあると思いますので、いろいろな場面を捉えまして、市民の皆さんに理解をいただけるような説明をしていければなというふうなことを考えている状況でございます。

○議長（平野忠作） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、時代に即したまちづくりには、施設の統廃合が必要となり、それには地域の事情や各種団体のご要望、この調整が難題です。残念ながら、本市は明らかに改革の速度が遅い状況で、市長の任期は来年の7月、我々議会は12月です。また、この議場にいる優秀なベテラン幹部職員の皆さんも数年後には定年退職がございまして、ここは、明智市長の力強い政治・行政手腕のもとで、現在この議場にいる全員が一丸で取り組むべきと、また、僕自身、責任世代を代表して精一杯活動することを決意申し上げ、最後に、明智市長の施設の統廃合への早期取り組みに対する見解をお示し願ひまして、今回の一般質問を終わります。

ありがとうございます。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） ただいま、本当に貴重な今後の市政運営についてもご指示をいただいたところでありまして、そういったものを本当に肝に銘じて頑張っていきたいと、そのように思っております。公共施設等の総合管理計画ということの中で、この9月ごろに策定をするわけではありますが、統廃合につきましても、これから部門ごと、分野ごとに、もっと具体的な方策を検討していくような時期になると思います。公共施設の統廃合については、

本当にここにいる方、そしてまた職員、それぞれがみんな必要だという思いは、きっと市民も全員が持ってくれていることと思います。ただ、しかし、その施設には利用者がかなりいるわけでありまして、一気にもう駄目だと、これは必要ない、壊そうというわけにはいかない状況があるわけでありますので、そういった部分では、きちっとこれから分野別、部門別の検討を加えながら、将来5年、10年、15年、それを見込んでの統廃合、そういったものを真剣に議論していかなければならない時期ではないかなと。例えば学校の問題、そして公民館の問題、あるいは各施設の問題、そういった部分で、すぐ5年先にやれって言ってもなかなか難しいわけでありますので、少なくとも10年後の旭市の公共施設はどうあるべきか、そういったことからまず統廃合を進めていきたいと、そのように思っているところであります。

今、未利用の市有地も結構あるわけであります。特に飯岡中学校の跡地、海上中学校の跡地、海上中学校はまだ庁舎の問題がありますので、なかなか議論するところは難しい部分がありますけれども、飯岡中学校の跡地あたりは、今後の旭市の本当の財産としてどんなふうにご利用していけばいいのか、そういったことも含めて検討するというような今状況でありますので、早速にでもそういった今後のあり方を議論する委員会をつくりたいなど、そのように思っているところでありますので、議員の皆さん方にもいろんなアイデアを、お知恵をおかりしてやっていきたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（平野忠作） 行政改革推進課長。訂正がありますので、お願いします。

○行政改革推進課長（浪川 昭） 申し訳ございません。先ほど事務事業評価のところ、全体の何割の事業評価をしているかというご質問がございました。私のほうで13%とお答えをさせていただいたんですが、こちらを約2割ということで修正を願ひたいと思います。申し訳ございません。

○議長（平野忠作） 林晴道議員の一般質問を終わります。

#### ◇ 滑 川 公 英

○議長（平野忠作） 続いて、滑川公英議員、ご登壇願ひます。

（17番 滑川公英 登壇）

○17番（滑川公英） 17番、滑川公英、平成27年旭市議会第2回定例会におきまして一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

来る7月10日は参議院議員の投票日です。法律が変わり、今年から18歳から投票できるよ

うになりました。高校生の新有権者の皆様も、棄権しないでぜひ投票していただきたいと思っています。

千葉県地方区は、三つの議席を各政党が争うわけですが、有権者の皆様には、これからの日本をよりよくするよりよい選択をしていただきたいと願っております。

一般質問は3件です。市民の皆様に分かりやすく、簡潔明瞭な答弁を期待しています。

大きい1として、道の駅季楽里あさひについて。

産業振興、地域振興、観光振興、道の駅防災機能を目的として、昨年10月17日にオープンした道の駅季楽里あさひの半年決算について、ごく少数の人にしか決算内容が分かっていないと思いますので、半年間の事業計画と結果について何点かお尋ねいたします。

実績について、計画では売上げが2億1,200万円、7部門とかあるんですけども、農産物部門、畜産部門、加工部門、海産物部門、その他加工部門、飲食部門、テナント管理部門、イベント部門等です。道の駅全体売上げの総利益が5,117万円で、販売管理費が7,140万円、差し引き2,023万円の赤字を見込んでいた計画ですが、現実には売上げも利益も計画より大幅に上放れしていると思いますが、詳しい内容をご報告願います。

2番目として、出店者数の変動について。

オープン1年前から生鮮野菜出荷者は計画の150名に比べ、88名と大幅に下回ったままスタートしましたが、開店後どのような動きなのか、計画と3月末の現状についてご報告をお願いいたします。

大きい2として、自治組織について。

この質問は、3の消防団についてと関連しています。行政は、公平性・公共性や正義を保つことが根底にあると思いますが、1として、平成27年度の各行政区への加入者数についてお尋ねいたします。

旭地区、世帯数が1万5,459、自治会加入戸数が9,504、加入率が61.5%。海上地区、世帯数が3,892、加入数が2,499、加入率62.9%。飯岡地区、世帯数が3,678、加入数が2,640、加入率71.8%。干潟地区、世帯数が2,278、加入数が1,805、加入率79.2%です。旭市全体では、世帯数が2万5,307、加入数が1万6,398世帯、加入率64.5%とのデータです。これは27年4月1日現在のデータです。旭市全区148区の中で、35.5%の世帯数が自治会に加入していない現状ですが、今年6月1日現在は外人を含め、女性3万3,242人、男性3万3,077人、計6万7,319人、2万5,623世帯となっておりますが、行政区への加入者数ではどのくらいなのかお示し願いたいと思います。

(2) 社会福祉協議会負担金について。

社会福祉協議会負担金だけではなく、各種募金なども原則自治会加入世帯に各自治会経由でお願いされていると思います。各種負担金、募金等の1世帯当たりの金額等の内容について詳しくお示しいただきたいと思います。

消防団について。

先日の実戦ポンプ操法大会は、大変ご苦労さまでした。東日本大震災、鬼怒川決壊の常総大水害、熊本大地震と消防団はなくてはならない大事な組織ですが、バックアップ組織の少子高齢化で、我が旭市でも格差が進行しています。再編については、3月議会でも質問いたしました。3町では16部が再編されましたが、なぜ旭地区では再編しなかったのか、この理由をお示しいただきたいと思います。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 滑川議員の一般質問にお答えいたします。

消防団の再編ということで、私のほうからお答えをしたいと思います。

合併して11年になろうとしておるわけでありましてけれども、消防団も当時は18分団64部あったわけでありまして。それで、やはりこれは多いのではないかとというようなことで、当時の団長さん、4地区ありましてけれども、団長さん方と話し合いまして、理想の形といたしましょうか、そういった部分の中では、16分団47部がよいのではないかと、団員数も当時は1,052人おりましたけれども、それを800人切る750人くらいを目標に進めていこうというようなことで、消防本部、消防団幹部、そういった部分の中で会合に会合を重ねてきたわけでありまして。ただ、団幹部だけ、消防本部だけで話をしているということも非常に片手落ちということもありまして、地域の消防団のそれぞれの分団の役員、そういったものも含めながら、そういった方向でいこうというようなことで決めたわけでありまして。

今現在、先ほど議員がおっしゃられましたように、旧3町、当時はかなり多く団員数もおりましたし、分団数も多かったわけでありまして。それを3分団ずつ9分団にしました。それで、部は9部ずつ、3分団の中で1分団が3部ずつでありますので、9部ずつに3地域にさせていただいたわけでありまして。そのことが旭の再編は何でしなかったのかということでもありますけれども、私は消防団の活動のエリア、そういったものも地域の範囲、そしてまた人口

密度の問題、また、それぞれ団の歴史、伝統、団員の確保の問題等々、かなりの再編の中ではいろいろな議論をしなければ、調整をしなければならない問題があるわけであります。旧旭市の7分団の21部体制、それが7分団の20部体制になったわけでありますけれども、私は、旭市は旧7分団の20部体制が最善ではないかなということ、旭を基本として旧3地区もそのような体制をしいたわけであります。いわゆる小学校学区1分団というような形でやるのが公平ではないかなと、エリアとか人口密度、そういった部分を考えて、そういったことで今きたわけであります。

議員が3月議会でもお話がありましたように、100人に1人くらいの団員数ということが、どこからそういった基準が出たのか分かりませんが、旧旭地区の消防団は、人口4万人のところ、今340人です。100人に1人も満たないような状況でありまして、そういった部分で、この旭を再編するということは、最初から計画にはなかったわけでありまして、ただ議員のおっしゃるように、地方を守るというような部分の中で公平・公正が少しでも行き届かなければならないというような思いの中では、まだまだ少し検討していかねばならない部分もあろうかと思っておりますので、今後とも消防団、消防本部に十分検討させていきたいと、そのように思っているところでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（平野忠作） 企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） それでは、道の駅季楽里あさひについてお答え申し上げます。

（1）の半年間の実績について説明いたします。

昨年10月17日に開業いたしました道の駅の平成27年度の半年間の入場者数と売上げについて申し上げます。来場者数は58万8,000人、全体の売上げですが、滑川議員おっしゃったとおり、計画では2億1,200万円、この数字ですが、実はテナントが施設使用料のみの計上でしたので、このテナントを売上げで換算いたしますと、2億1,200万円ではなく、計画のほうの数値が2億4,228万円となります。この計画の2億4,228万円に対して、実績では3億7,064万7,000円となり、率にしますと153%となります。なお、全体の売上げとは、直売、レストラン、テナント、外売りの販売の合計額であります。指定管理者である株式会社季楽里あさひの収支ですが、約700万円の純利益を計上しております。

続きまして、（2）出店者、出荷者の状況はどうかということのご質問です。

まず、出荷者数についてですが、開業前の9月の時点、この時点では219名の出荷登録で

ありました。現在は296名の登録をいただいております。

部会ごとに申し上げます。農産物、開業前出荷者101、現在出荷者116、加工品部会、開業前64、現在出荷者101、畜産物、開業前15、現在出荷者13、水産物部会、開業前12、現在出荷者16、花木、開業前出荷者33、現在出荷者36、手工芸品部会、開業前19、現在出荷者30ということで、実質の人数で申し上げますと、開業前が先ほど申し上げました219、現在出荷者が296名という状況でございます。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） それでは、総務課のほうからは、2番目の質問、自治組織についてのうち、（1）行政区等への加入者数ということでございます。

議員お尋ねでございますけれども、28年6月1日現在ということでございましたが、総務課のほうで把握しておりますのは、4月1日現在で各区から報告をいただいております。さらに世帯の人員まで含めて報告をいただいているものではございませんので、世帯数ということでお答えさせていただきたいと思っております。

まず、平成28年4月1日現在、旭市全体での世帯数は2万5,590で、各区からの申し出による加入世帯数は1万6,298、加入率は63.7%となります。昨年から比べますと0.8ポイント減となっております。

地域別ということもございました。旭地域、これは1万5,649世帯に対して、加入世帯9,445で、加入率60.4%。海上地域、3,944世帯に対して加入世帯2,438で、加入率61.8%、飯岡地域、3,709世帯に対して加入世帯2,625で、加入率は70.8%、干潟地域、2,288世帯に対して加入世帯1,790で、加入率は78.2%となっております。

以上でございます。

（発言する人あり）

○議長（平野忠作） いいですか、滑川議員。今もう一度答えますので。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 今、回答の冒頭に申し上げましたけれども、各区の加入している世帯はわかりますけれども、その世帯の構成員というところまで求めて総務課で統計をとっておりませんので、加入世帯にかかわる人員の積み上げというのは総務課にはございません。

（発言する人あり）

○総務課長（加瀬正彦） 加入者数は、申し訳ないですけれども、総務課では把握しておりません。

（発言する人あり）

○議長（平野忠作） では、総務課長、もう一度。

分かりやすく説明をお願いします。

○総務課長（加瀬正彦） その加入している数、これは人数ということで把握いたしますれば、それは持っておりません。出ません。

○議長（平野忠作） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（岩井正和） それでは、社会福祉課のほうから、大きな2番目の（2）社会福祉協議会の負担金についてとありますが、ご質問の中で各種募金の1世帯当たりの金額はということでした。

この5月に区長さんのほうへ社会福祉課のほうから依頼してございますのは、日赤の社費募集、それと社会福祉協議会の会費ということでございます。

まず、社会福祉協議会のほうは、1世帯当たり800円をお願いしてございます。それと、日赤の社費につきましては、1世帯当たり500円というところでございます。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） どうもありがとうございました。

では、1番目のほうから再質問させていただきます。

来店者数、お客様1人当たりの売上げ金額の、これも事業計画と現実にはどのくらい差があるかお示し願いたいと思います。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 計画のほうでは平日1,000円、土日1,500円というような計画で売上げを算出しています。

実績のほうですが、土日、平日というような集計ではなく、月で平均を見ております。その数字を申し上げます。半年間の合計の平均ですと、1人当たり1,285円という客単価になっております。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 建設準備委員会の会議の中では、売上げが計画ではちょっと甘いんじ



やないかと指摘しましたが、船井総研、それから企画課の説明どおりの事業計画で了承された経緯なんですけれども、この半期決算から28年度以降のもう4年間に対する事業計画の修正はするのかもしれないのか、その辺もお聞きしたい。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） あくまでも、あの時の計画は低成長パターン、議員よくご存じのとおりだと思います。

低成長パターンで算出した結果、このぐらゐの経費であればこういう採算が見込めるというシミュレーションを前提とした計画というふうになっております。ですので、結果的にはよかったというのは、計画に対してよかったというようなことで、決して楽観視しているわけではございません。

速報というような形で、3月の決算が株主総会のところに報告されて、今その数値の、まだ細かい分析等はこれからですが、数値を今答弁申し上げました。今後、28年度の事業計画につきましては、また株式会社季楽里あさひのほうで作っていくというふうに聞いておりますので、その数値が修正されるかどうかというのは、ちょっと伺っていないような状況です。以上です。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 3月に決算は終わっているわけでしょう。第三セクターでも株式会社ですよね。細かい数字が出てこないと、それから来年度の事業計画が分からないんじゃないですか。誰が経営しているんですか。

それで、これは質問ではありませんよ。ぜひ実行するのが当たり前ですよ。

今から質問するのは、第4回目の質問は、当初から万引きが横行したのをご存じですよ。それに対する対処はどのようにしたのか。

それと、今企画課が答えたことは、事業計画と今回の3月決算の対比を一覧表で議員の皆様全部、この一般質問が終わったら配っていただけることになっておりますので、皆様、よくご覧ください。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 万引きについての対策はというご質問です。

確かに、最初のころはそういうお話を伺っていましたし、道の駅の会社のほうについまし

でも、その対策ということで対応していました。その主なものを申し上げますと、盗難対策としましては、防犯カメラによる監視、それから従業員による監視の強化、それから警察への協力依頼、張り紙による警告などを確認しております。その結果、最近では万引きはもうかなりなくなって、一例だけ、かごか何か、手提げみたいなのが盗まれたというような報告は受けています。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 一般質問は途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後1時0分

○議長（平野忠作） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、滑川公英議員の一般質問を行います。

滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 先ほどは出店者数の増減についてということで、だいぶ参加していただける方が多くなってきて一安心しているところです。

そこでちょっと心配なのは、先ほどの継続、これ同じなんですけれども、なぜ細かい数字が決算が終わっているのに出ないんでしょうかね。もしこれが税務署に申告していないということになったら、違法になるんじゃないですか。決算内容を、PL、BSを出していないということになっている。ここに提示できないということは、はっきり分からないということとは出していないという方向にとっちゃうんですけれども、そうなんですか。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） それでは、先に、午前中に答弁させていただきました内容に若干間違いがありまして、ちょっと訂正させていただきたいと思います。

平均客単価の答弁で、計画の中での客単価の想定を、平日と休日に分けて1,000円、1,500円と申しあげましたけれども、同じく1,000円、休日に限らず客単価は1,000円ということで、入場者数が1.5倍でしたのでちょっと勘違いしていました。

それと、決算における最終の客単価ですが、1,285円と先ほど申しあげましたが、1,291円

ということで修正させていただきたいと思います。失礼いたしました。

それと、今のご質問ですが、決算のほうが終わっているんじゃないかということで、その辺につきましては、取締役会それから株主総会が済みまして、先ほどのPL等の資料は出てきて決算の報告は受けてございます。

今回の滑川議員の一般質問の中で幾つか頂戴いたしました質問の内容ですが、最終的には9月の議会におきまして決算の報告事項と事業報告を併せまして行う予定でありましたので、今回は概略速報値的な答弁とさせていただいたところであります。

それと、この一般質問が終わった後に資料の提出ということで議員からありましたが、これも今、概略決算内容をまとめましたので、委員会を通じて議員全員にお配りしたいという考えであります。よろしくをお願いします。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 概略ということはないと思うんですね。税務署に出す書類を概略、何考えているんです。これは今、先ほどの質問に対してまだ答えになっていないから言っているんですよ。議会には概略でもいいでしょうけれども、私は先ほどの質問で、税務署に決算処理をしてあるわけでしょう、2か月たっているんですから。それが概略、じゃ違法じゃないですか。そういう報告というのはないでしょうということ。税務署に申告していないということ。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） それらの書類につきましては、9月の議会において報告事項の中できちっと提出することになっております。そういうことでそういう説明をさせていただきました。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 議会の中にいる方々も、ほとんどのきのうの東京都の都議会と同じで納得する人いないんじゃないですか。

次ですけれどもね、第三セクターの取締役会というのは本当に機能しているんですか。申告したらちゃんと市議会にも報告があって当たり前な、まともに旭市は資本金の7割を出しているんですよ。それを中途半端でいいんでしょうかね。

それで、この経営というのは誰がCEO、最高経営責任者なんですか。現場が責任者なんですか。現場にもトータルとして8人ぐらい職員がいるわけですよね、健康保険払っている、

年金も払っていると、そういう方々がいるわけでしょう。それだったらちゃんと第三セクターとして決算内容を議会に、もう申告が終わっているわけですから、提示しても当たり前じゃないですか。CEOは誰がやっているんですか。普通であれば、取締役社長、市長がCEOですよ。常勤の駅長がやっているんですか。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 最高経営責任者は取締役の一応社長ということで私にあるわけでありましてけれども、取締役会も株主総会も終了した時点で、その報告は9月議会にしようというふうなことで取締役会でもそういった承認をもらって、9月議会で製本というか、ちゃんとしたものも作らなければならないということで6月議会には間に合わないかなというような話があったもので、そういった取締役会で経緯があったところであります。

ただ、高根税理士に最終的な決算の整理をお願いして、税務署へは申告済みということで取締役会には報告がありました。ただ、議会に製本をして報告をするというのは、ほかの報告事項が9月にやるもので、9月というふうなことに統一しようというような思いで、取締役会ではそういったことで話があったわけでありまして、今回初めてということもありません。次からは決算ができ次第、議会に報告をするというような方向で取締役会にもはかっけていきたいと、そのように思っておりますのでよろしくご理解をいただきたいと思っております。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） どうもありがとうございます。

じゃ次、自治組織についてに移ります。よろしく願いいたします。

行政が各区長さんをお願いし、配布ないしは連絡している情報は、加入していない約4,500戸、これはどのようにして伝達しているのでしょうか。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） まず、広報があります。広報につきましては、新聞折り込みということで全世帯配布を目指してやっている。ただ、新聞をとっていない世帯もありますから、これらについては公共施設等に置いてそれぞれ見に来ていただけるようになっている。そこに来れば全て配布できるようになっている。それから、申し出があれば広報については郵送も一部実施しているところでありまして、これは必要最低限になってしまうかもしれませんが、そういったものはまずやっている。

それから、戸別にどうしても知らせるべきもの、例えば今回、福祉給付金とかそういう形でのものがあれば、それらはもう完全な戸別通知になるということになります。

区長さんをお願いしているところというのは、非常に大きなもの、例えば今度海岸清掃がありますよとか、ごみゼロですよとか、そういったものが中心になっていると今は想定しています。

いずれにしましても、確かに加入率、相当低い状況で約3分の1の世帯の方が入っていないという状況ですので、これらについても加入を促進していかなければいけないというのは市としても考えているところであって、それは重要なことであると、そのように認識しています。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 私がその加入率を皆さんにお示したのは、最終的には行政の、自分らがとる分は権利がありますよと。でも、一般のあとの35.5%以外、64.5、その方々が負担している責務を何にもやらないでいいのかということなんです。逃げられるなら逃げられたままがいい、これは民主主義に反することじゃないですか。

これは、これから言う消防団も同じなんです。自治区に入っていなかったらどろんでくるんでしょうよ。今はやりのドローンじゃないですけどもね、それはよくないと思いますよ。これはやはり簡単に言えば脱税に近いものでしょうよ。権利は主張するけれども、責務は知りませんよじゃ。

税務徴収もいいでしょうけれども、この辺の不公平というのは絶対なくすべきではないかと思うんです。だから、私は戸数のほかに、4,500戸の中の内容が例えば1戸2人ですよとか、1人ですよとか、そういう家庭がどのくらいあるのかなと思って人数を言ったんですよ。そういうところは恵まれない家庭もあるかもしれないし、潤っていてもそんなの嫌だよと、協議会の負担金も嫌だよと、赤い羽根も嫌だよ、緑の羽根も嫌だよと、それはおかしいと思うんです。逃げられればいいというものではないと思うんです。こういうことで私はこの2番と3番を質問しているんですよ。

それと、1番についての最後の質問なんですけれども、自治区の区長さん方がお金を集めても振り込みがないんですよ。例えば協議会に振り込みすればいいわけなのに、区のお金を会計とか、副区長とか、区長がおろして市に持っていく。これは20年たっても今も同じじゃないんですか。なぜこんなに簡単にできるやつが、振り込みできるやつがなぜやらないんです。税金だけは夜もやっていますよ、税金取りますよと言うけれども、こういう負担金と

か義援金、義援金は違うかな。でもね、緑の募金なんかというのは強制的にやって、持ってこいみたいな感じでしょうよ。全部1か所ないしは2か所でも、3か所でもいいですよ、振り込み先を提示して、区長さんなり会計さんにそこに振り込むようにするのが常識じゃないですか。何にもやっていませんよ。私が区長の時に、加瀬五郎市長に提案してもやっていませんよ。それで、今に流れていますよ。

なおかつ、職員の方々はどう思うか分かりませんがね、なぜウイークデーに区長会をやらないんですか。これは歴代の区長会の方々にみんなクレームがついていますよ。何回か私も言っていますよ。

そのほかに、区長会を招集する時間、皆さんの都合のいいようにやっているかもしれないですかね、2時とか1時半とか。どうせそんなに長い時間でなかったら半日休まないでも済むわけでしょうよ。みんなリタイアした人ばかりじゃないですよ。現職の方々もいっぱいいるわけですよ、区長さんやっているのは。なぜそういう方々に負担をかけるような招集をするのか、招集日時を決めているのか、月曜日から金曜日までしかやらないのか。これも即刻改革していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 行政区の話から行政全体の話にちょっと移ったような感があります。あくまでも区の組織というのは、それぞれの長い歴史があつてその区の成り立ちというのがあります。その区の中でそれぞれがたどってきたもの、それはその区にしか分からない事情等もありますから、そのところを全て一律にするというのはなかなか難しいのかなど。まず、加入の話ですけれども。

その中で例えば今、国勢調査をやりますと、持ち家とそれからアパートとかの比率が分かります。実は27年国調の数字はまだないんですけれども、22年国調でいけば、持ち家は77%ぐらいしかない。ということは、23%の方たちはいわゆる借家に住んでいるということになります。そういったところについては、その区の事情で借家は区に加入させないとか、そういう形を実はとっているところも現実にある。

そういったところで、そうすると23%ぐらいは、裏を返せば、もうそういった区に入らない世帯になってしまう。そうすると、確かに10%ぐらいの方たちは自主的に区に入らない方もいるんだろうと思います。

そういったこともありますので、市としては、まず区に加入していただきたいというのは

率先して啓蒙していきたいと。今、転入者につきましては、うちのほうもチラシを作りまして、そこでぜひ区に入っていただきたい、区の有意義さ、何かあったときの共助のためにもなりますよというようなことを記したものをお配りして区の加入促進に努めたいということがまずあります。まず、それが加入率の関係です。

それからもう一つ、それぞれ、今振り込みができないと言っていたのは、多分一番最初のところで社会福祉協議会の関係の質問もありましたからそこら辺で振り込みができない、持ってこいという、そういう話だったんじゃないかなというもあります。ただ、それもそれぞれの、どうしてもその場でやりとりしなければできないものというのがあるようなので、その部分で不都合なものがあれば、それは総務課としても改善させるように努力はしていきたいと、そのように考えます。

それから、区長会を招集する時間、確かに区長全体を集めるものというのは年に数回しか、2回か3回だと思うんですけども、それ以外のところで申し出があれば、例えば干潟地区の区長さんが集まる時には夕方に集まっていますよとか、そういうのは適宜、その要望に応じて実施しているところでありますので、その辺は改善する余地は当然ありますので、しっかりと意見を聞きながら進めてまいりたいと、そのように思います。

あと、全てのことが議員おっしゃるようにできるのかどうかというのはなかなか難しいところも現実にあると思いますけれども、その部分は検討させていただきたいなと思います。

私のほうからは以上です。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 私が強制して口座振替をしろとか、日時を決めろとかと言っているわけではないんですよ。そういうような声が毎年の区長会に参加するたびにあるから、やはりそういう声を酌み取るのも執行部の責任ではないんでしょうかと言っているんですよ。何も振り込みしたくなかったら持ってくればいだけの話ですからね。違うんですか、簡単に言えば。そうしたら、取りに来いって。怒られますよ、本当に。

ですから、強制じゃないけれども、やはり区長さん、皆さんボランティアでやっているわけですよ。ですから、そういう方々の意向もやはりずっと同じじゃなくて、時代が変わってきて忙しい、70歳になって忙しい方々だってたくさんいるわけですからね、そういうことについてもっと考え方を改めて改革していただきたいと。振り込みしたい人には振り込んでもらう、持ってきてもらいたい人には持ってきてもらう。こんなの常識じゃないですか。

では、消防団に移ります。

市長は、3月議会で団員数の問題、各地区の……

○議長（平野忠作） 滑川議員、（2）のほうはいいですか、飛ばしますか、これは。

○17番（滑川公英） 両方一緒だからいいです。

○議長（平野忠作） いい。

○17番（滑川公英） はい。

○議長（平野忠作） じゃ、どうぞ。

○17番（滑川公英） 同じような質問をしているんでね、くどくやっても飽きられるだけですから。

では、大きい3の消防団の再質問ね。

市長は、3月議会で団員数の問題、各地区の負担金の問題、不公平があるかもしれないと答弁しています。団員負担金は各区長、消防団幹部で解決できれば問題提起は私はしませんよ。利害関係があるから結局は駄目なんですよね。

旧旭市は、6分団の4部もあったんですよ。7分団が1部しかなかった。7分団の2になったときには、これは行政側から地元には関係なくそういうことをやったんです。もう改革するにはそれしかないんですよ。泣いているところがあるけれども、潤っているところは誰もちょっと頂戴よと言ったってくれるわけないでしょうよ。それは市長、長く消防団やっていますからよくお分かりのことだと思います。

私は、消防団の倉庫とか、消防団の報酬について言っているわけじゃないんですよ。再編しろということは、例えば1,119戸で20人を出している部、それから140世帯で15人出している部、これが旧旭市の今の現状なんです。そのほかに200戸台が何人もあると、700戸台、1,000台があると。これは公平じゃないと言っているんですよ。

市長はすぐ金額とか、団員の数と言っているけれども、要するに出しているところの基礎がもう全然狂っているから言っているんですよ。何十年も、少なくとも昭和50年、40年間変わらないんですよ。

ところが、皆さんご存じのように、もう地域格差、要するに人口格差が出ていて、もう何年も消防団はやらなくちゃしょうがない。事によったら一生やらなくちゃしょうがないんじゃないかと、そういうところまであるんですよ。

それで片方は、例えば1,119出しているところは2年やったら終わりですよ。これでは同じに安心・安全を旭市に提供していて、なぜそういうようにバックヤード、要するに区が小さいところほど泣かなくちゃしょうがないんですかということなんです。もうちょっとそ



れを平らにさせていただきたいと。

計算すると、465戸で旭市は一部が平らなんです。合併する前は485くらいあったんですよ。あまりにも、例えばこれが500でもいいですよ、140だったら360世帯数が少ない。一番多いところは600、700近く多いと、これは不公平だと言っている。だから改革させていただきたいと言っているんですよ。

行政が出す消防団倉庫を全部改築しますよ、消防団に報酬をあげますよと、そういうことを私は言っているんじゃないんですよ。基礎が崩れていると言っているんです。何とかしていただきたいんですよ。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 滑川議員のおっしゃっていることも十分分かることは分かりますけれども、先ほど申し上げましたように、先ほど総務課長から話がありました自治会の問題、区の問題、それも多いところと少ないところ、いっぱいあります。それを一並びにして行政からこうやれ、ああやれと、そういうことになったら、じゃ行政がみんなやればいいんだねというようなことにもなりかねないわけでありまして、消防も同じことが言えるわけでありまして、今、400人で均一な戸数で一部を持たせると、そういうことができないのがやはり今の消防団の、自分たちの地域は自分たちで守る、いわゆる自助、奉仕の精神、それが消防団の一番大事な部分でありまして、自分たちの地域を自分らで守ると、そんなような思いでこの長い長い歴史があるわけですよ。

そういうようなことの中で今推移をしているわけで、それを行政が全部定規ではかったように決めるということはなかなか、先ほども申し上げましたように、活動の範囲、エリア、地域の広さ、そして人口密度、あるいはまたそれぞれのプライド、歴史、そういったものが各部にはあるわけですので、そういったことの中で小さい区で一つの部を持っているということは、団員数を少なくしたり、団の予算を区でもう少し減らしてくれと、区の問題だと私は思いますので、そういった中でこれから今の16分団47部の体制、750人くらいの団員数でいくということが今の旭市において適当な、最善な組織機構、構成だと私は思っておりますので、そういった部分で地域にアンバランスな部分がいっぱいあれば、その地域の皆さん方に頑張ってもらって公平を保てるような、そんな努力も一緒にしてもらいたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） どうもありがとうございます。

先ほどの1,119とか140というのは、要するに加入している戸数で言っているんですよね。そのほかの35.5%のことを計算しないで言っているわけなんですよ。

私は、あまりにも、例えば消防団は市長は10人以下でもいいというんだったら、そんなところみんなそうなっちゃうんじゃないですか。これでは組織が成り立たないでしょう。20人もあった、15人あった、10人があった、1桁があったんじゃ、これは組織を防衛するためにもやはりある程度の基準というのが必要なんで、それにはその消防団が活躍するバックヤードをちゃんと行政が決めるのが当たり前でしょうと言っているんですよ。いかがですか。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 私も消防団、33年くらいやっていたけれども、それは一人ひとりの考え方の違いがあると思います。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 先ほどの社会福祉協議会の負担金もそうですし、消防団もそうですけれどもね、要するに35.5%の加入していない方々というのは、安心・安全のただ乗りではないのですかね。これはどう考えたって、格差、格差と、今誰でも格差と言いますけれどもね、こんなことだって3秒もあれば子どもでも分かると思いますよ。その個々のところだけじゃなくて、組織防衛のためにも改編が私は必要だと言っているんですよ。

私は、やるなと言っていないんですよ。人数も極端に減らせと言っているわけじゃないんですよ。あまりにもひどいところがあるから言っているんです。

市長、ご存じでしょう、だって。人数の要するに自分の世帯数が多いところは、団員に指名したら、私はやらないと言ったらもうそれで終わりなんですよ。ところが、困っているところというのは、次の人にやりたくてもいないんですよ。だから、仕方がないから5年でも10年でもやるようになっちゃうんですよ。同じ安心・安全をやるのであれば、そのようなお金とか団員構成についても、もうちょっと平らな方向に持っていくのは行政改革ではないかと言っているんですよ。

もう合併してから11年目に入るわけですから、あっ、11年目も終わるか。ですから、そういうことでぜひ検討じゃなくて実施していただきたい、もう時期に来ているのではないかと思いますので、よろしく願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（平野忠作） 滑川公英議員の一般質問を終わります。

◇ 磯 本 繁

○議長（平野忠作） 続いて、磯本繁議員、ご登壇願います。

（6番 磯本 繁 登壇）

○6番（磯本 繁） 議席番号6番、磯本繁でございます。

平成28年第2回定例会におきまして一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

私は熊本県生まれであります。その熊本県で本年4月に発生した熊本地震では、最大震度7を2回記録するなど、熊本県を中心に甚大な人的被害、物的被害をもたらしました。現在でも余震が続き、避難所生活を余儀なくされ、大勢の人たちがいる中、今週、仮設住宅への入居が始まりました。

けさのニュースでは、新しい入居者がきょうからスタートしたとの報道がありました。復旧・復興にどのくらい時間がかかるのか、予測がつかない状況ではないでしょうか。

亡くなられた方のご冥福を祈るとともに、被害に遭われた方々が一刻も早くもとの生活に戻れるよう願っております。

今回、私からは3項目、5点の質問をいたします。

1項目め、大規模震災の対策について。

本市に甚大な被害をもたらした東日本大震災から5年が過ぎましたが、本市でも復旧・復興が進んでいます。また、今まで旭市のことを知らなかった方々が地震や津波による被害の状況について、飯岡地区にある防災資料館を訪れることによって初めて知ったと聞いたことがあります。

そこで一つ目として、震災後、現在までにどのような対策をとられたのかお聞きします。

二つ目として、毎年実施しています防災訓練や津波避難訓練について、どのくらいの被害を想定しているのか、また訓練の参加状況について、ここ2か年の状況をお答え願います。

2項目め、高齢者対策について質問します。

近年、人口減少や高齢化社会の到来により、本市でも高齢化率が高くなっています。また、医療技術の高度化により、健康寿命が年々延びています。

そこで一つ目として、現在本市にある老人ホームの状況について、施設の数、入所者数についてお聞きします。また、入所待ちの方がいるようであれば、人数等についてお答え願います。

二つ目として、本市では人口減少対策として、市単独で行っている子育て支援等の施策が、ほかの市と比較して充実していると思われます。国の施策により年金額が減額され、高齢者にとって、特に年金生活は非常に厳しい生活を送っているものと思われます。

そこで、本市の65歳以上の人口比率と人数をお聞きします。また、市単独で行っている高齢者施策についてどのようなものがあるのかお答え願います。

続いて3項目め、定住施策について質問します。

昨年実施されました国勢調査の速報値で、千葉県では前回と比較して7,738人の増となっています。県内54市町村では、増加が15市、減少が39市町村になっています。増加したのは成田市、佐倉市、印西市、白井市などで、そのほかの市は千葉市を含め東葛地域がほとんどです。

旭市は、近隣と比べて減少率は少ないですが、前回と比較して2,457人、3.56%の減少率となっています。人口減少は、地域産業の停滞や地域コミュニティ力の低下などさまざまな影響を与えます。市民には魅力ある暮らしを提供することにより人口流出を抑制し、Iターン・Uターン者の増加につなげる施策が必要かと思われます。

そこで、空き家を利用したIターン・Uターン対策について何か方策はあるのかお聞きします。

以上で1回目の質問を終わります。なお、再質問につきまして自席で行いますが、執行部の方々には、誰もが理解できますよう簡潔にお答えいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（平野忠作） 磯本繁議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） それでは、総務課からは1の大規模震災等の対策について、この二つのご質問にお答え申し上げます。

まず、地震津波対策、現在までどのような対策をとられたのかということでありました。

まず、市としては震災の後、被災者への支援、それを行うとともに地域の防災計画、それから復興まちづくり計画にのっとりましてさまざまな施設の設置、それから防災のためのマップ等を作っております。

主なものを申し上げますれば、例えば海拔標示板を400か所に設置、避難路の指定看板を92か所、津波注意看板を10か所、避難場所表示看板を34か所、位置情報看板、これは電光掲示のようなものですが、これが4か所、それから津波の避難タワーを4か所設置、そのほ

かにも飯岡中学校の移転、新築がございました。それから、先ほど質問の中にもありました防災資料館の開館、それから被災された方々の災害公営住宅の建設、それから避難階段、これは富浦小等に3か所設置しています。そのほかは現在、津波避難道路の整備も進めている、築山も同様に進めているところであります。

あと、県の事業になりますけれども、これは連携いたしまして津波の防潮堤の工事を実施しておりまして、海岸約11キロメートルあるんですけれども、この中の9キロメートルが既に完成しているという状況であります。

あとソフト面では、防災マップ、それから津波ハザードマップを全戸配布して、被災のための対策に努めてまいったところでございます。

続きまして、(2)の防災訓練でございます。

防災訓練の関係なんですけれども、まず、被害の想定であります。これは、房総沖を震源とするマグニチュード7.9の大地震が発生いたしまして、旭市では震度6強を記録したという前提で防災訓練を実施しています。道路の崩壊、それから家屋の倒壊、一部建物から火災が発生したというようなことを想定いたしまして、地震発生1時間後に大津波警報が発表されましてということ、これらを想定して訓練という形をとっております。

直近2か年の状況といたしましては、平成26年度は飯岡地域、これは飯岡漁港で実施いたしましたけれども、参加者は2,147名、27年度は干潟中学校で実施しております、2,099人の参加がございました。そのほかにも津波避難の訓練といたしまして、旭・飯岡地区の海岸部について26年度、27年度実施している、そのような状況でございます。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） 高齢者福祉課からは、2の高齢者対策についてお答えいたします。

初めに、(1)の本市における老人ホームの状況についてお答えいたします。

市内の特別養護老人ホームのうち、市外の高齢者も入所可能な施設は5か所あり、定員数は合わせて398人となっております。これとは別に、市民優先の地域密着の施設が2か所あり、定員は45人で、これらを合わせますと443人となります。

このほかに、関連施設としまして、シルバーケアセンター等の介護老人保健施設が2か所あり、定員数は180人、認知症対応型グループホームが4か所で定員は45名となっております。

また、特別養護老人ホームへの待機者数ですが、本年1月1日現在で218人が待機している状況となっております。ただし、市内の待機者の中には既に病院やシルバーケアセンターのような施設へ入っている方からの申し込みが多く、居宅で待機されている方はそのうちの117人で、なおかつひとり暮らしの高齢者からの申し込みは9人、高齢者のみの世帯からの申し込みは29人となっております。

続きまして、(2)の高齢者福祉の充実についてお答えいたします。

まず、高齢化率と人数ですが、旭市における本年6月1日現在の人口は6万7,319人で、そのうち65歳以上の方は1万8,853人を数え、高齢化率は28.0%となっております。

なお、市が単独で行っている主な高齢者施策につきましては、3点に絞ってお答えいたします。

1点目としまして、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯に対して24時間体制で緊急事態に備える緊急通報装置とペンダントを貸与する緊急通報体制等整備事業を行っております。

2点目としまして、要介護4以上で日常生活自立度がB2以上の高齢者と同居している方で、なおかつ市民税非課税または所得税非課税世帯に属する介護者に対して支援金を支給する家族介護支援金支給事業を行っております。

3点目は、一般の交通機関やタクシー等を利用することが困難な方に対して、医療機関への受診等の際に専用車で送迎する外出支援サービス事業を行っております。

以上でございます。

○議長(平野忠作) 企画政策課長。

○企画政策課長(横山秀喜) それでは3点目の定住施策についてのうち、(1)空き家を利用したIターン・Uターン対策について何か方策はというご質問にお答えいたします。

まず、空き家を活用したIターン・Uターンということですが、現在市においては、定住促進奨励金の交付事業を行っております。その内容は、家を新築または購入し、旭市に転入された方に対し、一定の要件のもと、一律50万円を支給するというものです。この住宅の購入に関しては、中古住宅、つまり空き家の購入であっても制度が適用されるものでございます。

定住奨励金の平成27年度における支給実績は45件で、2,250万円、実転入者数は120人となっており、このうち中古住宅の購入に係るものは8件ございまして400万円、実転入者数では15人となっております。

このように空き家を活用したIターン・Uターン対策については一定の効果が見られてい

るところでございます。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 磯本繁議員。

○6番（磯本 繁） ご回答ありがとうございました。

それでは、一つ目の地震津波対策について再質問いたします。

津波から人命を守るには、一般的な地震発生後速やかに海岸から遠くに、高い地域に避難すればよいと思われれます。東日本大震災以降、旭市の海岸地域では津波対策のために海岸基盤整備、減災盛土、津波避難タワーなどの施設など、津波に対するさまざまな対策を行ってきましたが、今後はどのような対策をとっていかれるかお聞きいたします。

○議長（平野忠作） 磯本繁議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） まだ対策として進めております、例えば避難道路だったり、築山事業、こういったものは早期に完成を目指していくようになると思います。

それと、今年3月に旭市地域防災計画の見直しを行っております。その主なものといたしまして、初動体制の強化ということで、避難所の直近に居住する職員が避難所に直行して避難所を開設する避難所直行職員制度というのを盛り込みました。もし何かあったときには、その避難所に直接職員が行って鍵をあけて避難所とするというような対応です。

それから、被災者の家族等から市に安否照会があった場合の安否確認への対応であるとか、そういったものを今回盛り込んでおります。

あと、避難所設備として防災備蓄倉庫等を今後も増築して、必要数量を常に確保できるようにしていくというようなことを考えております。

○議長（平野忠作） 磯本繁議員。

○6番（磯本 繁） ありがとうございました。

地震はいつ発生するか分かりません。十分なる対策をお願いします。

続いて、二つ目の防災訓練について再質問いたします。

防災訓練については、毎年同じような訓練が行われ、参加される方々も限定的で緊張感が失われてくると思われれます。今後は車などを使って避難訓練を検討し、実施すべきだと考えていますが、いかがでしょうか。

○議長（平野忠作） 磯本繁議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 防災訓練等の避難につきましては、被災時の地域一帯の道路状況、これが狭い、それから塀などの倒壊により道路が寸断される危険、そういったものがあります。液状化が発生する可能性もありまして、そうすると通行できない道路もあるということで、円滑な避難ができなくなることも想定されるので、原則徒歩ということになっております。

ただ、車につきましては、今年3月の津波避難訓練、この時に災害時要援護者の避難対策として、限定的な条件のもとに各区の区長さん等に車を出していただきまして、恵天堂の駐車場まで車両を利用した避難訓練を実施したところであります。

対象者等も多くいて、要支援の援護者の台帳も今うちのほうでは整備しておりますので、その辺のリストを見ながらということになりました。ただ、速やかに遠ざかるためには車も必要ではありますけれども、諸々の条件を勘案いたしますと、国のほうも原則徒歩でということがありますので、その辺は状況を見ながら、場合によってはその避難経路を決めておく等ということで、壊れない道路だけであれば車も一部使用せざるを得ないのかなということも想定しながら訓練を進めていきたいと、そのように思います。

以上です。

○議長（平野忠作） 磯本繁議員。

○6番（磯本 繁） ありがとうございます。

震災から5年がたちましたが、津波被害も含め、震災の恐ろしさは経験した人だけが知っているはずで。今後も緊張感を持って、いざというときに役立つ防災訓練をお願いいたします。

続きまして、2項目めの高齢者対策の老人ホーム等の入居について再質問いたします。

以前、近隣の市町で老人ホームに入所できない方が多くいると聞きました。今後ますます高齢化社会が到来し、入所希望者が増えることが予想されますが、市としてどのような対策を講じるのかお聞きいたします。

○議長（平野忠作） 磯本繁議員の再質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） 入所希望者に対する対策についてお答えいたします。

市では、依然として待機者が多いことを踏まえ、第6期介護保険事業計画の中で平成29年度末までに地域密着型サービスにおける29床以内の市民優先の特別養護老人ホームの整備を1か所予定しているところでございます。



以上でございます。

○議長（平野忠作） 磯本繁議員。

○6番（磯本 繁） ありがとうございます。

続きまして、二つ目の高齢者福祉の充実について再質問いたします。

先ほども言いましたように、旭市は子育て支援に関する施策が充実していますが、高齢者の福祉も充実させる必要があると思います。高齢者が寝たきりや閉じこもりにならないよう、介護を必要とする高齢者への適正なサービスを提供するとともに、介護予防事業の強化による元気な高齢者の自立を支援し、生きがいを持って生活できるよう、各種地域活動への参画機会の充実を図っていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（平野忠作） 磯本繁議員の再質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） 高齢者福祉への貴重なご意見、誠にありがとうございます。

市では本年3月より、高齢者への適正な介護サービスの充実に向け、市独自の総合事業を立ち上げました。また、今年度から新たに、高齢者の方々が住みなれた地域で自立した生活が営めるように、市内16か所の地区社会福祉協議会をはじめ、関係機関と連携を深めながら、趣味や運動、介護予防等ができる通いの場の設置を進めております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 磯本繁議員。

○6番（磯本 繁） ありがとうございます。私も高齢者の仲間ですので、十分な検討をお願いいたします。

3項目めの定住施策について再質問いたします。

旭市では、空き家を利用したIターン・Uターン対策として定住促進奨励金を交付しているということでした。国が地方創生重点政策に掲げ、全国の自治体の移住者支援策も年々充実しております。

そのような中、毎年住みたい田舎ベストランキングが発表されており、2016年には兵庫県朝来市、鳥取県岩美町が同率で1位になりました。前年の2015年は1位が島根県大田市、2位には鳥取県鳥取市が選ばれており、両市とも2016年では7位と9位に選ばれています。両市とも空き家バンクを活用した施策を行っていると聞いています。

また、私の生まれた熊本県でも多くの市町村が定住、移住を促進させるため、空き家バンク制度をスタートさせています。さらに、神奈川県藤沢市では先月、関係団体と協定を締

結し、空き家対策の取り組みを進めていると伺いました。

さまざまな施策が日本全国で展開されていますが、旭市としては今度どのような施策を検討されているのかお聞きいたします。

○議長（平野忠作） 磯本繁議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 定住促進策、空き家対策に絞ってというご質問だと思います。

今後どのような施策を検討しているかというようなことでしたので、ご質問にもありましたとおり、現在全国的にも行政が空き家バンク制度を取り入れ、中には成果を上げているという自治体もあります。近隣で行っている自治体もありますが、例えば宅建協会との連携など検討の余地があるかなというふうには思っております。

また、空き家バンクに限らず、人の流れをつくるための地域の魅力の発信や交流人口の増加のための施策については、今後もしっかりと実施していかなければならないと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（平野忠作） 磯本繁議員。

○6番（磯本 繁） ご回答ありがとうございました。

旭市は、子育て支援策を充実し、全国に誇れる旭中央病院があり、食材は何でもそろそろ、また成田空港も近くにあります。東京にも近く、気温も温暖です。定住促進奨励金や移住に関するさまざまなPRや情報提供などのほか、今後も定住につながる施策を充実させていただきたいと思います。このことについては、私の選挙の時のリーフレットにも掲げてまいりました。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（平野忠作） 磯本繁議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 2時10分

○議長（平野忠作） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## ◇ 高橋秀典

○議長（平野忠作） 引き続き一般質問を行います。

続いて、高橋秀典議員、ご登壇願います。

（2番 高橋秀典 登壇）

○2番（高橋秀典） ただいま議長より発言の許可をいただきました、議席番号2番、高橋秀典でございます。第2回定例会におきまして一般質問を行わせていただきますこと、心より感謝申し上げます。

まず、本日よりちょうど2か月前になります。発生いたしました熊本地震により今なお不自由な生活を強いられている皆様に、心よりのお見舞いを申し上げさせていただきます。

とともに、我が千葉県近辺におきましても、大規模地震の可能性が指摘される中、さらに防災意識を高め有事に備えなければならないと、そのように思う次第です。

それでは質問に移らせていただきます。

まず、1番の福祉財政の現状と今後についてお伺いします。

社会福祉の充実を図るための施策に要する経費である民生費ではありますが、28年度版の地方財政白書によれば、全国市町村における民生費の歳出総額に占める割合は35.3%と、歳出中最も大きな割合を占めております。平成16年からの10年間で社会福祉費が1.5倍、児童福祉費が1.7倍、老人福祉費が1.4倍、生活保護費は1.6倍に増加ということであります。これは旭市におきましても同様の増加傾向にあると思えます。

そこで、一般会計に占めます民生費の増加傾向について、民生費の総額と一般会計に占める割合を、合併後の平成18年度と平成26年度を比較してお示してください。

次に、2番の新しい総合事業における一般介護予防事業についてお伺いします。

介護保険制度の改正により、これまで介護予防給付で行われていたサービスの一部が市の事業である地域支援事業へ移行され、介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる新しい総合事業が3月より開始されました。その中の一般介護予防事業のうち、地域介護予防活動支援事業の具体的な内容について伺います。

次に、（2）番、市民との協力・連携についてということでお伺いいたします。

この総合事業は、地域の生活支援ニーズへの対応について、従来の専門職以外の担い手の活躍を強化することで、専門職の方々を中重度の方々の支援、介護へとシフトさせていくことが一つの狙いであると、そのように思います。

よく自助、共助、公助、そして互助と言われますが、厚労省はこの互助の定義を「費用負

担が制度的に保障されていないボランティアなどの支援、地域住民の取り組み」であるとしています。保険制度による共助、公費負担による公助と体系化・組織化して取り組むべきであるとしています。この実現には当然市民の皆さんのご協力が必須となるわけですが、地域との協力・連携ということについてどのように取り組むお考えでしょうか。

次に、ひとり住まい高齢者への対応についてお伺いいたします。

核家族の増加は、同時に高齢者世帯を生み、さらにひとり暮らし高齢者、いわゆる独居老人を生んでいます。こうした社会構造の変化の中、旭市内にはひとり住まいの高齢者の方が一体何人いらっしゃるのか、合併直後と現在の比較でお伺いします。

2点目に、現状においてそうしたひとり住まい高齢者の見守り・生活支援体制はどのようになっているのかお伺いします。

3点目ですが、ひとり住まいの高齢者の方が認知症あるいは軽度認知障害、いわゆるMCIになるというケースも今後増加するのではないかと懸念されます。そうしたときに、高齢者の方の権利を守る上で成年後見人制度の活用が考えられます。改正された老人福祉法は、判断能力が十分でない方の金銭管理や日常生活における契約などについて、本人を代理して行う市民後見人を推進しております。この市民後見人についての旭市の実情についてお伺いします。

次に、4番目、一般住宅の耐震化についてお伺いします。

まず（1）番、一般住宅の耐震化率ということであります。2013年の国土交通省による推計では、全国の住宅耐震化率は82%であるとのことであります。旭市における一般住宅の耐震化率の現状についてお伺いします。

また、（2）として、耐震化推進のために市としてどのような施策を行っているのかお伺いします。

最後に、オリンピック・パラリンピック練習招致について、練習誘致についてお伺いします。

成田市、佐倉市、印西市は、県また順天堂大学とともにアメリカ陸上チームと事前練習について合意に至りました。サーフィンの会場では、房総エリアが有力候補となるなど、県内で具体的な誘致、招致の成果が見え始めております。そのような中、我が市における誘致の現況がどうなっているのかお伺いいたします。

質問は以上であります。再質問は自席にて行わせていただきます。ご答弁よろしくお願ひします。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） それでは、私からは大きな1番の福祉財政の現状と今後についての中的一般会計に占める民生費の増加傾向についてお答え申し上げます。

民生費の総額と一般会計に占める割合というご質問でございますが、ここでは地方財政状況調査、いわゆる決算統計の数値を用いて申し上げます。

平成18年度と平成26年度で比較いたしますと、まず、民生費の総額につきましては、平成18年度が51億1,798万5,000円、平成26年度が78億8,025万5,000円で、27億6,227万円、率にして54%の増となっております。

それと、一般会計に占める割合につきましては、平成18年度が21.4%、平成26年度が27.6%で6.2ポイント増加しております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） 高齢者福祉課からは、質問事項の2と3についてお答えいたします。

初めに、2の新しい総合事業における一般介護予防事業のうち、（1）の地域介護予防活動支援事業の内容についてお答えいたします。

当該事業は、高齢者が住みなれた地域で、誰もが自主的・継続的に参加できる通いの場を設けることで地域の健康度を高めていただき、これがひいては介護費用の抑制につなげていくということを目的としております。

具体的な内容といたしましては、通いの場において週1回程度、介護予防の指導や趣味の語り、ゲーム等を継続的に実施していただくこととなりますが、当面は市の保健師等が介入して地域のボランティアやサポーターが育成されるまで支援していくことを考えております。

続いて、（2）の市民との協力・連携についてお答えいたします。

高齢者を支えるためには、地域住民が担い手となって参加する住民主体で活動する通いの場の設置が必要であり、市民の皆様の協力は欠かせないものと考えております。

そのためには、市と関係機関が地区の社会福祉協議会や老人クラブ連合会、ボランティア連絡協議会等の会合へ出向き、これからの介護予防や支え合いの体制づくりについて説明し、出席者のご理解とご協力を得られるように努めていくことが重要です。そこで市では、今年

度から住民主体の通いの場の立ち上げに向け、協力体制が得られる地域に対して取り組みを先行していきたいと思っております。

続いて、3のひとり住まい高齢者への対応のうち、(1)のひとり住まい高齢者の数についてお答えいたします。

合併直後は平成17年7月であるため、平成18年4月と現在との比較で申し上げます。平成18年4月1日現在のひとり住まい高齢者は840人で、これが平成28年6月1日現在では881人となり、41人の増となっております。

なお、これらの把握方法ですが、各地区の民生委員からの情報提供と介護サービスや訪問活動の情報を基にまとめております。

続きまして、(2)のひとり住まい高齢者の見守り・支援体制についてお答えいたします。

支援体制といたしましては、地域包括支援センターと在宅介護支援センターが中心となり、訪問等により健康面・生活面の支援を行っております。

見守りの観点で申し上げますと、市では24時間体制で緊急事態に備える緊急通報体制整備事業や、調理が困難な高齢者に昼食を届け、その際に安否確認を行う配食サービスを実施しております。また、サービスを全く使わないひとり住まいの高齢者を対象とした訪問調査を社会福祉協議会へ委託しております。

さらに、昨年度から高齢者地域見守りネットワーク事業を開始し、協定書を締結された民間企業が、日常業務の中で地域の高齢者に対してさりげない見守りを行っていただき、何らかの異変を察知された際には関係機関へ通報していただくことといたしました。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（岩井正和） それでは、社会福祉課のほうから大きな3番目の(3)市民後見人制度について、市民後見人の育成に係る実情についてお答えいたします。

現在旭市では、銚子市及び匝瑳市と共同委託により、一般社団法人東総権利擁護ネットワークへ、成年後見制度法人後見支援事業の中で成年後見養成講座の開催をしているところであります。

内容につきましては、市広報等で募集した市民を対象に、成年後見人としての基礎研修及び実践研修、またはその研修を終了した者を対象に成年後見人フォローアップ研修等を実施し、市民後見人の育成に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 都市整備課長。

○都市整備課長（川口裕司） 都市整備課からは、4番目のまず最初に、市の一般住宅の耐震化率についてお答えいたします。

議員既にご存じとは思いますが、耐震基準につきましては、昭和56年6月の建築基準法の改正によりまして、建物について震度6強から震度7程度の大規模地震でも倒壊等の被害を生じないようにということで構造面での強化がされたもので、新耐震基準と呼ばれている部分になります。

耐震化率でございますが、こちらのほうにつきましては、全ての建物のうち、先ほど申し上げました新耐震基準で建築された建物、国の推計方法により耐震性ありとされる建物、そして耐震改修を実施した建物、この数を足したものの割合になります。

お尋ねの市の一般住宅の耐震化率ですけれども、平成27年度末の耐震化率は75%となっております。

次に、耐震化推進のための施策についてお答えいたします。

耐震化推進のためには、市では平成18年に施行されました建築物の耐震改修の促進に関する法律、これを受けまして、平成20年に旭市耐震改修計画を作成いたしました。こちらのほうは、28年3月が計画期間の終了となりますので、改定いたしまして、平成32年までを計画の期間といたしまして改定したところです。

施策といたしましては、まず、耐震化に関する啓発、知識の普及ということで、当時平成20年のころですか、地震防災マップということで各戸に配布いたしましたところでありまして、これにつきましては、市のホームページ等でも今現在も見られるようになっております。

現在、一番行っている大きな部分といたしましては、住宅の耐震化への関心を持っていただくきっかけづくりとなるように、千葉県建築士事務所協会東総支部の協力によりまして無料耐震相談、これを毎年実施しております。今年度も5回の実施を予定しているところです。

相談会では、図面等をご持参いただきまして、簡易診断、これを無料で行いまして、住宅にどのような被害が生じるかといったところを簡単な図で分かるような形でお示ししたり等もしておりますし、そのほかにも住宅全般について相談を受けますということで行っております。

これを受けまして、具体的に進めるという上で、耐震化につきまして補助制度、こちらのほうを設けております。これは、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅、これの耐震診断及び耐震改修を行う場合に補助を行っているものです。

耐震診断につきましては補助率が2分の1、上限が4万円としております。耐震改修は補助率3分の1、上限40万円、内訳といたしまして、設計監理の部分で10万円、工事費の部分で30万円の補助を行うということでやっているところです。

以上です。

○議長（平野忠作） 体育振興課長。

○体育振興課長（加瀬英志） 体育振興課からは5点目、オリンピック・パラリンピック練習誘致についてお答えいたします。

誘致活動の現状ですが、昨年9月議会の一般質問で、東京オリンピック事前キャンプ地誘致推進本部についてご説明申し上げましたが、構成は本部会議と推進部会から成っております。この本部会議で三つの方向性を示した中で、推進部会において組織委員会を通じた情報提供とそれ以外の方法という二つの方法で取り組んでおり、組織委員会へ総合体育館が施設の情報提供をできるような状況を今進めているところです。

以上です。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） それでは、まず1の福祉財政についてということで再質問させていただきます。

そうしますと、民生費はこの8年間で約28億円の増加、構成比で見ますと、決算額の21.4から27.6%ということで6.2ポイント増ということでもあります。

これは当市だけではなく全国的な増加傾向であると思えますけれども、中にはこれ、あるシンクタンクの予測によれば、全国の地方自治体の一般会計のうち50%を民生費が占めるようになる時代も来るのではないかと、そういった予測もあるようです。

お伺いしたいのですが、民生費全体を目的別、性質別、財源別にその推移を見たときにそれぞれのどのような傾向が見られるのか、お伺いします。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 民生費全体の中での目的別、性質別、財源別の推移ということでございます。まず、民生費の目的別の内訳でございますが、これもまた決算統計の数値で申し上げます。大きく五つ中身ございまして、それは社会福祉費、老人福祉費、児童福祉費、生活保護費、災害救助費でございます。この数字を平成26年度で比べてみますと、児童福祉費が最も大きな割合で、民生費の総額の40.8%を占めております。それと、増加率が最も大き



いものとしましては、障害者などの福祉対策に要する経費であります社会福祉費、これが平成18年度、12億6,951万6,000円だったものが、平成26年度には23億9,764万円となっておりまして、金額で申し上げますと11億2,812万4,000円、伸び率にしまして88.9%の増となっております。

次に、性質別の内訳でございます。

これにつきましては、生活困窮者や児童あるいは障害者などを援助するための経費であります扶助費、これが構成比、増加率ともに最も大きくなっておりまして、平成26年度が44億2,675万1,000円で、平成18年度と比較いたしますと20億5,078万7,000円、率にして86.3%の増となっております。

三つ目としまして、財源別の内訳でございますが、これにつきましては、一般財源が最も大きな割合、率で申し上げますと財源全体の51.9%を占めておりまして、平成26年度が40億8,735万4,000円で、平成18年度と比較いたしますと9億8,136万2,000円、31.6%の増となっております。その次に多いものとしまして、国庫支出金がございまして、平成26年度は24億2,162万5,000円で、全体の30.7%を占めておりまして、平成18年度とこれを比較しますと、金額ベースで13億6,093万9,000円の増、財源に占める割合としましても、平成18年度が20.7%だったものが10ポイント増えております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） そうしますと、幾つかポイントがあるのかなと思いますけれども、扶助費については、18年度から比べて1.86倍ということであります。また、財源で見ますと、国庫負担分は民生費総額の20%から30%というふうに増額はしているんですけども、一般財源からの支出で見ますと、8年間で約10億円の増加ということであります。

そこにきて、今回の消費増税の延期ということでもありますけれども、消費者的にはほっとした面もあるのですけれども、この消費増税は福祉財源の確保のためにということでもございました。そうしますと、消費増税が予定どおり実行されれば、税率の10%のうち3.72%、これが地方財源となる予定だったわけですが、この延期の影響を懸念するような声もございまして。それも含めて今後の福祉財源の確保の見通しについてお伺いいたします。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 消費増税の延期による影響と今後の福祉財源の見通しということで

ございます。

まず、消費増税が延期された場合の影響ということでございますが、これにつきましては、県から交付されます地方消費税交付金ですとか地方交付税の配分の見直しなども含めまして、さまざまな要因が考えられますので、申し訳ありませんが、今の時点で影響額を計算することは非常に難しい状況でありますのでご理解をいただければと思います。

ただ、国におきましては、消費増税で賄う予定でした子育て支援ですとか高齢者福祉をはじめとします社会保障関連施策につきましては、必要な財源を確保できるよう最大限努力するという考えが示されておりますし、平成27年に閣議決定されました経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる骨太の方針でございますが、この中におきましても、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額については、平成30年度までにおいて、平成27年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同じ水準を確保するとしておりますので、必要な財源は確保されるのだろうというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 自治体の財源全体としては今後減少が懸念されていく中で、福祉関連の費用というのは高齢者福祉分、また人口減対策としての子育て支援分、今後も増加は避けられないのかなと思います。

しかしながら、福祉の充実は、総合戦略に掲げます重点施策の核でもあります。この総合戦略の目標実現のためにもさらなる行財政改革の推進、これは先ほども出ました施設の統廃合も含めてということになると思いますが、その中にありましても福祉財源の確保、維持というものを願うものであります。

続きまして、2番目の新しい総合事業における一般介護予防事業についてお伺いします。

ただいま申し上げました総合戦略の中の重点施策、安心形成プロジェクトの中に生活支援体制整備事業がございます。こちらとの事業の関係性についてお伺いします。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） 総合戦略における生活支援体制整備事業につきましては、まさに新しい総合事業における一般介護予防事業にリンクするものでございまして、ボランティアやサポーターを育成支援していくために、そのネットワークの核として生活支援コーディネーターと協議体の設置を行うものであります。

そこで市では、高齢者の安心形成のために、今年度から生活支援コーディネーターを配置して事業の推進に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 事業の関係性は理解いたしました。

続いて、（2）の市民との協力・連携ということではありますが、先ほど住民主体の活動で通いの場というものを立ち上げるということでお伺いいたしました。国は、高齢者の介護予防、生活支援に地域住民の力を活用したいということで進めているようではありますが、これは必然、市町村の事業となってくるわけでありまして。

市では、生活支援体制整備事業の中で先ほどの生活支援コーディネーターと協議体を地域に置き、地域の支え合い体制により生活支援、介護予防を推進しているとしています。

ところで、この地域というのがどのくらいまでの範囲を指し、予定されている協議体にはどのような役割を期待するのか、この点についてお伺いします。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） 生活支援体制整備事業における地域の範囲と協議体の役割についてお答えいたします。

市では、第6期介護保険事業計画において、市全体を一つの日常生活圏域として設定しており、この圏域をもって当該事業の地域としております。

協議体の役割ですが、厚生労働省が示すガイドラインによりますと、生活支援コーディネーターの組織的補完、アンケート調査やマッピング等の実施による地域ニーズの把握、情報の見える化の推進、地域づくりにおける意識の統一を図る場等を行うものとされております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 範囲としては、生活支援のための日常生活圏域の設定を旭市全体で一つとしているということですが、実際的な高齢者の日常生活での活動範囲ということで考えた場合、せめて小学校区等の単位で設定しないと実際の日常生活支援としては難しいのではないかとと思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） 協議体を置く地域の範囲と協議体についてお答えいたします。

厚生労働省のガイドラインによりますと、コーディネーターと協議体を置く地域の圏域につきましては、第1層が市全体とあり、第2層は日常生活圏として中学校区域等、第3層としてサービス提供主体とありますので、市民のニーズと国の推奨する地域包括ケアシステムの進展に合わせまして先行きは細分化されることも考えられます。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 実際の実行段階に当たっては各地域に細分化してということだと思ふんですけれども、地域に根差したそういった支援の場をつくっていくには、イメージとしましては地区社協単位でエリア設定というのがしっくりくるのかなというふうには個人的には思います。また、元気な高齢者の方にはボランティアとして支援する側に回っていただくということも制度では想定していると思います。

このいわゆる元気高齢者の方がボランティアなどを通して生きがいを持って地域で活躍していただけるということは、これは介護予防の観点からも将来的に要支援・要介護の総量を抑制していくということになってくると思います。

また、働いていた方が退職後に地域のボランティアなどに参加していく、それがスムーズに参加していただけますよう、ボランティアの登録あるいは活用の仕組みといったものをさらに充実させていく必要があるのではないかと思います。その点についてお伺いします。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） ボランティアへの登録につきましては、現在社会福祉協議会で受け付けておりますが、市としても加入推進に努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） いずれにしても、地域住民の力で高齢者が要支援・要介護に移っていく、これを抑制しようということだと思いますので、地区社協等の地域活動の活発な地域でこれはモデル的に推進してみたいかとは思いますが、これについて行政のリードを期待するところでもあります。

続きまして、次のひとり住まいの高齢者に関してであります。

数については881人ということでお伺いしました。（2）の見守り・支援についてという

ことであります。ご答弁にありました高齢者見守りネットワーク、これについて事業協定の現況、現在での成果等についてお伺いいたします。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） 見守りネットワークの現状でございますが、現在この事業に賛同されているのは49事業所で、事業別には郵便、金融、保険関係で17事業所、新聞、電気、ガス、水道関係で11事業所、コンビニ、飲食関係で11事業所、交通、宅配、NPO関係で10事業所となっております。

なお、昨年度協力事業所により市へ連絡があった件数は3件で、主な内容といたしましては、道端で歩けなくなっている高齢者を発見したという通報があり、現地へ出向き、家族へ引き渡したケースがございました。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 地元企業による支える場が広がっているのかなというふうに思います。

高齢社会白書によりますと、誰にもみとられることなく亡くなった後に発見されるような、いわゆる孤独死といったようなケース、これを身近な問題だと感じている、そういうひとり暮らしの方が4割以上いるというようなアンケートがあるそうです。これまで社会を支えて活躍してきた方にそんな思いをさせてしまっている現代の社会の実情でもあります。これはぜひ孤独死ゼロということ、そのためのセーフティーネットといったことをぜひ実現していかなければならないと思います。

またその一方で、福祉財政の今後ということを考えますと、行政が地域福祉のニーズにこれを際限なく応え続けていくというのは、これは限界があるのかなと思います。社会福祉協議会や福祉事業者、NPOや各種ボランティア団体等に加えて、今後は地域住民の互助をお願いしていくといった部分も重要になってくるのかなと思います。

そのような中で、ひとり暮らし高齢者に対する地域支援の一環として、住民による声かけボランティア、こういったものを仕組みとしてぜひ推進していただけないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） 市では現在、通いの場の設置を進めておりますが、先行きは

声かけボランティアも視野に入れて推進していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） それでは次の、市民後見人に関する質問に移らせていただきます。

銚子市、匝瑳市と共同で東総権利擁護ネットワークに委託しているということで承知いたしました。

平成24年に改正されました老人福祉法、こちらの第32条の2、こちらで市町村は後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする、というふうになっています。

高齢者の増加により今後ニーズが増えることも予想されます。後見人を依頼するに当たって、相談から受任までどのような流れになっているのかお伺いします。また、有資格者の現在の数についてもお教えてください。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（岩井正和） それでは、成年後見人の依頼から選任までの流れ、それと成年後見人の人数についてお答えいたします。

成年後見人制度の相談窓口としましては、市の担当課、社会福祉課なり高齢者福祉課になります。それとまた社会福祉協議会、それと民間では海匠ネットワークというところにおいて相談を受け付けております。本人の判断能力の程度により適切な支援をしているところでございます。

この制度の利用手続きとしまして、初めに家庭裁判所のほうへ申し立てをします。その後、家庭裁判所による調査・鑑定を行い、審判がなされます。そこで成年後見人が選任され、後見開始となります。

次に、成年後見人の人数ということですが、東総権利擁護ネットワークに所属する後見人は社会福祉士で6名、それと弁護士3名が登録されております。そのほか活動支援員として20名、この20名のうち旭市在住の方が12名いるというところで、登録され、活動しております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） この後見人制度ですけれども、例えば認知症の方がうやむやのうちに契

約させられたと、そのような場合でも代理権によって取り消しを行うことができるなど、悪質な業者からの保護という意味でも有効な制度だと思います。

しかし、本人に代わって財産管理や契約等を行うということになりますので、これは運用に当たっては後見人に対して十分な監督、支援といったものが必要だと思いますけれども、その体制についてはどうなっているのかお伺いします。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（岩井正和） それでは、後見人の監督ということでございますが、家庭裁判所が必要と認めるときは、職権で弁護士などの専門職を後見監督人ということで選定することがあります。監督人は、後見人の事務を監督するほか、急迫な場合に後見人に代わって必要な処分を行うことができます。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 市民が市民を支える担い手になるという、こうした市民後見人制度ですけれども、権利擁護ネットワークのほうでは養成講座あるいはフォローアップ研修、こちらかなり充実した内容のようであります。

ただ、制度上の課題としては、受任後の監督、監査の透明性ということで課題が指摘されるところでもありますので、そういった透明性が増すことでより安心してお願いできる制度になっていくのかなというふうに思います。

これは私見であります。財産額が大きい場合は弁護士等の専門職の方、そうでない場合には日常的な契約等の権利擁護については市民後見人といったことで分けていくのがよいのかなというふうに思いますが、こういった市民後見人の制度の推進も含めまして、高齢者の権利擁護のためのセーフティーネット、こちらもぜひ強化していただけますようお願いしまして、次の質問に移らせていただきます。

次の一般住宅の耐震化率について再質問させていただきます。

先ほど伺いました旭市の住宅耐震化率は、これは推計値で75%ということであります。市では、耐震化率について、計画において目標を定めていると思いますが、こちらについてはいつまでに何%という目標値になっているのか、お伺いいたします。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（川口裕司） 計画の中での耐震化率の目標というご質問です。

耐震化率の目標につきましては、先ほど申し上げました新しい耐震改修計画、促進計画、この中で定めております。これにつきましては、国の定める建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本方針、それと千葉県耐震改修促進計画、こちらとの整合性を図りまして、平成32年度末の目標といたしまして95%を目標としているところです。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） そうしますと、耐震改修促進計画の中では32年度までに耐震化率95%ということであります。現在の75%から考えますと、ちょっとこれ相当厳しい状況であるのかなというふうに思いますが、先ほど耐震化推進のための制度としては耐震診断の、あるいは耐震改修に対して補助ということでお伺いいたしました。この二つの制度の利用状況についてお伺いいたします。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（川口裕司） それでは、制度の利用状況についてお答えいたします。

まず初めに、無料耐震相談会の参加者でございます。過去3年間ということでご回答させていただきます。平成25年度は1名です。平成26年度が2名、平成27年度が17名でございます。参考といたしまして、今年につきましては5月までに2回開催いたしまして、現在5名の参加をいただいております。

また、補助制度の利用状況について同じようにお答えいたします。

まず初めに、耐震診断についてお答えいたします。平成25年度は1名、平成26年度はございませんでした。平成27年度が1名というふうになっております。それで今年は1名の申請をいただいているところです。

あと、耐震改修についてですけれども、過去3年間では該当がございませんでした。ただ、その前年度、24年に1件ございました。

以上です。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） そうしますと、耐震改修につきましては、この3年間でゼロということでありまして、制度の利用に関してあまり進んでいないのかなというふうに思います。この制度のPRと利用促進についてどのようなことを今行っているのか、お伺いいたします。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。



都市整備課長。

○都市整備課長（川口裕司） 利用促進についてどのようなことを行っているかということでございます。

利用促進につきましては、現在一般的なことではございますけれども、市の広報あさひ、それと市のホームページ、これに加えて毎年区長回覧等を行っております。今年も3月に回覧を行いまして各家庭でご覧いただいております。

内容といたしましては、無料耐震相談会の開催についてということでご案内いたしまして、その中では耐震相談というほかにも住宅全般の相談について受けますよということで、幅広く相談に来ていただけるようにしております。

それと、それを受けまして補助制度、そちらのほうについても内容等を掲載いたしまして、各家庭でご覧いただけるように毎年行っているところです。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） せんだつての熊本地震、また先ほど冒頭にも申し上げましたけれども、さらなる地震のリスクも高まっているような報道もあります。

そんな中で、日本木造住宅耐震補強事業者協同組合、こちらの資料によりますと、耐震補強にかかる平均の施工金額は約152万円ということでございます。また、その統計上の中央値で128万円ということでもあります。現状の補助率でいきますと、上限いっぱい工事費90万円上限まで使えるということかなというふうに思いますので、これ耐震改修まで一歩踏み出していただくというには少し足りないのかなという印象もございます。

また、耐震改修工事を熱心に進めていらっしゃる業者もおられます。業者のほうからもっと積極的に制度を活用していただけるようにすることはできないのかということで、例えば定住促進のほうなんかは割と認知されて業者のほうからお話があるということを伺っていますけれども、そのあたりはいかがなのかお伺いいたします。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（川口裕司） 補助金の限度額のことについてご質問いただきました。

補助金の率、限度額につきましては、財源を国及び県の交付金、そういったものを活用しているところです。その割合につきましては、県内各市の状況も参考にして現在やっているところでございます。限度額を引き上げるということになりますと、市の負担ということも増えてくるというふうな面もございます。

それで参考といたしましては、ほかの市町村で若干上回る40万円前後を補助している市町村もございます、市のほうで負担して。ただ、そういう市町村のほうが耐震改修どれだけあるかという、やはり数件程度ということであまり進んでいない。耐震補強するということで、何を一番進めたら皆さんがやってくれるかと、そういったところも勉強いたしまして対応していきたいというふうに考えますので、よろしく願いいたします。

それと、業者のほうからもうちょっと耐震改修を進められないかということでご質問がございました。

業者のほうということですが、耐震診断という部分では、千葉県建築士事務所協会東総支部の皆様には無料耐震相談ということで既にご協力をいただいております。それで、あと実際に施工される業者のほう、こちらのほうも既にいろいろと広報ですとかいろいろご案内しているところですので既にご存じかというふうには思っておりますけれども、議員のご意見を参考にまたいろいろ工夫をして業者のほうにも話を進めてみたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） こちらの補助制度ですが、リフォーム補助金と同様、市内の業者の方を利用することになっていると思います。ですので、市内産業の活性化にもつながりますので、ぜひ業者の方々と連携を強化して目標を達成していただきたいと、そのように思います。

それでは最後の、オリンピック・パラリンピックの練習招致に関してですが、市としての臨む体制についてはお伺いしたと思います。再質問させていただきますが、競技あるいは相手国などの見通し、あるいは設備条件、今後の流れとそのあたりについてお伺いいたします。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（加瀬英志） 競技や相手国などの見通し等でございますが、現在協議がどの国を対象かはまだ決まっておりません。その中で設備要件というものが、卓球競技の事前キャンプ地誘致を進めていく上で、情報発信の一つの手段である公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック、こちらの競技大会組織委員会候補地ガイドへの掲載が必要となります。この候補地ガイドへの掲載を目指し、総合体育館メインアリーナへの空調設備を設置する工事を発注したところです。

空調設備工事が完了次第、千葉県卓球連盟における国際基準を満たした旨の確認書をいた

いただいた上で、組織委員会へ意思表示の申請書、こちらを提出する予定となっております。その後、申請登録、データ入力になりますけれども、こういったものを行って世界に向けて情報発信ができることとなります。

以上です。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 今、進行状況についてはお伺いいたしました。

オリンピック・パラリンピックに関する関連するイベントの推進、これは旭市をPRする大きなチャンスでもあります。そうした関連イベントについて、今後の予定についてお伺いいたします。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（加瀬英志） オリンピック・パラリンピックに関連するイベントといたしましては、今年で4回目になります「未来への道1000km縦断リレー」というのがございます。

7月24日から8月7日までの15日間開催されます。こちらは東京都が主催しておりますが、青森から東京まで、東日本大震災の被災地をランニングと自転車ですすきをつなぎ、復興へ向けた取り組みを発信することで震災の風化を防ぐとともに、2020年オリンピック・パラリンピック競技大会、こちらの聖火リレーを視野に入れたルートを走り、被災地を応援、参加者と被災地の方とのきずなを深めることを目的としております。

旭市においては、8月5日の夕方、ランナーが市役所へゴールいたします。また、翌日の6日、市役所をスタートすることになっております。

また、事前キャンプ地誘致のもう一つの手段であります旭市独自の活動といたしましては、隔年行事で行っていますが、7月16日から23日にかけてドイツから卓球競技の選手団が来日いたします。こちらは県主催のドイツのとの交流事業であります日独交流事業、こちらを通じて旭市の卓球会場として紹介するとともに、また今回、森田県知事がドイツを訪問することとなったことから、県の担当課に対しても旭市に関する資料等を提供し、事前キャンプ地誘致の具体的な働きかけをしたいと考えております。

以上です。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 総合戦略にもシティセールスの強化とあります。ぜひオール旭体制で推進して複合的な成果をお願い、ご期待するところであります。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（平野忠作） 高橋秀典議員の一般質問を終わります。

以上で本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

---

○議長（平野忠作） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は明日定刻より開会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時 1分

## 平成28年旭市議会第2回定例会会議録

### 議事日程（第4号）

平成28年6月15日（水曜日）午前10時開議

#### 第1 一般質問

---

#### 本日の会議に付した事件

##### 日程第1 一般質問

---

#### 出席議員（22名）

1番	林 晴 道	2番	高 橋 秀 典
3番	米 本 弥一郎	4番	有 田 惠 子
5番	宮 内 保	6番	磯 本 繁
7番	飯 嶋 正 利	8番	宮 澤 芳 雄
9番	太 田 將 範	10番	伊 藤 保
11番	島 田 和 雄	12番	平 野 忠 作
13番	伊 藤 房 代	14番	林 七 巳
15番	向 後 悦 世	16番	景 山 岩三郎
17番	滑 川 公 英	18番	木 内 欽 市
19番	佐久間 茂 樹	20番	林 俊 介
21番	高 橋 利 彦	22番	林 正一郎

---

#### 欠席議員（なし）

---

#### 説明のため出席した者

市 長	明 智 忠 直	副 市 長	加 瀬 寿 一
教 育 長	彗 田 哲 雄	秘書広報課長	飯 島 茂
行 政 改 革 推 進 課 長	浪 川 昭	総 務 課 長	加 瀬 正 彦

企画政策課長	横山 秀喜	財政課長	伊藤 憲治
税務課長	渡邊 満	市民生活課長	大木 廣巳
環境課長	井上 保巳	保険年金課長	高木 松夫
健康管理課長	浪川 勝子	社会福祉課長	岩井 正和
子育て支援課長	大矢 淳	高齢者福祉課長	宮内 隆
商工観光課長	向後 嘉弘	農水産課長	宮負 賢治
建設課長	加瀬 喜弘	都市整備課長	川口 裕司
下水道課長	高野 和彦	会計管理者	島田 知子
消防長	品村 順一	水道課長	加瀬 宏之
庶務課長	角田 和夫	学校教育課長	石見 孝男
生涯学習課長	高木 昭治	体育振興課長	加瀬 英志
監査委員局長	高安 一範	農業委員会事務局長	相澤 薫

---

**事務局職員出席者**

事務局長	阿曾 博通	事務局次長	花澤 義広
------	-------	-------	-------

---

開議 午前10時 0分

○議長（平野忠作） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

---

◎日程第1 一般質問

○議長（平野忠作） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

---

◇ 伊 藤 房 代

○議長（平野忠作） 通告順により、伊藤房代議員、ご登壇願います。

（13番 伊藤房代 登壇）

○13番（伊藤房代） おはようございます。議席番号13番、伊藤房代。

平成28年第2回定例会におきまして一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。今回私は大きく分けて3点の質問をさせていただきます。

1点目、学校給食について、2点目、公共施設のバリアフリーについて、3点目、コミュニティバスについて質問いたします。

まず1点目、学校給食について質問いたします。

（1）学校給食の補助について質問いたします。

現在、旭市では、平成26年4月から18歳未満の子どもが3人以上いる家庭の第3子以降の保育料を無料化にしています。給食費については、旭市では、市内の小学校と中学校に在学している児童または生徒が3人以上の場合は、保護者からの申し出により給食費を減免することができるかとあります。

一つは、3人以上の小学生及び中学生を有する家庭で、3人目の児童または生徒は減免率

50%、次に3人以上の小学生及び中学生を有する家庭で4人目以上の児童または生徒は減免率90%となっています。医療費は、中学3年生までは無料となっています。給食費についても、第3子、第4子と安心して産めるよう、少子高齢化対策として無料化にすることができないか質問いたします。

2点目、公共施設のバリアフリーについて。

(1) 旭市民会館のトイレについて質問いたします。

現在、旭市民会館のトイレは、1階は洋式トイレがあります。2階、3階は和式トイレしかありません。和式トイレでは、体の不自由な人、高齢で立ち上がるのが困難な方がいます。早急に洋式トイレを造ることができないか質問いたします。

現在このようになっております。

(2) 旭青年の家のバリアフリーについて質問いたします。

現在、旭市の青年の家の入り口が階段になっていますが、スロープにして車椅子の人でもスムーズに入れるようにできないか質問いたします。

現在このようになっております。

3点目、コミュニティバスについて。

(1) バス停に椅子の設置を考えてはどうか。

バス停に椅子の設置を考えてはどうか質問いたします。旭市において、若い人たちは自転車や車で移動ができるのですが、中高年になりますと車の運転も危ないということで家族からもとめられます。そのころから医者通いが頻繁になります。都会と違ってバスは時間どおりに運行されているようですが、早目にバス停に着いた時、バス停で立っているのも大変だとの声も聞きます。

また、できれば雨の日、かんかん照りの日などもあり、椅子を設置してほしい、また屋根がつけられるところには屋根もつけてほしいとの声が多くあります。バス停に椅子とまた屋根がつけられるところには屋根もつけられないか質問いたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（平野忠作） 伊藤房代議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） それでは、3人目、4人目の学校給食を無料化することができないかにつきましてお答えいたします。

ご質問の給食費の減免につきましては、議員ご指摘のとおり、3人以上の小・中学生がい



るご家庭で3人目からの給食費を減免しているところがございます。

平成28年度は減免率50%の3人目の児童・生徒が177人、減免率90%の第4子以降の児童・生徒が14人おまして、減免に要する額は467万円となっております。

これを全額無料化といたしますと、減免に要する費用は882万円となりまして、現在よりも415万円程度財政負担が増えることとなります。

県内の給食費に対する助成状況でございますが、本市を含め7市町の実施となっております。内容につきましても、ほかに比べて手厚いものとなっております。また、給食費は全て食材費に充てられているということなども考えますと、現状の減免内容のもとで引き続き保護者の経済的負担の軽減を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木昭治） それでは、生涯学習課からは大きな2項目めの公共施設のバリアフリーについてをお答えいたします。

初めに、（1）旭市民会館のトイレについて。市民会館の2階及び3階のトイレを洋式にできないかのご質問であります。

市民会館につきましては、今後代替施設の利活用や建て替えを含めた検討を行っていくことから、ご不便をおかけしますが洋式トイレへの改修は難しいものと考えております。

しかしながら、ご質問のとおり、市民会館のトイレは高齢者等の利用がありますので、手すり等の取り付けを検討していきたいと考えております。

2点目であります。（2）旭市青年の家のバリアフリーについてというご質問であります。

スロープを設置することは可能と思われませんが、施設全体がバリアフリーに対応していないため、2階などを利用する場合には引き続き課題は残るものと考えております。しかしながら、1階部分だけの利用であれば東側入り口に設置できるスロープがありますので対応したいと考えております。

以上であります。

○議長（平野忠作） 企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） それでは、3点目のコミュニティバスについてのバス停への椅子の設置についてお答え申し上げます。

コミュニティバスは、一定の利用が見込める住宅地を中心にルートを設定しております。その多くは道路幅員が十分とは言えない道路を運行している現況です。バス停の数としまし

ては約200か所あります。このうちのほとんどが歩道が整備されていない、または歩道があっても十分な幅員がないところにあるため、椅子、ベンチなどを設置した場合、目の前を通過する車からの安全が十分に確保できなかつたり、あるいはほかの歩行者や自転車の通行の妨げになってしまうおそれがあります。このため、椅子、ベンチを設置しているバス停は、旭中央病院や旭駅などの14か所ほどにとどまっております。

一方で、利用者には多くの高齢者の方がいらっしゃることから、バス利用環境の改善を図っていく必要は市としても感じているところでございます。

今後利用状況を勘案しながら、安全性が十分に確保できるバス停については椅子、ベンチなどの設置も検討していきたいと思っております。

なお、コミュニティバスに関することについては、旭市地域公共交通会議で協議していますので、この会議においても利用環境改善について話し合っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（平野忠作） 伊藤房代議員。

○13番（伊藤房代） ありがとうございます。

それでは1点目、学校給食について再質問をさせていただきます。

現在4人のお子さんをお育てしているお母さんから、本当に家計が大変なので保育料も3人目が無料になったので今度は第3子以降の給食費をぜひ無料にできないかとの強い声が出ておりますが、市長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（平野忠作） 伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 先ほど学校教育課長のほうからお話がありましたように、県下でも給食費についてはかなり優遇措置をしているところでありまして、もうしばらくはそういったような状況の中で本当に少子化対策、そういったものが現実の必要性になった場合にはまた検討しなければならないと思っておりますけれども、先ほど学校教育課長が申しあげましたように、今のところ優遇措置結果でも大変な厚遇措置をとっているということもありまして、しばらく推移を見たいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（平野忠作） 伊藤房代議員。

○13番（伊藤房代） 匝瑳市では、第4子以降の給食費は全額免除になっております。旭市は90%免除になっております。第3子以降の給食費の無料がすぐには難しいのであれば、まずは第4子以降の給食費を無料にできないか、再度質問させていただきます。

○議長（平野忠作） 伊藤房代議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 第4子以降は、先ほどの説明では14人くらいというようなことでありますので、それは検討していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（平野忠作） 伊藤房代議員。

○13番（伊藤房代） ぜひよろしくお願いいたします。

次に2点目、公共施設のバリアフリーについて、（1）の旭市民会館のトイレについて再質問させていただきます。

先日、高齢の女性の方から、旭市民会館の3階へ行くことがあり、トイレに行ったところ、五つのトイレ全部が和式トイレで本当に困ったとのことでした。先ほどもこちらお見せいたしましたけれども、2階もまた洋式のトイレがなく、2階、3階に一つでも洋式トイレがあるといいのにと話されていまして。若い時には分からなかったが、自分が高齢になって初めて不自由さを感じましたとのことでした。

これから高齢化がますます進む中、旭市としても早急に考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（平野忠作） 伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木昭治） 2階、3階のトイレに一つでも洋式のトイレをというようなご質問でございます。

簡易的な洋式トイレの設置について可能なかどうかということにつきまして、検討していきたいと思っております。

以上であります。

○議長（平野忠作） 伊藤房代議員。

○13番（伊藤房代） ぜひお願いしたいと思います。また、トイレに手すりもつけていただきたいと思っております。

今後、建て替えを含めた検討があるかとは思いますが、今現在使っている以上は、高齢者の方が、また足の不自由な方が来館されても困らないようにしていただければと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（平野忠作） 伊藤房代議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木昭治） 十分に検討していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（平野忠作） 伊藤房代議員。

○13番（伊藤房代） ぜひよろしく願いいたします。

次に、（2）の旭青年の家のバリアフリーについて再質問させていただきます。

やはり、体育館の入り口も階段になっていますので、スロープにして車椅子の人でもスムーズに入れるようにできないか質問いたします。今現在このようになっております。

○議長（平野忠作） 伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木昭治） 青年の家の体育館にもスロープの設置をというようなご質問でございます。

青年の家の体育館につきましては、バリアフリー対応ができておりませんが、投票所等で利用している関係で、入り口の階段や段差等の解消に木製のスロープ等を設置して対応しているところであります。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 伊藤房代議員。

○13番（伊藤房代） ぜひよろしく願いいたします。その時に手すりもお願いできればと思います。

○議長（平野忠作） 伊藤房代議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木昭治） その点につきましても検討してまいりたいと思いますのでよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（平野忠作） 伊藤房代議員。

○13番（伊藤房代） ありがとうございます。

次に3点目、コミュニティバスについて、（1）バス停に椅子の設置を考えてはどうかについてですが、コミュニティバスではありませんが、旭中央病院のバスを病院で待っている時、乗降口に椅子が設置されているといいねとの声があります。設置ができないか質問いたします。

○議長（平野忠作） 伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 先ほども答弁申し上げましたが、置ける場所等を十分中央病院のほうと協議しまして、置ける場所が可能であれば検討したいと思います。

○議長（平野忠作） 伊藤房代議員。

○13番（伊藤房代） ぜひコミュニティバス、また旭中央病院のバス等含めてこれから検討していただければと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（平野忠作） 伊藤房代議員の一般質問を終わります。

#### ◇ 木内 欽 市

○議長（平野忠作） 続いて、木内欽市議員、ご登壇願います。

（18番 木内欽市 登壇）

○18番（木内欽市） 18番、木内欽市です。

平成28年旭市議会第2回定例会において一般質問を行います。

4月に人事異動が発令されてから間もなく3か月になります。それぞれの課の課長をはじめ、職員の方々の市民からの評判が大変よいです。私の地元でも先日集まりがありまして、その時に区民から相談がありました。あいにくその日が日曜日だったものですから、せっかくの休みの日に悪いなと思いながら、携帯電話に登録してある職員の方に電話をしました。すると、その職員の方は「ああ、そうですか。そういうことなら私から担当の課の職員のほうに連絡をします」と言って、その日のうちに速やかに対応していただきました。区長をはじめ、区民の皆様方からは「よくやってくれますね」「いい職員がいますね」と大変喜ばれ、褒められました。

これは、明智市長、加瀬副市長をはじめ、皆様方の職員教育のたまものであろうと思います。市政に携わる1人として、立場は違いますが職員が褒められることは大変うれしいことです。

昨日も1番議員、林晴道議員が道の駅あるいは市民体育祭、市長のお人柄について評価されておりました。私は、道の駅に関しましては、当時同僚議員と反対をしておりますのであまり言えないんですが、人柄についてはそのとおりだと私も思います。

（発言する人あり）

○18番（木内欽市） 市長の仕事は、行政を執行するだけではなく、いい職員を育成すると

いうことも入ると思います。人柄のいいリーダーの下にはいい職員が育つんだなど、このように感じております。これからもひとつ、旭市を担う優秀な行政マンをお育ていただくようお願いをしながら、よりよい旭市を作るために5項目9点について質問いたします。

まず最初に、本市の基幹産業であります農業問題についてお伺いいたします。

米価の下落、農家の高齢化などの影響により耕作放棄地が年々増加しております。さまざまな弊害が出ております。農道、水路の整備、病虫害の発生、耕作放棄地に対する対策、以上3点についてお伺いをいたします。

次に、観光について伺います。

観光資源に乏しい本市ではありますが、市を活性化させるためにはなくてはならない産業の一つであります。今後の方針について、特に近隣市との連携を図るのは非常に大切なことと思います。

以上2点について質問いたします。

次に、教育問題について伺います。

子どものいじめ、虐待、貧困について本市はどのように把握しておられるか、本市の状況についてお伺いをいたします。

次に、今や我が国の重要課題の一つであります人口減対策、これについて2点ほど伺います。

いち早く取り組んだ婚活事業と出会いコンシェルジュ、これまでの実績、今年のイベントの実施状況について伺います。

2点目として、子育て支援についてどのようなことをしておられるのか、お伺いをいたします。

最後に、飯岡海上連絡道三川蛇園線についてお伺いをいたします。

この件に関しましては、私も過去に何度か質問をしております。同僚議員の中からも質問が出ております。誤解されては困るのは、私は反対しているわけではありません。まだ十分に理解できませんのでお尋ねをするものであります。この後どのように進めていくのか、お伺いをいたします。

以上で第1回目の質問を終わります。再質問は自席で行います。

○議長（平野忠作） 木内欽市議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 私からは、1の農業問題について回答させていただきます。

初めに、（１）農道、水路の整備についてですが、農作業等に利用する農道や水路の維持管理につきましては、土地改良区や受益者の皆さんに実施していただいております。農道や水路の補修等が必要となった場合、市からの支援といたしましては、市内各地で活動中の環境保全会や管理組合が利用している国の多目的機能支払交付金や市の旭市農業用排水路改修事業補助金を推進しております。

国の交付金制度につきましては、農地や農道、水路等の保全管理の負担軽減のほか、農業、農村の持つ多面的機能の維持、活用を図るため、地域で行う共同活動を支援する事業です。市の補助制度につきましては、水路の補修等に要する経費の一部を補助するものでご利用いただければと考えております。

続きまして、（２）病虫害の被害対策についてですが、農作物の病虫害対策につきましては、主に水稲にかかわる部分を回答させていただきます。

水稲による被害はスクミリンゴガイ、通称ジャンボタニシによる食害や米が斑点米になってしまうカメムシの食害が挙げられます。被害状況ですが、ジャンボタニシにつきましては、今年は多く発生していると伺っております。詳細な被害面積等は把握しておりませんが、農水産課としても被害を受けた幾つかの圃場を確認しております。

この被害拡大防止のためには、千葉県海匝農業事務所によりますと、水田の取水口に侵入防止のためのネットや金網の設置、それから貝及び卵の塊、そういったものの補殺、食害防止のための田植え後の適切な水管理を行うとよいとのことでございます。

旭市といたしましては、このような情報をホームページなどを活用し周知してまいりたいと考えております。

それから、カメムシにつきましては、今後稲の出穂期に発生すると思われれます。防除方法といたしましては、海上地域ですと植物防疫協会が行う有人ヘリコプターによる薬剤散布が実施され、その他の地域では農業者組織等が行う無人ヘリコプターによる薬剤散布が実施されております。しかし、水田が入り組んだ谷津田などは個々の農業者の皆さんで防除していただいております。

続きまして、（３）耕作放棄地に対する対策ですが、耕作放棄地につきましては、近隣の農地への影響や環境の保全のため、できるだけ減らしていきたいと考えております。市では、平成22年度に旭市耕作放棄地対策協議会を農水産課に設置し、耕作放棄地の解消を推進しております。

この協議会では、既に耕作放棄地となってしまった農地の再生、利用を支援するため、

国・県による耕作放棄地再生利用緊急対策交付金の申請に必要な再生利用計画の作成などの支援を行っております。その他、担い手への集積や集約を進めるために農地中間管理機構の活用を推進しておりますので、これらの制度を引き続き周知していきたいと思っております。

以上です。

○議長（平野忠作） 商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは、私のほうからは2項目めの観光について、初めに、今後の方針についてお答えいたします。

現在の旭市の観光につきましては、イベント開催による集客が中心となっております。このため年間を通して観光客を呼び込むためには、旭市の新鮮な食材や地域ならではの特産品の活用が重要と考えてございます。

続きまして、2項目めの近隣との連携を図る予定についてご回答申し上げます。

各市が単独で観光振興に取り組むことでなく、各市の観光資源等が連携しまして、お互いに不足しています観光資源を補いながら魅力アップを図ることで、各地域での滞在時間が向上するものと思われまます。

このため、県などを通じて近隣連携によりましてプロモーション活動を展開していきたいと考えております。一例を申し上げますと、7月中旬から8月中旬にかけて、はとバスツアーが13回予定されております。これにつきましても、銚子市を寄って、その後旭市のほうで食事をし、最後に道の駅のほうでお買い物して帰ってもらうような予定になっております。

以上です。

○議長（平野忠作） 学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） 学校教育課からは、教育問題についてのうち、子どものいじめにつきましてお答えをいたします。

本市では、市内の小・中学校全てにおきまして学校いじめ防止基本方針を策定し、いじめは絶対に許されないという姿勢を持ち、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組んでいるところでございます。

ご質問のございました市内の小・中学校のいじめの把握でございますが、毎月行っております月例問題行動調査によりまして、いじめの認知件数及び内容につきまして市教育委員会へ報告をさせております。平成27年度のいじめの認知件数については、小学校で21件、中学校で35件、合計56件となっております。



学校教育課からは以上でございます。

○議長（平野忠作） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（大矢 淳） 子育て支援課より、項目3、項目4につきまして回答をさせていただきます。

初めに、教育問題についてのうち、児童虐待の状況についてお答えいたします。

初めに、児童虐待の早期発見と適切な支援を行うための取り組みについてお答えいたします。

旭市では、旭市要保護児童対策地域協議会という組織を設置しております。この組織は銚子児童相談所、旭警察署、市内医療機関、学校等の関係機関と市の関係部署から構成し、多くの機関で多くの目によって虐待の早期発見に取り組んでいます。

この体制の中で医療機関や学校などをはじめ、さまざまな機関から虐待が疑われるようなことが発見された場合には、速やかに子育て支援課または児童相談所に通報や相談をいただいております。

相談、通報の受け付け件数を申し上げます。児童相談所等の関係機関経由を含めまして、平成25年度は全体で105件、このうち虐待に関するものは35件、平成26年度は全体で73件、このうち虐待に関するものが25件、平成27年度は全体で126件、このうち虐待に関連するものが39件でございます。

続きまして、項目4、人口減対策について、（2）子育て支援についてですが、市で単独事業としてやっているもの、あるいは制度を拡充してやっているものを幾つか申し上げます。

まず、単独で行っているものですが、出産祝金、第2子以上を出産した際の出産祝金事業がございます。そのほか乳幼児紙おむつ給付事業、先ほども質問にございましたが、保育料第3子以降の無料化、あるいは県の制度を拡充した形で子ども医療費の助成事業などを実施しております。

以上です。

○議長（平野忠作） 市民生活課長。

○市民生活課長（大木廣巳） それでは、市民生活課から4項目め、人口減対策について、（1）出会いコンシェルジュについてご質問にお答えします。

旭市では、若者の定住化や後継者の結婚対策等を推進し、活力あるまちづくりを進めるため、平成19年度に旭市後継者対策協議会、通称、出会いコンシェルジュを設置し、今年で10年目となります。出会いコンシェルジュは、会員登録制となっております、平成28年6月

1日現在の登録者は男性297名、女性178名、合計475名となっています。

ご質問のこれまでの実績ですけれども、会員から事務局に結婚の報告あった数は、平成28年5月末日までで76名となっております。

次に、昨年度のイベントの実施状況といたしましては、イベントを9回開催しまして215名に参加いただきました。出会いコンシェルジュでは、出会いの場のイベントとして婚活パーティーだけではなく幅広く活躍している恋愛カウンセラー等を講師に招いて、セミナーも合わせたパーティーを開催しており、参加者からは高評価をいただいております。

以上です。

○議長（平野忠作） 建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、建設課から5番の飯岡海上連絡道三川蛇園線について、今後の方針について説明いたしたいと思います。

それでは、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業につきましては、平成26年10月22日の全員協議会にて、本事業の現状と今後の方向性についてご説明させていただいております。この中で特にJR横断部の事業費について多くのご意見をいただいているところであります。

本事業につきましては、国からの交付金と合併特例債が利用できる事業でありまして、市の実質的な負担はかなり少なくなることが可能であることから、事業の推進についてご理解をいただきたいと思います。

また、本事業は、合併前から海上町、飯岡町の間で検討していたものであり、こうした経過を踏まえまして新市建設計画と合併後の基本計画及び平成27年度からの旭市総合戦略にも位置づけられておりまして、事業を進めているところであります。

なお、本路線での期待される事業効果といたしましては、成田、鹿島方面への道路網整備による産業経済の発展や地域間交流、蛇園地域の通学児童・生徒等の安全な通行が図れることと併せまして同地域の排水問題も解消につながることから、現在の計画で進めてきまして、早期開通を目指していきたいと考えております。

以上です。

○議長（平野忠作） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） それでは、農業問題についてお尋ねをいたします。

何か多面的機能交付金とかいろいろ何とか助成事業とありましたが、これをもらうには、これはどういうものなのか、ちょっと簡単でいいです。

○議長（平野忠作） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

- 農水産課長（宮負賢治） 多面的機能支払交付金につきましては、国・県・市町村が連携し、地域の共同活動を支援するもので、農地ののり面の草刈りや水路の泥上げ、農道の路面維持などを支援する農地維持支払交付金というものと水路や農道等の補修などを支援する資源向上支払交付金の2種類がございます。

交付金の額なんですが、共同活動を行う範囲の農地の面積に応じて積算されるものでございまして、例えば農地維持支払の場合は、水田であれば10アール当たり3,000円、畑であれば2,000円など交付金の種類によって単価が異なっております。

それから、旭市農業用排水路改修事業補助金につきましては、農業用排水路の改修に要する経費に対し予算の範囲内で交付するもので、補助率は事業費の20%以内です。

以上です。

- 議長（平野忠作） 木内欽市議員。

- 18番（木内欽市） 手続きというのはどのようにやるんでしょう。

- 議長（平野忠作） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

- 農水産課長（宮負賢治） それでは、多面的機能支払交付金の取り組みの手順について回答させていただきます。

取り組みの手順ですが、最初に地元農家や地域住民等による組織の立ち上げを行いまして、活動組織の総会で合意を得ます。次に、計画づくりとして、活動組織の規約や事業計画書を作成します。その後、市町村から県に交付金の申請を行うものですが、詳細につきましては、農水産課でご確認いただきたいと思います。

以上です。

- 議長（平野忠作） 木内欽市議員。

- 18番（木内欽市） 実績はどのぐらいあるんですか。面積で結構です。

- 議長（平野忠作） 木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

- 農水産課長（宮負賢治） 国の交付金や市の補助金の実績についてでございますが、面積というご質問でしたけれども、ちょっと面積というものではなくて、実施団体の数等でお答えさせていただきますと思います。

多面的機能支払交付金につきましては、現在市内で9団体が事業を実施しております。各

団体とも農地維持の作業項目の中で道路、水路の点検、除草作業や水路の泥上げ、簡易な道路補修を実施しております。

それからもう一つの旭市農業用排水路改修事業補助金につきましては、平成23年度が2団体で2件、平成24年度は3団体で4件、それから平成25年度が6団体で11件、平成26年度が10団体で10件、それから平成27年度が10団体で14件でございます。

以上です。

○議長（平野忠作） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） それでは、2点目の病虫害の被害対策についてお尋ねをいたします。

カメムシ等の被害については、ヘリコプターの空散、これがだいぶ効果を上げています。これはいいですが、今私が一番心配するのはジャンボタニシなんです。これは今年物すごい勢いで増殖してしまっていて、こうやって見ても、ちょっと今田んぼがもう全部稲で塞がっているのが普通なんです、ちょっと白っぽくなっているのがあれ全部ジャンボタニシの被害なんです。恐らく被害額は数億円以上になるはずであります。ですから、今のところ国とかのあれはないんでしょうけれども、これからはそれが必要になってくるはずであります。

今までは、水は田んぼの水路がそのまま全部流して太平洋に流れていたんですが、今その水を全部くみ上げてまた循環して使っているんですね。ですから、もうジャンボタニシの卵はどんどん蛇口から出てきちゃう、もう全域に広がっちゃっています、これ。ここだけじゃなくて匝瑳地域も全部そうなんです、これは非常に大変な問題です。最近これに対する薬も開発されましたが、薬が物すごい高いんですよ。1袋2,700円か2,800円ぐらいするんですよ。これをだいたい2回やるといって五、六千円になっちゃうんです。玄米1俵ぶり近くなっちゃうんですよ。そうするとね、今でさえもう米価が安くて稲作農家が大変なのに、これ以上こういうものの負担をかけられません。

ですから、国の支援はないということではありますが、ぜひこういう実情を県あたり、あるいは国あたりに上げて、まだ県や国はこの被害の大変さを分かっていないんですから、ぜひそちらのほうへも支援をしていただきたい。

そして、市単独では支援というのは財政的な問題もあるので無理なんじゃないかな、そこをちょっとお聞かせいただければと思いますが。

○議長（平野忠作） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） ジャンボタニシ対策の補助金等の支援のご質問でございますけれ

ども、ジャンボタニシ対策につきましては、現在国・県の支援制度はありませんが、農業共済組合では被害状況により補填があると伺っております。今後、県と関係機関へ対策支援などを働きかけていきたいと考えております。

以上です。

○議長（平野忠作） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 農業共済といっても、共済はあれたしか決まりがありまして、300キロ未満とか、皆無ならそれは全部というより6俵分ぐらい出るんですけども、3割ぐらいの減収では出ないんですよ。

ですから、共済があるといっても、そんなにこれ農家にはメリットがありませんので、共済も多少はね、今言ったように、収穫皆無になれば四、五万円もらえるのかな、きっとね、分かりませんが、その程度は入りますが、共済もあまり当てにはなりませんので、ぜひその国・県当たり働きかけて補助金なり、それなりの対応をこれからお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（平野忠作） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） ただいまありましたように、ジャンボタニシの被害が広がっているということで、県のほうには対策やっただけのように働きかけていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（平野忠作） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） じゃよろしくをお願いします。

次は、耕作放棄地に対する対策であります。

ですから、これ全部関連しているんですね。もとは耕作放棄地なんです。耕作放棄地があると水路の掃除とかしませんから、その耕作者は。そうすると一番下の田んぼ、例えば段々になっているところの一番下の田んぼは延々と100メートルでも自分で水を引くのに水路を整備しなきゃ駄目なんです。そうするとこれも高齢化でできないということですね、どんどん耕作放棄地がもう物すごい勢いで広がっています。それで、耕作放棄地が増えるとさっき言ったカメムシはそこから発生しますので、これがどんどん悪循環になるんです。それなので、この耕作放棄地に対する対策は非常に大事であります。

国の交付金とかありますと言いますが、これはどのようなものなんでしょうか、耕作放棄

地に対する交付金。

○議長（平野忠作） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） それでは、先ほど申し上げました耕作放棄地再生利用緊急対策交付金の概要について述べさせていただきます。

主な要件としましては、再生作業に10アール当たり10万円以上の相当かかることや再生後5年以上の耕作をすることのほか、農業委員会が行う荒廃農地調査で区分された耕作放棄地であることなどがあります。

なお、この農地の再生は、借り受けた方が行う場合に補助対象となるもので、地権者が行う場合は補助対象とはなりません。

具体的な支援内容につきましては、草木の刈り払いや抜根、耕運機などの再生作業のほか、堆肥散布などの土壌改良、暗渠排水等の基盤整備、また農業用機械や施設整備等に補助がございます。補助率につきましては、基本的なものとなる再生作業と土壌改良で定額支援は10アール当たり7万5,000円です。

なお、重機を用いる場合は事業費の2分の1以内の補助がありますが、詳細につきましてはお問い合わせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（平野忠作） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） これやっぱりね、個人ではもう無理ということですよ。ですから、大手の畜産農家とかそういう方が今だいぶ協力してくれているようであります。

旧海上地区でも大手の酪農家、牛を飼っている方がだいぶ地権者と今進めるようでございますので、これからぜひそういう方々にご協力いただいて、当然もう貸す人は地代も何もいらないというんですね。それで境界も全部分からなくなっていますが、それもいいんですよと、増歩とかいろいろありますが、そういうのも関係ないんだと、もう畦畔も何もとって来てとにかくきれいに先祖伝来の土地を作ってくれば構わないと、そのように今農家の方々理解を示していますので、耕作放棄地を大いに解消するには役立つのかなと、このように思っています。

今、大手の畜産家からの申し込みというのは結構ありますか。

○議長（平野忠作） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） ただいまご質問ありました大手の方からの耕作放棄地対策の件で  
ございますけれども、今農水産課のほうで把握しておりますのは1件でございます。場所的  
には岩井地先ということで、地元の関係者によりまして耕作放棄地の再生に向けた組織が立  
ち上げられると伺っております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） これは何で出たかというのと、昨年でしたっけ、養豚場の大火災があり  
まして、その近隣が全部この耕作放棄地で、火がこっちまで回ってこなくてよかったなど、  
そういうことで地権者が相談をした事業であります。

ですから、火災を防ぐ面とそういった面でも、あと景観上のこともありますので、ぜひそ  
ういうのを推進していただければと、このように思います。よろしく願いをいたします。

次に、観光について伺います。

旭市は本当に観光資源がありませんので、今イベントとかおっしゃいましたが、いろいろ  
ありますよね、花火とかね。そのイベントでだいたい観光客がどのぐらい来ているのか、そ  
れと前にも1回聞いたんですが、一番多いのがあと観光場所では飯岡の灯台だったと思うん  
ですが、そういうところ、あるいは大原幽学の所とか滝郷の龍福寺とか、海水浴とか細かく  
なりますが、分かる範囲で結構でございます、お願いします。

○議長（平野忠作） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） 観光客の入り込みということでお答えします。

少し古い数字になりますが、平成26年度の数値になります。旭市に観光客として入ってき  
たお客様は113万8,000人でございます。またこれと違いまして、宿泊された方が13万8,000  
人でございます。

一番多く訪れるところは刑部岬展望館となっております、これで年間で29万人という形  
になります。そのほかの施設等でございますが、いいおかみなと公園、これにつきましては  
16万人、七夕につきましては13万人、いいおかYOU・遊フェスティバルにつきましては12  
万人、それと宿泊の関係でございますが、かんぽの宿、これについて8万人ほどとなってお  
ります。また、サーフィンの関係でございますが、これにつきましては年間を通して約7万  
人来ているようでございます。

以上でございます。

(発言する人あり)

○商工観光課長(向後嘉弘) 海水浴客につきましては、二つの海水浴場合わせて約2万四、五千人だと記憶しています。

以上です。

(発言する人あり)

○商工観光課長(向後嘉弘) 七夕につきましては、すみません、13万人です。

以上です。

○議長(平野忠作) 木内欽市議員。

○18番(木内欽市) 刑部岬が断トツに多いんですね。それで何日か前か、やはり男女の名前はちょっと忘れちゃったんですが、恋人岬だか、何岬だか分かりませんが、そういうので非常に好評を得ていると。それであとほかには、あそこロケーションがすごくいいですから、昔神子議員が質問したことあるんですよ、その夜景から見てハートか何かの夜景を見たカップルは幸せになれるとか、そのようなことをぜひ考えていただいてと思うんですがね、またそういうお考えをちょっとお願いしたいと思いますが、いいお答えをお願いします。

○議長(平野忠作) 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長(向後嘉弘) お答えします。

実は、前にテレビの放映で、CMなんですけれども、灯台を利用しまして、長澤まさみさんという女優の方と佐藤健さんという方がCMで出演しております。そのような形で結構、7月からまた放映されるテレビがございますが、そういう活動をPRしておりますので、できるだけ担当課としましてはいろんな業者の方へPR活動を努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長(平野忠作) 木内欽市議員。

○18番(木内欽市) 本当にあれだけのロケーションがいいところはちょっとこの辺にはないと思うんですよ、県内見てもね。ですから、地元にいると気がつきませんが、よそから来た人はびっくりして。

ですから、照明に協力してもらって、ハート形に電気をつけるとか、それを見た人は幸せになれるとかね、そういったいろんな考えあると思いますのでお願いしたいと思っております。

次に、近隣市との連携についてですが、前にも申し上げましたが、旭市だけでは観光資源ありませんので、ところがいい具合にというか、北総4市でしたっけ、千葉県で第1号で認



定されましたね、日本遺産でしたっけ、世界遺産、日本遺産の千葉県第1号で認定されました。たしか佐倉市から武家屋敷か何かで、それで香取市、小見川のあれとか見てジオパーク、とにかく向こう側なんです。それで銚子市まで来てその人たちが旭市を通過して帰ってくれるようにというようなことがあれば非常にいいと思うんですよ。銚子市まで来た人がまた成田市をやって高速で帰っちゃうと何にもならないので、それで近隣との連携ということなんです。

銚子市の担当課なども、今まで成田空港から西にばかり向いていたのが東に来る絶好のチャンスだということで、4市でオリンピックのお客目当てに外国語を交えたパンフレットを今作っていますね。

ですから、そのパンフレットに載せてもらうことは無理なんでしょうけれども、同じようなパンフレットで、今度旭市も匝瑳市あたりと協力して、匝瑳市あたりにも非常に古いお寺とかありますので、あと巨木ツアーなんかというのも、何でもいいですけども考えて、とにかく銚子市まで来た人が成田市を通過してまた帰っちゃわないで旭市に来るような、そういったようなことをしていただきたいと思うんですが、何かお知恵ございますか。

○議長（平野忠作） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） 議員のおっしゃる日本遺産のことだと思います。日本遺産につきましては、文化財そのものではなく、歴史や風土に根差しましたストーリー性が重視されるものでございまして、千葉県と4市、佐倉市、成田市、香取市、銚子市の連名で千葉県教育委員会を通じまして文化庁に申請、認定されたものです。なお、日本遺産の認定を受けるには歴史的文化基本構想等の策定要件がございます。

現在市としましては、旅行の業者に近隣市町を訪れる日帰りバスツアーも運行されております。団体旅行者、個人旅行者を問わず、香取市や銚子市を訪れた方に旭市ならではの魅力を知っていただきまして訪れていただけるよう、地域の魅力の確立を旅行者への売り込みなど情報発信に努めていきたいと思っております。

また、9月に千葉県の事業でございしますが、成田空港と匝瑳市、旭市、銚子市、香取市を結ぶ高速バスの実証運行も予定されております。

このような事業を通じまして、空港利用者等と呼び込むためにルートの各市が協力しましてPR活動に努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 一般質問は途中ですが、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 0分

再開 午前11時15分

○議長（平野忠作） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、木内欽市議員の一般質問を行います。

木内欽市議員。

○18番（木内欽市） それでは、大きな3点目、教育問題、いじめ、子どもの虐待、貧困について伺いたいと思います。

いじめの件数を聞いて、思わず同僚の議員席からも多いなという声が出ました。これは把握しているだけで実際はもっとあるはずであります。これに対する対策はどのようにしておられるのか、伺います。

○議長（平野忠作） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） いじめの件数についてはご心配をおかけしているところでございますが、これは全国調査がございまして、児童・生徒1,000人当たりのいじめの認知件数は最も多い都道府県と最も少ない都道府県とで30倍以上の開きがあるということでございます。

したがって、この認知件数自体が実態を正確に反映しているというふうには捉えられないものでございまして、文部科学省の見解といたしましても、成長過程にある児童・生徒が集団で学校生活を送る上ではどうしても発生してしまうということでありまして、むしろいじめの認知件数が多い学校については、逆に言えば教職員が目が行き届いているというようなあかしだということも文部科学省は言っておりますので、正確に認知してしっかり対応していくということが大切ではないかと思っております。

○議長（平野忠作） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） これには直接は関係ないですが、不登校なども結構あると思うんですが、そういうのは把握していますか、いなければ結構ですが。

それとあと虐待、これはね、たまたまこの一般質問を提出するときに、山の中に子どもを

置き去りにしてしつけと言った、これが出たもので、恐らく今はやっぱり親もいろいろ変わっていますので、昔はこんなことがよく当たり前だったとか、子どものしつけとかやりましたけれども、今のやっぱり時代が変わっていますので、こういうのはやっぱり親の、保護者の教育からまず入るべきだなと、こんなふうにも思いますが、そういったようなことはやっていますか。まずやるお考えがあるかどうか。

○議長（平野忠作） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） 不登校の数といいたまいますか、率につきましては、これは毎月毎月学校に調査をしております把握をしているところでございます。

（発言する人あり）

○議長（平野忠作） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（大矢 淳） 子育てについて学ぶ機会ということでございますが、子育てについて学ぶ事業としましては、健康管理課で実施しております両親学級や子育て学級があります。こちらの事業は、父母が協力し合って子育てをしていくための知識を高め、他の家庭との交流を深めることを目的として実施しております。

また、生涯学習課が実施しております事業では、3歳児わくわく子育て学級や小学1年生、中学1年生の保護者を対象にしました家庭教育学級があります。このような学習機会の中で虐待について保護者の皆様にご理解いただけるよう努めてまいりたいと思います。

また、今年度スタートしました親と子どもの絆プロジェクトでは、保育所、幼稚園等で実施する親子を中心としたさまざまな交流事業を助成することで親子のきずなが深まるよう取り組みを始めたところでございます。

以上です。

○議長（平野忠作） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） それでは、質問の大きな4番目、人口減対策について、出会いコンシェルジュについてお伺いをいたします。

結構これ成果出ていると思うんですね。というのは、仲人さんをやった人とか分かると思うんですが、今はね、未婚の男女を合わせただけではなかなか結婚までいきません。統計によると、だいたい4%ぐらいだそうですね、100人合わせて4人。非常に少ないんです。ですから、出会いコンシェルジュがこれだけの成果を上げているということは、職員の皆さんが相当努力していらっしゃるということ、よく分かります。

私も最初に担当させていただきましたが、やっぱり職員の熱意が、若い独身の人たちにながるんです。当初は、市がやっているやつをね、あまり理解されなかったんですが、最後のころには、当然コンシェルジュの委員は議会からも出ていますが、完全無報酬ですね。交通費も何も出ません。一切の無報酬でやっております。本当に結婚をしてほしいという、ただそれだけの熱意でやっているわけでありまして、その熱意が伝わって若い人たちが、市がここまで私たちのためにやってくれているのかと感謝の言葉もいただいたことがありました。

それで、旭市がいち早く立ち上げて、近隣市がみんなまねをして始めたんです。香取市から結構研修にも来ましたね。香取市、銚子市、匝瑳市、山武市、全部始めたんですが、ほとんどのところがうまくいっていません。これはやっぱり旭市はお手本です。銚子市なんかはきっと今年あたりから廃止になっちゃうんじゃないのかな。それとあと、JAでもHAPPY<sup>2</sup>ということで大々的に始まったんですが、残念ながら成果はゼロです。

ですから、市の担当の方がいかに一生懸命やっているかということ、分かるんですね。ぜひ自信を持ってこれから取り組んでいただきたいと思います。

そして、今言ったように、前は旭市だけに限っていたんですが、もうこれからはそうじゃなくてこの辺の本当のリーダーですから、ぜひ銚子市も山武市も香取市も関係なくやったらどうかと。旭市は市の内容からいってもよそに負けません。よそから結婚相手をとってやることはできても、とられることはあんまりないと思うんですよ。負けませんのでね、その点はどうでしょうか、お考え。

○議長（平野忠作） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（大木廣巳） 近隣市との合同ということだと思います。ご質問は、近隣市と合同でそうしたイベントをやったらどうかということだと思います。

現在ここ2年、3年につきましては、毎年銚子市、香取市、匝瑳市とイベントをやっております。そのまま今年度につきましてもまた近隣市と合同イベントを開催する予定でありますので、そのまま進めたいと思います。

○議長（平野忠作） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 立ち上げた時にね、今、市長席にお座りですが、当時市長は議長で文化会館に来ていただきました。それで私その時にね、大変褒めていただいたことを今でも覚えているんですね。議員だって褒められたいんですよ。褒められるとね、よく議員を育てると言いますが、子どもを育てるのと同じでね、怒ってばかり、文句ばかり言ったって

子どもはいじけちゃうですよ。たまにはいいことした時には褒めてもらってということで、私も今課長を褒めているわけではありませんが、頑張っていたきたいということです。よろしくをお願いします。

それで先日、消防団の操法大会の時に市長からお話がありました。消防団員も独身の方がだいぶいるようです。今30歳前の独身者の割合は男性で60%ぐらいっているんじゃないですかね。ほとんど本部以外の消防団員は独身者が圧倒的に多いです。

ですから、そういう消防団も団長が婚活をやりたいなというようなことで相談に見えたと思うんですが、ぜひ消防団員あたりと、それとあとJAとの提案なんです、JAも今改めて行政と一緒にやりたいと、やらざるを得ないと、自分たちだけではちょっと無理みたいなんです。ですからJAも取り込んで、当然JAには女性職員もたくさんいます。独身の職員もいます。

それと中央病院、看護師、18歳で学校に入って3年間勉強して3年間お礼奉公をしていると学費払わなくていいんで帰っちゃいますよね。そうするとだいたい24歳ぐらいでふるさとへ帰っちゃうんですね。ちょうど適齢期ですね。中央病院としてもやっとな戦力、さあこれからという時に退職されてしまうと。看護師がだいたい800人ぐらいいて、年間100人以上退職しちゃうんですよ、看護師が。

ですから、例えば婚活とかでね、地元の人たちと結婚をして残っていただければ看護師対策にもなるし、人口増にもなりますので、そういったようなお考えを進めてはと思いますがいかがでしょうか。

○議長（平野忠作） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） コンシェルジュで旭市は結構成功しているような自治体ではないかなと自負をしているところでもありますけれども、それもこれもやはりコンシェルジュの委員が一生懸命やってくれたということにほかならないのかなと、そのように思います。

今、新たな出会いの場づくり、コンシェルジュという中で後対協が昨年やりました。後対協がやった中で参加者が男性26名、女性26名、52名の方が黄鶴でいろんなアイデアを出しながら後継者対策協議会のそういった部分でやっていただいたところがあります。結構参加者はすごい人気があったというようなことも聞いておりますし、今回消防団のコンシェルジュでも、団長の本当に思い入れといいましょうか、肝いれで、今具体的に、消防長が答弁すればいいんですけれども、消防長、団長と中央病院、そして朋和産業、こひつじ幼稚園、農協、

そういった部分へ働きかけて、消防団主催でコンシェルジュをやるということに今計画を、7月17日やるということになっております。

いろんな方面でそういったコンシェルジュ、出会いの場を作っていただきながら、人口減少対策、やっぱり結婚をしなければ人口が増えませんので、そういった部分では本当にこれからは大変な重要な事業だと考えておりますので、支援できることについてはどんどん支援していきたいと、そんなように思っているところでありますので、議員の皆さん方にもいろんな面で応援をいただきたいと、そのように思います。よろしく申し上げます。

○議長（平野忠作） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） そういう具合に本当に広がって、昔は青年団というのがありました。

よく青年団同士で一緒になった方があったんです。要するに男女の出会いがありましたから、ですからぜひ市民体育祭とは言いませんが、男女のそういうスポーツとかレクリエーションとかそういったようなものがあって気楽に会えるような、そこまで進めていただいたらいいなと考えておりますので、ぜひよろしく願いをします。

続いて、子育て支援についてお伺いをいたします。

子育て支援、だいぶ、昨日から聞いておりますが、旭市は他市から思ったら充実しております。これも素晴らしいことだと思います。

それでね、ちょっと聞いたんですが、母親学級みたいなものがあるそうで、若い母親などがいろいろ不安とか心配があると、これがあったおかげで同じ悩みを持つ同士いろいろ話せて本当に助かったという好評をいただいております。これがあれですか、第2子目以降になるとなくなっちゃうとか聞いたんですが、そういうことあるんでしょうか。

○議長（平野忠作） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（浪川勝子） ただいまのご質問ですけれども、子育て支援についてということで、健康管理課のほうで行っている育児支援事業についてお答えさせていただきます。

この育児支援事業の主な事業は、両親学級、子育て学級、それから離乳食教室、育児相談、歯科相談などを通じまして母親たちの知識の普及とそれから仲間づくり、育児の健康づくりや不安の軽減などを目的に、妊娠から育児まで切れ目なく支援していく事業を実施しております。

また、第2子目以降学級に参加できないということでございますけれども、これは現在子育て学級というのを実施しております。その中で基本は第1子ということなんですけれども、

第2子以降につきましても希望があれば参加できるということです。第2子目以降につきましては、既に育児経験もありますので、積極的に周知はしておりませんが、希望があれば参加できるということ、参加することは可能です。

なお、平成27年度の実績ですけれども、子育て学級に参加した実績は157組おります。その中で第2子以降は40組の参加をいただいております。

以上です。

○議長（平野忠作） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） どうも、よく理解いたしました。

それでは最後に、飯岡海上連絡道についてお伺いをいたします。

これは先ほど課長、何でもそうなんですがね、何か始まるとか有利な財源とか合併特例債だとかいろいろおっしゃいますけれども、これでね、私どもは有利な財源だからいいやと思っちゃうんですが、今市がやっている事業、全部有利な財源じゃないですか。

さっきちょっと財政課で伺ったらね、市の今の借金が278億8,000万円なんですよ。それでこれを返すお金は合併特例が今年111億円、臨時財政対策債が130億円あって、実際に返すお金は278億円借りていて42億円なんですよ、率にしたら15.3%。だから、市がやっている行事は全部有利な財源なんですよ。

ですから、有利な財源だから飯岡海上連絡道と言われちゃって、それはいいですが、これ全て有利な財源なんですよね。ですから、有利な財源だからいいだろうと思っちゃいますが、今言ったように、270億円借り受けて47億円しか全部市の今までやったやつを返していないんですから、これは有利な財源という言葉で進めるというのはちょっと無理があるかと思えます。

ですから、私いいんですが、きのうでしたっけ、財政課長が繰越明許、29年まで、これは繰越明許の分だけが29年終了ということでもいいんですね。この三川連絡道路は、当初は29年で終了の予定だったんですよ。それがいつの間にか2年延びて、当初の予算がこれ15億円です。それが今度2年延びて今25億円で、10億円跳ね上がっています。この延びた理由と金額が上がった理由をお聞かせください。

○議長（平野忠作） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） 工事費が延びた、増になった理由につきましては、皆さんご承知かと思いますが、JRのトンネルの横断の工事が当初と比べて金額が上がったということと、

あと建設資材等々がだいぶ上がっておりまして、その辺のところも影響しているのかなというふうには思っています。主にJRの横断の工事がだいぶ高かったということが原因だと思っております。

それとあと工期が延びた理由に関しましては、当然JRの横断の工事も含めまして、それと用地の買収のほうが若干遅れているという形になっております。用地の買収につきましては、だいぶ進んでおりまして、現在地権者ベースで92%という数字があります。実質的には2名で1法人という形になっておりますので、うちのほうもしっかり用地買収のほうを進めていきまして早期の開通を目指しておりますので、ひとつよろしく申し上げます。

○議長（平野忠作） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 当初これね、どこにできるんですかと、説明してくださいと言ったら、担当課は言えませんということで説明いただけなかったんですよ。当初から言われればね、例えば今でき上がってきて、だんだん概要が見えてきて、道路の脇に道路ができています。あれ野球場のところなんかそうでしょう。道路ができてその脇に14メートルの道路で、あと全部で28メートルぐらいになるんですよ、あれ。何であんなこと、それなら今ある道路を広げればいいだけの話であって、今まで使っていた道路はあのままいったら4車線ぐらいの道路になるんですが、そんな道路にはしないんでしょう。今まであった道路は閉鎖するようになるんですか。

○議長（平野忠作） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） 失礼しました。

今まであった道路の関係でございますね。あれは閉鎖ということではありません。閉鎖ということじゃなくて、要は既存の道路、計画道路のほかにまた太い道路がありますので、その辺は何か違う有効利用ができればなというふうに思っておりますので、ひとつよろしく申し上げます。

○議長（平野忠作） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 最後でしたっけ。

○議長（平野忠作） 最後です。4回目です。

○18番（木内欽市） あとね、これだから、あの短い期間に、今現在トンネルが3本あるんですよ。それで今回やると4本目なんです。幾らもないですよ、あの線路、トンネルまでね、あのガード。そこにまたもう一個造るといってね、物理的にもあんなに穴あけちゃって線路



が弱くなっちゃうんじゃないかな。よくありますよね、舗装道路が新しくできた所、もともとあったところは沈まないからぼこんぼこんとなるところあるでしょう。最終的にそういうことがなつてね、土は自然に同じに沈んでいいわけであって、あそこら辺になるとそんなことにならないのかなと心配にもなります。

それと例えば想定外の地震が来た場合、あの辺海拔低いですから、あれがあるから安全だと私はずっと思っていたんですよ。地震が来て、津波が来てね。ところがそこを抜いちゃったら津波なんかと心配がきりが無いんで、やめろなんて言うと課長はもうそんなことはもう公務員法に触れるでしょうから、忠実に上の命令を受けるだけでしょうから市長にお伺いするしかないんでしょうが、最後市長にお伺いしたいんですが、そんなにかかるのであれば、しかもまたこれからどんどん工事費が上がって、今の連絡道が15億円が25億円、同じく排水の工事が当時15億円がやっぱり25億円ぐらいになっているんですよ。両方で30億円ですね、あそこに。もうさんざん旭市はインフラ整備にお金をつぎ込んでいますが、こんなにつぎ込んで、例えばその陸橋だってね、造ったら今は補助金と言いますが、必ずいつか直す時が来ます。その時は、私たちは全然それには、もうそのころいないでしょうからいいですが、いずれ誰かが直すんですよ、必ず。かけた分はだいたいお金がかかるんですよ、建物でも何でも。1億円のものは維持修繕費が1億円かかるし、前にも申し上げましたが、東京都庁、今問題になっている都庁、あれ3,000億円ぐらいかかって今直すのに4,000億ぐらいかかるんですよ。

ですから、建てたらいいんじゃないんですね。これからはどんどん財源も減っていくんで、今あるあのガードを使ってやれば、お金14億円、15億円そのまま浮くわけで、その分のお金はほかへ使っていただいたらと思うんですが、これ以上、もう課長は苦しいと思うのでできないでしょうが、どうでしょうかね、市長、この辺は市長にお伺いをいたします。

○議長（平野忠作） 木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 総体的なことでは私のほうから答弁をしますけれども、詳細のトンネルが幾つもあつて弱くなるとかそういった部分のことについて、担当の課がJRあるいはまた県・国ともいろいろ折衝しているわけでありますので、そういった細かな話は担当のほうからもう一度答弁をさせたいと思います。

私のほうでこの事業が今計画変更できるのか、既存の今あるトンネルを拡張してやればというような話でありますけれども、このことについてもJRとはかなり折衝をいたしました。

踏切道路が廃止が伴わない立体交差については、負担割合は少なくなるということ、結局工事をやるということであれば地元負担と、自治体負担ということでJRのほうは考えていますので、あそこで工事をやると。

買収のほうも、あの道はもう新しい所へ計画ができて造ってありますし、そういった部分で今から計画変更するというのも難しいのかなと、そんなように思います。

そしてまたこの事業はやはり合併前の海上と飯岡との事業でもありましたし、新市建設計画、そういった部分でも当然今度は大間手の清滝バイパスのトンネルも近々工事が始まるということもありますし、あれが開通すれば鹿島の、茨城県のほうへも抜けられるということもありますし、今の計画どおり早急に完成を目指して担当に頑張らせていきたいと、そのように考えておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

○議長（平野忠作） 建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、先ほど木内議員が心配成されていた問題なんです、一応うちのほうはJRのほうにしっかり協議しております。当然JRは安全第一が第一原則でございますので、工事をやって沈下等々が出ましたら大変な事故になります。その辺も含めて協議しておりますので、それもある関係からか金額も高いということをご理解いただきたいと思います。

それとあと、今の道路、計画変更、大変難しいです。先ほども言いました用地も9割以上いただいていると。それと併せて、この5月末に海上の蛇園地区から、この地域の排水の整備、それと併せて蛇園三川連絡道の早期開通ということでご要望を受けております。そういった面もありますので、どうぞひとつご理解いただきたいと思いますのでよろしくお願い致します。

○議長（平野忠作） 木内欽市議員の一般質問を終わります。

#### ◇ 高 橋 利 彦

○議長（平野忠作） 続いて、高橋利彦議員、ご登壇願います。

（21番 高橋利彦 登壇）

○21番（高橋利彦） 21番、高橋です。

大きく分けて4点の一般質問を行います。

1点目が旭中央病院についてであります、旭市の命運を左右する中央病院、4月から独立行政法人化されました。略して独法。この制度が作られた目的は、事業の廃止、民間譲渡

などを検討、存続させる場合でも報告数値では指定管理者制度などと比較して独法のほうがよいと判断された時という基本的なことが示されていますが、そこで伺います。

まず1点目は、検討委員会の検討結果の報告と内容について。2点目は、報告を受けて市としてどのようなメンバーで検討、検証をしたのか。そしてこのような重大なことを決める時には会議録があると思いますが、それをいただきたいと思います。

大きな2点目は、行財政改革についてであります。

まず初めに、国の借金は1,000兆円を上回り、天文学的な数字、そして地方自治体は3割自治と言われるように、全国の市町村の大半は財源不足を交付税に頼っています。そのために今回の合併は交付税の優遇措置を使った結果、全国の市町村の数、約半分になりました。我が市もそのうちの一つです。

そこで、合併による算定替で交付税が多く来ていると説明されていますが、合併時の18年と26年の額とその増減額について何点か伺います。

まず一つ目は、国から出口ベースでの交付税額、二つ目は市の交付税額とそれを市と病院に分けた額、三つ目は2点目と重複しますが市の未納額、四つ目は合併特例債の算入額、五つ目は臨時財政対策債の額、六つ目は交付税の算定の基準となる人口、面積、道路の額。

次に、2点目は償却資産の額と老朽化に伴う公共施設の改修計画並びに住民からの要望についてであります。高度経済成長期、またバブル期に造られた公共施設、その老朽化対策が課題となっています。我が市も大きな償却資産を保有しています。

そこで、バランスシート上での全ての施設の償却資産の額、それから老朽化に伴う改修計画額、三つ目は道路など市民生活に直接関係する住民からの要望、道路だけでも17年かかるとのことですが、それらの額等について伺います。

大きな3点目は、今後の財政計画についてであります。合併は効率をよくし、経費の削減、そして行財政改革により財政の健全化が目的であります。それが平成30年度には基金を取り崩しての行政運営、財政不足は市民への負担のしわ寄せでしかありません。市民あつての行政、そして職員です。そのためには、職員を含めた行財政改革、それが健全な財政、スムーズな財政計画であります。しかし、市の財政、厳しい中での財政計画について伺います。

大きな3点目の学校問題についてで、まず初めに、学校の統廃合について伺います。

少子化、過疎化、加えて行政の効率化、学校の統廃合は全国的な課題となっています。近隣の市町村でも急激に学校の統廃合が進められています。これも財政問題、それと文科省の

公立小・中学校の統廃合の基準が数十年ぶりに見直された結果だと思います。

そこで何点か伺います。

統廃合の計画について。2点目は、統廃合の新基準と従来との大きな差について。3点目は新基準に照らした時の対象校、統廃合した場合の学校数。4点目は近隣市町村の統廃合の状況について。

次に、エレベーターの設置について伺います。

第一中学校の大規模改造工事、入札も済み、この議会に議案として出ていますが、この工事に伴い、エレベーターが設置されますが、そこで何点か伺いますが、まずエレベーターの設置理由について。2点目は、事業費または予算額と年間維持費。3点目は、現在の生徒数。4点目は、建築後何年か、それと耐震化の実施状況について。5点目は、各学校のエレベーターの設置状況について。

大きな4点目は、文化の杜公園について。

まず初めに、当初予算計画での公園建設について伺います。

この議会の提案理由の際においても、市長は庁舎の建設場所は文化の杜ということで並々ならぬ執念を持っています。そのために今まで市役所に来られたらゆとりを持つ場所が必要だからとか、また当初は25億円ぐらしかける予定であったが16億円ぐらいに縮小するとか、いろいろ理由づけをしていますが、25億円をかける予定であった公園計画はどのようなものか。

2点目は、市役所へ来た利用者がどのくらいここを利用すると見込んでいるのか。

それから2点目は、一部廃止予定の進捗状況について伺います。

せっかく市民のために造った公園、市民を喜ばせるのもつかの間、庁舎建設のためとはいえ一部を取り壊し、ただ単に同じ面積の代替公園、これでは全く計画も何もない場当たり的、その場しのぎの愚行と言っても過言ではありません。しかも、廃止申請の書類は、業者に委託しなければならない、全くのこれは税金の無駄遣い。それに加えて一番の問題は、3月議会での当初予算の7人の議員の反対、まさに前代未聞。これらを勘案した中での進捗状況について伺います。

以上で1回目の質問を終わります。あとは自席で行います。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 中央病院についてご回答申し上げます。

質問の趣旨でございますが、まず報告内容について、それと検討したメンバーはどのご質問です。その時の会議録等はどうなっているかというご質問でございます。

まず、検討内容ということですが、大変申し訳ございません、今まで議会の中で答弁数々させていただきました。その内容と重複するということをお許しいただきたいと思えます。

前回の3月議会の中においても、高橋議員のほうから総務省の通知の内容の質問がございました。この中でいわゆる総務省通知の中では、いわゆる先ほど申し上げました廃止とか民間譲渡、これらの可能性、それから指定管理者等も選択の中に入っていると、独法のほうもというような、その辺を検討しての話ではないのかというご指摘です。

もちろん市で24年に組織しました総合病院国保旭中央病院の検討委員会、これにつきましては、総務省の通知に基本的には沿って検討されたものでございます。

報告内容についてどのような内容かということですが、これも何回か答弁させていただきましたが、職員の意識の変化を促しより一層の迅速、柔軟な経営を可能とするため移行費用、職員の身分等について検証を進め、平成26年度末までに地方独立行政法人へ移行すべきであるといったような報告が出されました。

これを受けまして市のほうでは検討に入ったわけですが、市長が独立行政法人化のいわゆる前提に、答申の内容を尊重しまして独法化するということを前提に、庁内のみならず、いろいろなところで意見を伺ってきております。この辺につきましても、全員協議会のほうで8月25日の独法に関する説明は、議会の全員協議会で条例の説明まで含めると5回ほど行っているんですが、そのうちの26年8月25日に経過説明を一度行っています。その中で細かく、それまでに市が行ってきた説明会や意見聴取はどのようなものかというようなことも資料で議会のほうに提出させていただいております。

それは外部のほうの話になるのでご質問の趣旨とは違いますので、その辺の答弁は今は省略させていただきたいと思えます。

中のほうの検討ですが、課長会議、これを3回ほど行っています。それから庁議につきましては、これは随時行っていますので複数回といったようなことでございます。それと内部ということかどうかは別にしまして、病院への職員の説明会、これも2回行っています。

これらの説明とか、意見聴取等をそれからこういう会議等でこんな意見があった等々を報告をしながら最終的に市長が独法化に踏み切ると、そういったような判断をしたという経過でございます。

会議録につきましては、先ほど申し上げましたとおり、全員協議会ですとか、地区懇談会、課長会議、これらにつきましては会議録はございます。会議録がないということになりますと、庁議等につきましては会議録はつけてございません。

以上でございます。

(発言する人あり)

○議長(平野忠作) 企画政策課長、もう一度お願いします。

○企画政策課長(横山秀喜) ご質問のほう、先ほど確認させてもらいましたが、報告書の内容ということでしたのでもう1回繰り返させてもらいました。検討した内容という……

(発言する人あり)

○企画政策課長(横山秀喜) 庁内の検討内容ということでありましたならば、例えば財政シミュレーション的なものということに関しましては、中央病院は検討に入った段階のほうも含めて健全経営を行っているということを前提としています。当時もいわゆる健全経営の体力のある時にというような説明をさせてもらっていたと思います。

それで、実際の検討事項といいますのは、先ほど迅速、柔軟な対応の中で具体的にどんなことかと申し上げますと、これも何度か説明させてもらっていますが、予算執行をはじめとした運営の柔軟性、柔軟性という意味はそういうことです。それから国の医療政策等への情勢変化への迅速な対応、医師、看護師の確保、それから第三者による業績評価の重要性、これらを重点的に考慮して検討したことになります。

以上でございます。

○議長(平野忠作) 一般質問は途中ですが、昼食のため1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後1時0分

○議長(平野忠作) 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、高橋利彦議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長(伊藤憲治) それでは、私からは、大きな2番目の行財政につきましてご回答申し上げます。

その中の、まず1点目の交付税についてでございます。18年度と26年度の数値につきまして、それぞれ申し上げてまいります。

まず、1点目でございますけれども、国の全体の額と伸びです。平成18年度が15兆9,954億円、26年度が16兆9,170億円、増減額としては9,216億円の増となっております。

次に、旭市全体の交付税額でございます。18年度が76億2,002万9,000円、26年度が92億4,144万2,000円、増減としましては16億2,141万3,000円の増です。

次に、病院分の交付税の額について申し上げます。病院分の額が、18年度が11億9,631万3,000円、26年度が21億5,791万2,000円、増減は9億6,159万9,000円の増です。

残りが市分ということになります。市分が18年度が64億2,371万6,000円、26年度が70億8,353万円で、増減は6億5,981万4,000円です。

次に、合併特例債でございます。この算入額ですが、18年度が913万円、26年度は6億5,975万1,000円、増減は6億5,062万1,000円です。

それと、臨時財政対策債でございます。臨時財政対策債は、18年度が1億4,911万4,000円、26年度が7億8,488万5,000円、増減は6億3,577万1,000円です。

次に、算入経費の中の人口分です。18年度が84億1,831万円、26年度が94億2,058万5,000円、増減は10億254万8,000円です。

次に、面積分です。18年度が1億6,176万7,000円、26年度が2億6,771万5,000円、増減は1億594万8,000円の増です。

最後に、道路分ということでした。18年度が9億3,689万円、26年度が6億9,574万6,000円、増減としては、これはマイナスでございます。2億4,114万4,000円の減となっております。

交付税につきましては以上でございます。次に、償却試算につきまして申し上げます。

平成26年度決算におけます償却資産ですが、一般会計で約522億7,133万円となっております。

(発言する人あり)

○議長（平野忠作） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 申し訳ありません。一般会計から市の会計まで病院を除きますと、648億5,036万9,000円でございます。

続いて、大きな3番目でございます。財政計画でございます。

推計をしましたのは、第三次行政改革アクションプランを作成するときに原点でございます。

して、そのときから少し年数もたっておりますが、最初に推計した時点では、平成30年度から財政調整基金を取り崩すことを見込んでおりました。合併以降とそれは行革を進めてきた結果としまして、23年度から27年度まで5年連続で財政調整基金のほうを取り崩さないということで、現在まで来ているところでございます。推計のときと比べまして、26年度も決算が出ましたし、27年度の決算、現在調整中ではございますが、決算の収支差し引きとして少し大きな金額になっております。したがって、最初に推計したときよりは、少し財政状況は好転しているのかなど、このように考えております。

財政課からは以上でございます。

○議長（平野忠作） 建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、私のほうからは、行財政についての（2）住民からの要望についてご回答いたします。

建設課へは、規模の大小合わせて年間1,300件程度の要望が上がっております。併せて地区からの要望も年間20件程度を受けている状況でございます。このうち、道路または排水整備にかかわる大小規模が大きい要望については、合併以前からのものを含めると300件以上でございます。そうした中で、17年という数字というものは、合併前からの要望300件、これを平成28年度事業の予定路線数18で割返した数字で17年という数字になります。

以上です。

○議長（平野忠作） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（浪川 昭） それでは、老朽化によります公共施設の改修計画の中の費用ということでございまして、現在策定を進めております公共施設等総合管理計画におきまして、これら推計を行っております。現在保有しております公共建築物、これを今後も保有した場合の更新費用は、50年間の年平均で約19億円が必要とされております。また、インフラの施設のほうの更新費用でございますが、こちらにつきましては、50年間の年平均で25億円が必要と算出されております。合わせますと50年間の年平均で約44億円という推計が出ているところでございます。

以上です。

○議長（平野忠作） 庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） 私のほうから、3の学校問題について回答をいたします。

（1）学校の統廃合についてということで、一つ目で、計画はあるのかというようなご質問でした。これについては、現在、旭市の学校の統廃合についての計画はございません。学校



の統廃合については、旭市においても少子化が進むことが予想される中、避けては通れない問題であると考えております。教育委員会では、子どもたちの未来のためにも、早い段階からよりよい教育環境の検討が必要であると考え、旭市学校のあり方検討委員会の設置を進めております。

二つ目で、新基準で変わったところ、違いはというご質問でした。これについては、文科省の統廃合の基準について、以前の基準と新しい基準との違いを申し上げます。

以前の学校統廃合の基準については、一つ目として小規模校を統合する場合の規模は、おおむね12学級ないし、18学級を標準とする。

二つ目として、児童・生徒の通学距離は、通常の場合、小学校児童にあつては4キロメートル、中学生生徒にあつては6キロメートルを最高限度とすることが適当とされておりました。平成27年文科省の新しい手引きでは、学校の規模については変わらず、12学級から18学級となっております。通学距離については、これまでの通学距離に加え、交通機関利用を前提に、おおむね1時間の通学時間も提示しています。この中で、複式学級が存在する学校規模と複式学級はないが、クラス替えができない学校規模について、具体的には小学校では6学級以下、中学校では3学級以下については、速やかに学校統廃合の適否を検討するよう促しております。

三つ目としまして、その対象校は幾つあるのか、統廃合したときの学校数というご質問でした。新基準に合った学校は何校あるかというご質問ですけれども、新しい手引きの中で学校統廃合の適否を速やかに検討するに該当する市内の学校は、小学校では8校、中学校ではありません。あと、統廃合したときの学校数ということですが、現在、計画がありませんので、この件については決まっております。

四つ目で、近隣の状況についてというようなご質問でした。近隣の状況ですが、銚子市の統廃合については、小学校では、平成28年度末に1校が閉校し、13校から12校になります。中学校では、平成37年度までに現在の7校を2校に再編する予定です。香取市の統廃合については、小学校では23校から14校に再編し、中学校を7校から5校に再編する予定です。その中でも、山田ブロックについては、平成31年4月に小学校を5校から1校へ統合する予定であります。匝瑳市については、既に小学校12校を10校に再編しており、中学校の再編は公表されておられません。東庄町については、平成32年度に小学校5校を1校に統合する予定です。なお、東庄町は、中学校は1校のみです。

(2) 番のエレベーターの設置について回答のほうをいたします。

エレベーターの設置理由ということでご質問がありました。エレベーターの設置については、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律が一部改正され、学校施設はバリアフリー化の努力義務の対象として位置づけられました。このため計画いたしました。

二つ目で、事業費、維持管理費というようなご質問でした。これについては、一中全体の事業費でしょうか。エレベーターの事業費につきましては、エレベーターの単独での細かい設計はありませんけれども、エレベーターのかごの部分というんですかね、箱のほうの部分がだいたい2,000万円、エレベーターの塔屋の部分についてがだいたい2,000万円と見込んでおまして、4,000万円程度というような形で考えております。

維持費ですか。年間52万円が他の学校でもありましたので、その程度を見込んでおります。

あと、3番目の生徒数ですけれども、一中の生徒数は、今年の5月1日現在で233人です。一中の建築後の年数ということですが、一中校舎については、昭和55年と56年の2か年で造られておまして、経過年数は35年と36年になります。

あと、耐震補強はいつやったかというようなご質問だと思うんですけれども、平成19年度に実施しております。

あと、各学校のエレベーターの状況ということでございますけれども、小学校では中央小学校にあります。中学校では第二中学校、海上中学校、新しくできました飯岡中学校の3校であります。

以上です。

○議長（平野忠作） 都市整備課長。

○都市整備課長（川口裕司） それでは、都市整備課のほうからは、文化の杜公園の当初予算計画での内容ということで、ご質問にお答えいたします。

文化の杜公園につきましては、旭駅周辺地区都市再整備計画の中の1事業として位置づけられておまして、この事業の中で実施しております。事業費のほうですけれども、用地費、補償費を含めまして13億4,500万円、施設費が10億9,800万円ということで、合計24億4,300万円ということで位置づけられております。

具体的な施設等の整備の部分になりますけれども、こちらのほうにつきましては、都市計画施設ということで、この公園に限りませんけれども、街路公園、期間、長期の整備を要するという中で、見直しをしながらよりよいものということで目指してやっております。

文化の杜公園につきましても、整備内容、そうしたものをチェックしながら工法ですとか、使用する資材、数量、そういったものを検討して実施してまいりました。それで、当初の計画している内容の施設につきましても、おおむね計画のとおり整備できているというふうに考えております。

以上です。

○議長（平野忠作） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 文化の杜公園の中で、市役所がそこへ行ったときに来た人の利用見込みというようなご質問もございました。そこも含めて、私のほうから補足しながら（２）のほう、一部廃止予定の進捗状況をお答えしたいと思います。

まず、市役所へ来た方の利用見込みでありますけれども、今、市役所へのどのくらい人が来ているのか、この数字というのはなかなか把握が難しいことでございます。合併前に一度各役所へ来ている人、これを調べたときには、約１日1,000人強。去年の段階で市役所の窓口調査ということで訪問者の数を調べたとき、これは窓口が中心でございましたので、この段階で約１日500人、ですので、繁忙期と人の少ない時期というのは当然あるんですけれども、500人から1,000人ぐらいが庁舎を訪れるのかな、それは年間にしますと、少なくとも10万人から20万人ぐらいは訪れるんだらうと、そのうちの何割かが利用していただけるのではないかと、要するに、まだ見込みとしての割合というのは、確定的には持っておりません。ただ、そのぐらいの人は利用していただけるかなということで考えております。

それと、（２）のほうですけれども、確かに庁舎の位置につきましては、多くのご意見があるというところで感じるころはございます。ただ、候補地としている旭文化の杜公園でございますけれども、各種協議会やパブリックコメント等を経て、よいとする意見が一番多かった場所であったので、候補地としていろんな協議を進めているということでもあります。その手続きも慎重に行っておりますので、議会の皆様の同意が得られるよう関係機関と協議を進めてきたということでもあります。

進捗の状況でございますが、県との協議の中で、現庁舎敷地を新庁舎建設後に代替公園にするということが1点ありまして、今、防災の公園として築山公園というのが整備する方向でございます。ここのところが、代替公園になりませんかということで協議を上げさせていただきました。その面積の部分と公園機能を補うような形で協議を進めておりまして、ここも代替にしてもよろしいでしょうというような、そういうご意見を今いただいているところであります。協議の状況としては、そういうところがございます。

以上です。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） それでは、まず、大きな1点目の旭中央病院の件についてお尋ねします。

先ほどの課長の答弁、私は全く納得できないわけであります。それというのも、この検討委員会においては、ただ検討委員会の答えはさまざまな対応を柔軟かつ迅速に行うことのできる可能な地方独法、これしか答え出ていないわけです。そんな中で、その答えに対して、市は必要な検証を得た上で市としての方針を決定するというところでございますが、このさまざまな柔軟にというのは、これは独法のやり方なんです。これは民間的な手法でやるのが独法なんです。本来なら、この中央病院、旭市がこれだけの大きな中央病院を抱えた中で、いざとなったら大変な財政負担があるわけです。だから、その財政負担をなくすため、また一方、中央病院はよく医者不足だとか、それから云々言いますが、実際問題、中央病院、全然医者不足ということはないわけです。あれだけ民間にも医者を送っているわけです。それから、給与云々と言っても、給料も月100万円の上限を特別手当を出すような仕組みの中、その辺をどのように検討した結果、独法のほうがいいということになったのか。まず、お尋ねします。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 何点か具体的な例がありました。例えば財政的な面、これもどのようにシミュレーションしたか、最悪のことを考えての検討だったかということです。その辺に関しましては、何回か回答を申し上げていますが、設立以降、一度も赤字に陥っていないというようなことで、これを、いわゆる最終的には赤字になったときのリスク分担の話だと思うんですが、そのリスク分担に関しましては、この委員会の中で、特に赤字の場合という想定した検討はされたような経緯はありませんが、ただ、例えば独法化たる上では、周りの自治体病院との独法の歩調が合わせられるのかどうかだとか、その辺も視野に入れて的な検討はされているようでございます。

それと、柔軟かつ迅速にということ、それは手法であって検討材料ではないというように指摘ですが、具体的に市のほうとして柔軟な、例えば例としましてどういうことを検討したかと申し上げますと、これも答弁はさせてもらっておるんですが、例えば一番いい例は予算執行、これに関してはかなり運営の柔軟性が確保できるかな。

それと、医師の確保、看護師の確保ということで、先ほど申し上げましたが、これに関しても、例えば中央病院はほかの病院に医師を派遣しているから医師不足には陥っていないんじゃないかというようなご指摘です。ただ、私の記憶でも一部市外の人々の診療制限を設けたようなケースもありましたし、そういう個々の例をもって検証しますと、実際には医師が不足気味だった時もあったのかなと、その時に独法は、じゃ、なぜいいんだという話になりますと、いわゆる公務員法の適用除外したほうが医師の確保はしやすいというようなことを検討していますし、そういったような説明を受けています。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 予算執行に柔軟性があるからだって、議会、今までそういう緊急の予算関係、中央病院あったのか、ほとんどないでしょう。それから、公務員法にとらわれたら医者が集まらないといったって、3.11で医者が少なくなったからって、後期研修医、中央病院で今度は正式に職員、そうしたらみんななっているわけです。それでは、課長、まるっきり課長の言うことは整合性がないわけです。それと同時に、市長はよく今まで体力のある、この独法は体力のあるうちにやるんじゃなく、結局、病院経営を、こういう財政的に厳しいから、またこうだからやめるほかないとか、また民営化、この際の理由づけにするための手法、例えば、ですから民営化してやってもこうだ、こういう結果だからと理由づけするための組織が独法なんです。それをまるっきり市長もとんちんかんなことを答弁しているわけです。その辺で、まず、市長、なぜ独法化しなければならなかったのか、そんな中で市の今後の経営、今は病院、よく黒字だと言いますが、実質赤字でしょう。名目黒字なんです。そんな中で、旭市の中央病院、どういうふうにも今後するか、そういうことを検討した上で独法にしたのか、それを市長にお尋ねします。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） いろいろ24年度に病院の改革検討委員会、国からも総務省からも検討をしなければというような部分の中で、ちょうどその当時、医師不足、14名の医師が一挙にやめられた、そういうこともあって、看護師不足、医師不足、そういったものを解消できるためにはどうしたらいいのかなというような部分で検討委員会を設置したところでありまして、その検討委員会の中で病院の経営形態やら地域医療のあり方、そういった部分も検討してもらったわけでありまして。そんな中で、検討委員会が独立行政法人化すべきだというような結

論がありまして、その中で、先ほど来、総務課長、企画政策課長から話がありましたように、庁内課長会、そしていろんな面で検討を加えたわけでありましてけれども、まずその検討委員会の報告、それに沿って中央病院をやっ払いこうというようなことに結論づけたわけでありまして。

主な原因としては、やはり先ほど申し上げましたように医師不足、看護師不足を解消するために柔軟かつ迅速に対応できる、そしてまた国の医療環境、今、刻々と変わるわけでありまして、そういった部分でも議会、そういった市の執行を通してからというような部分では対応が遅くなるというような部分もありまして、そういった部分で4年間の中期計画の中でやったほうがいいと、そんなような思いがありまして、そういった独法のほうがというような部分で方向をしたわけでありまして。

そしてもう一つは、やはり実質赤字だと言われておりますけれども、これまで60年間赤字は1年もなかったわけでありまして。実質的に数字に出た赤字は1個もなかったわけでありまして、そういった面でも継続的に、安定的にこの中央病院が旭市にあるということの宝をやはり存続していきたいと、そんなような思いで、それが一番いいのではないかなということを決めたわけでありまして、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 今、市長、答弁しましたけれども、ただこの報告書を見ても、さまざまな対応を柔軟かつ迅速に行うことの可能な地方独法と、これは独法の手法しかないんです。じゃ、中央病院をどうしようか、また、そういう中で市に負担がかからないようにと、そういう一番の肝心かなめなことが何も無いわけです。また、今、市長、黒字だと言いますが、じゃ、実際、25年度、26年度、退職金の積み立ての関係がなかったら、中央病院は赤字でしょう。実質は、名目は黒字になっていますけれども。やはり、市長、認識違いがあるんです。やはり、この中央病院、そしてまた、これだけの立派な、もう旭市で持ちきれないです。そういう中で、なぜこの組織を変える時に、例えば県を入れるとか、旭市だけの小手先でやらないで、市に負担のかからない病院経営の方法に持っていかなかったのか、その辺、お尋ねします。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） その辺のことも、十分検討委員会でも検討していただきました。県に経営を任せてやってもらえないかと、検討委員のメンバーもそうそうたるメンバーでありまし

て、学識経験者では近藤先生って先生はじめ、千葉大の附属病院の副病院長の高林先生、そしてまた税理士の法人代表として長先生、地域の医師会の会長、江畑先生、代表監査委員の木村先生、そういった方々に、それから県の健康福祉部の整備課長でありました山崎さん、そういった方々に入ってもらって、地域医療の連携と併せまして、県の機関として、県にこの中央病院を担ってもらえないかというような部分も当然検討の議題にはあったわけでありましてけれども、県は今八つくらい持っている県立病院の中で、なかなか県の病院も赤字の中で中央病院をとというような部分もありましたし、いろいろな中で地方独立行政法人、近隣の市町にも働きかけをしましたけれども、中央病院自体として近隣の合併といいたいまいしょうか、そういった部分はやっぱり好ましくない、赤字が結構周りの病院多いわけでありまして、そういった部分では今の独立行政法人が一番いいのではないかという結論が出て、今進めているところでありまして、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） そういう詭弁的なことを幾ら聞いても、今、市長答弁したようなことは、会議録に全然載っていないです。それだけ、まず言います。

そんな中で、次の質問に入ります。

よく皆さん方は、合併して算定替で十何億円、交付税が増えたと言いますが、先ほどの答弁いただきましたら、旭市、たしか16億円ほど増えています。しかし、その中で中央病院が9億5,000万円も増えているわけですよ。市の部分は、そうしますと6億円弱なんです。6億円弱、その中で、先ほどのあれですと、あれでしょう、臨時財政対策債、6億5,000万円も増えているわけですよ。ちょうど6億5,000万円増えています。市の部分の増えたのと臨時財政というのは、ほぼ同額でしょう。そうしますと、この臨時財政というのは、国に代わって市が借りた借金の分、増えたが増えたにならないんです。それと同時に、交付税の基礎となる人口面積、数字では約9億円くらい増えているんですね。そうすると、実質、交付税増えたということにならないんじゃないですか。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） お答え申し上げます。

臨財債が増えたただけだろうというご質問、まず1点ございました。臨財債、先ほど申し上げたとおり、6億3,500万円ほど算定額として増えております。これは確実に増えております。全体の中で市の部分と同じくらいの額だということですので、これが増えたんだったら、

ほかの部分が減っているかということになろうかと思えます。おっしゃられることも一理あるかと思えます。実際、ほかの基準財政需要額等で減っている部分もございしますが、それは算定した結果としてのことございまして、臨時財政対策債が確実に基準財政需要額の中で算定して加えられていることは事実でございます。

それと、人口面積分が増えているということがございました。こちらも増えております。両方合わせますと11億円ぐらい増えておりますが、18年度と26年度を比べたということが影響している部分もあろうかと思えます。18年度の時の算定の仕方と26年度の時の算定の仕方では、項目の立て方が違っているような部分もありまして、それが影響してこんな形で見えているという部分もあろうかと思えます。

以上です。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） どこを項目の立て方違っているか知らない、数字の出し方は同じなんです。そんな中で、結局、市の部分としては実質全然増えていない、市の部分としては約6億円ちょっとですか、増えている。それで、たしか臨財債は算定の中に入っています。これは国に代わって市が借金した部分、当たり前なことなんです。これから見ますと、合併特例債、たしか率がいいから、これは問題ないんですが、これから見ますと全然、交付税の基準となる人口、それから道路面積の部分は全然この中に入っていないじゃないですか。そうすると、実質計算でやっていきますと、今度は交付税減っちゃっているような数字なんです。そのように思いませんか。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 何度も申し上げておりますけれども、臨時財政対策債につきましては、交付税と同じものだというふうに捉えております。これは、国もそういうふうに申し上げておりますし、市としても臨時財政対策債は交付税と同等のものだというふうに考えております。と申しますのは、仮に財政力指数が1を超えて不交付団体であった場合には、幾ら算定として加えたとしても交付税としてお金になってはきませんけれども、旭市のように交付税をもらう団体につきましては、確実にそこは算定の中で加えられておりますので、臨時財政対策債としてはいただいているわけですし、これは算定として確実に増加しているというふうに考えております。

交付税が減っているかというお話もございましたが、合併した後でそれぞれの算定項目の



中で必要な経費を算定していく中で、総額の中で算定されているものが交付税でございまして、一つ一つの項目、今一つずつ比べているわけではございませんが、減っている項目も確かにあるでしょうが、全体としては旭市の財源がきちんと確保されていると、このように考えております。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 不交付団体の話したってしょうがない、現実の旭市の話ししなくちゃならないわけですけども、本来なら、この三つの要素ですか、ここで8億円も増えているでしょう。増減でやっていったら。しかし、その金額は全然交付税として増えていないわけですよ。いずれにしても国の交付税というのはそんなに変わらないわけですよ。一つのパイの中で、片方が増えれば片方が減るんです。だから、合併した市町村に算定替で幾らやって言ったって、そっちが増えれば、今度はよその費用単価が減っちゃうわけですよ。そうじゃありませんか。その中で、あまり増えた増えたと言うと、今度は、みんなその気になって財源を使うわけですよ。そのいい例が、この前、震災の時に県をはじめ、給与引き下げしたって、やっぱり旭市は職員が震災で努力したからそれはやりませんよとか、そういうことになっちゃうわけですよ。やっぱりきちとした実情を説明するべきじゃないんですか。課長。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 繰り返しになってしまうかもしれませんが、臨時財政対策債の分につきましては、きちんと算定されておまして、ここにつきましては、旭市として交付税として確実にいただいているというふうに理解しております。

そのほかの費用がそしたら減っているということでもくるのかもしれませんが、それは必ずしも旭市に限ったことではなくて、ほかの単位費用に関する経費につきましては、ほかの団体も一律に同じような形で計算されていくというふうに考えております。

以上です。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） それでは、2点目に移りますが、先ほど全ての試算、648億円、毎年やっていきますと約44億円かかる。また、道路等17年かかるということです。そうしました場合、今後、旭市の財政の中で、これらを市民サービスの部分、どういうふうに対処していくのか、お尋ねします。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（浪川 昭） それでは、今後の財政の中で市民サービスをどう考えているかと、44億円かかるというお話の中でのことと思われませんが、今のは更新費用の推計という数字でございまして、これまで過去9年間の投資的経費の平均を見ますと、27億8,000万円、9年間の年平均でかけているということがございます。この辺の差し引きますと16億円弱というのが推計からの不足額ということになるわけでございますが、こちらにつきましては、公共施設、建物のほうは当然集約化であるとか、その辺、解体をやっていってお金がかからないようにしていくということで、当然、行政改革をしながら経費を捻出して、これは当然、議員おっしゃったように、市民サービスに影響が出ないような形で進めていかなければならないのではないかとというふうに思っております。

以上です。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 私もびっくりしたんですが、道路を17年要望かなえるにはかかるという話、しかし、毎年これは出てくるわけです。そんな中で、今、予算がないからなんでしょう。今回の報告にも出ていますが、また米込地区で道路陥没で補償しています。やっぱり、まず第一に、市民サービス、これが大事だと思うんです。それで、ちょっと先ほど聞こえなかったんですが、年間、こういう補修費等にはどのぐらいの予算を今後計上していけるのか。そして、補修するのも、ただ年がきた、中には長持ちもするのはあると思います。いずれにしても、水道を含めて、かなり旭市は老朽化したものがあるわけです。今後、計画の中で年間どのぐらいの予算を計上できるのか、お尋ねします。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（浪川 昭） ただいまの維持補修費に、これからどの程度予算がさけるのかというお話でございますが、現在策定中の総合管理計画の中では、道路、インフラのほう、こちらのほうの推計でございますが、今後33年まで、この平均で見ますと15億円程度を見込んでいますところでございます。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 33年まで15億円で、今工事できない部分、17年かかるという、全部解消できるのか。当然、さっき言ったように、後からどんどん出てきちゃうわけです。そうし

たら、この要望した人、死んでしまいます。

では、道路だけに限って聞きます。道路、何年くらいまで短縮できるのか、17年かかるのを。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） 金額については、はっきり分かっておりません。一応年間の本数でうちのほうは算出しておりますので、先ほどもご説明いたしました、年間300件、合併前からの要望件数が大小含めて300件ございます。約300件。それを28年度の予定の路線数で割っておりますので、予定の路線数が増えれば当然年数は減ってきますし、減るとなると年数が増えるという形になりますので、全体の事業費については、私のほうもちょっと把握しておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 当然、年間の事業費、それと同時に、だいたいこの工事幾らかかるかというのは出すのが本当だと思うんですよ。その中で、やはり縦割りじゃなく横の連携十分とっていくのが本当だと思うんです。そういう道路等の要望については、一日も早く住民の要望を満たしてもらいたいと思います。

それで、次、3番目の今後の財政計画、30年から財調取り崩しということになっているわけですが、財調取り崩しとなった場合、今後、交付税、どんどん減るわけです。そんな中で、じゃ、この5年、10年の収支のシミュレーション、どうなっているのかお尋ねします。5年後、10年後でいいです。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） シミュレーションでございますが、誠に申し訳ありませんが、現在、その5年後、10年後という新しいシミュレーションを作成しておりません。アクションプランができた時の計画に総合戦略を作成した時に、少し修正を加えたものというのが現在の状況です。ただ、シミュレーションにつきましては、その機会があるたびに、やはり新しいシミュレーションを作っていかなければならないのかなと思っております。今後、考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） いや、まるっきりお粗末です。市長、今回の合併は、行財政改革が主であるわけです。そんな中で、30年にもう財源不足来すというのは、市長の在任7年になりますが、失われた7年と言っても過言ではありません。何で一番大事な財政をやらないのか、そうじゃありませんか。私はそう思います。

それで、せっかく行財政課作ったわけです。しかし、行財政課作った中で、やはり職員を含めた行財政改革をやる、そして、行財政改革課作って、市長と副市長は使用人、ほかの人は使用される側です。使用される側と使用する側、全く考え別なんです。ですから、行財政改革、これをやれということも当然やるべきであると思います。それと同時に、やはり市が市民に負担をかける、市民サービスを悪くするなら、やっぱり職員自らが、その自分の身を律する、例えば、市長、職員が市長に同行していますよね。市長にすればこれはステータスかもしれない、しかし、そういうことは、例えば旧町に行ったら、なんだやという場面が往々にあるわけです。ですから、よく役人の当たり前は民間から見たら非常識だという言葉はあるわけです。まず、市民に負担を求めるなら職員も律していく、そういう中で、今後、市長、どういうふうを考えているのか、お尋ねします。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

秘書広報課長。

○秘書広報課長（飯島 茂） 市長への随行の必要性についてお答えをいたします。

市長の業務は、市長が常に最良の状態に専念できるよう配慮するとともに、その職務が効率的かつ円滑に遂行されるよう、市長を最大限に補佐することとさせていただきます。

秘書業務の特異性ということになりますが、デスクワークのみでございません。むしろ常時市長から指示を受けられる、または市長へ報告することができる体制であることが、秘書の職務であると考えております。

随行した際の車中での会話、またはその会議における議論の内容、市長の発言など、市長の考えや意向を正確に把握して各課へ伝達すること、または各課より報告を受け、市長へ伝えることも秘書としての重要な職務であると考えております。

また、市長の職務は、市民生活全般にわたるため、外出先で不意の緊急業務が生じることもあり、常にその準備と対応が必要でございます。そのようなことで、市長を担当する職員の随行は不可欠であると考えております。

なお、行革を進めることにつきましては、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。よろしくどうぞお願いします。

○議長（平野忠作） 明智市長。

○市長（明智忠直） 行政改革が進んでいないのではないかというようなご指摘だと思いますけれども、市では定員適正化計画、第二次、第三次アクションプランの中で、確実に職員も定員を削減しているところであります。そしてまた、財源のほうでは合併特例債やら、先ほど来お話がありましたように有利な財源を見つけて、そういったものを使ってやっているとあります。行財政改革の推進課があればこそ、いろいろな徴収の問題とか、いろんな部分もそれが多岐にわたって行政改革推進課で担当していただいて、行財政改革は着実に進んでいると、そしてまた、年度決算でありますけれども、年度二十数億円、黒字決算であります。シミュレーションでは、30年から財調を取り崩すというようなことも担っていますけれども、現状の今の決算を見ますと、30年で財調に切り込みというような部分は全然考えられないわけでありますので、シミュレーションを早く訂正をしながら皆さん方にご報告をしていきたいと、そのように思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 市長、職員を削減しているとか何とか言いますが、じゃ、この市町村の財政分析、これから見たら旭市、かなり多いんです。皆さん方、いろいろ理由つけますけれども、やっぱりもっと市長、広範囲な面で把握した中で、行財政改革に取り組んでいただきたいと思います。せっかく市長をやっていて、旭市を潰して、自分の家を潰すのは勝手です。でも、旭市を潰されたら困りますから、そんな中で、やっぱり一番の基礎は財政ですから、その辺を踏まえた中で市政に取り組んでいただきたいと思います。

○議長（平野忠作） 質問ですか、高橋議員。

4回目の質問に対して、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 高橋議員のご忠言を忠実に、本当にこれから肝に銘じて頑張っていくと、そのように思っております。よろしく申し上げます。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） その財政問題だけはきっちりやってください。

次に、学校問題。先ほど答弁いただきましたら、統廃合の計画、全くないということなんです。ただ、この統廃合の問題は、やっぱり政治的な問題絡みますから、これは教育委員会じゃできないと思うんですよ。こういう財政状況を踏まえた中で、市長は、なぜこの統廃合の問題に取り組まないのか、まずその辺をお尋ねします。

○議長（平野忠作） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 教育長がいるから教育長に答えてもらってもいいけれども、小・中学校の今現状を申し上げますと、今後5年間統廃合をするというような基準には当たらないわけでありまして、みんな100人以下というような部分があります。その現状を今つぶさに把握するために、将来の5年先、10年先の小・中学校、そして保育所のあり方の検討委員会を始めたところでありまして、それを現状分析しまして、今度は具体的に小学校、中学校、保育所をどうするのかという部分は、そのあり方検討委員会では、それこそ高橋議員が言いましたように、議論するところが違うんじゃないかということで、もう1回そうした議論をする場所、有識者も含めながらやっていきたい、そしてまた、その現状を把握した中で検討委員会が検討した中で、10年先、15年先の小・中学校、保育所、そういったものを計画を立てたいと、そのように思っているところでありまして、今はその第一歩を進めたところでありまして、統廃合を全然考えていないということはないわけでありまして、よろしく願いします。

○議長（平野忠作） 一般質問は途中ですが、2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 0分

再開 午後 2時15分

○副議長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わりまして議事の進行を務めますので、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

引き続き、高橋利彦議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

教育長。

○教育長（埜田哲雄） それでは、私のほうから、学校の統廃合について答弁させていただきたいと思います。

現在、文科省のほうから、先ほどありましたように手引きの見直しがされたところでありまして。それは、やはり全国的に見て子どもたちの数が少なくなっているというような状況の中で、見直しがされたわけでございます。そして、本旭市においても、他の地域と比べまし

て子どもの数は、その減少は少ないわけではありますけれども、そういうわけで、以前までは複式学級が出るのが予想される段階で検討していこうかというような話でございました。しかしながら、今の状況から考えまして、私でも考えていかなければということで検討を始めるところでございます。そういう中で、検討委員会を立ち上げまして、時間をかけて、そして地域の実情と申しますか、特に小学校については、その昔からの歴史があるわけでありまして、そういうような地域の実情と併せて一方的でなく、お互いいろいろな意見を出し合いながら検討を重ね、よりよい方向に、そしてよりよい子どもたちの教育条件の整備ということについて、取り組んでいこうということになったところでございます。そういうところをご理解いただければというふうに思っています。

また、手引きの見直しについて、いろいろ適正規模というようなことがお話ありましたけれども、実際には先ほど来言っていますように、やはり地域の実情が最優先されると申しますか、そういうものでありまして、決して文科省のほうからこれが出たからということで強制力のあるものではありませんので、その辺、ご理解いただければというふうに思っています。どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○副議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 今、教育長のほうから方向づけ、答弁いただいたわけでございます。

いずれにしても、この合併という学校の統廃合ですか、これは地域エゴを含めいろんな問題が起きます。そういう中で、十分地域の理解を得た中で、やはり子どもたちの学力、人間性を高めるためにも、ひとつ方向づけをしていただきたいと思います。また、財政厳しい中では、これは当然のこととしてこの学校統廃合はやっていかなければならないわけでございます。その辺を十分検討した中で統廃合、努力していただきたいと思います。

次に、エレベーターの設置の問題でございますが、先ほどの答弁ですとバリアフリー化は義務だという話でございますが、一中だけなぜやるのか、それで、そのほかにも何校かやっていますが、じゃ、ほかの学校は現状どういうふうに全てバリアフリー化してあるのか、お尋ねをします。

○副議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） 学校のバリアフリー化義務というのは、努力義務ということになっております。それに向かっております。

あと、バリアフリー化の現状ですか、各学校の。これにつきましては、ちょっとすみません。中央小学校については、北校舎を建築しまして、それについてはエレベーターだとか便所だとか、これにつきましては改築されておりますので、それについては昇降口だとかエレベーター、あと便所ということで駐車場だとかということで整備のほうをされております。矢指小学校については、平屋建てですので、これもバリアフリー化のほうができております。第二中学校につきましても、改築されておりますので、昇降口だとか、エレベーターだとか、トイレだとか、そういうのはバリアフリー化されております。海上中学校についても改築されたものですので、昇降口、エレベーター、便所とかはバリアフリー化されております。

以上です。

○副議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 中学校だけじゃなく、全ての学校がもうバリアフリー化されているのか、いないのか、その数だけでいいです。何校がバリアフリー化、それがされている、何校はまだやっていないと、そういう数字で結構です。

○副議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） 今ご質問ありました中学校につきましては、バリアフリー化されていないものについては2校になります。小学校については、中央小は全部じゃありませんけれども、全部ということであれば1校だけ、残りの14校については、まだ完全ではありません。

以上です。

○副議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） まだバリアフリー化しないところもあるのに、なぜ一中だけやるのか。それで、このエレベーターの設置とかバリアフリー化する場合には、やはり基準を決めてやっているんですか。それとも何の基準もないんですか。これは、誰が見たって、市長、市長の地元の学校でしょう。これは市長が権威をかさにやったってことになっちゃいます。やはり、市長、市長は地区の代表とかそんなもんじゃないんです。なったら、やはり旭市全体を見た中で、誰が何と言おうと文句のない平均的に均衡を保ってやっていくのが市長じゃないんですか。ちょっとこれはおかしいじゃない。

それで、なぜ、どういう位置づけでエレベーターを造ったのか、当然、これは後々、今度合併のときに問題になるんですよ。まだうちのほうは改築したばかりじゃないかと、エレベ



ーターもある、それを何で合併だと、今度はそこまで波及しちゃうわけです。そう思いませんか。その中で、じゃ、なぜ一中だけエレベーターをつけたのか、その理由。それで、このエレベーターはどういう際に使わせるのか。その辺、お尋ねします。

○副議長（島田和雄） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 高橋議員に私の思いと違ったようなことを言われましたけれども、地元の中学校だからどうのこうのというような部分は、一つもそういった考えはありませんでした。教育委員会からの大規模改修、そしてまた耐震強化工事が終わった、防災機能強化の体育館はまだこれからですけれども、校舎の耐震化は終わった、それ以後、大規模改修やっていないところはやろうというようなことの中で、計画的に順序を正しくやってきているわけでありまして、今回、たまたま一中の大規模改修に当たったわけでありまして。その中で、努力義務かも分かりませんが、エレベーターも補助対象というようなことにもありますし、せっかく大規模改修をやるのであれば、15年、20年先までは統合というような部分で、またいろんな要素が加わるとは思いますけれども、4階建ての校舎にはやはり必要ではないかなというような議論があって、エレベーターの設置ということになったわけでありまして。大規模改修工事が計画的に進めていくわけでありまして、そういった際には全地域の学校、そういった部分でやっていかなければならないのかなと、そのように思っているところでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○副議長（島田和雄） 庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） エレベーターの利用状況について説明いたします。

今現在、市内には中央小、第二中、海上中、飯岡中ということで、四つの学校にエレベーターがあります。それで、エレベーターについては、基本的には子どもたち、健常者の子どもたちには利用しないような形でしているということでした。けがだとか、そういう場合には自由に使うというか、必要ありますので使う、そのほかの学校給食とかも教室で食べますので、食材の運搬する時に、重い食材とかありますので、その時にはエレベーターを利用するというような形しております。あと、学校の先生方の教材で運搬するとか利用しております。以上です。

○副議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） エレベーターは健常者に使わせない、けが人に使わせるという、先ほど市長は4階建てだと。萬歳の小学校も4階なんですよ。それで子どもが10人だから、100

人だからってけがする、10人だからけがしないということはないんですよ。

○副議長（島田和雄） 高橋議員、4回目の質問は終わりましたが。

○21番（高橋利彦） では、質問じゃないです。

そういう中では、やっぱり平等な立場で均衡をもった中でお願いしたいと思います。

次に、文化の杜公園ですが、25億円かけるということであったわけですが、どういう公園にする予定であったのか。それから、先ほどちょっと私が質問おかしかったんですが、例えば文化の杜、庁舎を建てた場合、市長はゆとりを持ってもらいたいと、今文化の杜公園利用者がいない、しかしながら、あそこには文化会館から図書館利用者がかなりいるわけですよ。それで、何で利用者がいないのか、それが庁舎が建ったからって、果たして利用者が利用するのかと、それからその25億円かけるということでは10億円、どういうものを造る予定だったのか。

○副議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（川口裕司） 初めに、どういう公園を造る予定だったかというご質問です。

平成13年に都市計画決定した時点には、生涯学習センターですとか、歴史のそういう展示できる場所ですとか、いろいろと施設、箱物、健康増進館ですとか、そういういろいろ箱物がございました。それにつきましては、合併いたしまして、各町のほうでも類似施設等もございました。新しく健康福祉センター等も造っておりますので、そうしたところは見直ししまして、18年にまちづくり交付金事業、そういった中で防災を強化した公園ということで、その辺を見直しいたしまして、大きい面積の広場、そうしたもの、あと防災といいますか、災害があった時に一時避難場所ということで、そうしたことに役立つ、そういったところを主に検討いたしまして、整備をしたということです。

あと、10億円でどんな施設を整備する予定だったかということです。基本的には、現在できている形が10億円で計画していたものになるわけですがけれども、先ほど申しあげましたように、都市計画施設ということで、街路、公園、幾つか整備してきております。そういったものを基本的には事業期間としては10年以上かかって整備してしております。ですので、整備を始めまして、毎年その進捗状況を管理いたしまして、その整備の状況をその時々の方々のニーズ、そういったもので見直し等をいたしまして、また必要があれば計画の修正、そういったものも行って、最終的によりよいものを造り上げていくということで、施設を整備してまいりました。基本的に、先ほど申しあげましたように、文化の杜につきましては、当初計画

していました広場ですとか、メインプロムナード、あるいは公園の北側の部分の修景施設と  
いいますか、そういった植栽部分、そういったものは基本的には整備はできていますので、  
おおむね計画したものは整備しております。

金額がだいぶ縮減しておりますけれども、それにつきましては、例えば埋立て、造成の部  
分におきましては、計画では建設発生土、どの程度出るか分かりませんので、購入土で計算  
しておりました。そういったものも建設発生土で埋立て等を行っておりますし、園路広場と  
いうことでメインプロムナード、この辺も当初の舗装の方法、材料を変更いたしまして、イ  
ンターロッキングで舗装したということで、だいぶ金額のほうは安くなっております。それ  
ですとか、便益施設等、あるいは植栽の本数、こういったものも見直ししまして、メイン  
プロムナードのイチョウは計画のとおり植えましたけれども、そのほかの高木ですとか、そう  
いった面では、数を減らして植栽しております。あと、排水の施設につきましても、ちょっ  
と一段低くなっている部分の芝生の広場、当初は暗渠排水等も予定いたしましたけれども、  
正面排水で対応ということで、暗渠排水、あるいはそれを受ける透水性の浸透枳、そういっ  
たものも計画を見直しております。あと、照明灯の灯数を減らしている、総合的に計画を見  
直して、金額的には少なくなっておりますけれども、施設としてはおおむね整備したとい  
うことです。

○副議長（島田和雄） 回答は簡潔明瞭にお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 庁舎を建てた時に利用が増えるのかと、そういうご質問がござい  
ました。実際には東総文化会館、それから図書館がありまして、そういったものを使ってい  
る人たちが利用していないような、そういうご質問だったと思うんですけども、確かに間  
に川がありまして、あそこからは行きづらいということがありました。そのところ、駐車  
場もありましたので、そのところが行きやすいように間に1本橋をかけた。それから庁舎  
を建てた時に、その人たちが利用するかということにつきましては、利用してほしいとい  
う希望はあります。ただ、同じ敷地の中に建つということで、当然その中を散策する方  
は増えるだろうと、そのように見ております。

○副議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） いずれにしても、文化の杜公園、10%最高限度で建物が建っている、  
あとは建物何も造る余裕がないわけ、そういう中で10億円なんかかけようがないとい  
うことなんです、市長。それ十分知っているでしょう。知っていた中で、またこの前も、前回答弁

しているわけです。あまりここでは詭弁を使わないでもらいたと思います。

それから、市に来る人より、文化会館へ行く人のほうがずっと時間的な余裕があるわけです。それが利用しないのに、なんで市に来る人がそんなに利用するのか、いいです、これは答弁もらわなくて。

その中で、最後になりますけれども、進捗状況ですが、市長の執念の中で、あくまでもあそこへ建てたいということなんです、ただ、議会が通らなかった場合、せつかく今まで経費かけたのをどういうふうにするつもりですか。そして、果たして議会通ると思っているのか、その辺、単刀直入に答弁いただきます。

○副議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 今、事務方が行っている作業、これが議会が通らなかったら、あそこには移転できないだろうということだと思いますけれども、その場合にはどうするか、これについては、正直申し上げますと、全て一からやり直さざるを得ないだろうということ考えております。

通る見込みということなんですけれども、そのところは事務方としては、皆様のご理解をいただけるように、できるだけ丁寧にご説明して、県との協議の中で、こういう内容でございますということも含めてご説明していくしかないのかなと、そのように考えております。

○副議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） いずれにしても、一般会計であれだけの反対者がいるわけです。今度、個別案件になった場合、それだけ今度はずっと増えると思います。その時、じゃ、今までかけた経費、これはあなた方、責任を持って補填してください。

以上で終わります。

○副議長（島田和雄） 高橋利彦議員の一般質問を終わります。

#### ◇ 飯 嶋 正 利

○副議長（島田和雄） 続いて、飯嶋正利議員。

（7番 飯嶋正利 登壇）

○7番（飯嶋正利） 議席番号7番、飯嶋正利です。

平成28年第2回定例会におきまして一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。

4月に始まりました熊本の群発地震におきまして、多くの尊い命、49名の尊い命が亡くなりました。一昨日もまだ震度5弱という大きな地震が続いております。私事ではございますが、昨年、熊本のほうを個人的に訪問いたしまして、勇壮な熊本城を見学させていただきました。亡くなられた皆様のご冥福を祈るとともに、熊本城を含め一刻も早い熊本の復旧を心よりお祈り申し上げます。

それでは、一般質問に入ります。

今回、大きく4点質問させていただきます。

1点目、財政についてとは書いてありますが、広報で見る旭市の財政ということで、4点ほど聞かせていただきたいと思っております。

1点目、税収について。

合併の翌年、平成18年度の4月の広報では、税収は約60億円であり、今年度は、28年度の予算の中では約71億円と約11億円の税収が伸びております。この間、税の所管等所管替えがあったとは思いますが、今の景気状態が続くとして、旭市の税のピークはいつごろになるのか、分かる範囲でお聞かせいただきたいと思っております。

2点目、地方交付税について。

地方交付税も、先ほど高橋先輩の中でもございましたが、広報の中では平成18年度は72億円、今年度89億円とあります。この合併特例が終わり、今年度から約14億円の交付税が何年かで減っております。一番有利な合併特例債では、100億円の事業が5億円で事業ができます。この14億円が減ることによっての今後の予算についてお聞かせいただきたいと思っております。

3点目、今後の事業について。

予算は、この10年間で約40億円大きくなっております。その中で、今後の主な主要事業をお聞かせいただきたいと思っております。

4点目、広報での税の表記について。

広報の税の表記については、今年度の広報は1人当たり10万5,000円とありますが、その中には、都市計画税の2億5,000万円、これも全体のプールとしてなっております。これは、旧旭市民1人当たり6,000円以上になります。この表記の仕方をどう考えるか、お聞かせいただきたいというふうに考えております。

大きな2点目、小・中学校のトイレについてということで、(1)でトイレの洋式化について、現在の小・中学校のトイレの数、その洋式の数、また割合等をお聞かせいただきたい。お願いいたします。

大きな3点目、観光資源についてということで、(1) 海岸利用の状況について、今年度の海岸を利用した観光事業の状況についてお答えください。

(2) 番、観光資源を生かした事業についてということで、本市にはいろいろな観光資源があると思います。イベント、自然、食材、環境等、1年を通じ市外から観光客に来ていただくために、どのような資源を活用した事業を実施しているのか、お知らせいただきたいと思っております。

大きな4点目、都市計画地域の見直しについて。

(1) スケジュールの見直しについて、今年度のスケジュールをお知らせいただきたい。この質問は、私、議員になって1年目から毎年同じ質問をしています。毎年説明会を行いますという答弁がございます。ここ5年間の各地区の説明会の回数、参加人数をお知らせいただきたいと思っております。

(2) 目標の設定についてということで、2月に配布されました総合戦略の中で、目標年度が今年度28年度から31年への3年間先送りになっております。この理由はなぜか、なぜ3年なのか、お知らせいただきたいと思っております。

(3) 番、住民への説明について。

この説明については、この説明会、新たにかけるところの説明会も、もちろんやっていくんでしょうけれども、今現在、この地域内への説明、今年度、これ3年延ばすだけですから、税も7億5,000万円先送りするわけです。この都市計画、今地域内への説明会、こういったものも説明をするべきではないかな、またこの状況、また今後についてどう考えるか、お知らせいただきたい。

以上、質問を終わります。再質問は自席で行います。よろしくお願いいたします。

○副議長（島田和雄） 飯嶋正利議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（渡邊 満） それでは、私のほうからは、大きな1番の財政について、その

(1) 税収についてご回答申し上げます。

税収には、個人市民税、固定資産税及び法人市民税等がありますが、経済状況及び生産人口等に大きく左右されますので、将来の税収のピークを予測するのは難しいと考えております。ただ、近年では、市民税のうち大きな割合であります給与所得が伸びており、給与所得者数及び1人当たりの所得金額が伸びている状況にあります。

以上です。

○副議長（島田和雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 私からは、大きな1番、財政についてのうち、（2）と（3）、（4）についてお答えを申し上げます。

まず、（2）でございます。地方交付税についてという通告でございましたが、今ほどお聞きしました質問は、今後の予算についてどのような形かということで承りました。今後の予算につきましては、合併特例債ですとか、その有利な財源がなくなることが予想されますし、交付税も少なくなっていくことがご質問のとおり予想されますので、これまでも幾つか申し上げてきておりますけれども、行財政改革をしっかりと進めていくことが肝要かなと、このように考えております。

以上でございます。

次の（3）でございます。今後予定される大きな事業はということでございますが、大きな事業は、おおむね計画の中で予定どおりほぼ進行しておりまして、残されている事業としましては、まず新庁舎の建設があるのかなと思っております。それと、公共施設の総合管理計画が進んでいくことになれば、近い将来的には、再編の整備ですとか、長寿命化の事業なども行われてくるのかなと考えております。

次に、（4）の広報への税の表記についてでございます。1人当たりの税の表記につきましては、市税の状況を概観的に捉えていただくということで掲載をしたものでございます。ただ、議員ご指摘のとおり、この額の中には都市計画税も当然入っておりまして、都市計画税は旧旭地域のみ課税されているものでございます。したがって、6月1日号の広報あさひでは、注意書きとして記入したものでございますが、都市計画税については、課税地域が限られているということを注意書きとして、今後加えていくように考えたいと思っております。

私からは以上でございます。

○副議長（島田和雄） 庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） それでは、私のほうから、2、小・中学校のトイレについて回答いたします。

（1）のトイレの洋式化についてですけれども、洋式トイレの個数、割合はどうなっているのかというご質問だと思います。

学校における洋式トイレの個数、割合については、管理教室と特別教室と体育館、また外トイレ等を含めた数になります。それでは、小学校15校で洋式トイレは316個、その割合は

50.3%です。中学校5校で洋式トイレ161個、その割合は61.2%です。小・中合計で洋式トイレ477個で、その割合は53.5%となります。

以上です。

○副議長（島田和雄） 商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは、私のほうからは、3項目めの観光資源につきましてお答えいたします。

初めに、（1）の海岸を利用した今年度の事業についてお答えします。

今年度、海岸を利用しましたイベント等でございますが、矢指ヶ浦海岸では、7月23日にサマーフェスタ in 矢指ヶ浦、8月11日に矢指ヶ浦復興イベント、7月、8月の土日曜日に地引網が開催されます。また、飯岡海岸では、7月30日、31日に旭市いいおかYOU・遊フェスティバルが、9月には九十九里観光フェスタが開催されます。また、両海水浴場につきましては、7月9日から8月21日の44日間開設される予定でございます。

続きまして、（2）の観光資源を生かした事業についてお答えします。

旭市には、すばらしい自然や景色、新鮮な食材、また貴重な体験など、さまざまな魅力がございます。旭市に大勢の方に訪れていただくためには、その魅力を広く伝え、知っていただくことが重要だと考えております。現在、市外の方の興味を引くような旭市ならではの観光素材について、新たな素材の発掘や既存素材をよりよいものにするために、磨き上げを行っております。それらの素材について、マスコミなどを活用しまして情報発信して、旅行関連業者等に売り込みなどを行ったりし、来訪者の増加が図られるように取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（島田和雄） 都市整備課長。

○都市整備課長（川口裕司） それでは、4点目の都市計画の見直しについてお答えいたします。

初めに、1点目の見直しのスケジュールについて、今年度の予定ということですが。

今年度につきましては、昨年度、都市計画制度につきまして、広報あさひのほうに6回ほど掲載いたしました。それを受けまして、さらに都市計画制度の内容、それと、現在市のほうの都市計画がどのようになっているかと、その辺をパンフレットにまとめまして、それが準備できましたら、市内各地域で説明会のほうを開催してまいりたいと考えております。

それと、今年度は都市計画6条の都市計画に関する基礎調査、これを実施いたします。こ



の調査内容につきましては、都市計画の見直しに必要な部分となりますので、都市計画区域以外の旧3町の部分につきましても、必要なデータを得るように調査をまいります。

それと、説明会が行われているかどうかという部分になります。

都市計画の見直しに関する説明会といたしましては、過去5年間では実施しておりません。ただ、平成22年に都市計画マスタープラン、これの策定時に将来的な土地利用に関してということで、都市計画区域を広げるというような目標についてご説明しているところです。

それと、2番目の総合戦略における目標値の設定ということで、その理由ということです。

これにつきましては、最初にお答えした部分も関係しますけれども、都市計画についての説明会等が進んでいないという中で、28年から31年としたことにつきましては、そういったいろいろな説明会、いろいろ都市計画を変更する上で必要な作業、そういったものを事業に必要な期間を勘案いたしまして、31年度というふうにさせてもらったものです。

それと、3番目の旭地域の市民の方にも説明ということです。

これにつきましては、先ほど申し上げましたように、パンフレット等の準備ができましたら、市内全域で実施してまいりたいというふうに考えております。できるだけ丁寧に説明して、ご理解いただけるようにまいります。

また、説明してほしいというような要望、そういった方々がおりましたら、お声をかけていただければ対応したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（島田和雄） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） ご丁寧な答弁ありがとうございました。

それでは、再質問に入らせていただきます。

税収についてということで、確かに、この税収が伸びているのは現実でございます。よく決められない政権、民主党政権というのから自公政権に代わり、安倍首相のもと、アベノミクスという3本の矢といいますか、そういうものが発せられて、これで全て経済がうまくいくというわけではないですが、現状として、この税収が上がったということについて、これも地方にアベノミクスの効果があったと、これは言えるんでしょうか。お答えいただきたいと思っております。

○副議長（島田和雄） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（渡邊 満） アベノミクスの影響があったかどうかというのは、市町村でちょっと分からないと。ただ、先ほど申しましたように、給与所得者が増えている、また1人当た

りの所得金額が伸びているということで、少しではありますけれども、そのような状況であるというのが、その状況を申し上げるしか、私どもからはお答えできない状況であります。

○副議長（島田和雄） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） なかなか難しい話になるんでしょうけれども、人口は、この10年間で約4,000人減っております。しかし、1人当たりの税金、税収は、今年たしか10万5,000円伸びておると思うんですが、聞きますと、農業の税収は少しずつ減ってきておると、今、税務課長言うように、それでも税収が伸びているということは、かなり、この地域でも雇用の改善等が図られているというような状況にあるのではないかと思います、その辺の数字というのを、例えばはっきり出せるような、そういった資料というのはいないんでしょうか。

○副議長（島田和雄） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（渡邊 満） はっきり、その改善を数値で表せるかといいますと、先ほどから申しますように、給与所得者数ですけれども、平成24年から比べますと毎年増えていて、24年が2万3,035人、27年が2万3,509人ということで、470人ほど増えていると、そういう状況です。

また、所得も24年で271万7,000円から27年では273万3,000円というような数値でございます。

また、ちょっと税とは離れますけれども、国保のほうで被保険者数が大幅に減少している、要は社保化しているという表れも別の面では生じております。そこが徐々ではありますけれども、雇用の改善につながっているのではないかと考えております。

以上です。

○副議長（島田和雄） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） ありがとうございました。

それでは、次の項目に移りたいと思います。

私は、先ほど来、予算が大きいから悪い、小さいからよいというふうには思っておりません。予算の中で、たしか昨年、先ほどもお話ありました平成30年度には、財調のほうを取り崩すという話が、たしか前税務課長のほうよりあったと記憶しております。先ほど市長も申し上げましたが、私が思うに、この財調を取り崩す分というのは、交付税が削減される分ではないかなというふうに考えております。先ほど市長も言いましたように、27年度も24億円、積み越しがありますし、その前の26年も21億円と大きな黒字があります。その中で、単年度

3億5,000万円、交付税が減額されても、30年というのはかなり低い、随分厳しい見込みではある、市長も先ほど言いましたけれども、であれば、本当に、先ほど市長も改善、新しくと言いましたけれども、本当に財調を取り崩すというのは、どのくらいの時期になるのか、お示しできる範囲で結構なのでお願いいたします。

○副議長（島田和雄） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） お答え申し上げます。

今ははっきりと何年かというのを断言するのはご容赦いただければと思います。財政シミュレーション、また立てたいと思っておりますし、その中できちんと精査した中で、どういう形でこの後、財政運営を行っていくかということ、もう一度練り直したいと思っております。

以上でございます。

○副議長（島田和雄） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） なかなか答えが出なくて、大変申し訳ないです。

それでは、次の質問に入ります。

（3）今後の事業についてということで、事業の計画があるんですから、やはり予算のピークというのも当然ある程度予測ができると思うんですが、この旭市として予算のピークというのは、いつごろ迎えられるのか、お答えいただきたいと思います。

○副議長（島田和雄） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 予算のピークにつきましては、先ほど主な事業として、今後の予定申し上げました。庁舎の建設ですとか、先ほどちょっと申し上げませんでした、東総地区の広域で今進められておりますごみ処理の広域化の事業の負担金というのが、今後予定されるわけでございます。それらの支出の時期がピークになるのかなと考えております。はっきり年度としていつだということをなかなか申し上げにくいのですが、これまでの計画の中では、平成31年度前後になるのかなと思っております。

以上でございます。

○副議長（島田和雄） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） 今後、やっぱり人口のほうがますます減っていくと思うんです。その中で、予算の中でどうしても膨らんでしまう社会保障等の増額になる予算、また投資的予算と

いうのは減っていくのかなというふうに思うんですが、そんな中で、それ以外に減らせるとすればどういった予算、見直していくべきか、その辺のところ、お考えがあればお願いいたします。

○副議長（島田和雄） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 先ほども今後の予算編成について、行革ということをお答えしましたけれども、もう少し申し上げるとすれば、現在策定しております行政改革アクションプランですとか、第三次定員適正化計画、あるいは現在策定中の公共施設等総合管理計画がございます。これらに基づきまして、さらに行政組織のスリム化ですとか、事務事業の見直しを進める、人件費の削減も図る、あるいは箱物などの施設についても、量の適正化ですとか、施設の長寿命化、あるいは維持管理の抑制なども図っていく、そういったことを総合的に取り組むことで、財政の健全化を進めていかなければならないのかなと考えております。

以上でございます。

○副議長（島田和雄） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） これは、例えばですけれども、今後必要になれば、財調を取り崩しても予算が大きくなるということは考えられるのでしょうか。

○副議長（島田和雄） 飯嶋正利議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

（発言する人あり）

○7番（飯嶋正利） 必要とあれば、財調を取り崩してでも予算が今以上に大きくなるということは、現実としてあるのかと。

○副議長（島田和雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 財政調整基金につきましては、名前のごとく財政調整を行うものでございます。必要があれば、財政調整基金を活用しても予算を編成していくことになろうかと思っております。

以上でございます。

○副議長（島田和雄） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） それでは、（4）番に移りたいと思います。

先ほど単に人口で割ったという話がありました。たしか2億5,000万円くらいですから、人口、旧旭市4万円くらいなので、約6,000円強になるのかなと。やっぱり見た目に払っている人に見ればおかしいんじゃないかと、6,000円というのが誤差の範囲、10万5,000円

の税金の中で誤差の範囲であるのか。であれば、じゃ、10万5,000円なんて数字を上げる必要が本当にあるのか。表記の仕方、いろいろあると思うんです。その辺のところ、お聞かせいただきたいと思います。

○副議長（島田和雄） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 表記の仕方について、もう少し工夫をということですが、ここに表しました総額につきましては、そのページの左側にあります1人当たりに使われているお金、具体的には41万9,000円ということですが、これと比較するために1人当たり幾らというのを、全体として概略をつかんでもらうということを主眼として掲示しておりますので、この形で掲示することについては、ご理解を賜ればと思います。

ただ、飯嶋議員おっしゃっているとおり、税目によっては課税の対象者が違うということは確かに受け止めておりますし、先ほども申し上げましたとおり、6月1日号の広報あさひでは、都市計画税につきましては、注釈を加えるというようなことも行っておりますので、今後もどんな形で掲示していけばいいのかということについては、考えていければなと思っております。

以上でございます。

○副議長（島田和雄） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） その辺のところ、検討いただきたいなというふうに考えております。

それでは、大きな2番、トイレの洋式化についてということで、先ほどご答弁ございました。この洋式化、新しい学校はほとんどもう100%、多分洋式化になっていると思うんです。ただ学校によって、だいぶ差があるのではないかなと考えます。学校によって違う、さっき高橋議員もその学校によってという話があり、その辺のところ、今後の改造みたいなもののは検討しておられるんですか。お聞かせいただきたいと思います。

○副議長（島田和雄） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） 私のほうから、トイレの改造のことということで質問がありました。やっぱり改築の時には、学校のほうの要望もありますので、トイレの洋式化のほうは、だいぶ進めております。それで、それ以外の既存の校舎についても、学校等の要望により、洋式化が必要だということは学校のほうからいろいろお話があれば、うちでも検討させてもらいまして、洋式化のほうは進めております。

以上です。

○副議長（島田和雄） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） 今回、一中も大規模改修が行われております。その中で、このトイレのほうも、そういった工事が含まれておるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○副議長（島田和雄） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） 第一中学校の大規模改造に際してのトイレ改修についてですけれども、若干和式のトイレは残しますけれども、洋式トイレの変更を進めます。また、多目的トイレ、どなたでも利用できるようなトイレを新設いたします。

以上です。

○副議長（島田和雄） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） 現在、家庭では洋式トイレ、ウォシュレットというのもうほとんどスタンダードだと思います。中学生になれば、女の子もいろいろな面でデリケートな年齢になると思います。今回、試験的に一中に、例えば階ごとに二つでも三つでもウォシュレット、これ試験的につけていただくような、そういったお考えはありませんか。お聞かせいただきたいと思います。

○副議長（島田和雄） 飯嶋正利議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） 一中にウォシュレットのトイレをというようなご質問というか、提案でございますけれども、現在、他の小・中学校についても、一般的なトイレについては、ウォシュレット等の設備をちよつとしておりません。そういうような形でもありますので、現在のところはトイレの洋式化というような形でご理解のほうをいただきたいと思います。

以上です。

○副議長（島田和雄） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） もう4回目終わったんで、次の質問に入りたいと思います。

旭市の海岸は、遠浅で砂浜も広く、貴重な観光資源と思われれます。小さな子どもを連れて砂浜で遊ばれる家族の姿をよく見かけます。浅瀬では、ハマグリがとれるようですが、漁業権の問題で採取することはできません。先ほどの答弁でも多くの問い合わせがあるということなので、ある期間を指定して、潮干狩り等ができるような浅瀬がとれないか、お聞かせいただきたいと思います。

○副議長（島田和雄） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） 小さな子どもたちにとりましては、海岸は非常に楽しい遊び場だと考えております。また、その楽しい思い出は、大きくなっても記憶に刻まれているものと思います。

潮干狩りの件でございますが、千葉県沿岸には多くの場所に漁業権が設定されております。旭市の海岸についても設定されているため、ハマグリをとることは禁止されております。これにつきましては、関係機関である県や漁業協同組合のほうに話をしてみたいと思います。

以上でございます。

○副議長（島田和雄） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） 大変失礼しました。今のは（2）の質問でした。ごめんなさい。

では、最初（2）からやっちゃっていいですか。すみません。

○副議長（島田和雄） では、（1）の海岸利用の再質問をしてください。

○7番（飯嶋正利） 毎年、本市では2か所の海水浴に多くの観光客が訪れます。海水浴場は、毎年7月上旬に開設され、海岸を利用したイベント等夏期のシーズンです。しかし、春から初夏にかけて、海岸には市外から多くの方が訪れています。現在、担当課では、海岸を利用したイベントについて、どのように情報発信、PR活動をしているのか、どのような問い合わせがあるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○副議長（島田和雄） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） 情報発信とPR活動、またどのような問い合わせがということでございます。

春から夏にかけては、市内で多くのイベントが開催されております。市外から多くの方が訪れております。こうしたイベント等を広く知っていただくために、市の広報誌やホームページはもちろん首都圏120の駅にポスターの掲示や新聞やラジオ、観光情報誌などのマスメディアを活用した情報発信を行っております。

問い合わせの内容でございますが、イベントの開催場所や内容、交通機関や駐車場などについてのほか、イベント以外では旭市の特産品や食事関係、また潮干狩り、ハマグリについても多く寄せられております。

以上です。

○副議長（島田和雄） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） それでは、先ほどの（2）の再々質問ということで、聞くところによりますと、茨城県では、この期間と場所を指定して潮干狩りができると聞いております。そのような地域の状況を把握していただき、実施していただけるよう検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（島田和雄） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） 先ほども答弁しましたように、まず茨城県の状況を把握しまして、関係機関に話をしたいと思います。

以上でございます。

○副議長（島田和雄） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） ありがとうございます。よろしく願いいたします。

それでは、（4）都市計画地域の見直しについてということの質問に入らせていただきたいと思います。

先ほど、この5年間、説明会の予定はなかったという話がありました。なかったのか、やらなかったのかではだいぶ違うと思います。やらなかったのであれば、やらなかった理由、できなかつたのであればできなかつた理由というのがあると思うんですが、それについてお答えいただきたいと思います。

○副議長（島田和雄） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（川口裕司） 都市計画の見直しの説明会ができなかつたのか、やらなかつたのかということです。できなかつたというふうに考えております。その理由といたしましては、都市計画を広げる際に、やはり今度、建築基準法が関係してまいりますので、そういった面で市内全体の道路や家屋、そういったものの状況、そうした現状を知る必要があるということで、それがなかなかできなかつた。

それと、広げる上では、都市計画と農振計画、こちらのほうの整合性を図る上で調整をしていかなければならないと、その辺がなかなか進んでいなかつたということで、その辺については、今までも申し上げている部分になりますけれども、そういったふうに理解しております。

○副議長（島田和雄） 飯嶋正利議員。



○7番（飯嶋正利） 説明会、例えば説明会を行ったと、じゃ、何を持って住民に説明が完了したのかというような判断、その辺のところはどういうふうな形で判断するのか、お答えいただきたいと思います。

○副議長（島田和雄） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。  
都市整備課長。

○都市整備課長（川口裕司） なかなか難しい部分になると思いますけれども、基本的には各地区で説明会を開催いたしまして、いろんなご質問、あるいはご意見、そういったものをいただいた上で、計画のほうを進めていきたいというふうに思っております。現在ですと、そういった部分がございますので、そういったことでいろいろと説明会を行いまして、そういった議論といたしますか、そういったものは活発に行われると、そういったような状況になればというふうに考えております。

○副議長（島田和雄） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） （2）に移ります。

この平成28年度から31年度に変更になりました、この総合戦略の中で、これは3年先延ばすということで、ただ単に3年先延ばす、ただ、その間に7億5,000万円の税金が旭市民に賦課されます。やはり、28年、目標にうたっていたということは、私は、これは市民との約束ではないかなと考えております。こういったことを行政が一方的に変えるのであれば、じゃ、なぜこういったものが議決事項でないのかということもあると思うんです。その辺のところ。事務権トップであります総務課長、お答えいただければありがたいと思います。

○副議長（島田和雄） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。  
総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） ご指名ですので、はい、お答え申し上げます。

計画自体を先延ばした、これはきちんと市民に説明する、もしくはこれだけ重要なものであれば、議決事項にすべきではないかということだと思いますけれども、現実には、今時点、議決事項ではありませんので、議決はしていません。

ただ、議会の中でもご議論をいただいているように、現時点ではまだ都市計画を引く状況にはないということで、都市整備課長が回答しているものと思います。そういった中で、この今回作り直した総合戦略の中でも、引き延ばさざるを得なかったということだと思います。そのこのところを、なぜという形で聞かれますと非常にお答えづらいところもありますけれども、ただ、今現在、まだ都市計画を引ける段階にない。どうしてもその場合には引き伸ばさ

ざるを得ないということであり、それはそれぞれ担当課の中での議論もあったと思いますので、その辺はご理解いただければと思います。

○副議長（島田和雄） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） 私は、この3年延ばすのであれば、旧旭市にかかっている7億5,000万円、この税の執行を止めるべきだと思っています。今のこの行政、政治がどこを見て行われているのか、市民に向けて真剣に考えているのか。例えば、一度止めてしまった税はとれない、そのような役所の内部の考える中で行われているというのがあれば、やはりそれは違うんじゃないかなというふうに考えております。その辺のところを含めて、もう一度答弁いただきたいと思います。

○副議長（島田和雄） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。  
総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） まず、都市計画税ですけれども、都市計画区域に課税するという形になります。これは、恣意的にできる話ではありません。条例の中できちんと定めてとっていくということになります。これをとらなくするというのであれば、条例改正をせざるを得ないということになります。そこのところの議論までまだ至っていないということだと思います。

それと、何回か前の議会でも財政課長が答弁したと思うんですけれども、まだ都市計画にかかる都市計画税を充当している事業、これは例えば下水道であったり、その起債の残高に対する償還であったりと、そういうものがまだありますよということであれば、そういったところにかけること自体は違法ではありませんので、そこのところは法的にかけているのだろうと、そのように思います。ですから、そこのところをかけないようにすべきという、当然議論もあるし、市民とすれば、当然税は安いほうがいい、それはそのとおりだと思います。ただ、全てがそうなるわけではないということで、その辺は行政も非常に苦しい中でいろんな形で検討しながら、そのように定められているということで、ご理解いただければと思います。

○副議長（島田和雄） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） それでは、例えば今まで、私、6年間ずっと質問してきました。全く6年間進んでいないものが、3年延ばすことによってできるという理由、3年で、見直しは3年です。30年じゃないですよ。3年ですよ。今までできなかったことが3年で何でできるのか。その3年で、じゃ、次できなかったら、また5年延ばせばいいのか、5年でできな

ったら10年延ばせばいいのか、その辺のところ、どういうふうにお考えでしょうか。

○副議長（島田和雄） 飯嶋正利議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（川口裕司） 大変厳しいご質問いただきました。実際、その3年延ばすというのは、先ほども申し上げましたように、今年、そういったいろいろ説明等を行って、順調にいけばという前提での作業工程での見積りといいますか予定ということで、これ実際、話が始まって、いろいろどういった話になっているかといった部分にかかってくるので、3年で絶対にできるかと言われるとちょっと困ってしまう部分もありますけれども、できるだけ順調に円滑に進むように心がけてやっていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（島田和雄） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） 4回終わってしまったんで、次の質問に入りたいと思います。

住民への説明ということで、今、旧旭市の今かかっている地域への用途変更、こういったものもこの変更に入るのか。例えば、今旭は農地除いた全域にかかっています。これをみな新たに見直すということになれば、当然、3町全域だということ、整合性とすればなります。この旧旭市の見直しについては全くしないのでしょうか。お聞かせいただきたいと思います。

○副議長（島田和雄） 飯嶋正利議員の再質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（川口裕司） 旧旭市、旭地区の都市計画の見直しということのご質問です。

基本的に広げていくということですので、都市計画区域としては拡大させる方向で見ていくということです。しかしながら、旧旭市の区域につきましても、土地利用、そういった状況を考察して、用途地域の区域、また都市計画決定から長年未整備となっている街路、公園、そういった都市施設については、良好なまちづくりの観点から見直しも必要であるというふうに考えておりますので、旭地区も含めまして見直しを考えております。

○副議長（島田和雄） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） 地域内を見直しも考えておることなんで、その辺のところも、今後、説明会のスケジュール等、入れていただければありがたいというふうに考えております。

この説明会、今後やっておくんでしょうけれども、今現在、この旭市の中では旧旭市だけということになると、説明会、これ順次行われると思うんですが、例えば変な話じゃないですけど、例えば干潟町は終わりました。じゃ、干潟町は今年度からですと、海上町は来

年度終わりました、海上町は今年度からですと、そういった形での課税を、例えば税をかけるのであればしていくのか、3町そろりまでやらないのであれば、なかなか今一部にかけているということのつじつまが合わないと思うんですが、その辺のところ、地区が終わった時点でそういうのを見直していくんでしょうか。お願いいたします。

○副議長（島田和雄） 飯嶋正利議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（川口裕司） 区域の見直しを旧町単位でしていくのかということでございますけれども、基本的には全域に説明をいたしまして、それで全体でもって考えていくということです。

都市計画決定をする上では、この部分については県の都市計画審議会のほうの諮問というふうになりますので、そういった上からも、市内全域で一つのまとまりのある都市計画として変更する必要があるというふうに考えております。

○副議長（島田和雄） 飯嶋正利議員。

○7番（飯嶋正利） 課長に本当に厳しい質問になってしまい、私もできればこんな話はしたくないと思っております。でも、じゃ、誰がするんだという話になれば、どうしてもしなくちゃいけないのではないかなというふうに思っております。

最後に、この問題について素早い解決をお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（島田和雄） 飯嶋正利議員の一般質問を終わります。

以上で、本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

---

○副議長（島田和雄） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は明日定刻より開会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時26分

## 平成28年旭市議会第2回定例会会議録

### 議事日程（第5号）

平成28年6月16日（木曜日）午前10時開議

#### 第1 一般質問

---

#### 本日の会議に付した事件

##### 日程第1 一般質問

---

#### 出席議員（22名）

1番	林 晴 道	2番	高 橋 秀 典
3番	米 本 弥一郎	4番	有 田 惠 子
5番	宮 内 保	6番	磯 本 繁
7番	飯 嶋 正 利	8番	宮 澤 芳 雄
9番	太 田 將 範	10番	伊 藤 保
11番	島 田 和 雄	12番	平 野 忠 作
13番	伊 藤 房 代	14番	林 七 巳
15番	向 後 悦 世	16番	景 山 岩三郎
17番	滑 川 公 英	18番	木 内 欽 市
19番	佐久間 茂 樹	20番	林 俊 介
21番	高 橋 利 彦	22番	林 正一郎

---

#### 欠席議員（なし）

---

#### 説明のため出席した者

市 長	明 智 忠 直	副 市 長	加 瀬 寿 一
教 育 長	彗 田 哲 雄	秘書広報課長	飯 島 茂
行 政 改 革 推 進 課 長	浪 川 昭	総 務 課 長	加 瀬 正 彦

企画政策課長	横山 秀喜	財政課長	伊藤 憲治
税務課長	渡邊 満	市民生活課長	大木 廣巳
環境課長	井上 保巳	保険年金課長	高木 松夫
健康管理課長	浪川 勝子	社会福祉課長	岩井 正和
子育て支援課長	大矢 淳	高齢者福祉課長	宮内 隆
商工観光課長	向後 嘉弘	農水産課長	宮負 賢治
建設課長	加瀬 喜弘	都市整備課長	川口 裕司
下水道課長	高野 和彦	会計管理者	島田 知子
消防長	品村 順一	水道課長	加瀬 宏之
庶務課長	角田 和夫	学校教育課長	石見 孝男
生涯学習課長	高木 昭治	体育振興課長	加瀬 英志
監査委員局長	高安 一範	農業委員会事務局長	相澤 薫

---

**事務局職員出席者**

事務局長	阿曾 博通	事務局次長	花澤 義広
------	-------	-------	-------

---

開議 午前10時 0分

○議長（平野忠作） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

---

◎日程第1 一般質問

○議長（平野忠作） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

---

◇ 有 田 恵 子

○議長（平野忠作） 通告順により、有田恵子議員、ご登壇願います。

（4番 有田恵子 登壇）

○4番（有田恵子） 議員ナンバー4番、有田恵子でございます。

今回の一般質問事項は、三つでございます。

一つ目、飯岡海岸、竜王岬の前にある市の所有地の上に建てられている民宿の看板についてでございます。平成17年12月から通報により発覚した平成28年4月まで、約10年間、市に無断で立てられた看板があります。撤去されることなくいまだにそのまま立っております。この件に関して質問いたします。

ほとんどの質問は財政課に係ると思います。建設課ではないと思いますので、よろしくお願いたします。

まず、四つの質問の一つ、市は10年もの間、不法占拠されたわけですから、発覚されるや否や、その看板は撤去するべきであると考えますが、なぜそのままにしているのでしょうか。

二つ目、その看板の真横に建っている家人が、看板の主から又貸しを頼まれたということでもあります。市の所有する財産の貸付契約の中にある転貸し、つまり又貸しについて詳しく

規定を教えてください。

三つ目、同じその土地の上には、海津見神社関係の鳥居と座頭市の住居跡の碑も建てられています。それらと市との土地貸付契約は存在しているかどうか追加でお伺いします。

四つ目、市の土地の上に民間の看板設置は、申し込めば簡単にできるものかどうかお伺いいたします。もしできるとするならば、期間と貸付料及び貸付料の算定基準もお伺いいたします。

これら四つが大きな項目のことでございます。

次に、質問事項二つ目に移ります。

旭市観光物産協会について質問いたします。合併後10年を経てやっと旭市観光協会と飯岡観光協会は解体し、旭市観光協会に生まれ変わったということでございます。

そこで、質問です。一つ目。質問は三つございます。旭市観光物産協会は任意団体という位置づけということらしいですが、市の外郭団体のように思います。実際はどうかお伺いいたします。

二つ目、この物産協会には27年度の予算、市から補助金約1,500万円が投入されております。この額は物産協会の年間予算の97%に当たります。個人会員24名、法人会員31名、合計51人。会費としてわずか51人分の会費、つまりわずか25万円しか徴収されておられません。単なる任意団体に対して、1,500万円もの税金を市が補助しているわけであります。協会の規約では、観光物産関係者の意識の向上を目指すことによる地域経済の発展が物産協会の目的となっております。この人数、この負担金の少なさを見るだけで、とても地域経済の発展と意識の向上を目指しているとは思えません。市はこの人数・負担金を調べもせず、なぜ大盤振る舞いの補助金をしたのでしょうか。これが質問です。

三つ目、市長は、株式会社道の駅の社長も兼務されております。ついでにこの物産協会の会長もなさっておられます。せつかくでするのでお伺いいたします。官の分野である公共財と民の分野である市場経済について……

○議長（平野忠作） 有田恵子議員。道の駅のことは通告にございませんので、控えてください。

○4番（有田恵子） はい。道の駅、じゃ、消してくださって結構です。ついでということをお前置きしておりますので。ついでということで、それについて聞いているわけではございません。

ちよっと前へ戻って、官の分野である公共財と民の分野である市場経済について市長のお



持ちになっているふだんの見解、考え方をお聞かせいただきたいと思います。

最後に、大きな質問の三つ目へまいります。飯岡中学新校舎外構工事変更契約についてでございます。この件については、一般質問は3回目でございます。一般質問は、内容は議事録としてきちんと残ります。この議事録を待つて3回目に挑戦している次第でございます。ドキュメントは最も有効な証拠となります。担当課長に再度確認をとっていきたいと考えております。質問は五つでございます。メモをとっていただいたら結構かと思えます。

まず一つ目、工事開始から1年以上も議案を議会に提出しなかったのはなぜですか。

二つ目、外構工事変更契約を千葉県土木工事ガイドラインに従わず、ウェルポイント工事を重要な工事とせず、軽微な工事とした理由を伺います。

三つ目、工事変更において、工事の費用がウェルポイント代702万円、電気代150万円、計852万円が、この費用が確定し、かつ工事も完了し、その4か月後に過大な見積もり2,700万円の予算を議会において議案第16号として議会に要求した理由を伺います。

四つ目、湧水、湧き水は建築が始まる以前から確認されていたにもかかわらず、議会での議員に対する説明では、湧水がさも工事の途中で発注したといったような理由で説明をされました。その理由を伺います。

五つ目、妥当な請求額。先ほども申し上げましたように、電気代とウェルポイント、そして共益費とか手間賃とかをかけた3割ほど、上乘せしてかけても1,100万円でございます。それを超える2,700万円、つまり1,600万円が過大請求ということで、議会に提出されました。建設会社に返還請求すべきではありませんか。

以上、第1回目の質問を終わります。2回目からは自席でやらさせていただきます。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 私からは大きな1番の項目、竜王岬前の市の所有地につきましてご回答申し上げます。質問項目四つございましたが、ちょっとまとめた形でのご答弁になる部分もございます。

まずは、その看板、なぜそのままになっているのかということでございますけれども、少しお話をしたいと思えます。この看板の設置者につきましては、この場所が市有地との認識がなかったということでございました。市有地を借りている人の土地と勘違いをしまして、借り受け人に承諾を得て看板を設置したということでございましたが、この場所が市有地であることを市から説明いたしまして、嚴重の注意を行いました。看板の設置者につきまして

は、その後、市の説明によりまして市有地であることを認識いただき、改めて設置者から市有地を貸してほしいという申請がございました。その申請に基づきまして、市としては、既にこの場所が宅地として貸し付けている土地である、その一部であるということ、行政財産として利用する可能性は今後も低く、売却も困難であるということから、普通財産の貸付契約を締結しております。それと、又貸しというような質問もございましたけれども、既に市有地の借り受け者につきましては、その認識が少し薄かったということは確かにございます。市有地につきましては、貸付契約の中で又貸しということを禁じているわけですが、その部分についての認識が足りなかったということでございました。

三つ目の項目の海津見神社の鳥居が建っている、市さん会の看板が立っているという件でございますが、これにつきましては海津見神社の鳥居につきましては、歴史的な経緯がございまして、過去、明治45年に地域の所有だったものが旧飯岡町に寄贈されております。それで現在の旭市の所有物になっているという経緯がございまして、実質はその地域の土地だったというような認識もございまして、そこに鳥居を建てているという実態がございまして、賃貸契約は締結はしておりません。ただ、その後、地域とは話をしまして、そのまま貸し付けているという承諾はしております。市さん会の看板も立っているということがございましたけれども、それも地域からお話をいただきまして、地域の振興のためにも役立っているということですので、使用の届けは受理しましたけれども、そのまま契約書という形ではなくて設置を継続しているところでございます。

4番目の、仮に看板を設置できるのかと、できるとすればどうなのかというご質問でございまして、まず貸し付けということに限って申し上げますとすれば、一般的には普通財産の貸付申請書というものを提出していただくこととなりますが、その出している中で、審査をするに当たりましては、ここの土地に限らず、普通財産貸付事務取扱要綱に定めるところに該当するかどうかということで判断していくこととなります。仮に貸し付けできるということになりましたらば、貸付料等を頂戴するわけですが、貸付料につきましては、使用料及び手数料条例にのっとって納めていただくと、このようになります。

財政課からは以上でございます。

○議長（平野忠作） 商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは、私のほうからは2項目めの観光物産協会について三つほどご回答申し上げます。

初めに、任意団体かどうかということでございます。これにつきましては、旭市観光物産

協会につきましては、昨年の5月28日、市内全域の観光団体や物産関係者によるオール旭市で観光産業に取り組むために組織されました法人格を持たない任意団体と思っております。

続きまして、補助金についてでございます。昨年度、物産協会ができました。その中で議員おっしゃるように、金額が大きかったということでございますが、これにつきましては、パンフレットの作成、またホームページの作成等がございまして、去年は多くなっております。今年の補助金につきましては、全部で1,040万9,000円でございます。内訳でございますが、人件費として588万円ほど、また事務費として115万円ほど、また支部及び構成団体の補助金として337万8,000円となっております。会員が少ないんじゃないかということでございますが、これにつきましては、昨年できた団体でございますので、物産協会のほうとしましては、会員の加入促進に努めているような状況でございます。また、会費につきましては、物産協会内部で検討する事項と考えております。それと、物産協会の会長でございますが、これにつきましては、昨年度総会におきまして会員の中から選ばれてございますので、その中で、季楽里あさひの社長でございます社長が会長ということでございます。

以上です。

○議長（平野忠作） 庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） それでは、私のほうから三つ目の飯岡中学校校舎外構工事の変更契約についてのご質問について回答いたします。

初めに、工事が始まってから1年以上提出しなかった理由ということでございますけれども、千葉県作成の土木工事請負契約に係る設計変更等ガイドラインの中で、「設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。」となっておりますが、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末にもって足りることとされております。また、発注者、受注者との対等な関係の構築及び公正・透明な取引の実現のために、発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインを国土交通省が作成しております。その中で、追加工事等の内容が直ちに確定できない場合の対応の記述がありまして、追加工事の全体数量等の内容がその着工前の時点では確定できない等の理由により、追加工事等の依頼に際して、その都度契約を締結することが不合理な場合は、追加工事等の内容が確定した時点で遅滞なく行うことが必要であるとされております。この工事の状況についても、そういうふうな考えでおります。

二つ目で、変更契約を軽微なものとした理由ということでございます。これについては、ウェルポイント工事を軽微な工事とした理由ですが、県土木工事請負契約に係る設計変更等

ガイドラインにおいて、「構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの」「請負代金額の20%を超えるもの」以外のものを軽微としています。したがって、これらに掲げるものに当たらないと考えましたので、軽微といたしました。

2,700万円の予算とした理由ということで、過大な見積もりというような形のご指摘だと思いますけれども、今回の工事の設計につきましては、県の積算基準を基に積算しております。この積算基準の中には、請負工事の設計変更の際は、金額は全て官積算額とすると示されております。これに従って設計変更を行いました。この官積算額とは、官公庁が積算基準に基づいて積算したものとなります。

湧水は当初から確認されていたにもかかわらず、議会の説明において、湧水が工事の途中で発生したと言った理由ということですが、これにつきましては、外構工事につきましては、その着工日は平成26年6月20日です。その後、平成26年8月21日にグラウンドの試掘、試し掘りを行いまして、地下水位を調査し、湧水を確認しました。ということで、工事の途中からという、始まってから確認をしたということになります。

1,600万円が過大じゃないかということでございますけれども、先ほどちょっと説明させてもらったとおり、この設計変更については、県の積算基準に基づいて設計しておりますので、過大でないものと考えております。

以上です。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） まずは、財政課の方の返答について再度質問いたします。

看板の主は、その土地が市の所有であることを知らなかった。知らなかったじゃないですよ。看板の主の会社の大番頭は、元借地人で、重々知っていたということです。それで、看板の主は住宅関連業者で、謄本をとるのは専門というか、得意の分野であります。謄本の取り寄せをしなくたって、その前にもう既に何年も前からこの土地が市の土地であることを認識していたということを、その借地人の今の借地人から聞いております。お確かめください。

次、この看板の設置の2.97平米。これは、こういう土地は使えない、売却してもどうしようもない、何もできない、貸し付け以外にないというようなことをおっしゃった。とんでもない話です。下永井796番1番地は、旭市の観光地、漁港と刑部岬への遊歩道に向かう出発点、飯岡観光の一丁目一番地です。海を右手に刑部岬へ向かう30号線沿いの沿線には、20軒のホテル、民宿、船宿、レストラン等々ございます。市が売却をすれば、殺到します。貸し付けをしたい人は山ほどいます。貸し付けを希望したい人……

○議長（平野忠作） 有田議員。この（１）のあれで、敷地の貸与の基準についてでお願いします。

○４番（有田恵子） はい。すなわちおっしゃることは間違っております。  
次。

○議長（平野忠作） 一問一問いきましょう。答弁させますので。

○４番（有田恵子） はい。一つ一つ行きます。

○議長（平野忠作） 一答一問ですので、（１）からこう、やっていきましょう。

○４番（有田恵子） （１）から。ちょっと時間が、すみません。

民間の敷地への貸与基準ですかね、ここから。

○議長（平野忠作） はい。

○４番（有田恵子） 間髪を入れずに不法占拠をしている業者に対して、貸し付けをされた根拠。先ほどの、今説明しましたように、知っていたわけですから、まずはやることは、撤去をするべきではなかったでしょうか。

○議長（平野忠作） じゃ、これで有田議員、切りましょう。

有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 不法占拠を知っていたのではないかと、撤去すべきではないかというところでございますが、私ども借り受け人、あるいは看板の設置者と話をした中では、そこは分からなかったというふうに聞いております。

撤去すべきかということでございますが、それもあることではなくて、撤去すべきかということですが、既に市有地の中に実際にもう立っていたものでございましたので、現実的な対応としまして、後追いにはなりましたけれども、改めて契約を締結するという形をとりました。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員。

○４番（有田恵子） これが３回目になるんですね。

○議長（平野忠作） そうです。再々質問になります。

○４番（有田恵子） この確認をとるということをなぜなさらないんですか。借地人に聞けばすぐ分かりますよ。全部教えてくれました。ちゃんと聞いておられますか。市の土地であるということの説明もしているそうです。最初から、もうずっと前から。その確認はとられま

したか。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 確認はしました。市の土地の借り受け人、あるいは看板の設置者と確認をしましたが、そこは市の土地だという認識が欠落していたということでございました。以上です。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 法務局へ行けば20分、30分で、市の土地であることを書いてある謄本をいただけます。先ほど申し上げたように、職員までがその借地人の一人なんですよ。その方と組んでやった契約らしいです、無理やりの。又貸しということをお願いしてやったということなんですけれども、そのことは看板を設置した業者は言うておられませんでしたか。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 又貸しということについては、特にこちらでは聞いておりません。はい、以上です。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員、この（2）の鳥居の設置。

○4番（有田恵子） 二つ目でいいですか。

○議長（平野忠作） （2）に行きます。

○4番（有田恵子） 鳥居の設置について行きますね。

これは、六町会が草刈りとかいろいろやっておりますので、誰が私利私欲でというのは全くございませんから。座頭市の問題もちょっと変な感じはしますけれども、別にそれでもうけるとかいうような話はございません。これは問題、お聞きしただけでございます。これはこれで終わります、2回目の。

○議長（平野忠作） いいですか。次の（3）に行きますか。

有田恵子議員。

○4番（有田恵子） それでは、民間への看板設置基準、具体的に教えてください。例えば1平米幾ら。例えばこの看板、2.97平米の敷地を使っておられますが、具体的にこの1平米幾らで、2.97であるならば年間幾らになるのか。ここで質問なんですけれども、これ、5年契約になっておりますよね。ちょっと書類は私もいただいていますけれども。なぜ5年なんですか、不法占拠した後で。これを教えてください。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 金額でございますが、その前に、2.97平米というふうにおっしゃいましたが、それは土地の面積ではなくて看板の面積でございます。看板の設置につきましては、看板の面積に基づきまして金額を計算いたしております。

金額につきましては、表示の面積1平米1年当たり3,420円でございます。

それと、5年契約ということがございましたが、貸し付けの中で、住宅を建てるということになれば長い年数をお貸しするということとなりますが、そのほかのものにつきましては5年という形で規定を定めているものでございます。

以上です。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 近隣のそういう看板とか駐車場とか、いろいろあるんですけども、調べてみますとだいたい1年とか2年が契約期間だということなんですけれども、市に関しては、これ5年。この看板とかいうのは5年ということに決まっているんですか。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 看板ということで特定したものではなくて、建物ですとかそういった長期的に使うもの以外で貸す場合には、全体的に5年という形で定めているものでございます。

以上です。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 次に、旭市観光物産協会について。一つ目の、単なる任意団体ということでありましてけれども、この団体、任意団体ですから、観光課の方に聞くこと自体がちょっと変かなとは思いますがけれども、発足当初の規約をこしらえたのも観光課の関係者だったということでお聞きいたします。

会員のことでありますが、第5条でしたか、書かれてある中で、法人、個人、団体、この三つが会員名簿の中でごちゃごちゃとなっていて、法人が個人に行ったり、間違っただけで個人が法人に行ったり、何が何だか分からないような会員名簿になっているんですけども、これもあまり聞いても仕方がないかなと思いますがけれども、知っておられること、なぜこういうふうな、個人と会員が認識が全くなくて、下部組織までが法人になっているというようなこと、何か

知っておられますか。なぜこう、変なことになってしまって、会員数が物すごく少ないということに結果的になっている理由、教えてください。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） 会員数の問題でございますが、先ほど言いましたように、今年の5月28日に組織ができましたものですから、今物産協会のほうで加入促進に努めているような状況で、このような状況でございます。

議員おっしゃるように、名簿につきまして、団体につきましては一般的に法人、よく株式会社何々と、または何々協議会、団体という形になりまして、それが団体になっています。議員がこの間の、先日の物産協会の総会に見えられまして、名簿のことでございますが、例えば個人名簿の中で、極端な話、本来であれば個人名義、名前を書くわけですけれども、その中で屋号等がございますよね、何とか商店とかいう、そういうのがちょっと見づらいような形になって、疑問を抱かれたと思います。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） これで3回目になるんですか。

○議長（平野忠作） これで3回目、まだ大丈夫ですよ。もう2回ありますよ。

○4番（有田恵子） もう2回。

ちょっと余計なことですけれども、法人と個人、法人とは何かとかいうことを分かっておられて話をされていますか。分かっていますか。ちょっと説明してください。法人と個人の差。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長、分かりやすくお願いします。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは、法人と個人の差でございますが、先ほども言いましたように、法人、物産協会の会員の規定の中で、法人につきましては株式会社とか、一般的には団体が法人扱いにしています。個人につきましては、個人名義ということでございます。

以上です。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 多分そうおっしゃるだろうなと思って、別に上からものを言っているわけではないんですけれども、ちょっと聞いておってくださいよ。法人と個人の差は登記をし



ているか、していないかです。それで、おっしゃったように、団体も法人扱いしている。団体は法人じゃないですよ。下部組織というんですよ。例えば釣り協会、釣り愛好会、何とか愛好会。もういっぱい愛好会が来ていますよね。その愛好会というのは50も60もの人を抱えている。それが会費が5,000円で済んでいると。

それで、もう一つ言いますよ。株式会社である、あるAという会社があって、その人は名前を、大会社です、その人は自分の個人の名前で個人のほうに行っています。2,000円の会費。私はもう正直な人間ですから、株式会社ですから、法人のほうへ行きました。だけれども、見てみたら、大会社の方が個人のほうに行っている。2,000円と5,000円、会費が違うんです。それで圧倒的に個人のほうに流れている。法人であるのに、個人の名前で行っている、というようなことで、会費が物すごく少なくなっているんですよ。本当は物すごい数がいるにもかかわらず。そういうことを言いたいんです。だから会費が集まらない。こういうシステムを誰が考えたんですかということをお聞きします。会員の名簿をわざとぐちゃぐちゃにしているという理由です。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） 議員、名簿のほうをご覧になってそのような質問をしたと思いますが、私のほうから言わせてもらいますと、団体がございます。何々協議会とか、そういう団体がございます。そのような場合には、2口入っていることとなります。団体と個人で入っております。例えば、団体という、その協議会とか団体とかという名目で法人に入っていて、その中の役員さんが個人会員になっているような状況でございます。

以上です。

○議長（平野忠作） もうこの項目は終わりです。次の補助金についてです。

有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 補助金について。補助金が、先ほど申し上げたように、27年度は1,460万円かな、集まった金額はもう25万円とか30万円とかいう、限りなくもう小遣いのような金額を会員から徴収して、ほとんどが税金ということで、これはもう全く納税者をばかにしたような話だと思います。本気で物産協会が発展したいと思うならば、本来の会費を募って、きちんと法人なら法人という意識を持って法人に入ってください。個人なら個人でもいいですけれども。そういう形でもってやっていただきたい。資金、財源がしっかりしていないのでは、やはり発展にはつながらない。やっぱりインセンティブの問題です。きちんとして

いただきたいと思います。こんなのどこの世界でもそうですよ。100人ぐらいの会員を用意しているサークルが入っていて、そして5,000円。こんなのうほとんどゼロじゃないですか。こういうのは協会としては成り立たないと思いますよ。そういうことで、言いたいことはそれだけです。もう答えはいりません。考えていただきたいと思います。

これはここで終わります。

○議長（平野忠作） では、次の飯岡中学校に進んでください。

有田恵子議員。

○4番（有田恵子） これは1個ずつ、先ほどの五つ質問した中からの答えに対して申し上げますけれども、外構工事の、まず土木ガイドラインなんですけれども。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員。できれば、（1）から進めていっていただきたい。

○4番（有田恵子） （1）、はい。

○議長（平野忠作） もとに戻れませんので、例えば2番、3番へ行ったら。

○4番（有田恵子） ええ。もとに戻って1、2、3で。

○議長（平野忠作） 1、2、3で、ですから、通告で出してある順でやってください。（1）から。

○4番（有田恵子） 五つやっていいですか。

○議長（平野忠作） いや、3ですよ、来ているのは。

○4番（有田恵子） 3、だから3の（1）。

○議長（平野忠作） そうです。それから進めてください。

○4番（有田恵子） 分かりやすく3の（1）、（2）、（3）に対してということで、分かりやすくしますね。

○議長（平野忠作） そうです。

○4番（有田恵子） ちょっと時間がないもので。

ウェルポイント工事を重要な工事としない、軽微とした、この工事の設計者は日野建築設計事務所。ウェルポイントの業者はヴェーセル。この2社は、ともにウェルポイント工事は重要と位置づけております。課長は、当時は1年目の庶務課長。知識においてはこの2社には劣るような気がいたします。なぜ軽微と断言できたんですか。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） なぜ軽微かということですが、この問題になっています水替

工については、地下貯留槽等の埋設物を設置するための附帯工事であります。ガイドラインでいう重要に当たらないと考えております。結果的に、仕上がった、できたものは当時の設計どおりのもので、それに付随する工事というのを考えて、軽微といたしました。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 今申し上げましたように、専門家は重要だと言っているんですが、この工事をしなければ前に進まない、工事が全然できないということで重要なんですよ。それと、広範囲の水抜き工事、これは軽微とは決して言えないということを2社が言っているんです。それを覆して、なぜあなただけが、申し訳ない、言い方が悪いですが、素人がなぜそういう決断を勝手にできたんですか。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） また軽微ということですが、でき上がった構造だとか、そういう位置だとか、そういうものは当初の設計どおりでありますので、軽微といたしました。先ほど金額も20%以下ということで、それが上限です。大きな工事、小さな工事というのは、結構金額がウエートを占めるとは思いますけれども、その面についてもこれはクリアしております。

以上です。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 国交省、千葉県ガイドライン、どちらを見ましても、値段の多少にかかわらず、ここ大事なところですよ、聞いてくださいね。重要なものは議案に出すべき、議会に提出すべきということです。その都度すべきだということになっております。付随工事じゃないですよ、付随。これがなければ前に進まない。

（発言する人あり）

○4番（有田恵子） えっ、附帯工事。附帯工事ではないですよ。なぜそういう自分勝手な解釈を相談せずに一級建築士に、日野さん。ちゃんといるんですよ。なぜご自分だけでやったんです、素人考えで。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） 工事を進めるに当たりましては、工事監理をお願いしています設計事務所に、随時というか、協議して進めております。

以上です。

○議長（平野忠作） もうこの項目は終わりです。

有田恵子議員。（2）ですね。

○4番（有田恵子） 次、（2）のところへまいります。

工事の費用が確定した後でも、過大見積もりをしたと。

まずちょっとお聞きします。見積もりとは何かということですよ、見積もり。この工事は、水が、湧水が出た。湧水が発覚したという時点で、もうすぐに見積もりをヴェーセルに立てさせて、ヴェーセルがすぐに着工しているんですよ、8月。6月に発覚して。終わっているんです、その後。それで、確定してしまっているんですよ。それで、ほとんど8割ぐらい支払っているんですよ。そんなことをして、工事が終わった後で4か月後に、ああ、今湧水がありましたと言わんごとくに議会に説明したということで、議会の議員なんかは、もうその時には、ああ、不測の事態が生じたかなというふうな解釈をいたしました。

見積もり、工事が終わって、支払いがほとんど終わって、それで見積もりをとるんですか。見積もりとは何ですか。ちょっとお聞きしたい。確認をとりたいと思います。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） 私どもは、この工事については変更契約ですので、途中で業者に見積もりということではなくて、設計基準に基づいて、設計変更をした金額を行っておりますので、この多分見積もりというのは、元請け業者が下請け業者に工事を依頼する時の金額のことを見積もりと言ったと思います。

以上です。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） もう一つ質問しますね。

これは、最初の入札契約じゃないですよ。追加工事申請ですよ、変更契約とか。この変更契約でも、何で見積もりの、終わってしまって、確定して、ほとんど支払って、なぜ見積もりが。あなたの家を建てて、建ててしまってから見積もりとりますか。とらないでしょう。同じことですよ。何が言いたいかといいますと、なぜ建設業者に有利に有利にして、実費精算できたはずですよ、これ。入札じゃないですよ。なぜそれをしなかったのですかということ、担当課長としてお伺いします。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） 先ほどの最初の回答でちょっとさせていただきましたけれども、設計変更につきましては官積算で行うというような形での取り決めというか、ありますので、それに基づいて行いました。

以上です。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 基本的にずれていますよ、課長。その都度その都度、重要なものは議会に提出して、議決を求めなければいけないんですよ。そここのところの認識が全くないんです。だから前回でも申し上げましたでしょう。あなたは私の前ではっきり言いましたよね。議案は何でも通るんだと。そういう意識があるものですから、そこに座っておられる方、議会事務局長、前、隣におられましたよね。証人もいますよ。そここのところが認識がないんですよ。だから何でもかんでもいい加減に説明していたら、それで皆通してくれるだろうということで、こういうふうになったというのが結論なんですよ、そもそもが。

何回も申し上げますが、金額の多少じゃないんです。重要なものは重要なんですよ。工期の最後に精算して、ああ、1割や2割まで持って行って、それでもらったらいいじゃないか、じゃないんですよ、これは。入札のような話じゃないんですよ。こここのところ、何で何回も説明して分かりませんか。

（発言する人あり）

○4番（有田恵子） これを説明、今ちょっと声が聞こえる、できる方がおられたらやってくださいませんか。

○議長（平野忠作） いや、庶務課長にさせます。

○4番（有田恵子） じゃ、お願いします。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） 先ほどもお答えしましたけれども、変更契約の変更の工事が発生した時点で、全体的な数量等が、確認がつかめないときには、それはまとまった後でもよいというような形の記述もありますので、そういうような形でさせていただきました。

以上です。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） これが最後ね。

○議長（平野忠作） この項目は終わりです。

○4番（有田恵子） これで終わりね。

○議長（平野忠作） （3）の湧水は当初からの確認ということになります。

○4番（有田恵子） じゃ、3。

○議長（平野忠作） これの2回目になります。

有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 3に行きますか。

○議長（平野忠作） （3）です。その再質問です。

○4番（有田恵子） はい、最後ですね。

湧水は当初から確認されておりました、湧水はね。ボーリング調査ももう1メートル掘ったら、四方から全部水が出ました。それを分かっているながら、工事をする前に、あなたはさっき工事の最中とまたおっしゃいましたけれども、工事をする前に分かっておりました。それを途中で湧水が出たと議会で説明されました。何でわざわざこんなうそをつくんですか。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） 途中で湧水が出たということではなくて、途中で、湧水を工事が始まって確認したという形で説明しておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 何を言っているのかさっぱり分からない。確認は最初からできていますよ。その言葉、ちゃんと聞いてくださいね、質問を。

神戸地裁の判例がございまして、わずかな金額、金額の多少にかかわらず、重要な工事であるということは議会を通さなければいけない。今おっしゃったように、いろんな工事があるからというような話が、それはもうまとめてやったら早いだろう。違うんですよ。重要なことがあれば、その都度にするということですよ。だから、これはこの工事は、湧水が最初に起こった。最初に起こったんですよ、工事の着工前に。その着工する直前に起こったから、その時でも遅くはないというか、その時にするべきです、議案提出を。なぜそれを怠りましたか。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） 先ほどもお話しさせてもらったんですけども、全体的な工事の数

量等がそこまで把握ができておりませんでしたので、それがまとまった時点ということで、議案のほうを提出させていただきました。

以上です。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） まとまった時点というのは、この、何か100円、200円の話でまとめて1,000円になったというような話じゃないですよ、これ。総額4,000万円ですよ、4,000万円。大変な額ですよ。そのうちのウェルポイントが2,700万円とかいう請求でしょう。これは大変な額ですよ。そんな、後でいろいろなものをまとめて言う話じゃないですよ。

ポイントが二つですよ。重要な工事であったことと、金額も大きい。これは湧水を確認した時に、すぐに議案として提出して、早急に議会に議案通過を求める、これをなぜしなかったんですかということを知っているんです。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） 先ほどもちょっとお話したんですけれども、工事の関係でどこまでウェルポイント工事をやるのか、どこまで必要なのかというのが、変更を決めた時点では分かりませんでしたので、それがはっきり確定できて、金額的な面もはっきり決まった時点で議案のほうを提出させていただきました。

以上です。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時10分

○議長（平野忠作） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 太 田 将 範

○議長（平野忠作） 続いて、太田将範議員、ご登壇願います。

(9番 太田将範 登壇)

○9番(太田将範) 日本共産党、太田将範でございます。

ただいまより一般質問を行います。

大きく分けまして二つです。1番から3番につきましては、18歳までの子育ての問題、これについて質問します。また、4番目としましてもう一つ大きなものが、TPPの問題について前回に引き続き一般質問を行います。

先に大きな1番目として、子ども・子育て支援事業についてということで、昨年新しい制度が始まりまして1年たちました。非常に分かりづらいといえますか、そういう内容になっております。大きく分けて、施設型というのと地域型という形の子育ての仕方があると、就学前の子育ての仕方があるということなんですけれども、制度が非常に複雑になっております。旭市でも、3月に子育て支援に対する市の計画ができました。その中で幾つか質問させていただきたいと思っております。

市の計画によりますと、施設型給付では、認定こども園という形の制度が増加する保育や幼児教育に対する受け皿として設計されていると思っております。また、本年度の予算につきましては、二つの幼稚園がこの制度に参加していくというふうな形で予算化もされております。これらの認定こども園の制度や事業の内容等を、どういうものかと、はっきり言いまして私も不勉強でといえますか、よく分からないといえますか、複雑過ぎて分からないということですから、この機会にちょっと説明をお願いしたいと思っております。

また、今後も認定こども園として幼稚園より移行していく方向のようですけれども、具体的な話が今後あるのかどうか。その点も含めて質問をしますので、お答えください。

小さな2番目としまして、同じく事業計画によりますと、0歳から2歳までの保育を行う施設として、小規模保育事業というものが計画に入っております。28年から行われるという形になっておりますけれども、その事業についても、やはりどういう内容になっているのかということについてご説明をお願いしたいと思っております。

(3)番目としまして、子どもの幼児教育や保育給付の利用者負担の問題です。今までは所得税方式という形で、税金の額からだいたい保育料だとかというのが算定されておりました。ところが、税制改正によって、所得控除がどんどんなくなっていったということになりますと、保育料に当然影響が出てくるわけなんですけれども、それについて住民税方式に変わっていったんですけれども、ちょっとその特例措置がもうなくなってきたということで、今後そういった保育料等にどのような影響が出てくるのか、また実際出てきているの



かというようなことについてご説明をお願いしたいと思います。

4番目といたしまして、子育て支援に対する国の財政支援ということでは、保育士さんや先生方の待遇をよくするという事で7,000億円以上を見込んでいたんですけども、これが消費税増税ということがセットになっておりましたので、2年半消費税増税が先送りされました。この事業がちゃんとできるのかどうか、どういう見通しを持っているのか、ご回答をお願いしたいと思います。

大きな2番目といたしましては、旭市育英資金の充実を求めるということで一般質問させていただきます。

旭市育英資金の制度についてのご説明をお願いしたいと思います。また、実際、募集をかけてみて、どういった形で実態なのかということについてご回答をお願いしたいと思います。同じく就学援助ということで、特に小・中学校の生徒さんたちのさまざまな、給食費だとか修学旅行費だとか学用品だとかの支援に対して、支援が行われているわけですけども、これの制度について説明をいただきたいのと、どの程度の利用がされているのかということをご説明いただきたいと思います。

最後に、4番目といたしまして、TPP環太平洋経済連携協定交渉についてということで一般質問します。

3月に一般質問をした時には、主に関税の問題、これは23項目あるうちの2項目しかないと。あとの21項目が非常に重要だということが、最近さまざま関連文書の翻訳によって情報が出てきております。その情報を見ておきますと、大変怖いものだと、見ているうちに脂汗が出てくるというか、冷や汗が出てくるというような中身です。これについて質問させていただきます。特に(1)番目として、影響が出てくる5項目として、TPPと食料品の安全性についてということでご回答をお願いいたします。

2番目としまして、TPPと医療の関連についてということで質問します。具体的に、医療の問題というのは報告文書には入っておりません。ところが、別のところで紛れ込んでおります。投資とか薬事行政、そちらのほうからの、あるいはパテントの問題、こういったところでの問題があって、医療に影響が出てくるということが考えられております。

それから、TPPと政府調達、これ地方自治体も含むんですけども、WTOの規定では建設工事で20億円以上ぐらいになっていると思います。ですから、今まで地方自治体は入札だとかをやるのに、完全に自由化しているわけではないと。特に海外に開かれた入札を行っているわけではないということですね。これがかなり変わってくるだろうという話になって

きております。

それから、入札制度そのものが非関税障壁というものに該当するのではないかというような、そういった形での非常に重大な問題が出てくるというふうに考えます。

それから、T P Pと雇用の問題についてです。現在、日本の労働法制におきましては、雇用の制限あるいは残業だとか、そういった形での、あと就業時間、非常に厳しく制限されております。この辺の問題がどうなるのかと。具体的にT P Pの関連文書にはほとんど入っておりませんが、これがほかのI S D条項だとかそういったところの問題に仕掛けられますと、アメリカ並みの、あしたから来なくていいよというような、そういうことが平気で通る社会になるというふうに考えられます。その影響についてご回答をいただきたい。

それから、T P Pと企業形態に及ぼす影響についてということで、具体的には、もう農業協同組合が全農、これはもう協同組合から外されてきているということになります。また、生活協同組合だとか農協が、あと非営利団体、そういったところに非常にT P Pの影響が出てくる可能性があるかと、こういった形で、企業の形態について影響が出てくるというふうに考えられております。

そういったことから、以上の5点につきましてご答弁をお願いいたします。

1回目の質問はここで終わります。2回目以降は自席で行いますので、よろしく願いいたします。

○議長（平野忠作） 太田将範議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（大矢 淳） 子育て支援課より、項目1、子ども・子育て支援事業についてお答え申し上げます。

初めに、認定こども園の制度、内容とはどういったものかというご質問にお答えします。認定こども園とは、教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方のよさを併せ持つ施設です。保護者が働いている、いないにかかわらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも通いなれた園を継続して利用することができるということが特徴になっております。認定こども園には、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型と四つの類型があり、法的性格、設置主体の条件などに違いがありますが、認定こども園としての機能はどれも同じことを目指しておりますので、サービス上の違いは類型の違いによって大きく異なるというようなことはございません。幼保連携型は同一敷地内にある幼稚園・保育所を統合したような形、幼稚園型は幼稚園に保育所機能をプラスした形、保育所型は保育所に幼稚園

機能をプラスした形というのをイメージしていただけたらと思います。地方裁量型は、保育所・幼稚園の認可要件には欠けているものの、地方の事情により一定の要件を満たしていればこども園として認可するというもので、国・県の負担が得られるものではございません。

あと、幼稚園からの移行の今後の予定はというご質問ですが、市内の幼稚園2か所につきまして、現時点で伺っている状況では、来年度の移行の予定はないというふうに伺っております。

続きまして、二つ目の小規模保育事業とはどういうものかということでございますが、小規模保育事業は、子ども・子育て支援新制度の中で、地域型保育事業の一つとして新たにつくられた事業でございます。3歳未満児に重点を置いた小規模な保育所で、利用定員は6人以上19人以下に定められ、定員5人以下の家庭的保育、定員20人以上の認可保育所の中間に位置します。待機児童が都市部に集中し、その大半が3歳未満の低年齢であることから、小規模保育の量的拡充により待機児童問題の解消を図ることが期待されております。

本市におきましては、待機児童の問題もなく、今年度は認定こども園の開園により利用定員がさらに増加しました。また、小規模保育事業と同様に3歳未満児だけを対象とした保育園が1か所ございまして、現時点で特にこの事業の必要は感じておりません。

続きまして、保育料利用者負担の基準が所得税から住民税に変わったことによって保護者の負担はどうかというご質問でございますが、国は、新制度における利用者負担の設定に当たりまして、利用者の書類提出等の負担を軽減する、市町村の事務簡素化を図るなどのために、所得税から市町村が情報を有している住民税による階層決定へと移行することとしました。そして、階層の設定に当たりましては、所得税と住民税の人的控除の金額の違い、年少扶養控除の廃止などもあらかじめ考慮し、推定年収から従前の所得税による階層区分を基本として、負担が変わらないように住民税による階層区分を設定しております。

旭市では、以前より保護者の負担軽減のため、国の基準より大幅に低く設定しており、新制度移行に当たっても、国の階層区分を基に新制度移行前の保育料と変わらないように設定していますので、基本的には新制度の施行により負担が変わることはないというふうに考えております。なお、世帯構成によっては変わる場合もあることを申し添えます。

次の質問でございますが、国の財政規模、消費税の延期に伴ってどうかというご質問でございますが、ご案内のとおり、子ども・子育て関連三法の法案審議におきましても、安定財源の確保の必要性が指摘され、必要な1兆円程度の財源については、消費税率の引き上げにより7,000億円程度を確保し、3,000億円程度について各年度の予算編成において財源の

確保に最大限努力するとされておりました。前回の引き上げ延期の際、国は平成27年度の予算編成に当たり、消費税増収分から子ども・子育て支援の量的拡充と質の向上として5,127億円を充てたとしております。このたび首相は、消費税率の引き上げを前提とした社会保障の充実策を赤字国債によって行うことはできないとする一方、保育士や介護職員の処遇改善など「ニッポン一億総活躍プラン」に盛り込まれた施策は優先的に実施していくというような考えを示しております。国の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） それでは、旭市育英資金の制度についてお答えをいたします。

旭市育英資金の目的は、特に優れた資質を有しているものの、経済的理由によって就学が困難な方に資金を給付し、将来旭市の発展と社会に貢献できる有為な人材を育成することにあります。選考に当たりましては、育英資金給付選考委員会を開催いたしまして、学習成績と世帯収入額等について、定められた基準に照らし、給付の可否を審査しているところでございます。

旭市の育英資金は、貸付型ではなく、給付型であることに大きな特色がありますけれども、給付額は高校生が月額9,900円、大学生等が月額1万4,400円となっております。平成28年6月現在の育英生は33名で、その内訳は高校生が7名、大学生等が26名でございます。

続きまして、就学援助の制度と現況についてご説明をいたします。就学援助制度につきましては、経済的理由によって就学が困難な小・中学校の児童及び生徒の保護者に対し、就学援助費を支給する制度でございます。支給対象者は、生活保護を受けている方の要保護世帯や、それに準じる程度に生活が困窮している準要保護世帯が対象でございます。学用品、給食費などの就学援助を行っております。平成27年度就学援助費の支給状況でございますが、小学生で113人、就学援助率は約3.36%。中学生で76人、就学援助率は約4.21%。合わせまして189人、3.65%の就学援助率となっております。最近の就学援助率でございますが、おおむね3%から4%台で推移しておりまして、ほぼ横ばいの状態にはございます。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 私からは、4番のTPP環太平洋経済連携協定交渉についての

(1) TPPと食料品等の安全性について回答させていただきます。

輸入食品の安全性につきましては、TPP政府対策本部によりますと、TPP協定による

食の安全に関するルールの内容ですが、この内容は、各国が必要な措置をとる権利・義務を確認しつつ、科学的根拠に基づいて、衛生植物検疫措置をとることが引き続き認められているもので、残留農薬や食品添加物の基準、また遺伝子組み換え食品等の安全性審査や表示を含め、TPP協定によって日本の食の安全・安心に関する制度変更は行われたいということでございます。

以上です。

○議長（平野忠作） 保険年金課長。

○保険年金課長（高木松夫） TPPと医療の関連についてお答えいたします。

TPPと医療の関連については、国・県等から文書等による情報提供は今のところない状況なので、厚生労働省のホームページによりますと、TPP協定では日本の国民皆保険制度のあり方に変更を求める規定はなく、政府としては、日本が誇る国民皆保険制度を維持し、安全・安心な医療が損なわれることのないようしっかりと取り組んでいき、日本の医療制度の根幹を揺るがすことはないと説明されています。

また、薬価につきましては、既に日本では透明、公正な手続きにより価格決定を行っており、現行制度の範囲内であるため、制度変更やそれに伴う薬価の影響はないとされています。

次に、ジェネリック医薬品への影響でございますが、協定での新薬のデータ保護期間の設定等を含め、医薬品の知的財産は現行の国内制度の範囲内であるため、ジェネリック医薬品の承認が遅れることはないとされています。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 私からは、（3）のTPPと政府調達への影響についてお答えを申し上げます。

現在の政府調達についてでございますが、平成6年に締結されましたWTO協定の中で、と申しますか、WTO協定を締結した時に地方公共団体に関する政令等が改正されたところございまして、その中では、対象団体として都道府県や政令指定都市までを定めたものでございます。現在、TPPの詳細、政府調達に関してのものが公表されておきませんが、仮に地方自治体へ影響が出るということになってまいりますと、当然地方自治法の政令等の改正も行われることとなりますので、当面そちらの改正の動向を注意深く見守っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは、私のほうからはT P P関連の（4）番、T P Pと雇用の影響について、それと5番のT P Pと企業形態に及ぼす影響についてお答えします。

初めに、雇用の影響でございますが、国から示されました労働分野におけるT P P協定の概要におきましては、労働者の基本的権利及び労働条件を規定する法律等を自国で採用、堅持することと規定してございます。しかしながら、我が国におきましては、本協定が求めます労働者の権利を基本的に確保しており、労働関係制度に変更を求められておらず、したがって、企業からの一方的なリストラといったことは制度的には難しいと考えております。また、T P P協定では、いわゆる単純労働者の受け入れ義務や、医師や看護師など個別資格の相互承認を認めていないので、単純労働者や質の悪い医師や看護師等の入国が容易になることではないと思われております。

続きまして、（5）番のT P Pと企業形態に及ぼす影響についてでございます。T P P協定におきましては、中堅・中小企業者にとってメリットとなるさまざまな内容が盛り込まれております。具体的には、地場産品や地域特産品の関税撤廃・削減、税関手続きの迅速化や簡素化など、中小企業の海外進出に有利に働くものも多くございます。しかしながら、T P P発効のため3月8日に国が国会に提出しました環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関連法律の整備に関する法律案は、国会閉会によりいまだ未成立となっております。T P Pの発効により企業形態に及ぼす影響につきましては、懸念材料として顕在化しているものの、不透明な状況となっております。このようなことから、本市においては、今後も国の動向に注視しながら、商工業の振興に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 太田将範議員。

○9番（太田将範） それでは、2回目の自席での一般質問を行います。

まず、子育て支援のほうの幼稚園の場合ですと4時間ぐらいの預かりになると思うんですが、保育園になりますと、短時間と標準時間ということで、8時間と11時間という形になるかと思えますけれども、認定こども園の場合はこういったシフトが可能なかどうか。あるいは、2歳以下の子どもさんも預かる形になっておりますけれども、その辺がきっちりと、どの程度担保できるのか。分かれば教えていただきたいと思えます。

○議長（平野忠作） 太田将範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（大矢 淳） 今ご質問にございましたように、認定こども園につきましては、まず1号認定、教育認定と保育認定、2号、3号認定と申しておりますが、ございまして、一つの認定こども園の中に保育所機能と幼稚園機能を持っております。保育認定の子どもさんは保育所機能を利用して標準時間、最大11時間という保育時間で、保育所については、ご質問にございましたようにもう少し短時間になるわけですが、それぞれの保育所部分と幼稚園部分という形でお預かりしておりますので、3歳未満のお子さんにつきましては、保育の認定を受けた子どもさんが保育所機能で短時間もしくは標準時間の保育を受けるということになります。

○議長（平野忠作） 太田将範議員。

○9番（太田将範） 次に、保育園と幼稚園では現在、料金がかなり違うと思うんですけども、この辺の料金設定はどうなるのかなということがちょっと心配されておりますので、ご回答をお願いいたします。

○議長（平野忠作） 太田将範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（大矢 淳） 先ほども少しご説明をさせていただきましたけれども、国の基準に基づきまして、それぞれ住民税の金額等によって階層を定めております。教育認定、幼稚園の機能を利用する方につきましては、時間が保育認定の子どもより短いということも考慮した上で、国のほうでまず金額を定めております。保育認定につきましては、年齢によって1人の保育士で何人見られるというのが違いますので、同じ保育認定であっても、3歳未満のお子さんと3歳以上のお子さんという形でまず区分がございます。この中で、市民税の金額が幾らから幾らであれば保育料が幾らだよというような形になっております。

ただ、これは、今幼稚園の1号認定と申し上げましたが、認定こども園の中の幼稚園機能ということで、幼稚園の場合でも新しい、新制度に移行した幼稚園ということになりますと、この1号認定という金額で、国の基準に基づいて市が定めた金額により、保育料を徴するということになりますけれども、移行しない幼稚園につきましては、幼稚園のほうで任意に設定しているということがございます。

認定こども園になって変わるかというのは、認定の1号か2号、3号かと、その中で3歳以上か3歳未満かということになりますので、保育所等と変わるところはございません。

○議長（平野忠作） 太田将範議員。

○9番（太田将範） 幼稚園と保育園と一緒にいるという形になりますと、特に土曜日

の開園、あるいは幼稚園の場合は今までほとんどやられていないと思うんですけれども、保育園の場合は土曜日も開いているという形になろうかと思うんですが、その辺がどうなるのかということと、職員の皆さんの報酬も、幼稚園と保育園ではかなりの待遇の差があるということなんですけれども、この辺につきましてはどういう見通しなのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（平野忠作） 太田将範議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（大矢 淳） 土曜日でございますが、ご質問のとおり、保育所の部分は土曜日もあいています。ただ、幼稚園の場合でも一時預かりという形でお預かりをしているところもあるというふうに伺っております。あと、給与等の処遇のお話ですけれども、今保育士不足ということで、処遇がいろいろ取り沙汰されておまして、一億総活躍プランでも改善していくという方向が示されております。基本的に、施設型給付費という形でお子さん1人当たりの基本という中で、地域区分ですとか利用定員ですとか認定区分、年齢、そのような部分と加算部分という形で、主任加算であるとか、いろいろな加算という形で費用が、総額が決定されます。その中で、それぞれ職員の給与を支払うという形になると思いますので、それぞれの法人等の中の給与体系の中で、幼稚園部分と保育所部分がどうなっているのかというのは、申し訳ないんですが承知しておりません。現在、保育士不足等もございますので、そういう中で処遇の改善というのは図られているのかなというふうには感じております。

以上です。

○議長（平野忠作） 太田将範議員。

○9番（太田将範） では、次に、小規模保育事業所の内容につきまして少し質問させていただきます。

現在、保育所に行きますと、2歳以下の子どもさんの預かりが非常に増えてきているというふうに感じております。特に0歳児の産休明けの保育がかなり多くなってきておまして、その受け皿として小規模事業所というのが増えているのかなというふうに思っていたんですけれども、こうした形での0歳児とか2歳児以下の子どもさんたちに対する負担というのは、非常に保育士さんなんかも大変な労働になってきているというふうに聞いておりますので、今後どのような対処をしていくのかなと、小規模事業所を含めてちょっとその辺の回答をいただければと思います。

○議長（平野忠作） 太田将範議員の再質問に対し、答弁を求めます。



子育て支援課長。

○子育て支援課長（大矢 淳） 小規模保育事業につきましては、先ほどお答えしましたとおり、現時点で旭市として待機児童もないということから、必要性は感じておりません。

もう1点の低年齢の子どもの保育士の負担というところでございますが、先ほども申し上げましたが、年齢によって保育士の定数というのが決まっております。保育現場におきましては、日ごろから児童の動向、安全に職員が協力して対応する姿勢で保育をしております。発達の遅れが見られる児童など、それぞれの保育所の事情に合わせて保育士定数を超えて配置しております。また、ゼロ歳児と1歳児を組み合わせるクラス編成するなどして、低年齢児に対応しております。それぞれの保育所の事情により、先ほど申し上げました発達の遅れが見られるお子さんであるとか、多動があるお子さんであるとかという中で、なかなか保育士の手のかかり方も変わってきますので、年齢ということよりもその辺の保育所の事情をよく聞いて、そのニーズに対応できるような定数を超えた配置をしていきたいということで考えております。

○議長（平野忠作） 太田将範議員。

○9番（太田将範） では、次の（3）のほうに移りたいと思いますけれども、先ほどまでの説明ですと、移行に伴う影響は少ないということでご回答をいただいたわけですが、今後、特に保育所の低年齢の方々の料金と申しますか、そういったものにつきましては、特に減免化するとか、そういうことはあまり考えていないのかどうか、ちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（平野忠作） 太田将範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（大矢 淳） 先ほどもお答えいたしました。旭市におきましては、国の基準より大幅に低く設定しております。27年度についてはまだ調整中で、細かな数字はございませんが、民間保育所につきましては、国の負担金を算定する上で、国の基準と市の基準ということで、数字を今集計しているところなんですけれども、その数字で申し上げますと、第3子以降の無料化を含めまして、国の徴収基準と市の保育料の徴収額の比率というのは6割弱というような数字になっております。公立を含めてもほぼ同様の数字になろうかなという予測をしております。このように、かなり今低く設定をしておりますので、現時点ですらに減免というようなことは考えておりません。

○議長（平野忠作） 太田将範議員。

○9番（太田将範） では、次の（４）のほうとしまして、7,000億円という膨大な金額が抜け落ちちゃっているということで、見通しが立てづらいというのはあると思うんですけども、保育士さんだとかの平均賃金というのは非常に低いんですよ。これらのかさ上げというのが非常に緊急の問題だと思うんですけども、これは政治的な判断になろうかと思えますので、市長としてどのように待遇改善ということを考えているのか、ちょっとお聞きしたいと思いますので、お願いいたします。

○議長（平野忠作） 太田将範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 今、国で一億総活躍社会ということの中で、保育士の給料、報酬を上げるというような形で安倍総理が言っています。そんな中で、具体的に地方自治体へどういう形で、国庫支出金で来るのか、交付税で算入されてくるのかという部分はまだ見えないわけでありまして、そういった中で、これからそういった保育士の報酬の給与の引き上げ、そういったものも国の方向性を見ながら市としても対応していきたいと、そのように思っているところでありますのでよろしく申し上げます。

○議長（平野忠作） 太田将範議員。

○9番（太田将範） まだ国の制度待ちというようなご回答ですけども、市長が日ごろからおっしゃっているように、18歳までの子育ての支援が非常に充実するならば、非常に若い人たちが旭市に定住する大きな要因になっていると思います。島根県だとか鳥取県の山の中でも、そういう手厚い制度をつくっているところは人口が逆に増えているんですね。若い夫婦の方々が定住してきているという事例がいっぱい出てきているわけです。ですから、その点を含めまして、旭市の場合、子育て支援についてはかなり厚くやっているよということですので、その辺についても、その辺もきっちりとはやはり市独自の制度を考えていただきたいと思えますので、よろしくご検討のほどをお願いいたします。

次の大きな2番目といたしまして、育英資金の拡充を求めるということですけども、現在、高校生が8人、それ以上が8人ということになっておりますけれども、もう少し拡充する考えはないのかと。やはり高校になりますと、通学だとかそういったところにもお金もかかりますし、それだけのことが必要になってくる生徒さんが多くなると思うんですね。一つには、先ほどご回答がありましたけれども、育英資金の給付の対象といたしまして、成績要件というのがあります。それが3.5ということになりますと、平均値以下の子どもさんたちというのは該当しなくなっちゃうんですね。ですから、逆に言いますと、高校生までは所得

要件は残してもいいけれども、成績要件は取ってもいいんじゃないのかと。現在ほとんどの方々が高校進学していますので、その辺を取っ払って、もっとこの辺を拡充してもらいたいですけれども、市長の考えをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（平野忠作） 太田将範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） それでは、高校生を対象とした育英資金の給付に当たりまして、中学校での学習成績を廃止してはどうかというご質問にお答えをいたします。

現在、旭市の育英資金は応募の際に所得の要件に加え、学習成績の基準を設けております。高校生及び大学生等ともに、学習の評定平均を3.5以上としているところでございます。ご案内のとおり、この育英資金の目的は、特に優れた資質を有し、将来旭市の発展と社会に貢献できる有為な人材を育成することにあります。また、本市の給付型であるということにも鑑みまして、一定の学習成績を設けているところでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（平野忠作） 太田将範議員。

○9番（太田将範） 先ほども申し上げましたように、今高校進学というようなものは、もうだいたいほとんど義務教育に近い状態になっていると思うんですね。ですから、それに対する支援としてもっと拡充していただきたいと。担当課のご努力は分かるんですけども、高校生の支給が少ないんですね。ですから申し込みも少ないということで、いろいろ各中学校に、いろいろ申し込んだりとか、いろいろ努力をなさっているようですけども、この辺の人数が少ないというのは、やはりもう少し策をつくってもらいたいと思うんですけども、その辺どう考えているのか、ちょっとお聞きしたいんですけども。

○議長（平野忠作） 太田将範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） それでは、ただいま申し上げましたのは市の育英資金でございます。同様にいたしまして、県のほうにも高校生を対象にいたしました給付事業というのがございます。低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減し、高校生等の就学を支援するというので、それぞれ制度がございます。また、これは支給でございます。それからもう一つ、千葉県奨学資金というのがございます。これは無利子の貸し付けとなりますが、こちらは所得要件のみで学習成績の基準はないという制度もございます。これらの制度も併せて生徒に周知をしてまいりたい、制度の有効活用を促してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 太田將範議員。

○9番（太田將範） では、次の大きな3番目として、就学援助について質問いたします。

全国平均ですと、十五、六%の子どもさんたちが就学援助を受けているというふうになっております。千葉県でも8%前後まで行っていると思います。それに対しまして、旭市のはやはり低いということなんですね。いろいろ話をお聞きして質問したりしているんですけども、結構いろいろご努力はしているようなんですけども、その形が数字となって出てこないというのがあると思います。この辺どういう、一つ策を持っていったらいいのか、どういう考え方があるのかというようなことがあれば、ちょっと質問したいと思います。

○議長（平野忠作） 太田將範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） それでは、この制度もございますので、その周知に努めるということで取り組んでいるところでございます。現在、この制度を幅広く保護者の皆様にご存知いただくために、市のホームページ、それから子育てガイド等へ掲載しているほか、学校を通して毎年全ての保護者の方に対しまして「学校生活に必要な手続き、教育相談のお知らせ」というチラシを配布いたしまして、その中で就学援助の制度の周知に努めているところでございます。

以上です。

○議長（平野忠作） 太田將範議員。

○9番（太田將範） それでは、次のTPPの問題について質問をいたします。

先ほどですと、全ての検疫体制だとか基準というのは生かされるという形になっておりますけれども、それは協定には入っていないですね、文書に。どういうことかといいますと、TPPのほうではいろいろな毒素条項がありまして、ネガティブリストというのがあるんですね。現在入っているのは、たばこが有害ですよという表示は入っているんです。それ以外は具体的に書いていない。要するに、ネガティブリスクですから、否定的なリストをちゃんと協定の中に入れないと、これは駄目だということになるわけですね。ですから、食料品の安全性が確認されているかと、現在の状況から見ますと、輸入食料品の、例えばエストロゲンとかラクトパミンだとか成長ホルモン、こういったものはアメリカやニュージーランド産の牛肉からは検出されているわけです。この検査体制があるかということ、ないんですね。

また、遺伝子組み換え食品だとか、遺伝子組み換えの成長ホルモンなんかがあるわけです

けれども、かなりの倍率で出てきていると。これ、発がん性があるわけです。これは検査されていないんですね。検査するところもほとんどないと。

それから、大量に遺伝子組み換え食品が輸入されております。その中で、除草剤のラウンドアップは、日本では除草剤として使って作物にはかけないというのが一般的だと思うんですが、これは作物にもかけていると、そういったものが輸入されているということですね。それから、収穫後にアメリカ産の小麦だとか穀物というのは大量に使われているということです。ですから、非常に危ないと。それに対する検査体制というものもないと。

それから、食料品の中でかなり心配なのが防カビ剤。要するに、イマザリルだとか、そういったものが中身です。これも、レモンなんかのかんきつ類なんかの表面に塗られていると、それでカビが生えないようにしているというものが通っているわけです。こういったものが通っておりまして、輸入手続きで検査体制というのはどのぐらいあるのかというのをちょっとお聞きしたいんですけども、どの程度ですか。検査率といいますか。お願いします。

○議長（平野忠作） 一般質問は途中ですが、昼食のため1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時 0分

○議長（平野忠作） 休憩前に引き続き会議を開きます。

太田将範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 輸入食品の検査体制について、厚生労働省の資料から回答させていただきます。

国では毎年度、輸入食品監視指導計画を策定し、それに基づき監視・指導を行うことにより、輸入食品の安全性を確保しているとのことでありまして、TPP協定により日本への海外からの輸入食品の増加が見込まれることから、引き続き食品の輸入動向等を踏まえて輸入食品監視指導計画に基づく検査等を着実に実施し、食品の安全の確保に努めていくということでございます。

以上です。

○議長（平野忠作） 太田将範議員。

○9番（太田将範） 食品の安全性ということにつきましては、先ほど午前中に発言しましたさまざまな農薬だとか添加物、成長ホルモン剤だとかそういったものの項目はほとんど入っていないと思います。また、それを検査するような体制は国においては無いと。衛生面だとかそういった面での安全性ということでは確保されているけれども、こうした中身については検査はほとんどやられていないということなんですね。だいたい検査の比率はちょっとお答えいただかなかったんですけども、1年間に輸入食品の8%ちょっとぐらいしか検査されていません。その上に、先ほど言いましたようにさまざまな薬品関係がそのまま入ってきていますので、安全性が確保されているということにはとても言えないと思います。そして、TPPではこの平均、今93時間ぐらいかかっている輸入検査が48時間以内に終わらせるという形で、全て通関させてしまうということになりますと、なお一層人員を増やすとかそういったことをしない限り、検査というのはなかなかきちっとしたものができていかないというふうになると思います。

こういうことから、完全に輸入食品が安全性が担保されているとは言えないということになると思います。そのことをまず第1に指摘しまして、次に医療との関係について質問します。

確かに、お答えになりましたとおり医療に関してはTPPの審査の中身には入っておりません。しかしながら薬事行政、これにつきましては入ってきているわけですね。それから、薬の patent の問題、これについては新薬につきましては相当の範囲、期間の patent 料が入ってくるということになります。それから、もう一つはアメリカでは新しく有効な診察方法だとか検査、あるいは手術、こういったものが特許になっております。で、日本では特許にしておりません。こういったものから徐々にアメリカ型のものが、アメリカの製品が入ってこなければISDによって訴えて、多額の補償金を取るというようなことが行われるわけですね。ですから、健康保険制度そのものは残るけれども、中身ががたがたになってしまうというふうなことが考えられます。ですから、これについて国の問題だから関係ないよとも言えないというふうに思います。

それから、先ほどありましたように毒素条項の中にネガティブリスト方式というのは先ほど申し上げましたけれども、医療に関してもこれが中に入っておりません。ですから、いつ交渉対象になるかということ保証できないわけですね。唯一あるのは、たばこは害ですよという表示はしても構わないというのはネガティブリストに入っております。それ以外はネガティブリストには入っておりませんので、あらゆるものが訴えられる可能性になってきま

す。

きちっとした、そういった中身が保証されないということになりますと、医療費が非常に高額になってくるという可能性というのはあると思うんですけども、現在、医療費が高くなっている原因は新薬が高くなっている、日本国内でもですね。それについてはお認めになるかどうか、保険医療の関係で以前質問したときには入っておりませんでしたけれども、今回再度質問させていただきます。

○議長（平野忠作） 太田将範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（高木松夫） 今現在の状況で、医療費の高騰している原因としてC型肝炎の治療薬、それと肺がんの治療薬、これが非常に高価なものになっているということは事実であります。

以上です。

○議長（平野忠作） 太田将範議員。

○9番（太田将範） それが、ほとんどの高い医療品がアメリカから輸入されてくるということになるわけですね。一部お認めになりましたけれども、それが全ての薬の中に入ってくるということです。

次に、（3）番目として政府調達ということで先ほどお答えがありましたけれども、現在のところほとんど影響ないわけですけども、これが3年間の間にどんどん垣根を取っ払っていくと、最終的にTPP4国でやっておりますけれども、このところで政府調達というのが自治体を含めまして物品においては630万円、工事におきましては6億3,000万円ぐらいから、政府調達の中から国際的な入札をやらなければならなくなったというふうになっております。それが入ってきますと、さまざまな領域で侵される形になります。ですから、ひょっとしますと旭市の発注の工事が英語で発注しなきゃならなくなるという可能性もあるわけですね。僕なんかは英語ができないから、チェック体制が全然できないということになっちゃいます。ですから、この辺につきましての情報収集は今後も財政課のほうにはお願いして、次の質問に移らせていただきます。

次に、雇用の影響についてということで、労働分野では現在、かなりTPPが先取りされているような形での検討が行われております。先ほど回答ではほとんど影響ないよというのが政府の言っていることで、アメリカでは多国籍企業化が非常に早く進みましたから、世界各国から一番安いところで作ってそれをアメリカに持ってくるわけですね。そうしますと、

当然ながら人件費が安くなってきます。そうなりますと、賃金が上がらなくなってくる。雇用が非常に大きな脅威を受けているわけです。アメリカの今大統領選挙でもTPPが問題になっているのは、アメリカの雇用がもっともっと失われていってしまうということが心配される。これが大きな原因なんですね、TPPに反対の。ですから、これは全くないということではなくて、非常に心配されるということです。日本企業はもう多国籍化していますから、世界で一番安いところで作って日本に持ってくるわけですね。そうしますと地域の産業が潰れますから、そうしますと大震災の時に分かったんですけれども、飯岡の漁港が水揚げがなくなると、そうしますと波及効果がすごかったですね。あらゆるところに加工屋さんから運送屋さんから氷屋さんから皆さん仕事がなくなっちゃったということで、一つの産業の中のコアが一つ壊れますと、周辺部分にみんな広がっていってしまうという形が分かるかと思えます。そのことが地域経済の破壊につながると思うんですけれども、その辺の心配は担当課長としてあまり心配していないのかどうかお聞きしたいんですが。

○議長（平野忠作） 太田将範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それではお答えします。

先ほども言いましたように、TPPの関連につきましてはまだ法案が未成立となっております。これにつきましては、市としましては今後は的確な情報の収集に努めまして、国の動向を注視しながら、商工会と連携を図って中小企業、雇用関係について対応を図っていきたいと思っています。

以上です。

○議長（平野忠作） 太田将範議員。

○9番（太田将範） TPPで安い商品がいっぱい入ってきますと、先ほど言ったように地域の産業が廃れていくということと、もう先取りしたような形で、労働契約法という形で今法案として出てくる予定なんですけれども、解雇の4要件、これは解雇の必要性、回避をしたかどうかという努力、人選の適正・相当性、手続きが妥当だというような解雇の4要件だとかそういったものが、これは確かに交渉の領域には入っていないんですけれども、先ほど言いましたようにネガティブリストで出してありませんので、当然ISDで訴えられると。損害を与えられた企業に対して莫大な損害保険料を払わなきゃならない。損害保険料を払わなきゃならない根拠というのが、次回あたりもう1回一般質問させてもらいますけれども、実際の被害がなくても予想される被害で払わなければならない、これがISDの一番怖いとこ



ろなんですね。ですから、そういった了解で来ますから、アメリカの法制度をそのまま持ってくるというのがTPPのISD条項の怖いところなんです。ですから、同じ条件で日本の企業とアメリカの外資と競争しなさいということになりますので、非常に危ないというふうに考えられます。今のところ実害というのが出ていないので、それほど気にしていないかもしれませんが、もうアメリカでは相当大きな雇用の喪失が出ているということを説明させていただきました。

最後に、企業形態として、この辺ですと市役所とか公的セクターだとか協同組合ですね、生協だとか農協、JA、こういったところの働くセクターというのは非常に大きな力があって、経済力もあるという形で大きな影響力のある協同の組織、あるいは公的な組織、そういったところに対してTPPも容赦なくやってきています。先取りした形で、全農が協同組合から離脱していくと。今のままの協同組合ですと、アメリカの企業が日本の、例えばJAをいいとこ取りしようとしてもできないわけですね。協同組合ですから、一人一票の民主主義というのが働いていますので、参加できないということになりますので、非常に問題があるというふうになろうかと思えます。

あと、先ほどありましたけれども、M&Aという形で企業の吸収合併というか、非常にこういったセクターがありますと邪魔になるということで、これから問題になってこようかと思えます。考えられる一番大きなものは、郵政の民営化で350兆円の郵貯の保険と預金、これがJAの120兆円ぐらいの共済の掛金と預金を持っています。この辺はまたアメリカの企業に狙われていると思います。ですから、ちょっと一般質問として説明ばかりで適切でなかったかもしれませんが、一応皆さん方に国家の問題であって地方自治体の問題ではないよという認識をいただきたいと思えますので、その辺どうご理解いただいたか、市長にちょっと感想を伺いたいと思えます。

○議長（平野忠作） 太田将範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 影響、全く関係ないというわけにはいきません。旭市も主幹産業は農業ということでありまして、いろんな部分で農薬とかそのいろんな話が、大局的な話をお聞かせいただきました。参考にしながら、これから各関係機関と綿密に今情報の収集を図りながら、これからのTPPに対して対応していきたいと、そのように思っておるところであります。よろしくお願ひします。

○議長（平野忠作） 太田将範議員。

○9番（太田将範） 一般質問としてちょっとしゃべり過ぎた感があるわけですが、よく我慢して聞いていただいたということで感謝して、一般質問を終わります。

○議長（平野忠作） 太田将範議員の一般質問を終わります。

◇ 伊 藤 保

○議長（平野忠作） 続いて、伊藤保議員、ご登壇願います。

（10番 伊藤 保 登壇）

○10番（伊藤 保） 10番議員、公明党、伊藤保、議長より発言の許可がありましたので、通告に従い質問をいたします。

平成28年6月度の一般質問の大トリになりますので、どうかご清聴のほどよろしく願いをいたします。

初めに、九州熊本地震で犠牲になられた皆様、また被災された皆様に対して心よりご冥福とお見舞いを申し上げます。

早速質問に移らせていただきます。

今回、3項目8点の質問を行います。

3月度の施政方針の中の総合戦略の基本目標4点ありましたが、その中の義務教育施設整備の屋内運動場の非構造部材の耐震化について、今年鶴巻小、古城小、飯岡小、嚶鳴小の4校が実施されるとありましたが、平成24年第2回定例会で、耐震についての中で質問をしたところですが、1点目に現在の進捗状況について伺います。2点目に今後の計画を伺います。

2項目め、環境衛生について。

先ほどの総合戦略の中で、基本目標の3として「ひとの定着・還流・移住の流れをつくり、人々が集うまちづくり」とあります。移住し、この旭市に定着して人生の終焉を迎えたいと思う人もいるのではないかと思います。しかしながら、旭市には法のもとの信教の自由という本来の公営墓地としての条件を持った墓地がありません。合併して10年が過ぎ、宗教や地域など関係のない市営の公園墓地があつてしかるべきではないかと思っている一人ですが、そこで1点目、市営墓地について現在の状況と市内に寺院墓地、共同墓地、個人墓地等を含めて幾つあるのか伺います。

2点目に、墓理法の第2章「埋葬、火葬及び改葬」の第4条に「埋葬又は焼骨の埋蔵は、墓地以外の区域に、これを行つてはならない。」とされ、公衆衛生上、遺骨を勝手に散骨と称してまいたりとはできません。墓地、埋葬等に関する法律についてどのような内容なのか伺

います。

3点目に、火葬、埋葬許可について発行窓口に墓地の相談などはあるのでしょうか、伺います。

3項目め、震災時の業務継続計画、いわゆるBCPについて伺います。

国は、阪神・淡路大震災や新潟県中越地震の反省を踏まえ、自治体にBCPの策定を求めておりましたが、策定済み市町村は昨年12月時点で36.5%にとどまっております。熊本地震では市役所などの庁舎が損壊し、災害拠点として機能しないケースが相次ぎました。5市町で行政の業務が滞り、罹災証明など被災者の支援に支障が出ました。また、施設損壊で物資の受け入れが不可能になり、救援活動の初期段階から現場に混乱が生じたようです。旭市の防災計画を拝見しますと、この庁舎の耐震が疑問視されており、市役所が使用不能になったときには、海上支所に災害時の対策本部を設置する計画になっております。旭市の業務継続計画、BCPは策定してあるのか、策定してあれば、1点目に内容と現状について伺います。

2点目に、熊本地震では国などから救援物資の受け入れ拠点を決めておりましたが、施設が損壊して受け入れ不能になり、救援活動の初期段階から混乱が生じたようですが、旭市の緊急支援物資の受け入れはどうなっているのか伺います。

3点目に、今後の課題について計画をお持ちなのか伺います。

以上で第1回目の質問を終わります。再質問は自席で行いますので、よろしく願いいたします。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） 私のほうから大きい一つ目、屋内運動場の非構造部材の耐震化についてお答えいたします。

（1）現状についてということでございます。

屋内運動場非構造部材の耐震化対策は、つり天井や照明、バスケットゴールのほか、外壁や内壁、窓ガラス等の落下防止対策となります。市内小・中学校には屋内運動場が20棟と4武道場があります。非構造部材の耐震化はこれまで9棟と1武道場が完了しており、工事中の嚶鳴小学校と飯岡小学校を合わせると11棟と1武道場の耐震化対策が完了する予定です。また、今後工事を行う必要があるものは9棟と3武道場になります。

二つ目の今後の計画について申し上げます。

屋内運動場の非構造部材の耐震化工事につきましては、子どもたちの安全・安心な教育環

境を確保することはもちろん、災害時には地域住民の避難所にもなることから、平成31年度までの完了を目指して、今後も国の補助を活用しながら計画的に進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（平野忠作） 環境課長。

○環境課長（井上保巳） それでは、私のほうからは2項目めの環境衛生について、（1）番、市営墓地について2点のご質問がありました。それと（2）番、墓地、埋葬等に関する法律についてお答え申し上げます。

それでは、（1）の1点目ですけれども、旭市の市営墓地の状況についてお答えいたします。

平成24年度までは海上地域清滝区の如来堂墓地を市営墓地として管理しておりましたが、この墓地は平成25年4月1日をもって清滝区に経営を委譲しており、現在旭市には市営墓地はございません。

（1）の2点目でございます。

市内の墓地数ということでございます。これらの数は、旭市の墓地台帳に基づいた数字ということでご回答いたします。

一つ目の宗教法人ですけれども、宗教法人の寺院墓地の数ですが、これについては46か所、二つ目の共同墓地につきましては130か所、最後、個人墓地、これについては122か所、合計で298か所となっております。

続きまして、（2）墓地、埋葬等に関する法律についてということで、この法律について概要ということでお答え申し上げます。

この法律は、その第1条にありますように墓地、納骨堂または火葬場の管理及び埋葬等が国民の宗教的感情に適合し、かつ公衆衛生その他公共福祉の見地から支障なく行われることを目的とし、昭和23年5月に制定された法律として、埋葬、火葬等を行うための規定や墓地等の施設の管理者が行う事務に関することが定められております。なお、この法律に基づいて市が行っている事務といたしましては、第5条及び第8条に規定する埋火葬の許可に関する事、第9条の埋火葬を行う者がいない時または判明しない時は、これは市長が葬祭を行うということ、そして第10条の墓地、納骨堂または火葬場の経営の許可等に関することがございます。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 市民生活課長。

○市民生活課長（大木廣巳） それでは、市民生活課から2項目めの環境衛生について、  
（3）火葬・埋葬許可についてご質問にお答えします。

市民生活課において死亡届を受け付け、併せて埋火葬の許可及び火葬場の使用許可を行っています。埋火葬の許可の時に墓地の相談はあるかとのことですが、埋火葬許可を行う場合、火葬の場所は必要でありますけれども、埋葬する墓地については必要事項ではないため、市民生活課の窓口での墓地についての相談については、特に把握しているものはございません。  
以上です。

○議長（平野忠作） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） それでは、総務課からは3番目の震災時の業務継続計画につきましてお答え申し上げます。

まず1点目ですけれども、内容と旭市の現状でございます。

この業務継続契約、これは大規模地震災害が発生した場合にはライフラインや交通機関が停止し、市庁舎や職員も被災します。このため、平常時の職員数や執務環境を前提として業務を行うことが困難になります。市民の生命、生活及び財産の保護並びに社会経済活動の維持に重大な影響を及ぼすこととなります。業務継続契約なんですけれども、これはビジネス・コンティニューイティイー・プラン……

（発言する人あり）

○総務課長（加瀬正彦） あっ、業務継続計画、すみません、ビジネス・コンティニューイティイー・プランですかね、これは人、施設、機材、情報、ライフライン等利用できる資源が制約を受ける状況の中で、災害時における応急対策業務に加え、通常業務のうち中断ができない、または中断しても早期再開を必要とする業務を非常時優先業務ということで事前に特定しておいて、いざ災害が発生した時には限られた人材、それから資機材等の資源を効率的に投入して災害応急対策業務、優先度の高い通常業務を発生直後から適切に実施するための計画となります。

市では、地域防災計画の中で必要とされる項目について、一部策定済みでございます。この場合、独立した計画でなくても策定ありとなっております。ただ、業務継続計画の策定に当たって、必ず定めるべき重要な要素というのが六つあります。一つ目が首長不在の時は明確な代位順位及び職員の参集体制、2点目が本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、3点目が電気、水、食料等の確保、これは職員が業務を続けるための、職員のための

食料の確保ということになります。災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保が4点目、5点目として重要な行政データのバックアップ、6点目として非常時優先業務の整理ということになります。その中で、行政サービスを維持するための職員のための水・食料等の必要な備蓄量、それから重要な行政データの特定及び優先業務の整理、これにつきましては具体的に定めておりませんので、ここの部分をどのような形で定めていくか、これは今後検討することになります。独立した計画とするのか等を含めて、早急に検討していく必要があると思います。

続きまして、2点目になります。

緊急支援物資の関係です。緊急支援物資の仕分け等を行う場所になります。国や県からの救援物資の受け入れにつきましては、物資集積の拠点、これを開設することとしております。開設の施設としては、耐震や防災機能を重視いたしまして旭市スポーツの森公園の総合体育館、それから旭文化の杜公園、それから道の駅季楽里あさひ、これが候補になっています。集積された物資は、ボランティア等の協力を得て仕分け作業を行いまして、輸送業者により避難所に供給します。当然職員が配置する場合もあるということになります。

それと3点目、今後の課題ということなんですけれども、今後例えば新庁舎の建設も勘案いたしまして、業務継続の具体的な詳細検討を行いながら、それに伴う職員の配備体制及び応援体制の強化について定めまして完全な計画にしていきたいと、そのように考えております。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） それでは、順次一般質問をさせていただきます。

まず、（1）の再質問ですけれども、先ほど平成31年完了ということで24か所の施設が、これは緊急避難所で全て該当しているわけでございますけれども、この工事の遅れについて理由は何かあるのでしょうか。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） 工事が遅れている理由ということでございますけれども、市内の小・中学校の体育館の多くが、天井板が初めから施されております。そのための改修対象も多くなっております。そして、非構造部材の耐震化については多額の経費がかかります。現在、危険度が高いものから改修を進めております。危険度が高いものほど改修経費もかかる傾向があります。そういうこともありまして、予算的にもできることが限られまして、また

棟数がなかなか進まないというような状況であります。

以上です。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） それでは、だいたい分かりました。

それで（2）の再質問ですけれども、万が一この緊急時に避難所として使用できなくなる可能性があります。ふだんは屋内運動場として使われておりますけれども、現在点検などは行っているのかどうか、また耐震工事が完了するまでの期間、安全点検など検査などは行っていくのか質問をいたします。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

（発言する人あり）

○議長（平野忠作） 再質問。すみません、2項目めです。再質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） 体育館などの点検はどうなっているかということでございますけれども、「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック」というものが文部科学省から作られております。そのガイドブックの中で、点検チェックリスト及び解説が出ております。これに基づいて各学校で点検を行ってらっております。月1回の安全点検を行うほか、年1回点検チェックリストに沿って安全確認を行っております。

以上です。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） だいたい分かりました。

この緊急時に避難所として使えるように守っていただきたいなと思います。

それでは、2項目めに入ります。

この公衆衛生のほうですけれども、墓地として、これ共同墓地と言われましたけれども、部落型共同墓地の管理者というのは掌握しておりますでしょうか。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（井上保巳） 共同墓地、部落型共同墓地の管理者の掌握ということでございます。

先ほども申し上げましたが、旭市の墓地台帳によりまして墓地名、所在地、管理者、経営者、また管理者の住所、また墓地の面積、そういったものの管理は行っております。これが掌握ということになるかどうかはちょっと微妙なことだと思いますが、私どものほうではそ

ういったもので墓地台帳により管理をしておるところでございます。

以上です。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） そうすると、相談などによっては、どここの地域に住んでいるよと  
言えばそこを、いわゆるその管理者の住所とか名前とかというのは聞けるという考えでよ  
ろしいでしょうか。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（井上保巳） おっしゃるとおり、そのような相談があった場合には、地域ごとの  
台帳区分がございますので、墓地の所在や管理者のことについてはお教えすることができる  
と思います。

以上です。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 今環境課長が答弁しておりますけれども、このことは市民課のほうで  
も、やはりその台帳を置いておいてもらえれば助かると思うんですけれども、いざ聞かれた  
場合に答えようがないので、環境課へ行ってくださいというのもちょっとワンストップがで  
きないことですので、ぜひその辺のところは共同で持っていただきたいなど、こういうふう  
に思うんですけれどもいかがでしょうか。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（大木廣巳） 現在、確かに市民生活課ではそうした墓地台帳的なものは持つ  
ていませんし、特にご相談とかも受けていませんが、質問の趣旨もよく分かりますので、ま  
た環境課等と調整しながら、今後について考えていきたいと思えます。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、（2）番目のことですが、身元不明、行旅死亡人というのは、これは何体ぐ  
らいあるのか伺いたいですけれども。そしてまた納骨堂のスペースはあるのかどうかお聞  
きします。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。



○社会福祉課長（岩井正和） ただいま身元不明の関係のご質問でございますので、社会福祉課のほうからお答えいたします。

身元不明で引き取り者のない場合につきましては、法律で市町村が葬祭を行うということになっております。現在、旭市においては海上の清滝でございます旧如来堂市営墓地の中に、市が1区画墓石を設置しております、そこに埋葬している状況でございます。現在5体が埋葬されております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 次に、この法律の中に第13条、墓埋法の法律の中に第13条というのがあります。墓地、納骨堂、または火葬の経営者は埋葬、埋蔵、収蔵または火葬の求めを受けた時には、正当の理由がなければこれを拒んではならないとあります。この正当な理由について、市の認識を伺います。また、正当な理由として判例が出ておりますけれども、寺院墓地ではもともとその寺院に墓があつたが、後で改宗した場合に公衆衛生に比重が置かれているため埋葬の拒否はできませんが、埋葬の際に行う典礼に関しては寺院の宗教の自由を優先させるため、墓地使用者が他宗派による典礼、いわゆる葬儀、典礼を望んだ場合、拒否できることとなっております。そうした場合に、自分の入っている宗教またその寺院の宗教と2回葬儀を行わなくてはならなくなる場合があるわけですね。また、新しくこの墓地使用权を得ようとするには、求めようとする寺への改宗が必要となるということが今現在は多くなってきております。それでは信教の自由を阻害しかねません。頼みの綱というのは近所にある部落型共同墓地ですが、その集落で昔から使用しておりますので、転入者の使用というのは非常に難しいことがあるわけです。また、市内でも他地域の方には使用权が認められないのが実情なんですね。埋火葬許可を発行している市としてのこの二つの、一つには正当な理由、また埋火葬を発行している市としてのこの今の見解を伺います。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（井上保巳） それでは最初のほうの法13条の関係です。

法13条に規定されている墓地、火葬場等の管理者が埋葬等の求めに対して拒むことができる正当の理由ということでございます。市の見解ということでもないんですけども、正当の理由に当たるものとしまして、例えば墓地等に新たに埋葬する余地がない場合等が考えられると思います。そのほかとしまして、埋葬を求めている者が墓地の正常な管理に何らかの

明らかに支障を及ぼす恐れがある、そういった場合はこれに該当すると判断しております。そのほかにつきましては、個別事案ごとに社会通念によって判断されるものと考えております。

続きまして2点目ですけれども、法にありますとおり、墓地経営者は使用規則などを定めてそれを管理する権限がございます。議員のおっしゃるとおり、寺院墓地においては宗教的な違いや、また部落型共同墓地でもその地域外の者の使用等について、この規則等によって定めている墓地もあろうかと思ひまして、確かに難しい場合があると思ひます。しかしながら、近年、近ごろは共同墓地でありましても地域外の方の使用などを認めている墓地もあると聞いております。市といたしましてはそれらの情報を収集しまして、必要とする方に相談に応じまして市民の要望に応える必要があると認識しております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 最近、先ほど市民課の課長が話されていましたが、だいたい市役所に相談しないで葬儀社に相談したり、遺骨を自宅に安置したままいる方もおりますし、押し入れなどに置いてあるケースもあるんですね。今まで何件か私のところにも相談がありましたけれども、最近も相談がありました。そのたびに旭市外の民間の墓地を教えたりしておりましたけれども、高齢になると市内にあったほうがいいと言われる方もおります。総合計画の中に「ひとの定着・還流・移住の流れをつくり、人々が集うまちづくり」を基本目標にしているならば、都市計画の見直しがやはり総合計画の中で行われているわけですが、こういう都市計画の見直しが行われることになった今、市営の公園墓地も検討することを要望するものでありますが、市長の見解を伺います。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 人の生死、尊厳にかかわる問題でありまして、大事なことではないかなと思ひますし、新しいまちづくりの中でいろいろ検討を進めていきたいと、そのように思ひますのでよろしくお願ひします。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） ぜひ前向きな検討をしていただいて、ここに安心して定住ができるようにしていただきたいなど、このように思ひます。

3項目めの再質問に移ります。

海上支所への移動、これは体だけの移動なのか、機材などを運ぶためのマニフェストなど、これは作成できているのか伺います。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 旭市地域防災計画では、市の本庁舎が損壊し使用不能な場合は、海上支所へ災害対策本部を設置します。これについては、職員等海上支所へ参集することになっております。ただ、最重要となる電算データにつきましては、海上支所に本体がございますので、それは何事もなければそのまま使用できるだろうと。業務継続に必要な機材全てについて具体的に定めておりませんので、今後運ぶものが必要なものがあればそういったものをどのようにして運ぶのか、マニュアルなどの作成について検討したいと思います。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） ぜひ検証していただきたいなど、このように思います。

この本庁舎ですけれども、熊本地震で使用できなくなった5市町の庁舎と同時期に建設されております。耐震性が疑われていますが、耐震診断の結果はどのようにになっているのか伺います。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 本庁舎の耐震の状況ということでございます。

国が定めている建物の基準数値、これはI s値が0.6以上、特に官庁施設等重要なもの、これについてはその1.5倍ということで0.9以上が望ましいということになります。これが法的な目標値となります。

本庁舎の耐震なんですが、平成17年の耐震診断の結果がございまして。南北方向の揺れに対しての数値は目標値をクリアしているんですけれども、東西方向の揺れに対する目標値は下回っています。特に数値が下回っているのは2階中央の吹き抜け部分、これがI s値0.26、また屋上にある塔屋部分が0.23ということで、国の基準からするとI s値0.3未満は倒壊する危険性が高い建物ということになります。このことから耐震性はもちろんのこと、本庁舎の老朽化、さらに狭隘化、さらに分散化等ありますので、市民サービスの向上とともに防災機能の強化を図るために新庁舎の建設を進めるということで、今計画を立てて進めているところでございます。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 耐震がないという判断でよろしいのかなというふうに思うんですけれども、多分この間の大震災の時には震度5弱でしたか、恐らくこれ震度5強か震度6弱で倒壊の恐れがあるというふうに考えます。

熊本地震では、益城町、宇土市、八代市、人吉市、大津町の5市町の役所と役場が損壊して使用不能になりました。そのうち4か所は耐震工事を未実施で、担当者は九州で大地震は想定しておらず、財源も問題だったと語っていたそうです。築51年の5階建て庁舎の4階部分が押しつぶされた宇土市では、バックアップ拠点も用意しておらず、行き先も余震で次々に使えなくなり、混乱したそうです。2003年に危険性を指摘されていましたが、構造が複雑で補強すればスペースが不足するため、手つかずだったということでございます。八代市と人吉市はいずれも築50年前後で、補強工事はしていなかったようです。財源不足が一因だと聞いております。

総務省は、防災拠点となる庁舎の耐震化工事には財源の7割を支援しておりますけれども、新築する場合には対象外となります。総務省の消防庁の調査でも、2014年の庁舎の耐震化率は約75%と、学校の約95%と比べて低いようです。一方で、益城町は東日本大震災の後、震度6強に耐える新耐震基準に沿った補強工事を行っていましたが、2度の震度7の地震で退去を余儀なくされました。安全性が確認された範囲で利用を再開しましたが、一般市民の立ち入りは規制されており、全面復旧の見通しは立っておりません。益城町の町長は、災害機能のあるところに庁舎を造るべきだとテレビで語っていたと伺いました。市としてはどう考えているのか、見解を伺います。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 熊本地震、確かに連続して強い地震が発生いたしまして、耐震のなかった庁舎等が使えなくなったということは全国ニュースにもなりました。議員がおっしゃるとおり、庁舎の建て替え、耐震化が進んでいないという事情があったと思います。

本市におきましては、昭和39年の建設でありますこの庁舎が50年を経過しまして、耐震性の問題はもちろんのこと庁舎の老朽化、狭隘化、さらに分散化、そういったものもあります。市民サービスの向上とともに防災機能の強化を図るというのは、急務であろうかと思えます。

本庁舎は、大きな災害が起きた時に救護活動や復旧、それから復興活動のための大きな役割、本所となるものでございます。今、旭文化の杜公園も災害時には広域の避難場所、物資の集積拠点などの役割を担っているところでありますので、その本庁舎と今現在候補地とな

っている旭文化の杜公園が隣接するということがあれば、それは災害に備える機能が強化できるのかなど、市民を守るとりでとして使えるのかなど、そのように考えているところでございます。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） それでは、（2）の再質問に移ります。

災害物資は当然ですけれども、先ほどスポーツの森体育館ですか、そこに置くというふう  
に言われておりましたけれども、この建物の耐震補強は終わっているのかどうか伺います。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） スポーツの森の総合体育館、これは築年数が平成9年ということでありますので、新耐震基準による建物ということで耐震基準は満たしているものと考えております。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） じゃ、次の質問に移ります。

先日のテレビで、皆さんももうご承知と思いますけれども、千葉市が今後30年で震度6弱の地震に見舞われる確率は85%というショッキングなニュースが流れておりましたけれども、2009年のデータでも同じようなことが載っていました。この沿岸地域でも、千葉市と同じく震度6弱の揺れが来るとされております。また、この真下では1989年にマグニチュード6、2000年にマグニチュード5.1、いずれもこれは飯岡海岸の真下なんですね。それで、2005年にも旭市の秋田沖でもマグニチュード6.1の地震がありました。これらの地震はいずれも海溝型で震源が60キロと深かったため、震度4になっております。また、秋田沖は震度5の強い揺れが1回だけでおさまったものです。ですので、今のままこの庁舎で業務を行った時に、震度5強以上の揺れが来た場合に、職員をはじめ市民の命に危険が及ぶことはこれは明らかでありますので、早期の新庁舎の建設を行うよう要望するわけでございますが、この前向きな答弁を伺います。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 先般、県が地震被害想定ということで出した新聞、確かにこれは千葉県が一番高い率で今後近い将来に大きな地震が来るだろうということであります。特に千葉市が想定地域ということで出されたものであったんですけれども、特に沿岸の埋立地の

ところでは強い揺れになるということでもございました。当然、旭市もそういったプレートの上にあるということも想定しながら、さらに強い地震に対してどうしていくのかということであれば、現在防災機能を持つ公園の一角に新庁舎を、建設候補地として手続きを進めているところでもありますので、その辺できるだけ早く建設できるように市民、それから議会のご理解を得ながら、耐震性の問題を含めて早期に進めていきたいなど、そのように考えているところでもあります。関係業務、早急に調整できればと思っております。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） この千葉市が震度6弱ですか、の地震に襲われるということでもございます。カテゴリーⅡに同じ千葉市と、それからこの周辺は同じカテゴリーⅡというこの部分に入っているんですね。そうすると、今後30年間の間に震度6弱の地震が来ると予想されるわけですので、どうか業務、計画、継続計画とともに新庁舎も早く建て直すということをお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員の一般質問を終わります。

以上で本日本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

---

○議長（平野忠作） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は23日定刻より開会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時59分

## 平成28年旭市議会第2回定例会会議録

### 議事日程（第6号）

平成28年6月23日（木曜日）午前10時開議

- 第 1 常任委員長報告
- 第 2 質疑、討論、採決
- 第 3 常任委員長請願報告
- 第 4 質疑、討論、採決
- 第 5 常任委員長陳情報告
- 第 6 質疑、討論、採決
- 第 7 議員派遣の件
- 第 8 事務報告
- 第 9 閉 会

---

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 常任委員長報告
- 日程第 2 質疑、討論、採決
- 日程第 3 常任委員長請願報告
- 日程第 4 質疑、討論、採決
- 日程第 5 常任委員長陳情報告
- 日程第 6 質疑、討論、採決
- 追加日程第1 発議案上程
- 追加日程第2 提案理由の説明
- 追加日程第3 質疑、討論、採決
- 日程第 7 議員派遣の件
- 日程第 8 事務報告
- 日程第 9 閉 会

---

### 出席議員（22名）

1番	林 晴 道	2番	高 橋 秀 典
3番	米 本 弥一郎	4番	有 田 惠 子
5番	宮 内 保	6番	磯 本 繁
7番	飯 嶋 正 利	8番	宮 澤 芳 雄
9番	太 田 將 範	10番	伊 藤 保
11番	島 田 和 雄	12番	平 野 忠 作
13番	伊 藤 房 代	14番	林 七 巳
15番	向 後 悦 世	16番	景 山 岩三郎
17番	滑 川 公 英	18番	木 内 欽 市
19番	佐久間 茂 樹	20番	林 俊 介
21番	高 橋 利 彦	22番	林 正 一 郎

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

市 長	明 智 忠 直	副 市 長	加 瀬 寿 一
教 育 長	茅 田 哲 雄	秘書広報課長	飯 島 茂
行 政 改 革 推 進 課 長	浪 川 昭	総 務 課 長	加 瀬 正 彦
企画政策課長	横 山 秀 喜	財 政 課 長	伊 藤 憲 治
税 務 課 長	渡 邊 満	市民生活課長	大 木 廣 巳
環 境 課 長	井 上 保 巳	保険年金課長	高 木 松 夫
健康管理課長	浪 川 勝 子	社会福祉課長	岩 井 正 和
子 育 て 支 援 課 長	大 矢 淳	高 齢 者 福 祉 課 長	宮 内 隆
商工観光課長	向 後 嘉 弘	農 水 産 課 長	宮 負 賢 治
建 設 課 長	加 瀬 喜 弘	都市整備課長	川 口 裕 司
下 水 道 課 長	高 野 和 彦	会 計 管 理 者	島 田 知 子
消 防 長	品 村 順 一	水 道 課 長	加 瀬 宏 之
庶 務 課 長	角 田 和 夫	学 校 教 育 課 長	石 見 孝 男
生涯学習課長	高 木 昭 治	体 育 振 興 課 長	加 瀬 英 志



監事 査務 委員 局長

高 安 一 範

農 業 委 員 会 長  
農 事 務 局 長

相 澤 薫

---

事務局職員出席者

事 務 局 長

阿 曾 博 通

事 務 局 次 長

花 澤 義 広

---

開議 午前10時 0分

○議長（平野忠作） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

---

○議長（平野忠作） 議案第1号から議案第7号までと議案第10号から議案第12号までの10議案及び請願第1号、請願第2号の請願2件並びに陳情第2号から陳情第5号の陳情4件を一括議題といたします。

各常任委員会に付託いたしました議案等の審査結果は、お手元に配付のとおりであります。配付漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平野忠作） 配付漏れないものと認めます。

---

#### ◎日程第1 常任委員長報告

○議長（平野忠作） 日程第1、常任委員長報告。

これより、各常任委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、建設経済常任委員会委員長、宮澤芳雄議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長 宮澤芳雄 登壇）

○建設経済常任委員長（宮澤芳雄） おはようございます。

建設経済常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る6月10日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成28年度旭市一般会計補正予算の議決についての1議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る6月17日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より、副市長

ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

農業振興費と畜産振興費の三つの事業について、導入後の効果はどのようなものか、との質疑では、飼料用米等流通加速化事業では、専用乾燥機とフレキシブルコンテナバック用設備の導入により、作業効率の上昇や出荷作業の負担軽減が見込める。

産地パワーアップ事業では、集出荷場の面積の拡大と移動式梱包ラインの設置により、時間短縮と人件費の削減が見込まれ、出荷コストが削減できる。

畜産競争力強化対策整備事業では、酪農関係では、搾乳ロボットの導入により、搾乳頭数に関係なく対応が可能となり、養豚関係では、肥育豚舎や分娩舎の整備による経営規模の拡大、また、排せつ物処理施設の整備により、良質な堆肥が作られ、地域循環型の農業が構築できるとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成28年6月23日、建設経済常任委員長、宮澤芳雄。

○議長（平野忠作） 建設経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員会委員長、伊藤房代議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 伊藤房代 登壇）

○文教福祉常任委員長（伊藤房代） おはようございます。

文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る6月10日の本会議において、本委員会に付託されました議案第3号、旭市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号、工事請負契約の締結についての2議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る6月20日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より、教育長ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

議案第7号の主な質疑について申し上げます。

工事箇所について、普通教室も含まれているが、授業に与える影響をどのように回避するのか。また、工期はどのくらいかとの質疑では、先生方にも工程会議に参加してもらい、スケジュールや工事内容を説明し、改修教室の順番等を検討する。

また、音の出る工事等については、授業終了後や夏休み等に集中して行えればと考えている。

工期については、来年の8月31日までとなっており、約1年2か月を見込んでいるとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、2議案とも全員賛成でそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成28年6月23日、文教福祉常任委員長、伊藤房代。

○議長（平野忠作） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員会委員長、伊藤保議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長 伊藤 保 登壇）

○総務常任委員長（伊藤 保） 総務常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る6月10日の本会議において、本委員会に付託されました議案第2号、旭市議会議員及び旭市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号、財産の取得について、議案第5号、財産の取得について、議案第6号、財産の取得について、議案第10号、専決処分の承認について、議案第11号、専決処分の承認について、議案第12号、専決処分の承認についての7議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る6月21日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より、副市長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

議案第5号の主な質疑について申し上げます。

新しいはしご車は、現在のものと比較して、どれくらい性能が上がっているのかとの質疑では、大きく分けて5点ほど機能面が向上している。

1点目は、車体について、はしご車専用のシャーシーで、4WS装置により回転半径を小さくすることで、小回りがきくようになる。

2点目は、はしご車先端のバスケットが大きくなり、大人4人が搭乗可能となる。

3点目は、先端のバスケットとリフターと呼ばれる昇降機が同時に使用できるようになり、迅速な救助活動が可能となる。

4点目は、はしご車の先端が屈折することにより、電線や建物屋上の手すりを乗り越える

ことができる。

5点目は、伸縮水路管装置により、はしごの伸縮、旋回、屈折等のときでも、自由な放水が可能となるとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、7議案とも全員賛成で、それぞれ原案のとおり可決、承認すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成28年6月23日、総務常任委員長、伊藤保。

○議長（平野忠作） 総務常任委員長の報告は終わりました。

以上で付託議案に対する各委員長の報告は終わりました。

---

## ◎日程第2 質疑、討論、採決

○議長（平野忠作） 日程第2、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

ただいまの各委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平野忠作） 質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（平野忠作） 討論なしと認めます。

これより議案第1号から議案第7号までと議案第10号から議案第12号までの10議案について採決いたします。

議案第1号、平成28年度旭市一般会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（平野忠作） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、旭市議会議員及び旭市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の

一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(平野忠作) 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、旭市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(平野忠作) 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(平野忠作) 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(平野忠作) 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(平野忠作) 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号、工事請負契約の締結について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(平野忠作) 賛成多数。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(平野忠作) 全員賛成。

よって、議案第10号は承認することに決しました。

議案第11号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(平野忠作) 全員賛成。

よって、議案第11号は承認することに決しました。

議案第12号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(平野忠作) 全員賛成。

よって、議案第12号は承認することに決しました。

---

### ◎日程第3 常任委員長請願報告

○議長(平野忠作) 日程第3、常任委員長請願報告。

これより文教福祉常任委員会に付託いたしました請願審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

委員長、伊藤房代議員、ご登壇願います。

(文教福祉常任委員長 伊藤房代 登壇)

○文教福祉常任委員長(伊藤房代) 文教福祉常任委員会委員長の請願報告を申し上げます。

去る6月10日の本会議において、本委員会に付託されました請願第1号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書採択に関する請願、請願第2号、国における平成29(2017)年度教育予算拡充に関する意見書採択に関する請願の請願2件について、審査経過並びに結果を申し上げます。

請願審査は、6月20日、付託議案の審査終了後、紹介議員並びに担当課より、本請願の内容について詳しく説明を受け、直ちに審査を行いました。

審査では、特に意見はなく、別紙報告書のとおり、請願2件とも全員賛成で採択と決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成28年6月23日、文教福祉常任委員長、伊藤房代。

○議長(平野忠作) 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

以上で付託請願に対する委員長の報告は終わりました。

---

◎日程第4 質疑、討論、採決

○議長（平野忠作） 日程第4、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

請願第1号、請願第2号の請願2件を一括議題といたします。

委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平野忠作） 質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（平野忠作） 討論なしと認めます。

これより請願第1号について採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

請願第1号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書採択に関する請願について、採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（平野忠作） 全員賛成。

よって、請願第1号は採択と決しました。

続いて、請願第2号について採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

請願第2号、国における平成29（2017）年度教育予算拡充に関する意見書採択に関する請願について、採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（平野忠作） 全員賛成。

よって、請願第2号は採択と決しました。

---



## ◎日程第5 常任委員長陳情報告

○議長（平野忠作） 日程第5、常任委員長陳情報告。

これより、文教福祉常任委員会に付託いたしました陳情審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

委員長、伊藤房代議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 伊藤房代 登壇）

○文教福祉常任委員長（伊藤房代） 文教福祉常任委員会委員長の陳情報告を申し上げます。

去る6月10日の本会議において、本委員会に付託されました陳情第2号、公立保育所の一般財源化を廃止し、直接補助制度に戻すことを求める意見書の提出を求める陳情、陳情第3号、保育士不足を解消するため、保育士の処遇を大幅に改善することを求める意見書の提出を求める陳情、陳情第4号、子育て費用の家計負担軽減化を図るために保育料の低減化を求める意見書の提出を求める陳情、陳情第5号、難病・疾病対策の充実に関して国等への意見書の提出を求める陳情の陳情4件について、審査経過並びに結果を申し上げます。

陳情審査は、6月20日、付託議案の審査終了後、担当課より本陳情の内容について詳しく説明を受け、直ちに審査を行いました。

審査では、公立保育所の一般財源化の廃止は、国の三位一体改革の方針であり、地方分権を推進していく中で、権限の移譲も踏まえるとかなり難しいと考える。旭市では、公立保育所において児童数は減少傾向であり、待機児童も発生していない。

また、保育士不足は保育士の処遇問題があると思われるが、これらの問題解決には保育費用が増加することが考えられ、保育料の引き上げも危惧される。

さらに、保育料の低減化については、本市では、第3子以降の保育料の減免等を実施しており、多子世帯における子育て支援策等は充実しているとの意見が出され、結果、別紙報告書のとおり、陳情第2号、第3号、第4号については、賛成者はなく、それぞれ不採択と決し、陳情第5号については、全員賛成で採択と決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成28年6月23日、文教福祉常任委員長、伊藤房代。

○議長（平野忠作） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

以上で付託陳情に対する委員長の報告は終わりました。

◎日程第6 質疑、討論、採決

○議長（平野忠作） 日程第6、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

陳情第2号から陳情第5号までの陳情4件を一括議題といたします。

委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平野忠作） 質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（平野忠作） 討論なしと認めます。

これより陳情第2号について採決をいたします。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

陳情第2号、公立保育所の一般財源化を廃止し、直接補助制度に戻すことを求める意見書の提出を求める陳情について、採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（平野忠作） 賛成少数。

よって、陳情第2号は不採択と決しました。

続いて、陳情第3号について採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

陳情第3号、保育士不足を解消するため、保育士の処遇を大幅に改善することを求める意見書の提出を求める陳情について、採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（平野忠作） 賛成少数。

よって、陳情第3号は不採択と決しました。

続いて、陳情第4号について採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

陳情第4号、子育て費用の家計負担軽減化を図るために保育料の低減化を求める意見書の提出を求める陳情について、採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(平野忠作) 賛成少数。

よって、陳情第4号は不採択と決しました。

続いて、陳情第5号について採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

陳情第5号、難病・疾病対策の充実に関して国等への意見書の提出を求める陳情について、採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(平野忠作) 賛成多数。

よって、陳情第5号は採択と決しました。

ここで、しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時45分

○議長(平野忠作) 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、発議案が提出されました。

提出されました発議案は、発議第1号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について、発議第2号、国における平成29年度教育予算拡充に関する意見書の提出について、発議第3号、難病・疾病対策の充実を求める意見書の提出についての3発議案であります。

配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平野忠作) 配付漏れないものと認めます。

ただいま発議案に伴う日程の追加について、議会運営委員会を開催していただきました。

その結果につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

委員長、林俊介議員、ご登壇願います。

(議会運営委員長 林 俊介 登壇)

○議会運営委員長(林 俊介) ただいま議会運営委員会を開きまして、発議案の提出に伴う

日程追加について協議をいたしましたので、その内容について、私のほうより報告を申し上げます。

本日提出されました発議案は、発議第1号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について、発議第2号、国における平成29年度教育予算拡充に関する意見書の提出について、発議第3号、難病・疾病対策の充実を求める意見書の提出についての3発議案であります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

お手元に配付してあります平成28年旭市議会第2回定例会議事日程（その2）、本日6月23日木曜日をご覧いただきたいと思っております。この後、追加日程第1、発議案上程。追加日程第2、提案理由の説明。追加日程第3、質疑、討論、採決。

以上のおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（平野忠作） 議会運営委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。発議第1号から発議第3号までの3発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平野忠作） ご異議なしと認めます。

よって、本発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

---

### ◎追加日程第1 発議案上程

○議長（平野忠作） 追加日程第1、発議案上程。

発議第1号から発議第3号までの3発議案を上程いたします。

発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について

発議第2号 国における平成29年度教育予算拡充に関する意見書の提出について

発議第3号 難病・疾病対策の充実を求める意見書の提出について

---

### ◎追加日程第2 提案理由の説明

○議長（平野忠作） 追加日程第2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

発議第1号から発議第3号について、文教福祉常任委員会委員長、伊藤房代議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 伊藤房代 登壇）

○文教福祉常任委員長（伊藤房代） それでは、発議第1号、発議第2号、発議第3号について、提案理由を申し上げます。

初めに、発議第1号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出についての提案理由を申し上げます。

本発議案については、意見書を朗読して、提案理由の説明に代えさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書。

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上を目指して、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

政府は、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図のもとに、義務教育費国庫負担金の減額や制度そのものの廃止にも言及している。

地方財政においても厳しさが増している今、同制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、同制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣宛てでございます。

続いて、発議第2号、国における平成29年度教育予算拡充に関する意見書の提出についての提案理由を申し上げます。

本発議案についても、意見書を朗読して、提案理由の説明に代えさせていただきます。

国における平成29年度教育予算拡充に関する意見書。

教育は、憲法・子どもの権利条約の精神にのっとり、日本の未来を担う子どもたちを心豊

かに教え、育てるという重要な使命を負っている。

しかし、現在、日本の教育は「いじめ」、「不登校」、少年による凶悪犯罪、さらには経済格差から生じる教育格差・子どもの貧困等、様々な深刻な問題を抱えている。また、東日本大震災、原子力発電所の事故からの復興はいまだ厳しい状況の中にあるといわざるをえない。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、様々な教育諸課題に対応する教職員定数の確保等も急務である。

千葉県及び県内各市町村においても、一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成を目指していく必要がある。そのための様々な教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状をみれば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要がある。

そこで、以下の項目を中心に、平成29年度に向けての予算の充実をしていただきたい。

- ・震災からの教育復興にかかわる予算の拡充を十分にはかること。
- ・少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること。
- ・保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること。
- ・現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業に関わる予算をさらに拡充すること。
- ・子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること。
- ・危険校舎、老朽校舎の改築や更衣室、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること。
- ・子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額の算定基準を改善し、地方交付税交付金を増額すること。

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではあるが、必要な教育予算を確保することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣宛てでございます。

続いて、発議第3号、難病・疾病対策の充実を求める意見書の提出についての提案理由を申し上げます。

本発議案についても、意見書を朗読して、提案理由の説明に代えさせていただきます。

難病・疾病対策の充実を求める意見書。

平成26年5月に「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」が成立し、平成27年1月から施行された。医療費助成の対象は、これまでの56疾患から、第1次、第2次実施分を加えると306疾患へと指定が広がることとなり、対象人口も従来の78万人から150万人へと倍増する見通しとなった。昨年秋からは、第3次実施分の検討が始まり、新制度に基づく更なる対策の充実が求められているところである。

しかしながら、今回の難病法においても、線維筋痛症、筋痛性脳脊髄炎など、人口割合で0.1%以上の疾病や診断基準が明確でない疾病等は、医療費助成の対象とされておらず、障害者施策の対象にもなりにくいなど、「制度の谷間」に置かれた難病・疾病へと支援措置はいまだ不十分なのが現状である。

よって、国におかれては、難病・疾病対策の充実を図るため下記事項に取り組まれるよう強く要望する。

1. 指定難病となっていない難病・疾病を抱える患者に対して救済措置を講じること。特に重症化し、日常生活が困難な患者に対しては、自己負担額軽減措置や、障害者手帳の交付など目に見える形での支援を積極的に実施すること。
2. 線維筋痛症など検査数値に現れにくい疾病の患者については、確定診断を得られるまで病院を次々に変えなければならない場合も多いため、スムーズに適切な医療を受けられるよう情報を周知するほか、医療現場のみならず、社会的認知及び理解の向上を図ること。
3. 財政措置を含め、難病患者への就労支援の充実、強化を行うこと。
4. 制度設計に当たっては、地方自治体に対する速やかな情報提供や意見交換の機会の確保を徹底し、地方自治体からの意見を十分に反映させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣宛てでございます。

皆様のご賛同をお願い申し上げます、提案理由といたします。

○議長（平野忠作） 提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第3 質疑、討論、採決

○議長（平野忠作） 追加日程第3、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

発議第1号から発議第3号までの3発議案を順次議題といたします。

発議第1号から発議第3号について、一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平野忠作） 質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平野忠作） 討論なしと認めます。

これより発議第1号について採決をいたします。

発議第1号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（平野忠作） 全員賛成。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

続いて、発議第2号について採決いたします。

発議第2号、国における平成29年度教育予算拡充に関する意見書の提出について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（平野忠作） 全員賛成。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

続いて、発議第3号について採決いたします。

発議第3号、難病・疾病対策の充実を求める意見書の提出について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（平野忠作） 全員賛成。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。



---

◎日程第7 議員派遣の件

○議長（平野忠作） 日程第7、議員派遣の件。

議員派遣の件を議題といたします。

地方公共団体の事務に関する調査等のため、地方自治法第100条第13項及び旭市議会会議規則第166条の規定により、お手元に配付されております件名表のとおり、平成28年7月12日、13日に姉妹都市であります長野県茅野市の政策的事業の概要などの行政視察のため、議員を派遣したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平野忠作） ご異議なしと認めます。

よって、件名表のとおり議員を派遣することに決しました。

---

◎日程第8 事務報告

○議長（平野忠作） 日程第8、事務報告。

事務報告を求めます。

総務課長、登壇してください。

（総務課長 加瀬正彦 登壇）

○総務課長（加瀬正彦） それでは、篤志寄附を受納しましたので、ご報告いたします。

お手元の報告書をご覧ください。

1つ、金10万円を旭ライオンズクラブ様より、4月18日受納いたしました。

1つ、金10万37円を住宅エコポイント事務局様より、4月28日受納いたしました。

1つ、消防儀礼服一式2組を斉藤忠雄様より、5月23日受納いたしました。

以上で事務報告を終わります。

○議長（平野忠作） 事務報告は終わりました。

先ほどの議員派遣の件で、旭市議会会議規則第166条と言うべきものを第116条と言ってしまいました。すみませんでした。訂正いたしますので、よろしくお願ひします。

---

◎日程第9 閉 会

○議長（平野忠作） 以上をもちまして、本定例会に提出されました議案等の審議は全部終了いたしました。

これにて、平成28年旭市議会第2回定例会を閉会いたします。

長期間にわたり、大変ご苦勞さまでございました。

閉会 午前11時 3分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

旭市議会 議長 平野 忠作

副議長 島田 和雄

議員 宮内 保

議員 飯嶋 正利